

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

令和 7 年版

令和 7 年 3 月 2 1 日 国営設第 184 号
最終改定 令和 7 年 5 月 1 2 日 国営設第 25 号

この標準仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。また、この標準仕様書は、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準です。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール（<http://www.mlit.go.jp/link.html>）をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 適用

- (1) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）に規定されている事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。
- (2) 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ア)から(オ)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。
 - (ア) 質問回答書((イ)から(オ)までに對するもの)
 - (イ) 現場説明書
 - (ウ) 特記仕様
 - (エ) 図面
 - (オ) 標準仕様書

1.1.2 用語の定義

- (1) 標準仕様書の用語の意義は、次による。
 - (ア) 「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。
 - (イ) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
 - (ウ) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
 - (エ) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
 - (オ) 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - (カ) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、機器及び材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
 - (キ) 「監督職員の立会い」とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。
 - (ク) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
 - (ケ) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - (コ) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
 - (サ) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

- (シ) 「特記」とは、1.1.1「適用」(2)の(ア)から(エ)までに指定された事項をいう。
- (ス) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (セ) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (ソ) 「施工図等」とは、施工図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- (タ) 「JIS」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格をいう。
- (チ) 「JAS」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格をいう。
- (ツ) 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
- (テ) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ト) 「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ナ) 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
- (ニ) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が施工上の措置を判断すべき場合においては、あらかじめ監督職員の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (ヌ) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合又は「ただし書」のある場合は、他の手段によることができることをいう。
- (ネ) 「標準図」とは、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）をいう。

1.1.3 官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.1.4 工事实績情報システム（コリンズ）への登録

- (1) 工事实績情報システム（コリンズ）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日は含まない。
 - (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 - (イ) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内
 - (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
- (2) 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、「公共建築工事標準書式」によるほか、監督職員と協議する。
- (2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

なお、情報共有システムの適用及びシステム要件は、特記による。

- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

1.1.6 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

1.1.7 関連工事等の調整

- (1) 契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督職員が行う調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

- (1) 次のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。
 - (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - (イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合
 - (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
 - (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
 - (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る事項等

- (1) 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告する。
 - (ア) 設計図書の訂正又は変更による場合

- (イ) 工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合
- (ウ) 著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合
- (エ) 資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合
- (オ) 関連工事等の調整への協力による場合
- (カ) その他受注者の責めに帰すことができない事由が生じた場合
- (2) 契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。
 なお、提出にあたっては、協議に必要な資料が、(1)により報告した書面と同一の場合は、(1)の書面に代えることができる。

1.1.11 特許の出願等

- (1) 工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。

1.1.12 埋蔵文化財その他の物件

- (1) 工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。
 なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

1.1.13 関係法令等の遵守

- (1) 工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

1.1.14 遠隔臨場の実施

- (1) 遠隔臨場（動画撮影用カメラ等と Web 会議システム等により映像と音声を配信し、監督職員の立会い等を行うことをいう。）の適用及び実施内容は、特記による。

第 2 節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を明記する。

1.2.2 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提

出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
- (5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1.2.3 施工図等

- (1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

1.2.4 工事の記録等

- (1) 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、特記による。
- (2) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) (2)から(4)までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

第3節 工事現場管理

1.3.1 施工管理

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

1.3.2 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は特記による。
 - (ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

1.3.3 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。
 - (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (2) (1)以外の施工条件は、特記による。

1.3.4 品質管理

- (1) 1.2.2「施工計画書」(3)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
- (2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
- (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

1.3.5 施工中の安全確保

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」（令和元年 9 月 2 日付け 国土交通省告示第 496 号）及び「建築工事安全施工技術指針」（平成 7 年 5 月 25 日付け 建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (5) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱い、火花等の飛散に十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。
- (6) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、監督職員に報告する。
- (7) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
- (イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。

1.3.6 交通安全管理

- (1) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

1.3.7 災害等発生時の安全確保

- (1) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

1.3.8 施工中の環境保全等

- (1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年

法律第 97 号)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 3 年法律第 60 号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 3 号)を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境保全に努める。

- (2) 塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- (3) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

1.3.9 発生材の処理等

- (1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用 に努める。
 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
- (2) 発生材の処理は、次による。
 - (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。
 なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。
 - (ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。
 なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
 - (エ) (ア) から (ウ) まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ、適切に処理の上、監督職員に報告する。

1.3.10 養生

- (1) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。

1.3.11 後片付け

- (1) 工事の完成に当たり、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

第 4 節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮

- (1) 使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。
- (2) 使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を

含有しないものとする。

1.4.2 機材の品質等

- (1) 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。

なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

- (2) 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）に適合するものとする。

- (3) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書において JIS、JAS 又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JIS マーク、JAS マーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

- (4) (3)の資料は、機材の試験結果（試験成績書）のほか、製造者が有する実験値等に基づく性能表・能力計算書等の性能を証明するものとしてもよい。

なお、表 1.1.1 に示す機材の資料は、同表の試験項目に掲げる内容を含むものとする。

- (5) 工事現場施工のコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日 林野庁）に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。

- (6) 調合を要する材料は、調合表等を監督職員に提出する。

- (7) 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。

- (8) 各編で使用する鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム材等の材料の呼称、規格等は、第 2 編 1.1.2 「材料・機材等の呼称及び規格」による。

- (9) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8 「疑義に対する協議等」による。

表 1.1.1 機材の試験

機 材		試 験 項 目
第3編 空気調和設備工事		
1.1.6	ボ イ ラ ー	加熱能力、水圧
1.2.5	温 水 発 生 機	加熱能力、気密又は満水、水圧
1.3.7	空気熱源ヒートポンプユニット	冷凍能力、加熱能力、耐圧及び気密、騒音
1.3.7	水 冷 チ リ ン グ ユ ニ ッ ト	冷凍能力、加熱能力、耐圧及び気密
1.3.7	遠 心 冷 凍 機	冷凍能力、耐圧及び気密
1.3.7	吸 収 冷 凍 機	冷凍能力、気密及び水圧
1.3.7	吸 収 冷 温 水 機	冷凍能力、加熱能力、気密及び水圧
1.3.7	吸 収 冷 温 水 機 ユ ニ ッ ト	冷凍能力、加熱能力、気密及び水圧
1.4.16	コージェネレーション装置	JIS B 8122「コージェネレーションシステムの性能試験方法」等
1.5.11	氷 蓄 熱 ユ ニ ッ ト	JIS B 8625「空気調和用氷蓄熱ユニット試験方法」等
1.6.9	冷 却 塔	冷却能力及び騒音
1.7.8	ユ ニ ッ ト 形 空 気 調 和 機	冷房能力、暖房能力、風量、静圧、運転電流、振動、騒音及び耐圧
1.7.8	コ ン パ ク ト 形 空 気 調 和 機	冷房能力、暖房能力、風量、静圧、運転電流、振動、騒音及び耐圧
1.7.8	フ ァ ン コ イ ル ユ ニ ッ ト	冷房能力、暖房能力、風量、消費電力、損失水頭及び騒音
1.7.8	パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	冷房能力、暖房能力、風量、静圧、運転電流、振動、騒音、耐圧及び気密
1.7.8	マルチパッケージ形空気調和機	冷房能力、暖房能力、風量、電流値、振動、騒音、耐圧及び気密
1.7.8	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	冷房能力、暖房能力、風量、電流値、振動、騒音、耐圧及び気密
1.9.4	回 転 形 全 熱 交 換 器	全熱の交換効率及び圧力損失
1.9.4	全 熱 交 換 ユ ニ ッ ト	全熱の交換効率及び騒音
1.10.11	フ ァ ン コ ン ベ ク タ ー	暖房能力、風量、消費電力、騒音及び耐圧
1.10.11	コ ン ベ ク タ ー	耐圧
1.10.11	パ ネ ル ラ ジ エ ー タ ー	耐圧
1.10.11	ユ ニ ッ ト ヒ ー タ ー	暖房能力、風量、騒音及び耐圧
1.10.11	床 暖 房	水圧試験又は空気圧試験、導体抵抗検査等
1.10.11	ガ ス 温 水 熱 源 機	加熱能力及び水圧
1.11.5	遠 心 送 風 機	風量、静圧、回転速度及び騒音
1.11.5	軸 流 送 風 機 及 び 斜 流 送 風 機	風量、静圧、回転速度及び騒音
1.12.6	空 調 用 ポ ン プ	揚水量、揚程、電流値及び水圧
1.12.6	ボ イ ラ ー 給 水 ポ ン プ	水圧
1.13.10	多 管 形 熱 交 換 器	水圧
1.13.10	プ レ ー ト 形 熱 交 換 器	水圧
1.13.10	開 放 形 膨 張 タ ン ク	内部防錆皮膜(エポキシ樹脂ライニングされたものに限る)
1.13.10	空調用密閉形隔膜式膨張タンク	水圧又は気密
1.13.10	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク	水圧(消防法による完成検査前検査の検査済証がある場合を除く)
1.13.10	地 下 オ イ ル タ ン ク	水圧(消防法による完成検査前検査の検査済証がある場合を除く)

1.13.10	ヘッダー	水圧及びめっき（冷温水用に限る）
第4編 自動制御設備工事		
1.6.1	自動制御設備工事	外観及び性能
第5編 給排水衛生設備工事		
1.1.13	衛生器具ユニット	漏水、排水勾配
1.2.9	揚水用ポンプ	揚水量、揚程、電流値及び水圧
1.2.9	小形給水ポンプユニット	揚水量、揚程、電流値及び水圧
1.2.9	水道用直結加圧形ポンプユニット	水圧
1.2.9	給湯用循環ポンプ	揚水量、揚程、電流値及び水圧
1.3.13	真空温水発生機	加熱能力、水圧、気密又は満水
1.3.13	無圧式温水発生機	加熱能力、水圧、気密又は満水
1.3.13	木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）	加熱能力、水圧、気密又は満水
1.3.13	木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）	加熱能力、水圧、気密又は満水
1.3.13	瞬間湯沸器	水圧
1.4.7	鋼板製一体形タンク	内部防錆皮膜
1.4.7	消防用充水タンク	内部防錆皮膜（エポキシ樹脂ライニングされたものに限る）
1.4.7	給湯用膨張・補給水タンク	内部防錆皮膜（エポキシ樹脂ライニングされたものに限る）
1.4.7	給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	水圧又は気密
1.4.7	貯湯タンク	水圧

注 加熱・冷凍能力、冷房・暖房能力は、適用される規格の許容範囲にかかわらず、設計図書に定める値を満足するものとする。

1.4.3 機材の搬入

- (1) 工事現場へ機材を搬入するごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.4.4 機材の検査等

- (1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) (1)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) (1)による検査の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。

1.4.5 機材の検査に伴う試験

- (1) 試験は、次の場合に行う。
 - (ア) 設計図書に定められた場合
 - (イ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (2) 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S（（公社）空気調和・衛生工学会規格）等の法規又は規格に定めのある場合は、これによる。
- (3) 確認が完了したときは、その試験成績書等を監督職員に提出する。

1.4.6 機材の保管

- (1) 搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。
 なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

第 5 節 施工

1.5.1 施工

- (1) 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。

1.5.2 技能士

- (1) 技能士は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は特記による。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、1 名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
- (3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。

1.5.3 一工程の施工の確認及び報告

- (1) 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。
 なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

1.5.4 施工の検査等

- (1) 設計図書に定められた場合又は 1.5.3「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。
- (2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。

1.5.5 施工の検査に伴う試験

- (1) 試験は、次の場合に行う。
 - (ア) 設計図書に定められた場合
 - (イ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。

1.5.6 総合試運転調整等

1.5.6.1 一般事項

- (1) 総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督職員に提出し、品質計画にかかる部分について承諾を受ける。

1.5.6.2 各機器の個別運転調整

- (1) 総合試運転調整に先立ち、各機器の個別運転調整を行う。

1.5.6.3 総合試運転調整

- (1) 各設備における装置全体が設計図書の意図した機能を満足することを確認することを目的とし、各設備における装置全体の施工完了時に、設計図書に示された目標値等と照合しながら、各機器相互間の総合試運転調整を行う。
- (2) 総合試運転調整の項目は、次によるものとし、適用は特記による。
 - (ア) 風量調整

- (イ) 水量調整
- (ウ) 室内外空気の温湿度の測定
- (エ) 室内気流及びじんあいの測定
- (オ) 騒音の測定
- (カ) 飲料水の水質の測定（水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 10 条による水質検査とする。ただし、水道法第 3 条第 6 項に規定する専用水道に該当しないものは除くものとするが、地方公共団体の条例等の定めがある場合は、その定めによる。）
- (キ) 雑用水の水質の測定（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第 2 条の「建築物環境衛生管理基準」による。）

1.5.6.4 測定報告書

- (1) 総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録表及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督職員に提出する。測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。

1.5.7 関連工事等との総合試運転調整

- (1) 関連工事等との総合試運転調整を行う場合は、次による。
 - (ア) 空気調和設備、消火設備、昇降機設備等について関連する機器と連動させ、設計図書の意図した機能を満たすことを確認する。
 - (イ) その他の事項については、監督職員と協議する。

1.5.8 施工の立会い

- (1) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。
 - (ア) 設計図書に定められた場合
 - (イ) 主要機器を設置する場合
 - (ウ) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
 - (エ) 総合試運転調整を行う場合
 - (オ) 監督職員が特に指示する場合
- (2) 監督職員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。
- (3) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.5.9 工法等の提案

- (1) 設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。
 - (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
 - (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案
 - (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案

1.5.10 化学物質の濃度測定

- (1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (2) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は、特記による。
- (3) 測定結果は、監督職員に提出する。

第 6 節 工事検査及び技術検査

1. 6. 1 工事検査

- (1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。
- (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1. 6. 2 技術検査

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。
 - (ア) 1. 6. 1「工事検査」の(1)及び(2)に示す工事検査を行うとき。
 - (イ) 工事施工途中における技術検査（中間技術検査）の実施回数及び実施する段階が特記された場合、その実施する段階に到達したとき。
 - (ウ) 発注者が特に必要と認めたとき。
- (2) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

第 7 節 完成図等

1. 7. 1 完成時の提出図書

- (1) 工事完成時の提出図書は特記による。特記がなければ、1. 7. 2「完成図」及び 1. 7. 3「保全に関する資料」による。

1. 7. 2 完成図

- (1) 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。
 - (ア) 図面の種類は特記による。特記がなければ、次による。
 - (a) 屋外配管図
 - (b) 各階平面図及び図示記号
 - (c) 主要機械室平面図及び断面図
 - (d) 便所詳細図
 - (e) 各種系統図
 - (f) 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）
 - (g) 浄化槽設備、昇降機設備、機械式駐車設備及び医療ガス設備の図
 - (イ) 記載する寸法、縮尺、文字、図示記号等は設計図書に準ずるとし、記載内容の詳細は監督職員との協議による。

1. 7. 3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料は次による。
 - (ア) 建築物等の利用に関する説明書
 - (イ) 機器取扱い説明書
 - (ウ) 機器性能試験成績書
 - (エ) 官公署届出書類

（オ） 総合試運転調整報告書

（2） （1）の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。

1.7.4 標識その他

（1） 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に定めるところによる標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等）を設置する。

（2） 機器には、名称及び記号を表示する。

（3） 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。

なお、配管の識別は、原則として、JIS Z 9102「配管系の識別表示」によるものとし、識別方法及び色合いは監督職員の指示による。

（ア） 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。

（イ） 弁には、弁の開閉を表示する。

1.7.5 保守工具

（1） 当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、桷等の保守点検に必要な工具一式を監督職員に提出する。

第2編 共通工事

第1章 一般事項

第1節 規格等

1.1.1 引用規格

- (1) 各編で引用している規格は、表2.1.1による。

表2.1.1 引用規格

番号	規格名称	番号	規格名称
JIS	日本産業規格	JAS	日本農林規格
SHASE-S	(公社)空気調和・衛生工学会規格	JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格
JRA	(一社)日本冷凍空調工業会標準規格	AS	塩化ビニル管・継手協会規格
HA	日本暖房機器工業会規格	JEM	(一社)日本電機工業会規格
JWWA	(公社)日本水道協会規格	JCS	(一社)日本電線工業会規格
SAS	ステンレス協会規格	JV	(一社)日本バルブ工業会規格
JCDA	(一社)日本銅センター規格	JACA	(公社)日本空気清浄協会規格
WSP	日本水道鋼管協会規格	JASS	(一社)日本建築学会材料規格
JPF	日本金属継手協会規格	JSWAS	(公社)日本下水道協会規格
JFEA	(一社)日本厨房工業会規格	JXPA	架橋ポリエチレン管工業会規格
JPMS	(一社)日本塗料工業会規格	RWA	ロックウール工業会規格

1.1.2 材料・機材等の呼称及び規格

(1) 材料・機材等の呼称及び規格は、各編によるほか、表 2.1.2 による。

表2.1.2 材料の呼称及び規格

呼 称		規 格		備 考
		番 号	名 称	
鋼材	鋼 板	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延鋼板 JIS G 3193
		JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	熱間圧延鋼板 JIS G 3193
		JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯	
	亜鉛鉄板	JIS G 3302	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	一般用 SGCC
	カラー亜鉛鉄板	JIS G 3312	塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	一般用2類 CGCC-20
	電気亜鉛鉄板	JIS G 3313	電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	
	溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3321	溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	
	塗装溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3322	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	
	形 鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延形鋼 JIS G 3192
	棒 鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延棒鋼 JIS G 3191
	平 鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延平鋼 JIS G 3194
軽 量 形 鋼		JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	
ステンレス鋼材	ステンレス鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	
		JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	
	ステンレス鋼棒	JIS G 4303	ステンレス鋼棒	
アルミニウム材	アルミニウム板	JIS H 4000	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条	
	アルミニウム押出形材	JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材	
アルミニウム箔		JIS H 4160	アルミニウム及びアルミニウム合金はく	

注 鋼材の備考欄に示すJIS番号は、鋼材の「形状、寸法、質量及びその許容差」を表す。

第2節 機器及び機器附属盤

1.2.1 機器

(1) 銘板

(ア) 各編で指定された銘板は、製造者名、製造年月又は製造年、形式、形番、性能等を明記する。

(2) 附属品

- (ア) 各編の機器の附属品で、*印がある附属品は本標準仕様書に定める機材に適合するものとし、*印のない附属品は製造者の標準仕様とする。

(3) 電源

- (ア) 設計図書に機器の消費電力、最大使用電流又は電源容量（以下、消費電力等）が特記された場合は、次による。
- (イ) 機器の消費電力等は、設計図書に特記された値を超えないものとする。
- (ウ) 機器の消費電力等は、建築基準法、JIS、SHASE-S 等の法規又は規格に定めのある場合は、これによる。また、定めがない場合は、次による。
- (a) 消費電力は、設計図書に記載された風量、水量等を出力するときの値とする。
- (b) 最大使用電流は、始動電流を除き、機器運転時における最大の電流値とする。
- (c) 電源容量は、最大使用電流時における電力とする。

1.2.2 機器附属盤

(1) 一般事項

- (ア) 各編で指定された機器附属の盤及び特記により指定された機器附属の盤に適用する。
- (イ) 機器附属の盤を設ける場合は、本項の機器を盤内に収納する。
- (ウ) 図面ホルダに、単線接続図等を具備する。
- (エ) ドアを閉じた状態で、充電部が露出してはならない。
なお、ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施したものとする。ただし、電気用品安全法の適用を受ける機器の盤は除く。
- (オ) 電源回路は、制御回路に電磁的な影響を与えないようにする。

(2) 表示及びブザー

- (ア) 機器附属盤に設ける表示及びブザーの仕様等は、特記による。特記がなければ、次による。
- (イ) 表示の光源は、原則として LED とする。
- (ウ) 表示の色別は、色に対応する項目の表記があれば、製造者の標準色としてもよい。
- (エ) 運転及び停止表示は、機器ごとに設ける。
- (オ) 保護継電器の動作表示は、次により設ける。
- (a) 保護継電器ごとに設ける。
- (b) 保護継電器の作動が動作表示以外で判別できる場合は、盤の表面に一括表示としてもよい。
- (カ) 運転時間積算表示は、次の実運転時間（単位 h）を表示又は印刷できるものとし、整数位 5 桁以上のものとする。
- (a) ボイラーは、バーナーの実運転時間
- (b) 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットは、溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間（単体運転も含む。）
- (c) (b)以外の冷凍機は、圧縮機の実運転時間
- (キ) 電流表示は、機械式（延長目盛電流計（赤指針付き））又はデジタル表示とし、電動機ごと又は機器ごとに設けるものとする。
- (ク) ボイラー等の表示項目及びブザーは、表 2.1.3 による。

表 2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー

機材名	適用範囲	表示項目											ブザー
		電源 (白色)	運転 (赤色) 及び停止 (緑色)	燃焼	安全回路	不着火	保護継電器の動作	ガス圧異常 (ガスだきの場合)	異常	冷温水出口温度	運転時間積算	電流	異常警報
鋼製ボイラー 鋼製小型ボイラー 鋳鉄製ボイラー 小型貫流ボイラー	簡易ボイラーは除く	○		○		○	○	○			○		○
無圧式温水発生機 真空式温水発生機 木質バイオマスボイラー	定格出力が186kW以下のものを除く	○	○	○		○	○	○	○		○		○
空気熱源ヒートポンプユニット	定格冷凍能力が180kW以上のもの	○	○				○			○	○	○	
水冷チリングユニット	定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満のもの		△				△			○	○		
遠心冷凍機		○	○				○			○	○	○	
吸収冷凍機		○	○				○			○	○		
吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット		○	○		○	○	○	○		○	○		○

注 1. 機材ごとに○印の項目を適用し、△印の項目の適用は特記による。

2. 安全回路表示は、温度過熱防止装置又は対震自動消火装置が作動した場合に消灯するものとする。

(ケ) 空気調和機の表示項目は、表 2.1.4 とする。

なお、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機にリモートコントローラーを附属する場合は、リモートコントローラーに表示することとしてもよい。また、表示項目の表示方法は、製造者の標準仕様とする。

表2.1.4 空気調和機の表示項目

機材名	適用範囲	表示項目			
		電源（白色）	運転（赤色）及び停止（緑色）	保護継電器の動作	運転時間積算
ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機		○	○		
パッケージ形空気調和機	冷房能力28kWを超えるもの	○	○	○	△
	冷房能力14kW以上28kW以下のもの		○	○	△
マルチパッケージ形空気調和機	冷房能力28kWを超えるもの	○	○	○	△
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	冷房能力28kWを超えるもの	○	○	○	△

注 機材ごとに○印の項目を適用し、△印の項目の適用は特記による。

(コ) 空気清浄装置の表示項目は、表 2.1.5 による。

表2.1.5 空気清浄装置の表示項目

機材名	表示項目			
	電源（白色）	荷電表示	巻取り完了表示	異常表示
自動巻取形エアフィルター	○		○	○
電気集じん器（自動巻取形）	○	○	○	○
電気集じん器（パネル形）	○	○		○

注 機材ごとに○印の項目を適用とする。

(3) 入力端子及び出力端子

- (ア) 機器に設ける入力端子、出力端子は特記による。特記がなければ、次による。
 (イ) 信号入出力条件は、標準図（信号入出力条件）による。
 (ウ) ボイラー等の入力端子及び出力端子は、表 2.1.6 による。

表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子

機材名	入力端子			出力端子					
	インターロック	遠方発停	冷温水出口温度設定	給水量表示	燃料消費量表示	ボイラー給水ポンプ発停	各ポンプ起動・停止信号	運転状態表示	故障状態表示
ボイラー（温水用）	○							○	○
ボイラー（蒸気用）	○					○		○	○
小型貫流ボイラー	○			△	△	○		○	○
真空式温水発生機	○							○	○
無圧式温水発生機									
木質バイオマスボイラー									
水冷チリングユニット	○	○	△				○	○	○
空気熱源ヒートポンプユニット	○	○	△				△	○	○
遠心冷凍機	○	○	△				○	○	○
吸収冷凍機	○	○	△				○	○	○
吸収冷温水機	○		△		△		○	○	○
吸収冷温水機ユニット									

注 機材ごとに、○印の項目の端子を取付ける。ただし、△印の項目端子の適用は特記による。

(エ) 空気調和機の入力端子及び出力端子は、表 2.1.7 による。

表2.1.7 空気調和機の入力端子及び出力端子

機材名	入力端子				出力端子	
	インターロック	遠方発停	温度設定	湿度設定	運転状態表示	故障状態表示
ユニット形空気調和機	○	○			○	○
コンパクト形空気調和機						
パッケージ形空気調和機	○	△	○	△		
マルチパッケージ形空気調和機	○	△	○	△		
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	○	△	○	△		

注 機材ごとに、○印の項目の端子を取付ける。ただし、△印の項目端子の適用は特記による。

(オ) 空気清浄装置の入力端子及び出力端子は、表 2.1.8 による。

表2.1.8 空気清浄装置の入力及び出力端子

機材名	入力端子	出力端子	
	空気調和機連動	巻取完了表示	故障状態表示
自動巻取形エアフィルター	○	○	○
電気集じん器（自動巻取形）	○	○	○
電気集じん器（パネル形）	○		○

注 機材ごとに、○印の項目の端子を取付ける。

(4) 過負荷及び欠相保護装置

(ア) 電動機を設ける場合は、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるよう、過負荷及び欠相保護装置を電動機ごとに設ける。ただし、次の場合は、装置を設けなくてもよい。

- (a) 1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができる場合は、欠相保護装置を電動機ごとに設けなくてもよい。
- (b) 1ユニットの装置で電動機自体に有効な保護サーモ等の焼損防止装置がある場合には、欠相保護装置を設けなくてもよい。
- (c) 出力 0.2kW 以下の誘導電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が 15A（配線用遮断器の場合は 20A）以下の単相電動機回路には、過負荷及び欠相保護装置を設けなくてもよい。

(5) インバータ制御装置（可変電圧可変周波数制御装置）

(ア) インバータ制御装置を設ける場合は、次による。

(イ) (2)及び(4)の電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。

(a) 過負荷(過電流)、単相(欠相)、過電圧等の異常が発生した場合は、電動機を停止する。

(b) 負荷で短絡が発生した場合の自己保護機能

(c) ストール防止機能

(ウ) 継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。

(エ) 制御方式は、正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式とする。

(オ) 瞬時の電圧低下に対する自動回復運転機能を備えたものとする。

(カ) 電動機の負荷特性に合わせて加減速の時間を調整できるものとする。

(キ) インバータ制御装置の高調波対策は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。

(a) 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下(交流側リアクトルで $K_i=1.8$ となる対策を除く)となるようにした機器

(b) JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当り

の入力電流が 20A 以下の機器)」が適用された機器

- (c) 基本波力率が 1 であるときの入力力率が 0.94 以上のインバータ制御装置
- (d) 基本波力率が 1 であるときの入力力率が 0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置
- (ク) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。
- (6) 誘導電動機の始動方式
 - (ア) 各編に記載された機器（製造者の標準仕様のものを含む。）の 200V・400V 三相誘導電動機の始動方式は、特記による。特記がなければ表 2.1.9 による。

表2.1.9 200V・400V三相誘導電動機の始動方式

電動機出力	始動方式	備 考
11kW未満	直入始動	
11kW以上	始動装置による始動	電動機の出力 1 kW 当たりの入力 が 4.8kVA 未満のものは始動装置は不要

注 1. 始動装置とは、スターデルタ、順次直入、パートワインディング等で、電動機の始動時の入力を、その電動機の出力 1 kW 当たり 4.8kVA 未満にするものをいう。

- 2. ユニット等複数台の電動機を使用する機器の電動機の出力は、同時に運転する電動機の合計出力とする。
なお、入力、最終段の電動機の始動終了までに最大となる値とする。

第 2 章 配管工事

第 1 節 配管材料

2.1.1 一般事項

- (1) 都市ガス又は液化石油ガス以外に水配管用亜鉛めっき鋼管又は配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径 100 以下は鍛接鋼管（SGP-B）、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管（SGP-E-H）又は電気抵抗溶接鋼管（SGP-E-G）のうち耐溝状腐食電縫鋼管とし、呼び径 125 以上は電気抵抗溶接鋼管（SGP-E-G）のうち耐溝状腐食電縫鋼管とする。
- (2) 都市ガス又は液化石油ガス以外に圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、電気抵抗溶接鋼管（STPG-E-G）のうち耐溝状腐食電縫鋼管、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管（STPG-E-H）又は継目無鋼管（STPG-S）とする。

2.1.2 管及び継手

2.1.2.1 冷温水及び冷却水用

- (1) 冷温水及び冷却水管の規格は、表 2.2.1 によるものとし、管材は特記による。

表2.2.1 冷温水及び冷却水管

呼 称	規 格			用 途
	番 号	名 称	備 考	
鋼 管	JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき鋼管		冷温水
	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白 管	冷却水
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG 370 白管 Sch 40	
塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA	冷却水
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA	
耐熱性ライニング鋼管	JWWA K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HVA	冷温水
ポリ粉体鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA	冷却水
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA	
ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼鋼管	SUS 304	冷温水
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS 304	冷却水
	JIS G 3468	配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管	SUS 304	
銅 管	JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	硬質（M）	冷温水
	JIS H 3330	外面被覆銅管		
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	架橋ポリエチレン管		冷温水
ポリブテン管	JIS K 6778	ポリブテン管		冷温水

注 規格にない塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管の材料、製造方法、品質等は、JWWA K 116及びJWWA K 132に準ずるものとする。

(2) 冷温水及び冷却水管の継手は、表 2.2.2 によるほか、次による。

(ア) 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合をする場合の継手は管端防食管継手とし、パイプニップルは管端防食管継手用パイプニップルとする。

(イ) ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類は特記による。

表2.2.2 冷温水及び冷却水管の継手

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2239	鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	
	JPF MP 006	ハウジング形管継手	ハウジングは亜鉛めっきを施したもの
塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	WSP 071	管端つば出し鋼管継手 加工・接合基準	
	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	エルボ、チーズ、レジューサー
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	
	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
耐熱性ライニング鋼管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	
	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	
	JPF MP 005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	
	JPF MP 011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	

ステンレス 鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	遊合形の場合は、亜鉛め つきを施したもの
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	
	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼鋼管の管継手性能基準	
	SAS 361	ハウジング形管継手	
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手	
	JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド	
銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	
架橋ポリエチレン 管継手	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手	
ポリブテン管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手	

- 注 1. 規格にない鋼製溶接式管継手の材料、製造方法、品質等は、JISに準ずるものとする。
2. 鋼管継手のJIS B 2312及びJIS B 2313は、JPF SP 011「鋼製突合せ溶接式亜鉛めつき管継手」による亜鉛めつきを施したものとする。また、鋼管継手のJIS B 2316は、JIS H 8610「電気亜鉛めつき」による2級以上の亜鉛めつきを施したものとする。
3. JIS B 2220及びJIS B 2239の呼び圧力10Kフランジは、薄形フランジを除く。
4. 規格にない水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手は、(公社)日本水道協会の認証登録品とする。

2.1.2.2 蒸気、高温水及び油用

- (1) 蒸気、高温水及び油管並びに継手の規格は、表 2.2.3 によるものとし、管材は特記による。

表2.2.3 蒸気、高温水及び油管並びに継手

呼 称		規 格			用 途
		番 号	名 称	備 考	
管	鋼 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	黒管	油管、蒸気給気管
		JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG 370 黒管 Sch 40	蒸気給気管、 蒸気還管
		JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG 370 黒管 Sch 40 黒管 Sch 80	高温水管
	ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼鋼管	SUS 304	蒸気還管
継手	鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手		
		JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手		
		JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手		
		JIS B 2220	鋼製管フランジ		
		JIS B 2239	鉄製管フランジ		
		JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
		JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
		JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手		
		JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手		
	ステンレス鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ		
		JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手		
		JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
		JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手		
		SAS 322	一般配管用ステンレス鋼鋼管の管継手性能基準		
		SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手		

- 注 1. 規格にない鋼製溶接式管継手の材料、製造方法、品質等は、JISに準ずるものとする。
2. JIS B 2220及びJIS B 2239の呼び圧力10Kフランジは、薄形フランジを除く。
3. 蒸気、高温水及び油管用の鋼管継手は、亜鉛めっきを施さないものとする。

2.1.2.3 ブライン用

(1) 氷蓄熱用のブライン管及び継手の規格は、表 2.2.4 による。

表2.2.4 ブライン管及び継手

呼 称		規 格			備 考
		番 号	名 称	種 別	
管	銅 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	黒管	
継手	銅管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手		
		JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手		
		JIS B 2220	鋼製管フランジ		
		JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手		

- 注 1. ブライン管の継手は、亜鉛めっきを施さないものとする。
 2. ブライン温度が-10℃を下回る場合の管及び継手は特記による。

2.1.2.4 冷媒用

(1) 冷媒管及び継手の規格は、表 2.2.5 によるものとし、管材は特記による。

表2.2.5 冷媒管及び継手

呼 称		規 格			備 考
		番 号	名 称	種 別	
管	銅 管	JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	硬質、軟質又は半硬質	
	銅 管	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG 370 黒管 Sch 40	
	断熱材被覆銅管	JCDA 0009	冷媒用断熱材被覆銅管	ポリエチレン保温材 (難燃性)	
継手	銅管及び被覆銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手		
		JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手		
		JIS B 8602	冷媒用管フランジ		
	銅管継手	JIS B 8602	冷媒用管フランジ		

- 注 1. 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。
 2. 断熱材被覆銅管の断熱厚さは、JCDA0009によるものとし、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
 なお、配管周辺の温湿度条件により、結露のおそれがある箇所の断熱厚さは、特記による。

2.1.2.5 給水、給湯及び消火用

(1) 給水、給湯及び消火管の規格は、表 2.2.6 によるものとし、管材は特記による。

表2.2.6 給水、給湯及び消火管

呼 称	規 格			用 途
	番 号	名 称	備 考	
鋼 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白 管	消火
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG370 白管 Sch40 白管 Sch80	消火
塩ビライニング 鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA (一般配管用) SGP-VB (一般配管用) SGP-VD (地中配管用)	給水
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA (一般配管用) SGP-FVB (一般配管用) SGP-FVD (地中配管用)	
耐熱性ライニング鋼管	JWWA K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HVA	給湯
ポリ粉体鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA (一般配管用) SGP-PB (一般配管用) SGP-PD (地中配管用)	給水
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA (一般配管用) SGP-FPB (一般配管用) SGP-FPD (地中配管用)	

外面被覆鋼管	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	SGP-VS (地中配管用) STPG 370 VS 白管 Sch 40 (地中配管用)	消火
ナイロンコーティング鋼管	WSP 067	ナイロンコーティング鋼管	SGP-FNP SGP-RNP	給水
ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管		給水、給湯、消火
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管		
	JWWA G 115	水道用ステンレス鋼管		給水、給湯
	JWWA G 119	水道用波状ステンレス鋼管		給水
銅管	JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	硬質 (M)	給水、給湯
被覆銅管	JIS H 3330	外面被覆銅管		給水、給湯
	JWWA H 101	水道用銅管		
保温付被覆銅管	JCDA 0008	保温付被覆銅管	硬質又は軟質	給水、給湯
塩ビ管	JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	VP又はHIVP	給水
	JWWA K 129	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP (Ⅰ形又はⅡ形) VP (Ⅰ形又はⅡ形)	
ポリエチレン管	JIS K 6762	水道用ポリエチレン二層管		給水
	JWWA K 144	水道配水用ポリエチレン管		
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	架橋ポリエチレン管		給水、給湯
	JIS K 6787	水道用架橋ポリエチレン管		給水
ポリブテン管	JIS K 6778	ポリブテン管		給水、給湯

- 注 1. 規格にない塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び塩ビ管の材料、製造方法、品質等は、JWWA K 116、JWWA K 129及びJWWA K 132に準ずるものとする。
2. 被覆銅管は、呼び径20までの銅管に替えて使用してもよい。
3. 保温付被覆銅管は、給湯用の銅管で壁又は床埋設する場合に、銅管に替えて使用してもよい。
4. ポリエチレン管は、屋外埋設用とする。
5. 消火用配管は、消防法令に適合するものとする。
6. ナイロンコーティング鋼管の使用温度は60℃以下とする。

(2) 給水、給湯及び消火管の継手は、表 2.2.7 によるほか、次による。

- (ア) 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合をする場合の継手は管端防食管継手とし、パイプニップルは管端防食管継手用パイプニップル（給湯管は除く。）とする。

(イ) ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類は特記による。

表2.2.7 給水、給湯及び消火管の継手

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
鋼管及び外面被覆鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもので地中配管用は外面に樹脂被覆を施したものの
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したものの
	JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもので地中配管用は外面に樹脂被覆を施したものの
	JIS B 2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの
	JIS B 2239	鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	
	JPF MP 006	ハウジング形管継手	消火用
塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	エルボ、チーズ、レジュースー
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	
	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	
耐熱性ライニング鋼管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	
	JPF MP 005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	
	JPF MP 011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
ナイロンコーティング鋼管継手	WSP 067	ナイロンコーティング鋼管	給水用
	JPF MP 013	ナイロンコーティング鋼管用ハウジング形管継手	

ステンレス鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2308	ステンレス鋼製ねじ込み式管継手	計器類の取り出し管
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	
	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼鋼管の管継手性能基準	
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手	
	SAS 361	ハウジング形管継手	給水用に使用してもよい
	JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド	
	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼鋼管継手	
銅管及び保温付被覆銅管継手	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準	
	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	
	JWWA H 102	水道用銅管継手	
塩ビ管継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	TSA形又はB形、HITSA形又はB形
	JWWA K 130	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手	HIVP（Ⅰ形又はⅡ形） VP（Ⅰ形又はⅡ形）
	JWWA K 131	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管	チーズ
ポリエチレン管継手	JWWA B 116	水道用ポリエチレン管金属継手	
	JWWA K 145	水道配水用ポリエチレン管継手	
架橋ポリエチレン管継手	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手	
	JIS K 6788	水道用架橋ポリエチレン管継手	
ポリブテン管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手	

- 注 1. 規格にない鋼製溶接式管継手及び塩ビ管継手の材料、製造方法、品質等は、JIS及びJWWAに準ずるものとする。
2. 銅管及び外面被覆銅管継手のJIS B 2312及びJIS B 2313は、JPF SP 011「鋼製突合せ溶接式亜鉛めっき管継手」による亜鉛めっきを施したものとする。また、銅管及び外面被覆銅管継手のJIS B 2316は、JIS H 8610「電気亜鉛めっき」による2級以上の亜鉛めっきを施したものとする。
3. JIS B 2220及びJIS B 2239の呼び圧力10Kフランジは、薄形フランジを除く。
4. 消火用配管の継手は、消防法令に適合するものとする。
5. 規格にない水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手は、（公社）日本水道協会の認証登録品とする。
6. ナイロンコーティング鋼管用ハウジング形管継手は、40A以上とする。

2.1.2.6 排水及び通気用

(1) 排水及び通気管の規格は、表 2.2.8 によるものとし、管材は特記による。

表2.2.8 排水及び通気管

呼 称	規 格			用 途
	番 号	名 称	備 考	
鋼 管	JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき鋼管		雑排水、通気
	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管	ドレン
排水用塩ビライニング鋼管	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		汚水、雑排水 雨水、通気
コーティング鋼管	WSP 032	排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管		汚水、雑排水 雨水、通気
塩ビ管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	VP・VU	汚水、雑排水
	AS 58	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	REP-VU	雨水、通気
	JIS K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	RF-VP	ドレン
	JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	RS-VU	
耐火二層管	—	排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741「硬質ポリ塩化ビニル管（VP）」又はJIS K 9798「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）」規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの		汚水、雑排水 雨水、通気 ドレン
コンクリート管	JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管)	外圧管 1 種の B 形	

注 塩ビ管のRF-VPは屋内用とし、VU、REP-VU及びRS-VUは、屋外埋設用とする。

(2) 排水及び通気管の継手は、表 2.2.9 による。

表2.2.9 排水及び通気管の継手

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
鋼管継手	JPF DF 001	排水用ねじ込み式鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MDジョイント)	クッションパッキン付を含む。 住宅内転がし配管用は除く。
	JPF MDJ 003	圧送排水鋼管用可とう継手	
排水用塩ビライ ニング鋼管継手	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MDジョイント)	クッションパッキン付を含む。 住宅内転がし配管用は除く。
	JPF MDJ 004	ちゅう房排水用可とう継手	
コーティング鋼 管継手	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MDジョイント)	クッションパッキン付を含む。 住宅内転がし配管用は除く。
	JPF MDJ 003	圧送排水鋼管用可とう継手	
	JPF MDJ 004	ちゅう房排水用可とう継手	
塩ビ管継手	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継 手	
	AS 38	屋外排水設備用ポリ硬質塩化ビ ニル管継手 (VU継手)	
耐火二層管継手	—	排水・通気用耐火二層管継手 JIS K 6739「排水用硬質ポリ塩 化ビニル管継手」規格品に繊維 モルタルで被覆したもので国土 交通大臣認定のもの	

- 注 1. 規格にない形状、寸法の排水用ねじ込み式鋳鉄製管継手の品質、管の許容差、試験等は、JPF DF 001「排水用ねじ込み式鋳鉄製管継手」に準ずるものとする。
2. 通気管及び呼び径25以下の排水管の継手には、JIS B 2301「ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手」及びJIS B 2302「ねじ込み式鋼管製管継手」を使用してもよい。
3. 満水試験継手は、JPF MDJ 002「排水鋼管用可とう継手」の満水試験用掃除口付ソケットとする。
なお、継手形状が異なる場合は、上記の規格に準ずるものとする。

第 2 節 配管附属品

2.2.1 一般用弁及び栓

- (1) 一般用弁及び栓の規格は、表 2.2.10 によるほか、次によるものとする。
 - (ア) 給水管に取付ける場合、接水部が鋳鉄製の弁はライニング弁とする。
 - (イ) 塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管に取付けるねじ込み式の弁は、JV 5「管端防食ねじ込み形弁」の給水用とする。
 - (ウ) 耐熱性ライニング鋼管の配管に取付ける場合、ねじ込み式の弁は JV 5「管端防食ねじ込み形弁」の給湯用、フランジ形の弁は JV 8-1「一般配管用ステンレス鋼弁」とする。
 - (エ) バタフライ弁は、蒸気給気管、蒸気還管、高温水管及び管端が開放された配管のバルブ止めには使用してはならない。
 - (オ) 蒸気用の場合、給気用及び還水用は玉形弁とする。ただし、ゲージ圧力 0.1MPa 未満は仕切弁としてもよい。
 - (カ) 高温水用は、仕切弁又は玉形弁とする。
 - (キ) 油用は、仕切弁又はコックとする。
 - (ク) ブライン用は、仕切弁とする。
 - (ケ) 青銅弁の弁棒は、耐脱亜鉛腐食快削黄銅とする。
 - (コ) 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブは、JIS B 2071「鋼製弁」による 10K 外ねじ仕切弁又は同等以上とし、所轄消防署の承認したものとする。
 - (サ) ライニング弁は、JIS B 2031「ねずみ鋳鉄弁」によるナイロン 11 又はナイロン 12 による加熱流動浸漬粉体ライニングを施したもので、塗膜は、ピンホール皆無のものとする。
 - (シ) 揚水ポンプ、消火ポンプ、冷却水ポンプ及び冷温水ポンプの逆止弁は、次による。
 - (a) 全揚程が 30m を超える場合は、衝撃吸収式とする。
 - (b) 弁の呼び径 65 以上の場合は、バイパス弁内蔵形とする。
 - (c) 弁の耐圧及び漏れ試験圧力は、JIS で規定する検査基準による。

表2.2.10 一般用弁及び栓

呼称	寸法 区分	規 格		備 考
		規格番号	名 称（種類）	
仕切弁	呼び径 50以下	JIS B 2011	青銅弁 (5K・10Kねじ込み仕切弁) (10Kフランジ形仕切弁)	
		JIS B 2051	可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁 (10K・16K・20Kねじ込み形内ねじ仕切弁) (10K・16K・20Kフランジ形内ねじ仕切弁)	
		JV 5	管端防食ねじ込み形弁 (5K・10K仕切弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10Kねじ込み形内ねじ仕切弁) (10Kフランジ形内ねじ仕切弁) (10K・20Kフランジ形外ねじ仕切弁) (10K・20Kメカニカル形内ねじ仕切弁)	
	呼び径 65以上	JIS B 2031	ねずみ铸铁弁 (5K・10Kフランジ形外ねじ仕切弁)	
		JIS B 2071	鋼製弁 (10K・20K外ねじ仕切弁)	
		JIS B 2051	可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁 (10K・16K・20Kフランジ形外ねじ仕切弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K・20Kフランジ形外ねじ仕切弁)	
玉形弁	呼び径 50以下	JIS B 2011	青銅弁 (5K・10Kねじ込み玉形弁) (10Kフランジ形玉形弁)	
		JIS B 2051	可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁 (10K・16K・20Kねじ込み形内ねじ玉形弁) (10K・16K・20Kフランジ形内ねじ玉形弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K ねじ込み形内ねじ玉形弁) (10K メカニカル形内ねじ玉形弁) (10K フランジ形内ねじ玉形弁) (10K・20Kフランジ形外ねじ玉形弁)	
	呼び径 65以上	JIS B 2031	ねずみ铸铁弁（10Kフランジ形玉形弁）	
		JIS B 2071	鋼製弁（10K・20K玉形弁）	
		JIS B 2051	可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁 (10K・16K・20Kフランジ形外ねじ玉形弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K・20K フランジ形外ねじ玉形弁)	

逆止弁	呼び径 50以下	JIS B 2011	青銅弁 (10Kねじ込みスイング逆止め弁) (10Kねじ込みリフト逆止め弁)	
		JIS B 2051	可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁 (10K・16K・20Kねじ込み形リフト逆止め弁) (10Kねじ込み形スイング逆止め弁) (10K・16K・20Kフランジ形リフト逆止め弁)	
		JV 5	管端防食ねじ込み形弁 (10K 逆止め弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K ねじ込み形スイング逆止め弁) (10K メカニカル形スイング逆止め弁) (10K ねじ込み形リフト逆止め弁) (10K メカニカル形リフト逆止め弁) (10K・20K フランジ形スイング逆止め弁) (10K・20K フランジ形リフト逆止め弁) (10K・20K ウェハー形逆止め弁)	
	呼び径 65以上	JIS B 2031	ねずみ铸铁弁 (10Kフランジ形スイング逆止め弁)	
		JIS B 2071	鋼製弁 (10K・20Kスイング逆止め弁)	
		JIS B 2051	可鍛铸铁弁及びダクタイル铸铁弁 (10K・16K・20Kフランジ形スイング逆止め弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K・20K フランジ形スイング逆止め弁) (10K・20Kウェハー形逆止め弁)	
バタフライ弁	呼び径 50以上	JIS B 2032	ウェハー形ゴムシートバタフライ弁 (10K・16K・20K)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K・16Kウェハー形バタフライ弁)	
		SAS358	一般配管用ステンレス鋼弁 (10Kウェハー形バタフライ弁)	

ボール弁	呼び径 50以下	JV 5	管端防食ねじ込み形弁 (10Kボール弁)	
		——	青銅弁 (10Kねじ込み形ボール弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10Kねじ込み形ボール弁) (10K・20Kメカニカル形ボール弁) (10K・20Kフランジ形ボール弁)	
	呼び径 65以上	——	铸铁弁 (10Kフランジ形ボール弁)	
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁 (10K・20Kフランジ形ボール弁)	
	呼び径 50以下	——	青銅ねじ込みコック (10Kねじ込みグランドコック)	
コック				
制水弁	——	JIS B 2062	水道用仕切弁	
分水栓	青銅製とし、JWWA B 107「水道用分水栓」、JWWA B 117「水道用サドル付分水栓」又は水道事業者の規格に合格したものとする。			
止水栓	青銅製とし、JWWA B 108「水道用止水栓」、水道事業者の規格に合格したもの又は第三者認証機関の認証登録品とする。			

- 注 1. ねずみ铸铁弁（10K形）の弁座は、ねじ込みとする。
2. 銅管用の仕切弁、逆止弁及びボール弁は、管接続部をJIS B 2011「青銅弁」に示す溶ダ形としてもよい。
3. バタフライ弁の弁体はステンレス鋼製とし、ギヤ式とする。
なお、給湯用を使用する場合のゴムシートの材料は、ふっ素ゴム等の温度等に適應するものとする。
4. ボール弁は、呼び径50以下はレバー式、呼び径65以上はギヤ式とする。
5. 消火用の弁は、消防法令に適合するものとする。
6. 衝撃吸収式逆止弁は、JV8-1「一般配管用ステンレス鋼弁」のウェハー形逆止め弁の性能及び試験による。

2.2.2 減圧弁

2.2.2.1 水用

- (1) SHASE-S 106「減圧弁」又は JIS B 8410「水道用減圧弁」に準ずるもので、弁箱及び要部は、呼び径 100 以下は青銅製又はステンレス鋼製、呼び径 125 以上は青銅製又は铸铁製に 2.2.1「一般用弁及び栓」(1) (サ)に規定するライニングを施したものとする。

2.2.2.2 蒸気用

- (1) SHASE-S 106「減圧弁」に規定する蒸気用減圧弁とする。

2.2.3 蒸気用温度調整弁

- (1) 蒸気用温度調整弁は、ベローズによる直動式又はパイロット式のもので、調整弁、感温筒及び連絡管からなり、要求温度の範囲内で温度の調節ができるものとし、本体は鋳鉄製（呼び径 40 以下は青銅製ねじ込み形でもよい。）、要部は青銅製又はステンレス鋼製のフランジ形とする。

なお、弁箱又はベローズケースには、呼び径、流れの方向、温度調整範囲及び最高使用圧力を表示する。

2.2.4 蒸気用安全弁

- (1) 蒸気用安全弁は、JIS B 8210「安全弁」による蒸気用ばね安全弁のほか、「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和 47 年労働省令第 33 号）等に基づく「圧力容器構造規格」（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）に定めるところによる安全弁で、本体は鋳鉄製（呼び径 50 以下は青銅製ねじ込み形でもよい。）、要部は青銅製又はステンレス鋼製とする。

2.2.5 自動エア抜弁

2.2.5.1 水用

- (1) 自動的に空気を排除する機能を有するフロート式とし、弁箱は青銅製又はステンレス鋼製、フロートはステンレス製又は合成樹脂製とし、最高使用圧力に耐えるものとする。

なお、水道直結（直圧・増圧）給水の場合は、水道事業者の規定によるものとする。

2.2.5.2 蒸気用

- (1) 自動的に空気を排除する機能を有する熱動式とし、弁箱は青銅製又は鋳鉄製、ベローズはりん青銅製又はステンレス製とし、最高使用圧力に耐えるものとする。

2.2.6 吸排気弁

- (1) 正圧時に、自動的に空気を排除する機能を有するフロート式とし、負圧時に、弁体の開閉により自動的に多量の空気を吸入する機能を有するものとする。弁箱は青銅製（鉛除去表面処理又は鉛フリー）又はステンレス製、フロートは合成樹脂製、弁体は青銅製（鉛除去表面処理又は鉛フリー）又は合成樹脂製とし、最高使用圧力に耐えるものとする。

なお、水道直結（直圧・増圧）給水の場合は、水道事業体の規定によるものとする。

2.2.7 伸縮管継手

2.2.7.1 鋼管用

- (1) 鋼管用伸縮管継手は、次によるものとし、種類は特記による。

なお、面間寸法は、製造者の標準寸法とする。

- (ア) ベローズ形は、JIS B 2352「ベローズ形伸縮管継手」に規定するフランジ形で、ベローズ及び接液部は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による SUS304L 又は SUS316L とする。本継手は、管の伸縮に対して漏れがなく、作動が確実なものとし、複式のものは十分な強度をもつ固定台を有するものとする。

- (イ) スリーブ形は、SHASE-S 003「スリーブ形伸縮管継手」に規定するフランジ形で管の伸縮に対して漏れがなく、作動が確実なものとする。

2.2.7.2 銅管用

- (1) 保護外筒を有するベローズ形とし、ベローズ及び接液部は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による SUS304L 又は SUS316L で、管接続部は、表 2.2.7 の銅管継手に準ずるものとし、管の伸縮に対して漏れがなく、作動が確実なものとする。

2.2.8 防振継手

2.2.8.1 ベローズ形

- (1) 鋼製フランジ付きで、ベローズは、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による SUS304、SUS316 又は SUS316L とする。本継手は、溶接を用いずにベローズとフランジを組込んだものとし、十分な可とう性、耐熱性、耐圧強度（最高使用圧力の 1.5 倍以上）及び防振効果（補強材を挿入した合成ゴム製の防振継手と同等）を有するものとする。

2.2.8.2 合成ゴム製

- (1) 鋼製又は鋳鉄製のフランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製又は 3 山ベローズ形のポリテトラフルオロエチレン樹脂製のものとし、十分な可とう性、耐熱性、耐圧強度（最高使用圧力の 1.5 倍以上）及び防振効果を有するものとする。

なお、ブライン用は、エチレンプロピレンゴム製とする。

2.2.9 フレキシブルジョイント

2.2.9.1 ベローズ形

- (1) 鋼製フランジ付きで、ベローズ、保護鋼帯及び接液部は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による SUS304、SUS316 又は SUS316L とし、十分な可とう性及び耐圧強度を有するもので、その全長は次による。
 - (ア) 水用（消火設備に使用する場合は、消防法令に適合するものとする。）
 - (a) 呼び径 25 以下は 300mm 以上とする。
 - (b) 呼び径 32 以上 50 以下は 500mm 以上とする。
 - (c) 呼び径 65 以上 150 以下は 750mm 以上とする。
 - (d) 呼び径 200 以上は 1,000mm 以上とする。
 - (イ) 油用（呼び径 40 以上のものは、消防法令に適合するものとする。）
 - (a) 呼び径 20 以下は 300mm 以上とする。
 - (b) 呼び径 25 以上 40 以下は 500mm 以上とする。
 - (c) 呼び径 50 以上 100 以下は 700mm 以上とする。

2.2.9.2 合成ゴム製（水用）

- (1) 鋼製フランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製とし、十分な可とう性、耐候性、耐熱性及び耐圧強度を有するもので、その全長は次による。
 - (ア) 呼び径 40 以下は 300mm 以上とする。
 - (イ) 呼び径 50 以上 80 以下は 500mm 以上とする。
 - (ウ) 呼び径 100 以上は 700mm 以上とする。

2.2.10 フレキシブルチューブ

- (1) カセット形及び天井吊り形のファンコイルユニットに使用するもので、SHASE-S 006「金属製変位吸収管継手」のねじ込形-S に準ずるものとする。本体は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による SUS304、SUS316 又は SUS316L とし、十分な可とう性、耐熱性及び耐圧強度を有するものとし、呼び径 25 以下とする。

2.2.11 ボールジョイント（蒸気用）

- (1) ボールジョイントは、SHASE-S 007「メカニカル形変位吸収管継手」に準ずるもので、本体は JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」、JIS G 5101「炭素鋼鋳鋼品」、JIS G 5151「高温高圧用鋳鋼品」又は JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、ボール部は JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」、JIS G 5151「高温高圧用鋳鋼品」又は JIS G 3445「機械構造用炭素鋼鋼管」とし、JIS G 3459 以外は JIS H 8615「工業用ク

ロムめっき」仕上げしたものとする。また、呼び径 50 以下はねじ込み形、呼び径 65 以上はフランジ形又は溶接形とする。本継手は、管の伸縮又は屈折等に対して漏れがないものとする。

2.2.12 絶縁継手

- (1) 絶縁継手の設置箇所及び仕様は、2.5.16「異種管の接合」によるほか、特記による。

なお、絶縁フランジは、「標準図」（異種管の接合要領）に示す鋼製の遊合形フランジに樹脂コーティングを施したもの又は鋼製フランジに絶縁スリーブ、絶縁ワッシャー若しくは絶縁シートを使用して絶縁対策を施したものとする。

2.2.13 ストレーナ

2.2.13.1 水及び蒸気用

- (1) 呼び径 50 以下は、鋳鉄製、ステンレス鋼製又は青銅製の Y 形ねじ込み式、呼び径 65 以上は鋳鉄製又はステンレス鋼製の Y 形又は U 形でフランジ式とし、ステンレス鋼製のものは JV8-2「一般配管用ステンレス鋼ストレーナ」の呼び圧力 10K 及び 20K による。

なお、掃除口用プラグ及びスクリーンは、ステンレス鋼製又は黄銅製で、網目は水用においては 40 メッシュ以上（電磁弁の前に設ける場合は、80 メッシュ以上）、蒸気用は 80 メッシュ以上とする。

- (2) 塩ビライニング鋼管又はポリ粉体鋼管に取付ける鋳鉄製ストレーナは、2.2.1「一般用弁及び栓」(1)(サ)に規定するライニングを施したものとする。また、ねじ込み式のストレーナは、JV 5「管端防食ねじ込み形弁」の給水用による。

- (3) 耐熱性ライニング鋼管に取付けるストレーナは、JV 5「管端防食ねじ込み形弁」の給湯用又は JV 8-2「一般配管用ステンレス鋼ストレーナ」の呼び圧力 10K 及び 20K による。

2.2.13.2 油用

- (1) 鋳鉄製複式バケット形で、ストレーナの点検が容易な構造とし、2.2.13.1「水及び蒸気用」(1)に準ずるものとする。

2.2.14 蒸気トラップ

- (1) 蒸気トラップは、次によるほか、JIS B 8401「蒸気トラップ」による。

(ア) ベローズ式は、第3編 1.10.9「放熱器トラップ」に準ずるもの又は本体は鋳鉄製、炭素鋼製（鍛造品）又はステンレス製とし、ステンレス製とする場合は特記による。また、要部及びベローズはステンレス鋼製とする。

(イ) フロート式は、本体は鋳鉄製、鋳鋼製、鍛鋼製又はステンレス製とし、ステンレス製とする場合は特記による。また、要部及びフロートはステンレス鋼製とし、空気抜き弁を備えるものとする。

(ウ) バケット式は、本体は鋳鉄製、鋳鋼製、鍛鋼製又はステンレス製とし、ステンレス製とする場合は特記による。また、要部及びバケットはステンレス鋼製とする。

(エ) ワックス式は、本体は黄銅又は青銅製とし、要部はステンレス鋼製とする。

(オ) サーモダイナミック式は、本体は鋳鉄製、鋳鋼製、鍛鋼製又はステンレス製とし、ステンレス製とする場合は特記による。また、要部はステンレス鋼製とする。

(カ) サーモスタチック式（バイメタル式又はダイヤフラム式）は、本体は鋳鉄製、鋳鋼製、鍛鋼製又はステンレス製とし、ステンレス製とする場合は特記による。また、要部はステンレス鋼製とする。

2.2.15 リフト継手

- (1) リフト継手は、鋳鉄製とし、底部に黄銅製プラグ付きの掃除口を有するもので、適正な

水封深さを設け、リフト作用の確実な構造とする。

2.2.16 量水器

- (1) 量水器は、給水用に適用し、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める検定合格品とする。
なお、構造、性能、計量特性、試験等は JIS B 8570-2「水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用」によるものとし、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認を受けたものとする。
- (2) 計量方式は、現地表示式（直読式）又は遠隔表示式とし、適用は特記による。
 - (ア) 現地表示式（直読式）は、乾式デジタル式（液晶表示式含む）又は湿式アナログ式とする。
 - (イ) 遠隔表示式は、(ア)に電文式又はパルス式発信器を備えたものとする。

2.2.17 流量調整弁

- (1) ファンコイルユニット用は、青銅製ねじ込み形の手動ハンドル付玉形弁とし、流量調整が容易な弁形状で、かつ、弁漏洩のない構造とする。グランド部は外部漏洩のないものとする。

2.2.18 定流量弁

- (1) ファンコイルユニット用は、本体を青銅製としオリフィスを組込んだものとする。

2.2.19 ファンコイルユニット用ボール弁

- (1) ファンコイルユニット用ボール弁は、呼び径 25 以下とし、次による。
本体は青銅製で、弁体（ボール）はステンレス製又は黄銅にクロムめっきを施したものとし、弁棒は耐脱亜鉛腐食快削黄銅とする。
なお、ハンドルは合成樹脂製とする。

2.2.20 ボールタップ

- (1) 機器の附属品を除くボールタップは、要部を青銅製、ボールは、原則として、銅板ろう付け加工又はステンレス製とし、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく、作動の確実なもので、呼び径 50 以下はねじ込み形、呼び径 65 以上はフランジ形、呼び径 20 以下は単式又は複式とし、呼び径 25 以上は複式とする。ただし、呼び径 25 以下で、耐熱性を必要としない所に使用するものは、ボールを樹脂製等の耐食性のあるものとしてもよい。
なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。

2.2.21 定水位調整弁

- (1) 定水位調整弁は、定水位弁子弁専用ボールタップ及び電磁弁等の開閉により作動する差圧式構造のもので、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく、作動の確実なもので、1 次側流入口及びパイロット部流入口に各々ストレーナを内蔵したものとし、呼び径 50 以下は青銅製ねじ込み形、呼び径 65 以上 100 以下は本体青銅製とし、接続部はフランジ形とする。
なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。

2.2.22 緊急遮断弁装置

- (1) 緊急遮断弁装置は、次による。
 - (ア) 遮断弁、地震感知器及び制御盤（機械式は除く。）から構成され、地震感知器からの感知信号により、遮断弁を閉じ確実に水を遮断する構造とする。
 - (イ) 接液部は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合するものとする。
 - (ウ) 遮断弁の駆動方式は、電気式又は機械式とし、適用は特記による。
 - (エ) 地震感知器は、電子式又は機械式とし振動の設定加速度が 2.0m/s^2 以上の場合に作動するものとする。また、人為的な振動を与えずに作動を試験できる点検装置、作動表示

装置を備えるものとする。

- (ウ) 電気式の場合は、制御盤に地震感知器及びバックアップ電源を内蔵したものとし、次のものを備えるほか、製造者の標準仕様とする。

- (a) 電源表示、地震感知器及び操作弁作動表示
- (b) 手動操作スイッチ（復帰スイッチ共）
- (c) 外部出力端子付き

2.2.23 水栓柱

- (1) 水栓柱の本体は、アルミニウム合金製、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とし、特記がなければ、合成樹脂製とする。
- (2) 寸法は、特記がなければ、約70mm角で全長約1,300mmとする。

2.2.24 不凍水栓柱

- (1) 不凍水栓柱の水抜栓本体は青銅製、弁棒はステンレス鋼製（SUS304）とし、閉栓時に管内より完全に水が抜け、かつ、逆流しない構造とする。
- (2) 化粧ケーシングは、アルミニウム合金製とし、寸法は特記がなければ、全長約1,500mmとする。

2.2.25 不凍水抜栓

- (1) 不凍水抜栓本体の材質、構造は、2.2.24「不凍水栓柱」(1)による。
- (2) 遠隔式は、ハンドルの操作により、ユニバーサル継手等を介して弁棒を可動させる構造とする。

2.2.26 壁埋込形散水栓ボックス

- (1) 壁埋込形散水栓ボックスは、厚さ0.8mm以上のステンレス鋼板製（SUS304）とし、その形状等は、標準図（壁埋込形散水栓ボックス）による。

2.2.27 スリーブ

- (1) スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものにあつては保温厚さを含む。）より40mm程度大きなものとする。
- (2) スリーブは、表2.2.11によるものとし、特記がなければ、次による。
 - (ア) 地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、JIS K 6741「硬質ポリ塩化ビニル管（VU）」とする。
 - (イ) 柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙製仮枠としてもよい。

紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に仮枠を必ず取除く。

- (ウ) 上記以外の鋼管製スリーブは、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」の白管とする。

表2.2.11 スリーブ

材 料	仕 様
亜鉛鉄板製	径が200mm以下のものは厚さ0.4mm以上、径が200mmを超えるもの（上限が350mm）は厚さ0.6mm以上で、原則として、筒形の両端を外側に折り曲げてつばを設ける。また、必要に応じて、円筒部を両方から差し込む伸縮形とする。
つば付き鋼管製	JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」の黒管に、厚さ6.0mm以上、つば幅50mm以上の鋼板を溶接後、汚れ、油類を除去し、内面及び端面にさび止め塗料塗りしたものとする。

2.2.28 接合材

(1) 接合材は、表 2.2.12 による。

表2.2.12 接 合 材

名 称	仕 様
ねじ接合材	(ア) テープシール材は、JIS K 6885「シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ）」によるものとし、飲料水配管に使用する場合は衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。 (イ) 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適する成分のものとする。 (ウ) 給水用、給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシール剤は、JWWA K 161「水道用ライニング鋼管用液状シール剤」に規定する水道用シール剤とする。
ガスケット	ジョイントシート（無機繊維及び有機合成繊維を主成分とし、充填材・バインダーを加えたもの）、四ふっ化エチレン樹脂（PTFE）等、それぞれ水質、水圧、温度等に適応する耐久性のあるものとする。 高圧蒸気（0.1MPa以上）には、うず巻き形ガスケット（外輪付き又は内外輪付き）とする。 ステンレス鋼管のガスケットは、ジョイントシートを四ふっ化エチレン樹脂（PTFE）ではさみ込んだものとする。
はんだ（軟ろう）	JIS Z 3282「はんだー化学成分及び形状」によるSn96.5Ag3.5とし、液相線温度（融点）221℃のものとする。
ろう（硬ろう）	JIS Z 3261「銀ろう」のうちカドミウムを含有しないもの又はJIS Z 3264「りん銅ろう」とする。
塩ビ管用接着剤	JWWA S 101「水道用硬質塩化ビニル管の接着剤」によるものとする。
溶接材料	2.5.15「溶接接合」の表2.2.15による。

2.2.29 シーリング材

(1) シーリング材は、JIS A 5758「建築用シーリング材」による、主成分が変成シリコン系の1成分形のものとする。

2.2.30 防食材

(1) 埋設配管用防食材は、表 2.2.13 による。

表2.2.13 防食材料

名 称	仕 様
防食テープ	JIS Z 1902「ペトロラタム系防食テープ」の1種又は2種Aタイプ（厚さ1.1mm）のものとする。
防食シート	ペトロラタムを主成分とする防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのものとする。
絶縁テープ	ブチルゴム系合成ゴムを主成分とする自己融着性の粘着材を、ポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のものとする。
絶縁シート	ブチルゴムを主成分とする自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのものとする。
プライマー	(ア) ペトロラタム系は、JIS Z 1903「ペトロラタム系防食ペースト類」によるペトロラタムを主成分とするペースト状のものとする。 (イ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とする固形分を溶剤で溶かしたものとする。
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mmのもので、試験等は、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準ずるものとする。
熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として、内面にブチルゴムの粘着層を塗布した厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シートとする。
マスチック	(ア) ペトロラタムに短繊維及び無機質充填材等を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの。 (イ) ブチルゴムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの。 (ウ) イソプレンゴムに無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの。

2.2.31 雑材料

(1) 配管用雑材料は、表 2.2.14 による。

表2.2.14 配管用雑材料

名 称	仕 様
管座金	黄銅製ニッケルクロムめっき又はステンレス鋼製とする。ただし、天井又は壁部の場合は、合成樹脂製としてもよい。
管吊り金物・ 支持金物類	(ア) 吊り金物、支持金物及び固定金物は、内部の流体を含む管の荷重等に対して十分な吊り又は支持強度を有する構造のものとし、次による。 (a) 吊り金物は、鋼板を円形に加工した吊りバンドと棒鋼に転造ねじ加工を施した吊り用ボルトを組合せたものとし、吊り用ボルトは、標準図（形鋼振れ止め支持部材選定表(二)）による。 (b) 支持金物及び固定金物は、形鋼等によるものとし、標準図（形鋼振れ止め支持部材選定表(一)）による。 (c) 吊り金物、支持金物及び固定金物は、3.2.1.4「塗装箇所の塗料の種類及び塗り回数」を施したものとする。ただし、屋外露出部分は、3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したもの又はステンレス鋼製とする。 (イ) インサート金物は、管の吊り又は支持に十分な強度をもち、かつ、吊り金物等の連結に便利な構造のもので、防錆処理を施した鋼製とし、標準図（形鋼振れ止め支持部材選定表(二)）による。 なお、断熱インサート金物は、インサート金物の台座に断熱材の厚さに等しい長さのさや管を備えたものとする。
合成樹脂製支持受 (1)	JIS A 9511「発泡プラスチック保温材」によるA種硬質ウレタンフォームに準ずるもので、密度300kg/m ³ 及び圧縮強度4.5MPa以上とし、断熱特性の優れたものとする。また、燃焼性能測定法Bに合格したものとする。
合成樹脂製支持受 (2)	JIS A 9511「発泡プラスチック保温材」によるA種ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもので、密度100kg/m³以上及び熱伝導率0.04W/(m・K)（平均温度23℃）以下のものとする。また、支持受部の保温材を金具等で補強し、燃焼性能測定法Aに合格したものとする。 なお、温水温度60℃以下（耐熱仕様は80℃以下）に適用する。
断熱粘着テープ	JIS A 9511「発泡プラスチック保温材」によるA種ポリエチレンフォーム保温筒2種と同材質のものに粘着処理を施した厚さ4mmのものとする。
冷媒用断熱材接続テープ	テープ内側のアルミ箔に施した粘着処理により、冷媒用断熱材の表面に密着することで、冷媒用断熱材被覆銅管の伸縮に応じたすき間が生じないものとする。
保護プレート	冷媒管に応じた曲面を形成し、吊り金物部による断熱材の食込みを防止できるものとし、材質は合成樹脂製等とする。
バックアップ材	合成樹脂又は合成ゴム製とし、シーリング材に変色等の影響を及ぼさず、シーリング材と接着しないものとする。

第 3 節 計器その他

2.3.1 圧力計、連成計及び水高計

- (1) 圧力計及び連成計は、JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計—第 1 部：ブルドン管圧力計」によるものとし、コック付きとするほか、次による。
 - (ア) 蒸気用は、サイホン管付きとする。
 - (イ) 水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能形とする。
 - (ウ) 目盛には使用圧力を示す赤針（設置針）を付け、最高目盛は使用圧力の 1.5～3 倍、連成計の真空側目盛は 0.1MPa とする。
 - (エ) 目盛板の外径は 100mm 以上とする。
- (2) 水高計の水高の目盛は、最高水高の 1.5 倍程度とし、目盛板の外径は、ポンプ廻りにおいては 75mm 以上、その他は 100mm 以上とする。

2.3.2 温度計

- (1) ボイラー及び貯湯タンクに取付ける温度計は、JIS B 7529「蒸気圧式指示温度計」によるブルドン管膨張式円形指示計とする。
- (2) その他の機器及び配管類に取付ける温度計は、JIS B 7414「ガラス製温度計」に準ずる材料、構造及び性能を有するガード付き L 形温度計で水銀製品以外のもの又はバイメタル式温度計とし、目盛板の外径は、ポンプ廻りにおいては 75mm 以上、その他は 100mm 以上とする。
- (3) 温度計を高所に取付ける場合は、表示部が 45° 傾斜したものを使用する等、表示部が容易に見えるように取付ける。

2.3.3 水面計

- (1) 水面計は、ガラス水面計とし、最高使用圧力の 1.5 倍に耐えるものとする。ガラス管は、原則として、内径 10mm で、コック及びガラス保護金物付きとし、ガラス管が破損しても水の流出を防止できる構造のものとする。

2.3.4 油面計

- (1) 油面計は、ゲージ式（側圧式）又はガラス管式（流出防止形）とする。
 - (ア) ゲージ式は、油面の上下動による圧力差でダイヤフラムを作動させ、リンク機構により油量を読み取る構造の円形指示計で閉止弁付きとする。
 - (イ) ガラス管式は、油面の上下動による圧力差でダイヤフラムを作動させ、硬質ガラス等で作られたガラス管により読み取るもので、ガラス管保護材を附属し、ガラス管が破損した場合でも危険物の流出を自動的に防止できるものとする。

2.3.5 油面制御装置

- (1) 油面制御装置は、油面の変化により昇降するマグネット内蔵のフロート及びリードスイッチ入りのガイドパイプによるステンレス鋼製の油面検出部と、油面制御盤から構成する。
- (2) 油面制御盤は、次のものを有するものとする。

なお、油面制御盤内の制御機器は本質安全防爆構造とする。

 - (ア) ポンプ制御、満・減油警報、ポンプ緊急停止等の機能
 - (イ) 電源、満・減油、ポンプ緊急停止等の表示
 - (ウ) 運転・停止（自動及び手動）、警報停止及びポンプ緊急停止解除等の操作スイッチ

2.3.6 遠隔油量指示計

- (1) 遠隔油量指示計は、抵抗変化式液面計又は磁歪式液面計とし、次による。

なお、適用は特記による。

- (ア) 抵抗変化式液面計は、フロートの作動により油面位置を電気抵抗値に変換する検出部と、指示計及び満・減油警報、漏えい検知警報（鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの場合）、各種表示、操作スイッチ等を有する壁付き形の指示ユニットからなるものとし、本質安全防爆構造のものとする。指示ボックスは、厚さ 1.5mm のステンレス鋼板製（SUS304 で扉付き）とし、その形状等は、標準図（壁付形注油口及び指示ボックス）による。
- (イ) 磁歪式液面計（高精度液面計）は、磁歪作用により油面位置を検出し電気信号を出力する検出器と、油量表表示及び満・減油警報、タンク底部の水検知警報、漏えい検知警報（鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの場合）、各種表示、操作スイッチ、プリンター等を有する壁付き形の指示ユニットからなるものとし、本質安全防爆構造又は耐圧防爆構造のものとする。指示ボックスは、厚さ 1.5mm のステンレス鋼板製（SUS304 で扉付き）とし、その形状等は、標準図（壁付形注油口及び指示ボックス）による。
- (2) 副指示計は、液面計からの信号による指示表示及び満油警報を備えたものとし、指示ボックスは、厚さ 1.5mm のステンレス鋼板製（SUS304 で扉付き）とし、その形状等は、標準図（壁付形注油口及び指示ボックス）による。

なお、適用は特記による。

2.3.7 漏えい検知装置（鋼製強化プラスチック製二重殻タンク用）

- (1) 漏えい検知装置は、検出部、監視装置等から構成され、本質安全防爆構造のものとする。
- (ア) 検出部は、フロートにより液位上昇を検知し、接点信号を発する検知部に結線用の端子及び端子箱を備えた構造からなり、タンクへの設置高さが任意に変更可能なものとする。
- (イ) 監視装置は、漏えい検知表示と漏えい警報を備えたものとする。
- (ウ) 漏えい検知装置は、フロートを強制的に上昇させ監視装置を作動させて動作確認ができるものとする。

2.3.8 瞬間流量計

- (1) 瞬間流量計は、オリフィスプレートにより生ずるバイパス流量を、面積式流量計によって測定する方式又はピトー管方式によるもの若しくは流路に渦発生体をもつ渦式流量計とし、随時計測可能な機構を有するものとし、流量指示部は、ガラス製で最高使用圧力に耐えるものとする。

なお、着脱可能な流量計の適用は特記による。

2.3.9 電極棒及び電極帯

- (1) 電極棒は、電極保持器及び電極棒からなり、電極保持器は合成樹脂製、電極棒はステンレス棒鋼とし、必要により電極棒間の間隔を保持するスペーサーを取付ける。ただし、汚水タンク等の固形物を含む水中で使用する場合は、電極棒に塩化ビニル製の保護筒を設ける。

なお、高温部に取付ける場合の電極保持器は、ガラス製耐熱形とする。

- (2) 電極帯は、電極保持器及びステンレス鋼線（SUS304）を塩化ビニルで被覆した電極帯のほか、必要な割シズ（電極）、絶縁キャップ及びエンドキャップからなるものとする。

2.3.10 フロート式レベルスイッチ

- (1) フロート式レベルスイッチは、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びリレーからなり、作動が確実なものとする。
- 汚水タンク、雑排水タンク等に使用する場合は、必要に応じて、係留用の重錘付きロー

プ又はステンレス管を設ける。

なお、接液部は合成樹脂製又はステンレス鋼製とする。

第 4 節 配管施工の一般事項

2.4.1 一般事項

- (1) 配管の施工に先立ち、他の設備配管類及び機器との関連事項、維持管理性を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に決定する。
- (2) 配管を建築物内に施工する場合には、工事の進捗に伴う吊り金物、支持金物等の取付け及びスリーブの埋込みを遅滞なく行う。
- (3) 配管のスリーブに紙製等の仮枠を使用した部分は、配管施工前に必ず仮枠を取外し、配管施工後にモルタル、ロックウール等で充填する。
なお、ロックウールを充填する場合は、脱落防止の処置を施す。
- (4) 分岐又は合流する場合は、クロス継手を使用せず、必ず T 継手を使用するものとするが、1 つの T 継手で相対する 2 方向への分岐又は相対する 2 方向からの合流に用いてはならない。ただし、通気及びスプリンクラー消火配管を除く。
- (5) 建築物導入部配管で不等沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領（一））のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。
- (6) 建築物エキスパンションジョイント部の配管要領は、標準図（建築物エキスパンションジョイント部配管要領）による。
- (7) 伸縮管継手を設ける配管には、その伸縮の起点として有効な箇所に、標準図（伸縮管継手の固定及びガイド・座屈防止用形鋼振れ止め支持施工要領）による固定及びガイドを設ける。
- (8) 給水、給湯、開放系の冷温水及び冷却水配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（鋼とステンレス、鋼と銅）は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。
なお、設置箇所及び絶縁継手の仕様は特記による。
- (9) 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管と給水栓、銅合金製配管附属品等との接続で、絶縁を要する場合の継手は、JPF MP 003「水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手」及び JPF MP 005「耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手」に規定する器具接続用管端防食管継手を用いる。
- (10) 配管に取付ける計器取付用短管（タッピング等）は、配管材料と同材質とする。
- (11) 配管完了後、管内の洗浄を十分行う。
なお、飲料水管の場合は、末端部において遊離残留塩素が 0.2mg/L 以上検出されるまで消毒を行う。
- (12) 揚水ポンプ、消火ポンプ、冷却水ポンプ及び冷温水ポンプに取付ける呼び径 50 以下の逆止弁には、呼び径 15 以上のバイパス管及び弁を取付ける。ただし、バイパス弁内蔵形は除く。
- (13) 銅管（呼び径 32 以下）をはんだ付けしたときは、フラックスを除去するため、速やかに水による管内の洗浄を行う。
- (14) 飲料水以外の給水管を設ける場合は、飲料水管との識別を行い誤接続がないこととする。

2.4.2 冷温水、ブライン及び冷却水配管

- (1) 冷温水、ブライン及び冷却水管の主管の曲部は、原則として、バンド又はロングエルボを使用する。
- (2) 冷凍機の冷温水及びブライン管の入口側には、ストレーナを設ける。また、冷温水、ブライン及び冷却水管の出口側には、瞬間流量計を設け、出入口側には、圧力計、温度計及び防振継手を取付ける。ただし、吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットにおいては、防振継手を除く。
- (3) 冷却塔廻りの配管は、その荷重が直接冷却塔本体にかからないよう十分に支持するものとし、冷却水の出入口側及び補給水管の入口側には、合成ゴム製のフレキシブルジョイントを設け、冷却水の出口側にはストレーナを取付ける。
- (4) 冷温水コイルの冷温水出入口側配管（ファンコイルユニット及び天井内設置のコイルを除く。）には、圧力計及び温度計を取付ける。
- (5) 冷水、ブライン及び冷温水配管の吊りバンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
- (6) ファンコイルユニットと冷温水管の接続部には、ファンコイルユニット用ボール弁を取付ける。
なお、流量調整弁又は定流量弁の適用は特記による。
- (7) ファンコイルユニットと冷温水管及びファンコンベクターと温水管との接続には、フレキシブルチューブを使用してもよい。
- (8) 熱交換器の冷温水及びブライン出入口側配管には、圧力計及び温度計を取付ける。
- (9) 冷温水ヘッダーの往ヘッダー及び各返り配管には、温度計を取付ける。
- (10) ドレン管は、2.4.8「排水及び通気配管」による。
- (11) 次の機器廻り配管要領は、標準図による。
 - (ア) 空気調和機（冷温水コイル及び加湿器）
 - (イ) 鋳鉄製温水ボイラー
 - (ウ) 水冷チリングユニット及び遠心冷凍機
 - (エ) 吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニット
 - (オ) 真空式温水発生機及び無圧式温水発生機
 - (カ) 冷却塔
 - (キ) 空調ポンプ（冷水ポンプ、冷温水ポンプ、温水ポンプ及び冷却水ポンプ）
 - (ク) 多管形熱交換器及びプレート形熱交換器
 - (ケ) ファンコイルユニット
 - (コ) 膨張タンク及び密閉形隔膜式膨張タンク
- (12) 冷温水主管よりの立上り、立下り分岐配管要領等は、標準図（蒸気及び冷温水管の配管要領）による。

2.4.3 蒸気配管

- (1) 蒸気管の施工は、全て管の温度変化による伸縮を考慮して行い、膨張時に配管の各部に過大な応力がかからないように、かつ、配管の勾配が確保できるように行う。
- (2) 横走り順勾配配管で、径の異なる管を接続する場合には、偏心径違い継手を用いる。
なお、接続要領は、標準図（蒸気及び冷温水管の配管要領）による。
- (3) 主管の曲部は、原則として、バンド又はロングエルボを使用する。
- (4) 主管は約 15m以内に、また、立上り底部その他各種装置の取付け両端等必要な箇所に、

それぞれフランジ継手を挿入し、管及び機器類の取外しを容易にする。

なお、呼び径 25 以下の見え掛り横走り配管には、JIS B 2301「ねじ込み式可鍛铸铁製管継手」に規定するフランジを使用してもよい。

- (5) 室内に露出する管の壁面よりの間隔は、裸管、被覆管とも 40mm 以上とする。暖房用立上り裸管は、原則として、ソケット及びフランジ継手を使用しない。
- (6) 加熱コイル廻り配管要領及び主管より放熱器又は立上り管への分岐配管要領は、標準図（蒸気及び冷温水管の配管要領、蒸気加熱コイル廻り配管要領）による。
- (7) 真空還水式暖房の立上り還水管には、リフト継手を使用する。リフト継手の吸上げ 1 段の高さは、原則として、真空ポンプ直前では 1,200mm、その他の箇所では 600mm とし、その取付要領は、標準図（蒸気及び冷温水管の配管要領）による。
- (8) ボイラーのブロー管は、缶ごとに所定の排水桝に導き、いかなる場合でも排水管系に圧力を加えるような連結をしてはならない。
- (9) 安全弁の吹出管は、単独で、かつ、安全を十分考慮して開放する。
- (10) トラップ装置、減圧装置及び温度調整装置の組立要領は、標準図（トラップ装置組立て要領、減圧装置・温度調整装置組立て要領）による。
- (11) 蒸気管の塗装は、3.2.1.4「塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数」による。

2.4.4 油配管

- (1) 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの給油管、返油管及び送油管には、フレキシブルジョイントを取付ける。

なお、オイルサービスタンク廻りの配管要領は、標準図（オイルサービスタンク廻り配管要領）による。

- (2) 油管の塗装は、3.2.1.4「塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数」による。

2.4.5 高温水配管

- (1) 高温水管は、次によるほか、2.4.3「蒸気配管」の当該事項による。
 - (ア) フランジ継手は、弁廻り、器具廻り及び施工上やむを得ない箇所に使用してもよい。
 - (イ) 横引き配管の下流側の末端、その他必要と認められる箇所には必ず空気抜き弁を設ける。

なお、空気抜き弁は手動とし、呼び径 15 の玉形弁を 2 個直列に設け危険を防止する。

 - (ウ) 配管末端及び底部その他配管中のドレンは、呼び径 32 にて立ち下げ、最寄の雑排水系統へ放流する。
- なお、ドレン管には、水抜き弁として仕切弁又は玉形弁を 2 個直列に設ける。
- (エ) 配管完了後は、配管の洗浄を常温にて 2 回行う。
 - (オ) 昇温は全系統を数回の温度差により行う。この場合、各昇温回数ごとの各部点検を行う。

2.4.6 冷媒配管

- (1) 冷媒管は、冷媒及び潤滑油循環が正常な運転に支障のないよう施工する。
- (2) 銅管材質 1/2H 材は、専用工具を用いて曲げ加工としてもよい。ただし、曲げ半径は管径の 4 倍以上とする。
- (3) 冷媒管の支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊り金物、支持金物又は固定金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する。
- (4) 冷媒管の継手は、保守点検できる位置に設ける。
- (5) 配管完了後、気密試験及び真空脱気し、冷媒の充填作業を行う。

- (6) 保温工事は、気密試験完了後に行う。また、液管とガス管は共巻きしてはならない。ただし、断熱材被覆銅管の場合を除く。
- (7) 屋内機と屋外機の連絡配線は、電気容量に対して十分適合するものを用いる。冷媒管と共巻きする場合は、冷媒管の保温施工後に共巻きする。また、屋内機と屋外機の専用配線部品等は、製造者の標準仕様としてもよい。
- (8) 断熱材被覆銅管の断熱材の接合部は、以下により、すき間が生じないように施工する。
 - (ア) 断熱粘着テープは、伸縮量を考慮して、断熱材の継目部に 1/2 重ね巻きとする。
 - (イ) 冷媒用断熱材接続テープは、断熱材表面に密着し、端部はテープが重なるように巻き付ける。
- (9) 冷媒管の立て管は、2.6.2「吊り及び支持」の当該事項によるものとし、管の熱伸縮量を頂部及び最下部において吸収する措置を講ずる。
- (10) 冷媒配管の接合は、原則として、ろう付けとし、次の(ア)による。

なお、フランジ継手を使用する場合は次の(イ)による。ただし、微燃性冷媒を使用する場合は、特記による。

 - (ア) 冷媒管のろう付け及び溶接作業は、配管内に不活性ガスを通しながら行う等の酸化防止措置を講ずる。
 - (イ) フランジ接合の場合は、JIS B 8602「冷媒用管フランジ」によるものとし、管とフランジの接合は、ろう付け又は溶接とする。

2.4.7 給水配管

- (1) 給水管の主配管には、適切な箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。

なお、呼び径 25 以下の見え掛り配管には、ユニオンを使用してもよい。
- (2) 水栓類は、ねじにテープシール材を適回数巻きしてから適正トルクでねじ込む。
- (3) 配管中の空気だまりには、エア抜弁又は吸排気弁を設ける。
- (4) 揚水ポンプ廻り配管要領は、標準図（揚水ポンプ（横形）廻り配管要領、揚水ポンプ（立形）廻り配管要領）による。
- (5) タンク廻りの配管は、次による。
 - (ア) 各接続管の荷重が直接タンク本体にかからないように支持する。
 - (イ) 受水タンク及び高置タンクの排水及び通気管を除く各接続管には、鋼板製タンク及びステンレス鋼板製タンクにあつてはベローズ形フレキシブルジョイントを、FRP 製タンクにあつては合成ゴム製フレキシブルジョイントを取付ける。
 - (ウ) FRP 製タンクのオーバーフロー管は、JIS K 6741「硬質ポリ塩化ビニル管」又は JIS K 9798「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」とする。
 - (エ) 配管要領は、標準図（機器廻り配管吊り及び支持要領（二）、受水タンク廻り配管要領）による。

2.4.8 排水及び通気配管

- (1) ドレン管を除き、排水横枝管等が合流する場合は、必ず 45° 以内の鋭角をもって水平に近く合流させる。
- (2) 次のものからの排水は、間接排水とする。
 - (ア) 食品冷蔵容器、厨房用機器、洗濯用機器（業務用）、医療用機器及び水飲器
 - (イ) 冷凍機及び冷却塔並びに冷媒又は熱媒として水を使用する装置
 - (ウ) 空気調和用機器
 - (エ) 水用タンク、貯湯タンク、熱交換器その他これに類する機器

- (オ) 給湯及び水用各種ポンプ装置その他同種機器
- (3) 間接排水管は、水受器その他のあふれ縁よりその排水管径の 2 倍以上の空間（飲料用の貯水槽の場合は最小 150mm 以上）を保持して開口しなければならない。また、水が飛散し支障がある場合は、それに適応した防護方法を講ずる。
- (4) 排水立て管の最下部は、必要に応じて、標準図（立て管の床固定要領）により、支持台を設け固定する。
- (5) 3 階以上にわたる排水立て管には、各階ごとに満水試験継手を取付ける。
- (6) ユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のドレン管には、送風機の全静圧以上の落差をとった空調機用トラップを設けるものとし、空調機用トラップの形式は特記による。
- (7) 厨房排水及び厨房排水用通気の継手に排水鋼管用可とう継手を使用する場合は、JPF MDJ 004「ちゅう房排水用可とう継手」を使用する。
- (8) 水中ポンプの吐出管は、ポンプ本体に荷重がかからないように、かつ、地震動に対しても堅固に支持する。
なお、ポンプを引き上げられるように、吐出管はフランジ接合とし、かつ、逆流を防ぐような立上り部分を設ける。
- (9) 通気管は、排水横枝管等より垂直ないし 45° 以内の角度で取出し、水平に取出してはならない。
- (10) 各階の通気管を通気立て管に連結する場合は、その階の器具のあふれ縁より 150mm 以上の所で連結する。
なお、通気立て管を伸頂通気管に連結する場合もこれによる。
- (11) 排水及び通気配管要領は、標準図（排水・通気配管の正しいとり方）による。

2.4.9 給湯配管

- (1) 給湯管は、次によるほか、2.4.7「給水配管」の当該事項による。
 - (ア) 配管は、管の伸縮を妨げないようにし、均整な勾配を保ち、逆勾配、空気だまり等循環を阻害するおそれのある配管をしてはならない。
 - (イ) 湯沸器と給水管及び給湯管の接続は、銅製又はステンレス鋼製のフレキシブルチューブ（（公社）日本水道協会認証品）を使用してもよい。

2.4.10 消火配管

- (1) 消火管は、次によるほか、2.4.7「給水配管」の当該事項による。
 - (ア) 主配管には、適切な箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。
 - (イ) 消火ポンプユニット廻りの配管要領は、標準図（消火ポンプユニット廻り配管要領）による。
 - (ウ) 天井隠ぺい配管の場合、スプリンクラーヘッド取付部の巻き出し管は、地震時の変位を吸収する可とう性のもの（消防法令に適合するものとする。）で主配管の材質に適したものを使用し、ヘッドの直近で専用金物を用いて、天井下地材に固定する。

第 5 節 管の接合

2.5.1 一般事項

- (1) 管は、全て、その断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げる。

- (2) 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又はねじ切機搭載形自動丸のこ機等で切断し、パイプカッターによる切断は禁止する。また、切断後、適正な内面の面取りを施す。
- (3) 地中配管用の塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管のねじ加工及びねじ込み作業は、外面被覆材に適した専用工具を使用し、適正トルクで行う。チャック損傷部分は、プラスチックテープ 2 回巻きとする。
- (4) ねじ加工機は、自動定寸装置付きとする。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203「管用テーパねじ」に規定するねじが適正に加工されているか確認する。
- (5) 塩ビライニング鋼管等の防食措置を施した配管と管端防食管継手との接続部は、切削ねじ接合とする。ただし、呼び径 50 以下のポリ粉体鋼管は、転造ねじ接合としてもよい。
- (6) 接合する前に、切りくず、ごみ等を十分除去し、管の内部に異物のないことを確かめてから接合する。
- (7) 配管の施工を一時休止する場合等は、その管内に異物が入らないように養生する。
- (8) 配管加工を工事現場以外で行い、配管に曲がり等がある場合は、搬入及び保管時に、端部や接合部等に荷重が集中しないように養生する。

2.5.2 鋼管

2.5.2.1 一般事項

- (1) 排水及び通気管を除く水配管の場合は、ねじ接合(呼び径 100 以下に限る。)、フランジ接合、ハウジング形管継手による接合又は溶接接合とする。
- (2) 排水(ポンプアップ排水管を除く。)及び通気管の場合は、ねじ接合又は排水鋼管用可とう継手(MD ジョイント)とする。
なお、排水鋼管用可とう継手(MD ジョイント)による接合方法は、2.5.6「排水用塩ビライニング鋼管及びコーティング鋼管」による。
- (3) ポンプアップ排水管の場合は、ねじ接合、フランジ接合、圧送排水鋼管用可とう継手による接合又はハウジング形管継手による接合とする。
- (4) 蒸気給気管及び蒸気還管の場合は、フランジ接合又は溶接接合とする。ただし、呼び径 50 以下の低圧(0.1MPa 未満)の蒸気給気管及び蒸気還管の場合は、ねじ接合としてもよい。
- (5) 油管は、原則として、溶接接合とする。
- (6) 高温水管は、原則として、溶接接合とする。

2.5.2.2 ねじ接合

- (1) 接合用ねじは、JIS B 0203「管用テーパねじ」による管用テーパねじとし、接合にはねじ接合材を使用する。接合材は、一般用ペーストシール剤又は防食用ペーストシール剤とし、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみ適量塗布してねじ込む。ただし、消火配管においては、あらかじめシール剤(管内の流体に溶出せず、使用目的に適する成分のもの)が塗布された工場加工の継手を使用する場合は、ねじ接合材の塗布を省略することができる。
なお、油配管のペーストシール剤は、耐油性のものとする。
- (2) 排水用ねじ込み式鋳鉄製管継手との接合は、管のテーパおねじ部を管端面と継手のリセスとの間にわずかな隙間ができる程度に正確にねじを切り、緊密にねじ込む。
- (3) 継手接続後のねじ部の鉄面は、さび止めペイント 2 回塗りを行う。

2.5.2.3 フランジ接合

- (1) フランジと管との取付方法は、原則として、溶接とする。ただし、2.5.2.1「一般事項」で、ねじ接合が使用できる場合は、ねじ込みとしてもよい。
- (2) 接合には、適正材質及び厚さのガスケットを介し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付ける。
- (3) 蒸気管の場合は、ガスケット面には植物性油に黒鉛を混ぜたものを薄く塗布する。
- (4) 油管の場合のガスケットは、耐油性のものとする。

2.5.2.4 溶接接合

- (1) 2.5.15「溶接接合」の当該事項による。

2.5.2.5 ハウジング形管継手による接合

- (1) ハウジング形管継手は、JPF MP 006「ハウジング形管継手」に規定するグループ形又はリング形とし、配管の接合用加工部、管端シール面等は、耐塩水噴霧試験に適合する防錆塗料により、十分な防錆処理を行う。

2.5.2.6 管端つば出し鋼管継手による接合

- (1) 管端つば出し鋼管継手は、WSP 071「管端つば出し鋼管継手 加工・接合基準」の規定により工場加工されたものとし、遊合形フランジ接合とする。

2.5.3 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管

- (1) 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管は、ねじ接合（呼び径 100 以下に限る。）又はフランジ接合とする。
- (2) ねじ接合の場合は、次によるほか、2.5.2「鋼管」のねじ接合による。ただし、ねじ接合材は防食用ペーストシール剤とする。
 - (ア) 管の内面の面取りは、次によるものとし、継手形式ごとに適切に行う。
 - (a) 切削ねじの場合は、スクレーパー等の面取り工具を用いるものとする。
 - (b) 転造ねじの場合は、ねじ加工機に組込まれた専用リーマを用いて面取りを行い、バリをとる場合は、スクレーパー等を使用してもよい。
 - (イ) JIS B 0203「管用テーパねじ」に規定するねじが適正に切られていることを、ねじゲージにより確認後、ねじ込む。
 なお、ねじ込みは、適正な締め付け力で継手製造者が規定する余ねじ山数又は余ねじ長さによりねじ込む。
 - (ウ) ポリ粉体鋼管に転造ねじ接合を行う場合の管端防食管継手の保護は、次による。
 - (a) ねじ込み前に、転造ねじ部の管の内径は、継手製造者が規定する最小内径以上であることを確認する。
 - (b) 継手製造者の規定によりねじ込みを行い、締めすぎによる管端コアの破損に注意する。
 - (エ) 管端防食管継手の再使用は禁止する。
- (3) 外面樹脂被覆を施した管端防食管継手の場合は、(2)による。ただし、継手の外面樹脂部と管の隙間及び管ねじ込み後の残りねじ部をブチルゴム系コーキングテープ又はゴムリングで完全に密封する。また、密封後コーキングテープ又はゴムリング露出部は、プラスチックテープ 2 回巻きとする。
 なお、ゴムリングの場合は、管材との接続が終了した後でゴムリングの装着が容易に確認できるものとする。
- (4) 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けする場

合は、監督職員の承諾を受け、標準図（塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領）により取付ける。

2.5.4 外面被覆鋼管

- (1) 外面被覆鋼管は、ねじ接合（呼び径 100 以下に限る。）、フランジ接合、ハウジング形管継手による接合又は溶接接合とする。
- (2) ねじ接合は、2.5.2「鋼管」のねじ接合による。
- (3) 地中配管のねじ接合は、2.5.3「塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管」(3)の当該事項による。
- (4) フランジ接合及び溶接接合は、2.5.2「鋼管」の当該事項による。

なお、溶接接合の場合は、熱による影響を受ける部分の外面被覆はあらかじめ取除く。また、火花による損傷を受けないように養生する。

2.5.5 ナイロンコーティング鋼管

- (1) ナイロンコーティング鋼管は、呼び径 25 以上 40 未満はフランジ接合、呼び径 40 以上は、フランジ接合又はハウジング形管継手による接合とする。

2.5.6 排水用塩ビライニング鋼管及びコーティング鋼管

- (1) 排水鋼管用可とう継手（MD ジョイント）による接合は、管端を直角に切断し内外面の面取りを行い、管のパッキン当たり面が変形や傷等がないことを確認後、フランジ・ロックパッキン又はクッションパッキンの順序で部品を挿入した管端を継手本体にはめ込み、ボルト及びナットを周囲均等に適正なトルクで締付ける。

なお、ロックパッキン使用の場合は、継手との接合に際し、管の先端と継手本体の差込み段差との間には必要により、管の熱伸縮を緩和する隙間を設ける。

- (2) 管の端部は、JPF MP 006「ハウジング形管継手」に規定する耐塩水噴霧試験に適合する防錆塗料により、十分な防錆処理を行う。
- (3) ポンプアップ排水管の接合は、2.5.2「鋼管」の当該事項による。

2.5.7 ステンレス鋼管

- (1) 呼び径 60Su 以下は、SAS322「一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準」を満足した継手による接合とし、継手の種類は特記による。また、呼び径 75Su 以上は、溶接接合、ハウジング形管継手による接合又はフランジ接合とする。
- (2) 溶接接合は、次によるほか、2.5.15「溶接接合」の当該事項による。
 - (ア) 溶接接合は、管内にアルゴンガスを充満させてから、TIG 溶接により行う。また、SUS304、SUS316 等のオーステナイト系ステンレス鋼を溶接する場合は、窒素ガスとしてもよい。
 - (イ) 溶接作業は、原則として、工場で行う。ただし、現場溶接する場合は、TIG 自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督職員の立会いを受けて行う。

- (3) フランジは、JIS B 2220「鋼製管フランジ」による溶接式又は遊合形とする。

なお、接合方法は、標準図（塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領）による。

ガスケットは、ジョイントシートを四ふっ化エチレン樹脂（PTFE）ではさみ込んだものとする。

- (4) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い、接合する。
- (5) 呼び径 25Su 以下の配管は、現場にて専用工具を用いた曲げ加工ができる。ただし、曲げ半径は管径の 4 倍以上とする。

- (6) ハウジング形管継手は、SAS361「ハウジング形管継手」に規定するグループ式又はリング式とする。
- (7) 蒸気還管の場合は、原則として、フランジ接合又は溶接接合とする。
- (8) 管端つば出しステンレス鋼管継手は、SAS363「管端つば出しステンレス鋼管継手」の規定により工場加工されたものとし、遊合形フランジ接合とする。
- (9) 工場での加工管は、SAS371「建築設備用ステンレス配管プレハブ加工管部材」の規定による。

2.5.8 銅管

- (1) 水配管の接合は、差込接合又はメカニカル接合とし、次による。
 - (ア) 差込接合の場合は、取外しの必要な箇所には、呼び径 32 以下は銅製ユニオン継手、呼び径 40 以上はフランジ継手を使用する。また、差込接合は、管の外表面及び継手の内面を十分に清掃した後、管を継手に正しく差込み、適温に加熱して、呼び径 32 以下ははんだ（軟ろう）又はろう（硬ろう）、呼び径 40 以上はろう（硬ろう）を流し込む。
なお、直近に弁等がある場合には、高温による変形を起こさないように養生して行う。
 - (イ) メカニカル接合の場合は、呼び径 25 以下に適用し、監督職員の承諾を受け、JCDA0002「銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準」を満足した継手により接合する。
- (2) 冷媒配管の接合は、2.4.6「冷媒配管」による。

2.5.9 塩ビ管

- (1) 給水管の接合は、接着接合又はゴム輪接合とし、次による。特記がなければ、接着接合とし、給水装置に該当する場合は、全て水道事業者の定める接合方法による。
 - (ア) 接着接合の場合は、切断後、呼び径 13～30 は 1 mm、呼び径 40 及び 50 は 2 mm、呼び径 65 以上は 2 mm 以上の面取りを行い、受口内面及び差口外面の油脂分等を除去した後、差口外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、受口内面及び差口外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、速やかに差口を受口に挿入し、標線位置まで差込み、そのまま保持する。差込み保持時間は、呼び径 50 以下は 30 秒以上、呼び径 65 以上は 60 秒以上とする。
接着後は、はみ出した接着剤をふきとり、換気等により、管内に充満する接着剤の溶媒蒸気を排除する。
 - (イ) ゴム輪接合の場合は、切断後、管の厚さの 1/2、約 15° の面取りを行い、ゴム輪受口内面及び差口外面のゴミ等を除去した後、差口外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、ゴム輪及び差口外面に専用の滑剤を塗布し、管軸を合わせて標線位置まで挿入する。
- (2) 排水管の接合は、接着接合又はゴム輪接合とし、次による。
 - なお、特記がなければ、接着接合とする。
 - (ア) 接着接合及びゴム輪接合共、(1)の(ア)及び(イ)と同じ接合方法とする。
 - (イ) 管内の流れの障害となる段違いを生じないようにする。

2.5.10 ポリエチレン管

- (1) 給水装置に該当する場合は、全て水道事業者の定める接合方法による。
- (2) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いる。
- (3) 管の接合方法は、電気融着接合又はメカニカル接合とする。
なお、接合方法は特記による。
- (4) 電気融着接合は、次による。

- (ア) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、管を継手受口の奥まで確実に挿入し、管の継手受口端部にマーキングする。
なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。
- (イ) 管をクランプで確実に固定した後、専用コントローラで通電する。継手に通電後、継手インジケータの隆起、マーキングのずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう口径ごと適正な時間経過後、クランプを外す。
- (5) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い、接合する。
- (6) 管の敷設は、曲がり部を最小曲げ半径以上とするとともに、座屈が生じないように施工する。
- (7) 管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。
- (8) 建物導入部において、異種管と接合する場合、接合部が容易に点検できるように点検用柵を設ける場合は標準図（点検口柵、注油口柵、フレキシブルジョイント柵及び点検ボックス）によることとし、適用は特記による。
- (9) 建物導入部は、地震による損傷を抑制するものとする。
なお、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領（三））に、施工の例を示す。

2.5.11 架橋ポリエチレン管

- (1) 呼び径 25 以下の配管に適用する。
- (2) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いる。
- (3) 管の接合方法は、電気融着接合又はメカニカル接合とする。
なお、接合方法は特記による。
- (4) 電気融着接合は、次による。
 - (ア) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、管を継手受口の奥まで確実に挿入し、管の継手受口端部にマーキングする。
なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。
 - (イ) 継手に通電後、継手インジケータの隆起、マーキングのずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう 3 分以上養生後、ターミナルピンを切断する。
- (5) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い、接合する。
- (6) 原則として、床ころがし配管とし、直線部で 1,000mm、曲がり部で 300mm 以内に固定する。また、曲り部は、最小曲げ半径以上とするとともに、座屈が生じないように施工する。
- (7) 管の劣化するおそれがある溶剤、油性マーキング、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル（ビニルテープ等）等の可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。

2.5.12 ポリブテン管

- (1) 冷温水管は、呼び径 25 以下の配管に適用する。
- (2) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いる。
- (3) 管の接合方法は、熱融着接合、電気融着接合又はメカニカル接合とする。
なお、接合方法は特記による。
- (4) 熱融着接合は、次による。
 - (ア) 管端部外面、継手内面をアセトン又はアルコールで清掃後、加熱用ヒーターフェースに継手及び管を同時に挿入後、呼び径ごとに定められた時間加熱する。

なお、挿入前に加熱用ヒーターフェースの温度が適用温度に達していることを確認する。

- (イ) 融着後、接続部に無理な力がかからないよう 30 秒以上圧着保持、3 分以上放冷し、1 時間以上養生する。
- (5) 電気融着接合は、次による。
 - (ア) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、挿入長さ（標線）を管表面に記入し、確実に継手に挿入する。

なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。
- (イ) 管をクランプで確実に固定した後、専用コントローラで通電する。継手に通電後、継手インジケーターの隆起、標線のずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう呼び径ごとに定められた時間放冷（放冷時間は、呼び径 10～20 は 3 分以上、呼び径 25～65 は 5 分以上、呼び径 75 は 10 分以上）し、1 時間以上養生する。
- (6) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い、接合する。
- (7) 管の敷設は、曲り部を最小曲げ半径以上とするとともに、座屈が生じないように施工する。
- (8) 管の劣化するおそれがある溶剤、油性マーキング、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル（ビニルテープ等）等の可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。

2.5.13 コンクリート管

- (1) 管の接合は、ソケット接合とし、ゴム輪をスピゴット端部所定の位置にねじれないように挿着し、差込機により受口部の底にスピゴット端部が接するまで差込む。
- なお、滑剤は、ゴム輪に有害なものを使用してはならない。

2.5.14 耐火二層管

- (1) 接着接合又はゴム輪接合（伸縮継手用）とし、次による。
 - (ア) 管の接合は接着接合とし、受口内面及び差口外面の油脂分等を除去した後、差口外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、受口内面及び差口外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、速やかに差口を受口に挿入し標線位置まで差込み、そのまま 1 分以上保持する。
 - (イ) 伸縮継手はゴム輪接合とし、ゴム輪受口内面及び差口外面のゴミ等を除去した後、差口外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、ゴム輪及び差口外面に専用の滑剤を塗布し、管軸を合わせて標線位置まで挿入する。
 - (ウ) 管内の流れの障害となる段違いを生じないようにする。
 - (エ) 伸縮継手の設置箇所は特記による。
 - (オ) 配管後の直管と管継手の接合部は、目地付継手を使用した場合を除き、専用の目地処理材にて処理を行う。

2.5.15 溶接接合

2.5.15.1 一般事項

- (1) 配管の溶接接合は、労働安全衛生法、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、消防法又はこれらに基づく命令若しくは地方公共団体の条例の規定で配管の溶接接合に関するもの及び本項の規定による。

2.5.15.2 適用範囲

- (1) 本項は、鋼管及びステンレス鋼管に適用する。

2.5.15.3 溶接接合方法及び品質

- (1) 溶接接合方法は、突合せ溶接又はすみ肉溶接とする。
- (2) 突合せ溶接に当たっては、開先加工又は面取りを適正に行うとともに、ルート間隔を保持することにより、十分な溶込みを確保する。
- (3) 突合せ溶接部は、母材の規格による引張強さの最小値（母材が異なる場合は最も小さい値）以上の強度を有するものとする。
- (4) すみ肉溶接部は、母材の規格による引張強さの最小値（母材が異なる場合は最も小さい値）の $1/\sqrt{3}$ 以上の強度を有するものとする。
- (5) 溶接部は、溶込みが十分で、かつ、割れ、アンダーカット、オーバーラップ、クレーター、スラグ巻込み、ブローホール等で有害な欠陥があってはならない。

2.5.15.4 溶接工

- (1) 自動溶接を行う者は、自動溶接機、溶接方法に十分習熟し、かつ、十分な技量及び経験を有する者で監督職員が認めた者とする。
- (2) 自動溶接を除く溶接工は、次に示す試験等の技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。
 - (ア) 手溶接の場合は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」又はJIS Z 3821「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」による。
 - (イ) 半自動溶接の場合は、JIS Z 3841「半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」による。

2.5.15.5 溶接作業環境

- (1) 溶接作業場所は、必要な設備と良好な作業環境を整えなければならない。
- (2) 溶接作業中は、漏電、電撃、アーク等による人身事故及び火災防止の処置を十分に行う。
- (3) 金属をアーク溶接する作業については、屋内及び屋外における作業において、呼吸用保護具（防じんマスク）を着用し、十分な換気を行う。

2.5.15.6 開先加工

- (1) 開先加工は、機械加工又はガス溶断加工とする。
なお、ガス溶断加工の場合は、手動グラインダー加工等により入念に仕上げる。
- (2) 開先形状及び接合部形状は、標準図（溶接開先形状、溶接接合部形状）による。ただし、自動溶接の場合はこの限りでない。

2.5.15.7 仮付け

- (1) 管を突合せ溶接する場合は、受台や吊り用ボルトを利用して芯合わせを行う。また、アダプタ等の治具や金馬等の仮付けピースを用いるか又は突合せ溶接部の直接仮付けにより開先間隔を保持し、管相互の芯ずれがないように入念に仮付けを行う。
- (2) 差込みフランジや差込み継手等を使用してすみ肉溶接を行う場合は、管を所定の位置まで差込み、直角を保持して仮付けを行う。
- (3) 仮付け溶接のために使用した金馬等を取除くときは、仮付け跡をグラインダー又は溶接で補修する。
- (4) 仮付け溶接は、溶接工によらなくてもよい。ただし、開先に直接仮付け溶接する場合は、溶接工によって行う。
- (5) 仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、監督職員の指示に従い、工事写真又は開先寸法記録を残す。ただし、工場溶接にあっては、この限りでない。

なお、ここでいう工場溶接とは、専用の溶接設備を用いて適確な品質管理のもとで行う溶接であって、当該加工業者が、溶接部の品質の保証を与えるものをいう。

2.5.15.8 溶接材料

- (1) 溶接材料は、母材の種類及び溶接方法により、表 2.2.15 又はこれと同等以上のものを使用する。

表 2.2.15 溶接材料

母材の種類	溶 接 材 料
鋼 管	JIS Z 3211 「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」
	JIS Z 3316 「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼のティグ溶接用ソリッド溶加棒及びソリッドワイヤ」
ステンレス鋼管	JIS Z 3321 「溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯」

2.5.15.9 溶接材料の管理

- (1) 溶接材料は、丁寧に取扱い、被覆剤のはく離、汚損、変質、吸湿、さびのあるもの等を使用してはならない。特に、溶接棒の吸湿には注意し、吸湿の疑いがあるものをそのまま使用してはならない。

2.5.15.10 溶接方法

- (1) 溶接方法は、被覆アーク溶接、TIG 溶接若しくは監督職員の承諾を得た半自動アーク溶接、自動溶接又はそれらの組合せによって行う。ただし、ステンレス鋼管の場合は、被覆アーク溶接は行わない。

2.5.15.11 溶接施工

- (1) 溶接作業は、降雨・降雪時や強風時には行わない。ただし、溶接部が十分に保護され、監督職員の承諾を受けた場合は、作業を行うことができる。また、降雨・降雪や強風の影響を受けない建物内での作業は、この限りでない。
- (2) 周囲の気温が 0℃以下の場合は、原則として、溶接作業を行わない。ただし、周囲の気温が -15℃以上の場合は、溶接部付近を 36℃程度に予熱することにより作業を行ってもよい。
- (3) 溶接は、下向き溶接とする。ただし、やむを得ない場合は、下から上への巻き上げ溶接とし、ゆがみや残留応力が最小となる方法及び順序で作業を行ってもよい。
- (4) 高セルローズ系又は低水素系溶接棒を使用する場合は、亜鉛めっきを除去する。
- (5) 溶接面は、溶接に先立ち、水分、油、スラグ、塗料等溶接の障害となるものを除去する。
- (6) 溶接作業に際しては、適切な工具を用い、適切な電圧、電流及び溶接速度で作業を行う。
- (7) 溶接後は、溶接部の内外面をワイヤブラシ等で可能な限り清掃し、さび止め塗料又は有機質亜鉛末塗料で溶接面の補修を行う。

2.5.15.12 溶接部の検査

- (1) 溶接部は、溶接部全線にわたり目視検査を行い、割れ、アンダーカット、オーバーラップ、クレーター等で有害な欠陥がないものとする。
- (2) 溶接部の管外面の余盛りの高さは、3mm 以下とする。
- (3) 溶接部の非破壊検査の適用、検査の種類及び抜取率は特記によるものとし、抜取率については、特記がなければ、表 2.2.16 による。

なお、ガス配管については、第 6 編 2.2.2「管の接合」による。

- (4) 非破壊検査の結果、不合格箇所数が抜取箇所数の 5%を超えた場合は、さらに同数を抜

取り、その合計不合格率が5%以内ならば合格とする。

なお、不合格の場合は、その群の全溶接部を検査する。

表2.2.16 抜 取 率

溶接部の種類	種別 使用圧力 検査の種類	蒸 気 配 管		冷却水、冷温水、 消火（水用）及び 油配管
		1.0MPa未満	1.0MPa以上	
突合せ溶接部	放射線透過検査（RT）、 浸透探傷検査又は 磁粉探傷検査（PT又はMT）	5%	10%	5%
すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は 磁粉探傷検査（PT又はMT）			

注 工場溶接部については、適用された抜取率の1/5としてもよい。

2.5.15.13 非破壊検査の適用範囲と判定基準

- (1) 非破壊検査の適用範囲は、表2.2.17による。

表2.2.17 非破壊検査の適用範囲

非破壊検査の種類	適 用 範 囲
放射線透過検査 (RT)	表2.2.16に示した抜取率の溶接部について、1溶接線につき1枚、放射線透過写真を撮影する。
浸透探傷検査又は 磁粉探傷検査 (PT又はMT)	表2.2.16に示した抜取率の溶接部について、その溶接部の外面を全周検査する。

- (2) 放射線透過検査は、JIS Z 3104「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」又はJIS Z 3106「ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法」による。

なお、判定基準は特記による。

- (3) 浸透探傷検査は、JIS Z 2343-1「非破壊試験－浸透探傷試験－第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類」による染色浸透試験とする。また、磁粉探傷検査は、JIS Z 2320-1「非破壊試験－磁粉探傷試験－第1部：一般通則」により行う。浸透探傷検査又は磁粉探傷検査を実施したものにあつては、次に示す欠陥が表2.2.19に示す合格基準に合格するものとする。

(ア) 独立欠陥

- (a) 独立して存在する欠陥は、次の3種類に分類する。

- ① 割 れ 割れと認められたもの
- ② 線状欠陥 割れ以外の欠陥で、その長さが幅の3倍以上のもの
- ③ 円形状欠陥 割れ以外の欠陥で、線状欠陥でないもの

(イ) 連続欠陥

- (a) 割れ、線状欠陥及び円形状欠陥が、ほぼ同一直線上に存在し、その相互の距離と個々の長さとの関係から、一つの連続した欠陥と認められるものの欠陥長さは、特に指定がない場合は、欠陥の個々の長さ及び相互の距離を加え合わせた値とする。

(ウ) 分散欠陥

- (a) 定められた面積の中に存在する1個以上の欠陥である分散欠陥は、欠陥の種類、個数又は個々の長さの合計値によって評価するものとし、一定の領域の面積が $2,500\text{mm}^2$ の範囲内に、その最大寸法が4mm以下の線状欠陥、円形状欠陥又は連続欠陥が多数ある場合において、表2.2.18に示す欠陥の種類及び最大寸法に応じた欠陥の個数と点数の積の和で表す。

表 2.2.18 分散欠陥

欠陥の種類	最大寸法	点数
線状欠陥	2mm以下	3
	2mmを超え、4mm以下	6
円形状欠陥	2mm以下	1
	2mmを超え、4mm以下	2

表 2.2.19 配管溶接部に適用する欠陥合格基準

欠陥の種類	合格基準
表面割れ	割れによる欠陥がないこと
線状欠陥、円形状欠陥及び連続欠陥	最大4mm以下のもの
分散欠陥	欠陥の積の和が12以下のもの

2.5.15.14 不良溶接の補正

- (1) 溶接部の放射線透過検査、浸透探傷検査及び磁粉探傷検査で不合格となった溶接部は、欠陥をグラインダー等を使用して除去し、必要な場合には再溶接を行い、その部分について再度非破壊検査を行い、合格しなければならない。

2.5.16 異種管の接合

- (1) 鋼管とステンレス鋼管又は銅管と鋼管を接合する場合は、絶縁フランジ接合とし、接合要領は特記による。
なお、特記がない場合は、標準図（異種管の接合要領）による。

第6節 勾配、吊り及び支持

2.6.1 勾配

- (1) 給水管、給湯管、消火管（ガス系消火管を除く。）、冷却水管、冷温水管、ブライン管、高温水管及び油管の場合は、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適切な勾配を確保する。
- (2) 屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径65以下は最小1/50、呼び径75、100は最小1/100、呼び径125は最小1/150、呼び径150以上は最小1/200とする。また、通気管は、全ての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凸凹部のないようにする。

- (3) 蒸気給気管は、原則として、先下り配管で、勾配は 1/250 とし、先上がりの場合は 1/80 とする。また、蒸気還管は、先下り配管とし、勾配は 1/200 から 1/300 とする。
- (4) ドレン管の勾配は、原則として、1/100 以上とする。

2.6.2 吊り及び支持

2.6.2.1 一般事項

- (1) 屋内の配管の吊り、支持等の施工要領は、標準図（配管の吊り金物・形鋼振れ止め支持要領（一）、配管の吊り金物・形鋼振れ止め支持要領（二）、立て管の床固定要領）による。
- (2) 屋上の配管の施工要領は、標準図（屋上配管支持施工要領）によるものとし、防水層に支障のないよう施工する。
なお、適用箇所は特記による。
- (3) 外壁の配管の施工要領は、特記による。特記がなければ、配管の荷重を支持できる支持金物等を用いる。
- (4) 機器廻りの配管は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動、管内流体の脈動等による力を抑えるために、次の固定又は支持を行う。
 - (ア) 冷凍機、ポンプ等に接続する呼び径 100 以上の配管は、床より形鋼で固定する。
 - (イ) 呼び径 80 以下の配管、空気調和機及びタンク類に接続する配管は、形鋼振れ止め支持とする。

なお、施工要領は、標準図（機器廻り配管吊り及び支持要領（一）、機器廻り配管吊り及び支持要領（二））による。

- (5) ステンレス鋼管及び銅管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、合成樹脂を被覆した支持及び固定金具を用いるか、ゴムシート又は合成樹脂の絶縁テープ等を介して取付ける。
なお、合成樹脂が破損しないように、締付ける。
- (6) インサート金物は、吊り用ボルトに対し、適正なサイズのものを選定する。
- (7) 壁貫通等で、形鋼による振れ止めと同等に振れを防止できる場合は、貫通部及び吊りをもって振れ止め支持とみなしてもよい。

2.6.2.2 横走り管の吊り及び支持

- (1) 横走り管は、吊り金物による吊り及び形鋼振れ止め支持を表 2.2.20 により行う。また、形鋼振れ止め支持を行う横走り主管の末端部には、形鋼振れ止め支持を行う。

表2.2.20 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔

分 類		呼び径	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
吊り金物 による吊 り	鋼管及び ステンレス鋼管	2.0m以下										3.0m以下				
	塩ビ管、 耐火二層管及び ポリエチレン管	1.0m以下								2.0m以下						
	銅 管	1.0m以下								2.0m以下						
	ポリブテン管	0.6m 以下	0.7m以下			1.0m以 下		1.3m以下		1.6m 以下	—					
形鋼振れ 止め支持	鋼管及び ステンレス鋼管	—						8.0m以下				12m以下				
	塩ビ管、 耐火二層管、 ポリエチレン管 及びポリブテン管	——		6.0m以下			8.0m以下				12m以下					
	銅 管	——		6.0m以下			8.0m以下				12m以下					

- (2) 次の配管の形鋼振れ止め支持は不要とし、必要な場合の支持間隔は特記による。
- (ア) 鋼管及びステンレス鋼管の呼び径 40 以下
- (イ) 塩ビ管、耐火二層管、ポリエチレン管、ポリブテン管及び銅管の呼び径 20 以下
- (ウ) 配管の吊り用ボルトの長さが均一で、200mm 以下の場合
- (3) 直管部の長さが 25m を超える場合は、25m 以内ごとに、直管方向の形鋼振れ止め支持を行う。ただし、表 2.2.20 で形鋼振れ止め支持を規定していない呼び径の配管は不要とする。
- (4) 吊り用ボルトは、吊り荷重により適正なボルト径のものを選定する。ただし、鋼管及びステンレス鋼管の横走り管の吊り用ボルトの径は、配管呼び径 100 以下は呼称 M10 又は呼び径 9、呼び径 125 以上 200 以下は呼称 M12 又は呼び径 12、呼び径 250 以上は呼称 M16 又は呼び径 16 としてもよい。
- (5) ハウジング形管継手で接合されている呼び径 100 以上の配管は、吊り材長さが 400mm 以下の場合、吊り材に曲げ応力が生じないように、吊り用ボルトに替えてアイボルト、鎖等を使用して吊る（可動式のみ、固定式は除く。）。
- (6) 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手（排水鋼管用可とう継手、ハウジング形管継手（可動式）等）を使用する場合は、表 2.2.20 のほか、その直近で吊る。曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。
- (7) 蒸気管の横走り管を、形鋼振れ止め支持により下方より支持する場合には、ローラ金物等を使用する。
- (8) 蒸気管の横走り管は、伸縮管継手と固定点との中間に標準図（伸縮管継手の固定及びガ

イド・座屈防止用形鋼振れ止め支持施工要領）による座屈防止用形鋼振れ止め支持を設ける。

(9) 冷媒用銅管の吊り、支持等は次による。

(ア) 吊り金物の間隔は、銅管の基準外径が 9.52mm 以下の場合は 1.5m 以下、12.70mm 以上の場合は 2.0m 以下とする。

(イ) 形鋼振れ止め支持間隔は銅管による。ただし、液管・ガス管共吊りの場合は、液管の外径とするが、液管 25mm 未満の形鋼振れ止めの支持間隔は、ガス管の外径による。

(ウ) 冷媒管と制御線を共吊りする場合は、支持部で制御線に損傷を与えないようにする。

2.6.2.3 立て管の支持

(1) 複数階にわたって設置する立て管は、表 2.2.21 により固定(床)及び形鋼振れ止め支持を行う。

表 2.2.21 立て管の固定(床)及び振れ止め箇所

施工の種別	管種	施工場所
固定(床)	鋼管及びステンレス鋼管 (呼び径80以下は不要としてもよい。)	最下階の床又は最上階の床
形鋼振れ 止め支持	鋼管及びステンレス鋼管	各階 1 箇所
	塩ビ管、耐火二層管及び ポリエチレン管	各階 1 箇所
	銅管	各階 1 箇所

(2) 呼び径80以下の配管の固定(床)は、不要としてもよい。

(3) 鋼管及びステンレス鋼管で、床貫通等により振れが防止されている場合は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としてもよい。

なお、排水用可とう継手を使用する場合は、最下階の床に 1 箇所設ける。

(4) 耐火二層管の立て管に伸縮継手を取付ける場合で伸縮継手直下に床貫通の振れ止め支持がされている場合は、伸縮継手の形鋼振れ止め支持の固定と共用してもよい。

(5) 冷媒用銅管の立て管の振れ止めは、形鋼による支持に代えて、冷媒用銅管用の支持材を用いても良い。

(6) 冷媒用銅管の立て管は、立て管長の間中部で 1 箇所固定し、他は配管の温度変化による伸縮を妨げない支持とする。

第7節 地中配管

2.7.1 一般事項

(1) 給水管と排水管が平行して埋設される場合には、原則として、両配管の水平実間隔を 500mm 以上とし、かつ、給水管は排水管の上方に埋設するものとする。また、両配管が交差する場合も、給水管は排水管の上方に埋設する。

(2) 鋼管類を地中配管する場合は、2.7.3「防食処置」による防食処置を行う。

(3) コンクリート類に埋設する熱伸縮を伴う管は、それを妨げない処置を行う。

(4) 油管の地中配管で、ねじ接合を行う場合には、継手を標準図（点検口桝、注油口桝、フレキシブルジョイント桝及び点検ボックス）に示すコンクリート製の点検口桝内に設ける。

- (5) コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂に損傷を与えないよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。
- (6) 排水管として、コンクリート管又は塩ビ管を埋設する場合は、呼び径 300 以下の場合は根切り底を管の下端より 100mm 程度、呼び径 300 を超える場合は管の下端より 150mm 程度深く根切りをし、切込み砕石、切込み砂利又は山砂の類をやりかたにならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。

なお、継手箇所は、必要に応じて増し掘りをする。

埋戻しは、管が移動しないように管の中心線程度まで埋戻し、十分充填した後、所定の埋戻しを行う。

- (7) 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置は特記による。
- (8) 屋外地中配管の分岐及び曲り部には、標準図（地中埋設標）による地中埋設標を設置する。

なお、設置箇所は特記による。

- (9) 管を埋戻す場合は、土被り 150mm 程度の深さに埋設表示用アルミテープ又はポリエチレンテープ等を埋設する。ただし、排水管は除く。
- (10) 根切り、埋戻し、建設発生土の処理等は、4.2.1「一般事項」の当該事項による。

2.7.2 埋設深さ

- (1) 管の地中埋設深さは、車両道路では管の上端より 600mm 以上、それ以外では 300mm 以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。

2.7.3 防食処置

- (1) 地中埋設の鋼管類（排水配管の鋼管類、合成樹脂等で外面を被覆された部分及びステンレス鋼管（SUS316）は除く。）には、防食材による防食処理を次により行う。
 - (ア) ペトラタム系を使用する場合は、汚れ、付着物等の除去を行い、プライマーを塗布し、防食テープを 1/2 重ね 1 回巻きの上、プラスチックテープを 1/2 重ね 1 回巻きとする。継手等のように巻きづらいものは、凹部分にペトラタム系のマスチックを詰め、表面を平滑にした上で、防食シートで包み、プラスチックテープを 1/2 重ね 1 回巻きとする。
 - (イ) ブチルゴム系を使用する場合は、汚れ、付着物等の除去を行い、プライマーを塗布し、絶縁テープを 1/2 重ね 2 回巻きとする。継手等のように巻きづらいものは、凹部分にブチルゴム系のマスチックを詰め、表面を平滑にした上で、絶縁シートで包み、さらにプラスチックテープのシート状のもので覆い、プラスチックテープを 1/2 重ね 1 回巻きとする。
 - (ウ) 熱収縮チューブ及び熱収縮シートを使用する場合は、汚れ、付着物等の除去を行い、チューブは 1 層、シートは 2 層重ねとし、プロパンガスバーナーで均一に加熱収縮させる。
- (2) 油管の地中配管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第 3 条の規定による塗覆装若しくはコーティング又はこれと同等以上の防食効果のある材料・方法で所轄消防署が承認したもので防食措置を行う。

第 8 節 貫通部の処理

2.8.1 一般事項

- (1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造等の防火区画等を不燃材料の配管が貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で充填する。また、不燃材料以外の配管が防火区画等を貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする。

なお、施工要領は、標準図（配管の防火区画貫通部施工要領）による。

- (2) 保温を行わない配管で、天井、床、壁等を貫通する見え掛け部には、管座金を取付ける。
- (3) 外壁を貫通する配管とスリーブとの隙間は、バックアップ材等を充填し、シーリング材によりシーリングし、水密を確保する。
- (4) 地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、配管はスリーブと触れないように施工する。

第 9 節 試験

2.9.1 一般事項

- (1) 試験は、以下のいずれかの施工前に行う。
 - (ア) 隠ぺい又は埋戻し
 - (イ) 配管完了後の塗装（ねじ部のさび止めペイントは除く。）
 - (ウ) 保温施工

2.9.2 冷温水、冷却水、蒸気、油、ブライン、高温水及び冷媒配管

- (1) 次の圧力値による耐圧試験を行う。

なお、保持時間は、冷媒管を除き、最小 30 分とする。

 - (ア) 蒸気管及び高温水管は水圧試験とし、最高使用圧力の 2 倍の圧力（その値が 0.2MPa 未満の場合は、0.2MPa）とする。
 - (イ) 油管は空気圧試験とし、最大常用圧力の 1.5 倍の圧力とする。
 - (ウ) 水配管は水圧試験とし、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力（その値が 0.75MPa 未満の場合は、0.75MPa）とする。
 - (エ) ブライン管は水圧試験とし、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力（その値が 0.75MPa 未満の場合は、0.75MPa）とする。
 - (オ) 冷媒管は、JRA-GL14「フロン類を用いた冷凍空調機器の冷媒漏えいガイドライン」による気密試験を行う。気密試験後は、全系統の高真空蒸発脱水処理を行う。

2.9.3 給水及び給湯配管

- (1) 水道事業者及び規格類に試験の規定がない給水管及び給湯管は、次の水圧試験を行う。
 - (ア) 保持時間は最小 60 分とし、試験圧力は配管の最下部におけるものとする。
 - (イ) 試験圧力は次による。ただし、試験圧力に満たない耐圧の配管、弁類等を接続する場合は、その耐圧を超えない試験圧力での試験とする。
 - (a) 給水装置に該当する管は、1.75MPa 以上とする。
 - (b) ポンプの圧力がかかる配管は、当該ポンプの全揚程に相当する圧力の 2 倍の試験圧力かつ 0.75MPa 以上とする。
 - (c) 高置タンク以降の配管は、静水頭に相当する圧力の 2 倍の試験圧力かつ 0.75MPa 以上とする。
- (2) 飲料水以外の給水管は、誤接続がないことを確認するため衛生器具等の取付け完了後、

系統ごとに着色水を用いた通水試験等を行う。

2.9.4 排水及び通気配管

- (1) 排水管は、満水試験を行い、衛生器具等の取付け完了後、通水試験を行う。また、ドレン管は、通水試験を行う。

なお、保持時間は、満水試験にあつては最小 30 分とする。

- (2) 排水ポンプ吐出し管は、2.9.3「給水及び給湯配管」(1)による。

2.9.5 消火配管

- (1) 試験は、次によるほか、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年消防予第 282 号）に基づく外観試験及び性能試験を行う。

- (ア) 水配管は、次の圧力値による水圧試験を行う。

なお、保持時間は、最小 60 分とする。

- (a) 各消火ポンプに連結される配管は、当該ポンプの締切圧力の 1.5 倍の圧力とする。
 (b) 連結送水管送水口等、各種送水口に連結される配管は、配管の設計送水圧力（ノズル先端における放水圧力が 0.6MPa（消防長又は消防署長が指定する場合にあつては、当該指定放水圧力）以上になるように送水した場合の送水口における圧力をいう。）の 1.5 倍の圧力とし、(a)と兼用される配管は、(a)、(b)いずれか大なる圧力とする。
 (イ) 不活性ガス消火配管、ハロゲン化物消火配管及び粉末消火配管は、配管完了後、空気又は窒素ガスにより、次の圧力値による気密試験を行う。

なお、保持時間は最小 10 分とする。

- (a) 不活性ガス消火配管及びハロゲン化物消火配管の圧力値は、次による。

- ① 不活性ガス消火配管の場合の貯蔵容器から選択弁までの配管は、40℃における貯蔵容器内圧力値とする。ただし、容器弁に圧力調整装置が設けられている場合は、圧力調整装置の最高調整圧力とする。
 ② ハロゲン化物消火配管の場合の貯蔵容器から選択弁までの配管は、40℃における貯蔵容器内圧力値 4.4MPa とする。
 ③ 選択弁から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力（初期圧力降下計算を行った結果得られた値。以下同じ。）とする。
 ④ 選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力とする。

- (b) 粉末消火配管の圧力値は、次による。

- ① 貯蔵容器から選択弁までの配管は、圧力調整器の設定圧力とする。
 ② 選択弁から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力（初期圧力降下計算を行った結果得られた値。以下同じ。）とする。
 ③ 選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力とする。

第3章 保温、塗装及び防錆工事

第1節 保温工事

3.1.1 一般事項

- (1) 保温工事の施工箇所、使用する材料、厚さ等は、特記による。特記がなければ次による。

3.1.2 材料

- (1) 保温材（保冷材及び防露材を含む。）、外装材及び補助材は、表2.3.1による。
- (2) 本項で規定する保温材、外装材及び補助材を屋内で使用する場合はホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において放散量が規定されている場合、特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

表2.3.1 保温材、外装材及び補助材

材 料 区 分		仕 様
保温材	ロックウール保温材	ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のロックウールによるものとし、保温板は1号又は2号、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m³以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554「きつ甲金網」による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はRWAS02「ロックウール保温材のブランケットに使用するメタルラス品質規格」によるプラスで外面を補強したものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとする。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものとする。
	グラスウール保温材	グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとする。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものとする。
	ポリスチレンフォーム保温材	ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511「発泡プラスチック保温材」のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温板又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとする。 弁類、継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。

外 装 材	塗装亜鉛めっき鋼板	JIS G 3312「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」で、めっきの付着量がZ18以上のもの又はJIS G3322（塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）で、めっきの付着量がAZ90以上のものとし、板厚は、保温外径250mm以下の管、弁等を使用する場合は0.27mm、その他は0.35mmとする。
	ステンレス鋼板	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとし、板厚は、管、弁等を使用する場合は0.2mm以上、その他は0.3mm以上とする。
	溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3321「溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯」で、めっき付着量150 g/m ² 以上のものとし、板厚は、保温外径250mm以下の管、弁等を使用する場合は0.27mm、その他は0.35mmとする。
	合成樹脂製カバー1 (シートタイプ)	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防災2級に合格したもので板厚は、0.3mm以上とする。合成樹脂製カバー用ピンは銅合金製とし、樹脂製カバーの重ね部分を保持できる強度及び形状を有するものとする。
	合成樹脂製カバー2 (ジャケットタイプ)	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防災2級に合格したもので板厚は、0.5mm以上とする。接合は、合成樹脂製カバー用差込みジョイナーと50mmピッチのボタンパンチ加工されたものとし、保温材又はカバーの反発力で外れないものとする。
	合成樹脂製カバー3 (保温化粧カバータイプ)	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防災2級に合格したもので板厚は、1.0mm以上とする。樹脂製カバー同士を接合できる強度及び形状を有するものとする。
	ガラスクロス	JIS R 3414「ガラスクロス」に規定するEP18AによるEガラス平織ガラスクロスとし、ダクト類の内貼りの押さえとして使用する。
	アルミガラスクロス	厚さ0.02mmのアルミニウム箔に、JIS R 3414「ガラスクロス」に規定するEP11Eをアクリル系接着剤で接着させたものとし、管等を使用する場合は、適当な幅に裁断し、テープ状にしたものとする。
	アルミガラスクロス 粘着テープ	アルミガラスクロスのガラスクロス面に粘着剤を粘着加工し、剥離紙をもってその粘着力を保持したものとし、JIS Z 0237「粘着テープ・粘着シート試験方法」による粘着力1.5N/10mm以上のものとする。
	着色アルミガラス クロス	アルミガラスクロスの表面にアクリル系塗料を焼付塗装（焼付温度240℃以上、着色塗布量4 g/m ² 以上）したもの。
	保温化粧ケース	保温化粧ケースは樹脂製、アルミ合金製、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛めっきを施したもの、溶融亜鉛めっき鋼板製に粉体塗装仕上げをしたもの又はステンレス鋼板製等とする。また、樹脂製のものは耐候性を有し、-20℃から60℃に耐えるものとする。
	アルミパンチング メタル	JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するアルミニウム板を穿孔加工したもので板厚は0.6mm以上とし、穿孔開口率は30%以上60%以下とする。
	亜鉛めっき鋼板パン チングメタル	JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する溶融亜鉛めっき鋼板を穿孔加工したもので板厚は0.6mm以上とし、穿孔開口率は30%以上60%以下とする。
	アルミガラス化粧原 紙	原紙に規定する整形用原紙の表面に、アルミガラスクロスに規定するアルミガラスクロス面をオレフィン系樹脂接着剤で貼り合わせたものとする。

補助材	原 紙	1 m ² 当たり370 g以上の整形用原紙とする。
	整形エルボ	合成樹脂を使用した難燃性の整形用エルボで、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防災2級に合格したものとする。
	ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702「包装用ポリエチレンフィルム」に規定する1種（厚さ0.05mm）とする。
	粘着テープ	JIS C 2336「電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ」A種（厚さ0.2mm）のものとする。
	鉄 線	JIS G 3547「亜鉛めっき鉄線」による亜鉛めっき鉄線とする。
	鋲	亜鉛めっき鋼板製座金に保温材の厚みに応じた長さの釘を植えたもの、銅めっきスポット溶接鋲又は絶縁座金付スポット溶接鋲（銅又は銅合金製）とし、保温材等を支持するのに十分な強度を有するものとする。
	きつ甲金網	JIS G 3547「亜鉛めっき鉄線」による亜鉛めっき鉄線の線径0.4mm以上のものを、JIS G 3554「きつ甲金網」による網目呼称16により製作したものとする。
	銅きつ甲金網	JIS H 3260「銅及び銅合金の線」によるC1100Wの線径0.5mmのものをJIS G 3554「きつ甲金網」による網目呼称10に準じて製作したものとする。
	シーリング材	主成分をシリコン系の1成分形とし、JIS K 6249「未硬化及び硬化シリコンゴムの試験方法」による耐熱温度120℃のものとする。
	鋼 枠	亜鉛鉄板による原板の標準厚さ0.4mm以上のもので加工したものとする。
	幅木、菊座及びバンド	ステンレス鋼板（厚さ0.2mm以上）により製作したものとする。
	接着剤	鋲を接着する場合は、合成ゴム系接着剤、エポキシ系接着剤又は変性シリコン系接着剤とする。

3.1.3 施工

- (1) 保温の厚さは、保温材主体の厚さとし、外装及び補助材の厚さは、含まないものとする。
- (2) 保温材相互の間隙はできる限り少なくし、重ね部の継目は同一線上を避けて取付ける。
- (3) ポリスチレンフォーム保温筒は、合わせ目を全て粘着テープで止め、継目は、粘着テープ2回巻きとする。
なお、継目間隔が600mm以上1,000mm以下の場合は、中間に1箇所粘着テープ2回巻きを行う。
- (4) 鉄線巻きは、原則として、帯状材の場合は、50mmピッチ（スパイラルダクトの場合は150mmピッチ）以下にらせん巻き締め、筒状材の場合は1本につき2箇所以上、2巻き締めとし、ロックウールフェルト及び波形保温板の場合は、1枚につき500mm以下に1箇所以上、2巻き締めとする。
- (5) アルミガラスクロス化粧保温帯、アルミガラスクロス化粧ロックウールフェルト、アルミガラスクロス化粧保温筒及びアルミガラスクロス化粧波形保温板は、合わせ目及び継目を全てアルミガラスクロス粘着テープで貼り合わせ、筒は継目間隔が600mm以上1,000mm以下の場合は中間に1箇所アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとし、スパイラルダクトへの保温帯、フェルト、波形保温板の取付けは、1枚が600mm以上1,000mm以下の場合は、1箇所以上アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。

- (6) テープ巻きその他の重なり幅は、原則として、テープ状の場合は 15mm 以上（ポリエチレンフィルムの場合は 1/2 重ね以上）、その他の場合は 30mm 以上とする。
- (7) テープ巻きは、配管の下方より上向きに巻き上げる。アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそれのある場合には、粘着テープ等を用いてずれ止めを行う。
- (8) アルミガラスクロス化粧原紙の取付けは、30mm 以上の重ね幅とし、合わせ目は 150mm 以下のピッチでステープル止めを行う。合わせ目及び継目を全てアルミガラスクロス粘着テープで貼合わせる。
- (9) アルミガラスクロス化粧保温筒のワンタッチ式（縦方向の合わせ目に貼り合わせ用両面粘着テープを取付けたもの。）の合わせ目は、接着面の汚れを十分に除去した後に貼合わせる。
- (10) 合成樹脂製カバー 1 の取付けは、重ね幅は 25mm 以上とし、直管方向の合わせ目を両面テープで貼合せた後、150mm 以下のピッチで、合成樹脂製カバー用ピンで押さえる。立て管部は、下からカバーを取付け、ほこり溜まりのないよう施工する。
- (11) 合成樹脂製カバー 2 の取付けは、合成樹脂製シート端部の差込みジョイナーに、ボタンパンチを差し込んで接合し、エルボ部分と直管部分の継目は、シーリングを行う。立て管部は、下からカバーを取付け、ほこり溜まりのないよう施工する。
- (12) 合成樹脂製カバー 3 の取付けは、はめあい等により、合わせ目が開かないよう、すき間なく施工する。
- (13) 金属板巻きは、管の場合ははぜ掛け又はボタンパンチはぜ、曲り部はえび状又は整形カバーとし、長方形ダクト及び角形タンク類ははぜ掛け、継目は差込みはぜとする。丸形タンクは差込みはぜとし、鏡部は放射線形に差込みはぜとする。

なお、タンク類は、必要に応じて、重ね合せの上、ビス止めとしてもよい。屋外及び屋内多湿箇所の継目は、シーリング材等によりシールを施す。

シーリング材を充填する場合は、油分、じんあい、さび等を除去してから行う。また、温度、湿度等の気象条件が充填に不適当なときは作業を中止する。
- (14) 鋸の取付数は、原則として、300mm 角あたりに 1 個以上とし、全ての面に取付ける。

なお、絶縁座金付銅製スポット鋸以外の場合は、鋸止め用平板（座金）を使用する。
- (15) 屋内露出の配管及びダクトの床貫通部は、その保温材保護のため、床面より少なくとも高さ 150mm までステンレス鋼板で被覆する。ただし、外装材に塗装亜鉛系めっき鋼板等の金属板を使用する場合を除く。

蒸気管等が壁、床等を貫通する場合には、その面から 25mm 以内は保温を行わない。
- (16) 屋内露出配管の保温見切り箇所には、菊座を取付ける。
- (17) 保温の見切り部端面は、使用する保温材及び保温目的に応じて必要な保護を行う。
- (18) 保温を必要とする機器の扉、点検口等は、その開閉に支障がなく、保温効果を減じないように施工する。
- (19) 絶縁継手廻り（絶縁フランジを含む。）は、金属製のラッキングを行ってはならない。
- (20) グラスウール保温板（32K）をスパイラルダクトへ取付ける場合は、保温厚さが復元した後に行い、鉄線巻きは 150mm ピッチ以下にらせん巻き締めし、500mm 以下に 1 箇所以上、2 巻き締めとする。

なお、鉄線の締めすぎに注意する。
- (21) アルミガラスクロス化粧グラスウール保温板（32K）をスパイラルダクトへ取付ける場合は、保温厚さが復元した後に行い、合わせ目及び継ぎ目を全てアルミガラスクロス粘着テ

ープで貼合わせ、1枚が600mm以上1,000mm以下の場合は1箇所以上アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。

なお、アルミガラスクロス粘着テープの締めすぎに注意する。

3.1.4 空気調和設備工事の保温

3.1.4.1 一般事項

- (1) 空気調和設備工事の保温の種別及び厚さは、(2)及び(3)によるほか、表2.3.2による。
- (2) 空調用のドレン管の保温は、3.1.5「給排水衛生設備工事」排水管の項による。
- (3) 以下のダクト、機器、管、弁、フランジ等の保温を行う場合は、保温の適用、種別及び厚さを特記する。
 - (ア) 換気用ダクト
 - (イ) 外気取入れ用ダクト
 - (ウ) 排気用ダクト
 - (エ) 厨房排気用ダクト
 - (オ) 空調している建物内の還りダクト
 - (カ) 屋内外露出排煙ダクト
 - (キ) 暗渠内（ピット内を含む。）のダクト
 - (ク) 内貼りしたダクト及び内貼りしたチャンバー
 - (ケ) 断熱材付きフレキシブルダクト及びたわみ継手
 - (コ) 屋外露出の煙道及び煙突
 - (サ) ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機
 - (シ) 送風機
 - (ス) ポンプ
 - (セ) オイルサービスタンク及びオイルタンク
 - (ソ) 空調用密閉形隔膜式膨張タンク
 - (タ) プレート形熱交換器
 - (チ) 共同溝に設置する配管
 - (ツ) 放熱器廻り蒸気管及び温水管
 - (テ) 蒸気還管
 - (ト) 蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フレキシブルジョイント、各種装置廻りの配管等
 - (ナ) 冷凍機の冷却水管
 - (ニ) ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント
 - (ヌ) 各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管（冷水及び冷温水タンクの第一バルブまでを除く。）
 - (ネ) エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管
 - (ノ) 油管
 - (ハ) 断熱材被覆銅管

表 2.3.2 空気調和設備工事の保温の種別及び厚さ

区 分		保温の種別						厚 さ
		施工箇所					保温材料	
		屋内露出 (一般居 室、廊下)	機械室、 書庫、 倉庫	天井内、 パイプ及びダク トシャフト内、 空隙壁中	暗渠内 (ピット 内を含 む。)	多湿箇 所、屋 外露出		
管 (継手及び弁類を含む。)	温 水 管 (膨張管を含む。)	A ₁ 、A ₃	B	C ₂	D	E ₂	ア・イ	I
	蒸 気 管 (低圧(0.1MPa 未満)の 蒸気)	A ₁ 、A ₃	B	C ₂	D	E ₂	ア・イ	II
	冷水・冷温水管 (膨張管を含む。)	A ₁ 、A ₃	B	C ₁	D	E ₂	ア・イ・ウ	III
	冷水管 (冷水温度 2～4℃)		B	C ₁			ウ	IV
	ブライン管 (ブライン温度-10℃)	A ₁ 、A ₃	B	C ₁	D	E ₂	ウ	V
	冷媒管 (断熱材被覆銅管を除く。)	A ₁ 、A ₃	B	C ₁	D	E ₂	ア・イ	VI
タンク及び ヘッダー	冷水タンク、 冷温水タンク、 冷水ヘッダー、 冷温水ヘッダー		F ₁			F ₂ 、F ₃	ア・イ・ウ	IX
	温水タンク、 還水タンク、 温水ヘッダー、 蒸気ヘッダー、 熱交換器		G ₁			G ₂ 、G ₃	ア・イ	IX
	開放形膨張タンク		G ₁			G ₂ 、G ₃	ア・イ	VIII
一般ダクト	長方形ダクト	J ₁	I	I		K ₂	ア・イ	XI
	スパイラルダクト	O ₁	N	N		P ₂	ア・イ	XI
消音内貼	サプライチャンパー		M	M			ア・イ	IX
	消音チャンパー、 消音エルボ		L	L			ア・イ	VIII
排煙ダクト	長 方 形			I			ア	XI
	円 形			N			ア	XI
煙道	長 方 形		H ₁				ア	X
	円 形		H ₁				ア	X

- 注 1. 建築基準法施行令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画等を貫通する冷水管及び冷温水管の保温は、その貫通する部分をロックウール保温材で行う。
2. ダクトのフランジ部（補強を含む。）は、厚さ25mmの保温材の重ね巻きを行うか、ダクトの保温厚さをフランジ高さ+10mm以上とする。（送風温度が14℃以上の場合）
3. 保温の種別の記号は、3.1.4.2「管、タンク及びヘッダーの保温の種別」及び3.1.4.3「ダクトの保温の種別」による。
4. 保温の厚さの記号は、3.1.6「保温材の厚さ」による。
5. 保温の施工箇所の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。
なお、厨房の天井内は含まない。
6. 保温の施工箇所の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。
7. 保温の施工箇所の空欄部分で保温を行う場合は、保温の適用、種別及び厚さを特記する。

3.1.4.2 管、タンク及びヘッダーの保温の種別

- (1) 管、タンク及びヘッダーの保温の種別は、表2.3.3のほか、次による。
- (2) 冷水及び冷温水用の露出配管で、呼び径65以上の弁、ストレーナ等は、ビス等により容易に着脱できる金属製カバー（屋外はステンレス鋼板又は溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、屋内は塗装亜鉛系めっき鋼板）による外装を施す。
- (3) 金属板仕上の機器類は、必要により鋼枠を使用する。
- (4) ステンレス鋼板製のタンク類（SUS444製を除く。）は、エポキシ系塗装により保温材と絶縁する。
- (5) 冷媒管（断熱材被覆銅管を含む）の保温化粧ケースの適用及び材質は、特記による。

表2.3.3 保温の種別による材料及び施工順序(管、タンク及びヘッダー)

保温の種別		材料及び施工順序			参考使用区分
		(ア)ロックウール 保温材	(イ)グラスウール 保温材	(ウ)ポリスチレン フォーム保温材	
A	共通	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム	1 保 温 筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム	屋内露出 (一般居室、廊下)
	A ₁	4 合成樹脂製カバー 1	4 合成樹脂製カバー 1	4 合成樹脂製カバー 1	
	A ₂	4 合成樹脂製カバー 2	4 合成樹脂製カバー 2	4 合成樹脂製カバー 2	
	A ₃	4 合成樹脂製カバー 3	4 合成樹脂製カバー 3	4 合成樹脂製カバー 3	
B		1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム 4 原 紙 5 アルミガラス クロス	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム 4 原 紙 5 アルミガラス クロス	1 保 温 筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 アルミガラス クロス	機械室、 書庫、 倉庫
C ₁		1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム 4 アルミガラス クロス	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム 4 アルミガラス クロス	1 保 温 筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 アルミガラス クロス	天井内、 パイプシャフト内、 空隙壁中
C ₂		1 アルミガラスク ロス化粧保温筒 2 アルミガラスク ロス粘着テープ	1 アルミガラスク ロス化粧保温筒 2 アルミガラスク ロス粘着テープ	——	C ₂ は温水管、 蒸気管に適用
D		1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミガラス クロス	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミガラス クロス	1 保 温 筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミガラス クロス	暗渠内 (ピット内を含む。)

E	共通	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム	1 保 温 筒 2 鉄 線 3 ポリエチレン フィルム	1 保 温 筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム	多湿箇所、 屋外露出
	E ₁	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	E ₂	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	
	E ₃	4 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	
F	共通	1 鋳 2 保 温 板 3 ポリエチレン フィルム 4 鉄 線	1 鋳 2 保 温 板 3 ポリエチレン フィルム 4 鉄 線	1 鋳又は接着剤 2 保 温 板 3 ポリエチレン フィルム 4 鉄 線	冷温水ヘッダー、 冷水ヘッダー、 冷温水タンク、 冷水タンク
	F ₁	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	F ₂	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	
	F ₃	5 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	
G	共通	1 鋳 2 保 温 板 3 鉄 線	1 鋳 2 保 温 板 3 鉄 線	――	還水タンク、 膨張タンク、 温水タンク、 温水ヘッダー、 蒸気ヘッダー、 熱交換器
	G ₁	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	――	
	G ₂	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	――	
	G ₃	4 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム －亜鉛鉄板	――	
H	共通	1 ブランケット 2 鉄 線	――	――	煙道
	H ₁	3 塗装亜鉛系めっき鋼板			
	H ₂	3 ステンレス鋼板			

- 注 1. 蒸気管及び温水管の施工種別 A、B、C は、ポリエチレンフィルムを除く。
2. ロックウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯、フェルト又はブランケットを使用してもよい。
3. グラスウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。
4. ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。
5. 冷媒管の保温施工種別 B、E で保温化粧ケースを使用する場合は、施工順序の 4 及び 5 は必要としない。
6. 施工種別 B の材料及び施工順序 4、5 に替え、アルミガラス化粧原紙を使用してもよい。
7. 参考使用区分の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。
なお、厨房の天井内は含まない。
8. 参考使用区分の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。

3.1.4.3 ダクトの保温の種別

- (1) ダクトの保温の種別は、表2.3.4のほか、次による。
- (2) 金属板仕上げの場合は、必要により鋼枠を使用する。
- (3) 排煙ダクトに用いる鋸は、原則として銅めっきスポット溶接鋸とする。

表2.3.4 保温の種別による材料及び施工順序(ダクト)				
保温の種別	材料及び施工順序			参考使用区分
	(ア)ロックウール保温材	(イ)グラスウール保温材		
I	1 鋸 2 アルミガラスクロス 化粧保温板 3 アルミガラスクロス 粘着テープ	1 鋸 2 アルミガラスクロス 化粧保温板 3 アルミガラスクロス 粘着テープ		機械室、 書庫、 倉庫、 屋内隠ぺい、 ダクトシャフト内
J	共通	1 鋸 2 保温板		屋内露出 (一般居室、廊下)
	J ₁	3 塗装亜鉛系めっき鋼板	3 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	J ₂	3 ステンレス鋼板	3 ステンレス鋼板	
K	共通	1 鋸 2 保温板 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄線	1 鋸 2 保温板 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄線	屋外露出、 多湿箇所
	K ₁	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	K ₂	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	
	K ₃	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	
L	1 鋸 2 保温板 3 ガラスクロス	1 鋸 2 保温板 3 ガラスクロス		消音内貼 (消音チャンバー、消音エルボ)
M	1 鋸 2 保温板 3 ガラスクロス 4 銅きつ甲金網、パンチン グメタル（アルミ又は亜 鉛めっき鋼板）	1 鋸 2 保温板 3 ガラスクロス 4 銅きつ甲金網、パンチ ングメタル（アルミ又 は亜鉛めっき鋼板）		消音内貼 (サプライチャンバー)
N	1 アルミガラスクロス 化粧保温帯 2 アルミガラスクロス 粘着テープ	1 アルミガラスクロス 化粧保温帯 2 アルミガラスクロス 粘着テープ		機械室、 書庫、 倉庫、 屋内隠ぺい、 ダクトシャフト内

O	共通	1 保 温 帯 2 鉄 線	1 保 温 帯 2 鉄 線	屋内露出 (一般居室、廊下)
	O ₁	3 塗装亜鉛系めっき鋼板	3 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	O ₂	3 ステンレス鋼板	3 ステンレス鋼板	
P	共通	1 保 温 帯 2 鉄 線 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄 線	1 保 温 帯 2 鉄 線 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄 線	多湿箇所、 屋外露出
	P ₁	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	P ₂	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	
	P ₃	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	

- 注 1. 施工種別 I、N で、排煙ダクトの場合は、きつ甲金網押さえを行う。
2. 保温板の表面をガラスクロスで覆う場合は、ガラスクロス化粧保温板を使用してもよい。
3. 施工種別 I で、グラスウール保温材の場合は、アルミガラスクロス化粧波形保温板を使用してもよい。
4. 施工種別 J、K で、グラスウール保温材の場合は、波形保温板を使用してもよい。
5. 施工種別 N で、ロックウール保温材の場合は、アルミガラスクロス化粧ロックウールフェルトを、グラスウール保温材の場合は、アルミガラスクロス化粧波形保温板を使用してもよい。
6. 施工種別 O、P でロックウール保温材の場合はロックウールフェルトを、グラスウール保温材の場合は波形保温板を使用してもよい。
7. スパイラルダクト（フランジ部を除く。）の保温は、グラスウール保温板32Kを使用してもよい。
8. 参考使用区分の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。
なお、厨房の天井内は含まない。
9. 参考使用区分の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。

3.1.5 給排水衛生設備工事の保温

3.1.5.1 一般事項

- (1) 給排水衛生設備工事の保温の種別及び厚さは、(2)によるほか、表 2.3.5 による。
- (2) 以下の機器、管、弁、フランジ等の保温を行う場合は、保温の適用、保温の種別及び厚さを特記する。
- (ア) 衛生器具の附属品と見なされる器具及び配管（流し下部の床上排水管を含む。）
 - (イ) 共同溝に設置する配管
 - (ウ) 鋼板製のタンク（ふたの部分は保温を行わない。）
 - (エ) 給水管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント
 - (オ) 給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管
 - (カ) 給湯管で、屋内及び暗渠内配管の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フレキシブルジョイント等
 - (キ) 保温付被覆銅管
 - (ク) 排水管で、暗渠内配管（ピット内を含む。）、屋外露出配管及び耐火二層管
 - (ケ) 通気管（保温された排水管の分枝点より100mm以下の部分を除く。）
 - (コ) 消火管

- (サ) 厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管
 (シ) 各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管
 (ス) エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等
 (セ) ポンプ
 (ソ) 消火用呼水タンク
 (タ) 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク
 (チ) 屋内外露出の排気筒

表 2.3.5 給排水衛生設備工事の保温の種別及び厚さ

区 分		保温の種別						厚 さ	
		施工箇所					保温材料		
		屋内露出 (一般居 室、廊下)	機械 室、書 庫、 倉庫	天井内、 パイプシャ フト内、 空隙壁中	暗渠内（ピッ ト内を含 む。）	多湿 箇所			屋外 露出
管 (継手及び弁類を含む。)	給水管	a ₁ 、 a ₃	b	c				ア・イ・ウ	Ⅶ
					d	e ₂		ウ	
	排水管	a ₁ 、 a ₃	b	c				ア・イ・ウ	Ⅶ
						e ₂		ウ	
	給湯管 (膨張管を含む。)	a ₁ 、 a ₃	b	c	d	e ₂		ア・イ	I
タンク等	鋼板製のタンク		f ₁			f ₂ 、 f ₃		ア・イ・ウ	Ⅷ
	貯湯タンク		g ₁			g ₂ 、 g ₃		ア・イ	Ⅸ
	排気筒 (隠ぺい箇所)			h				ア	Ⅸ

- 注 1. 建築基準法施行令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、排水管及び給湯管の保温は、その貫通する部分をロックウール保温材で行う。
2. 保温の種別の記号は、3.1.5.2「管、タンク及び排気筒の保温の種別」による。
3. 保温の厚さの記号は、3.1.6「保温材の厚さ」による。
4. 通気管のうち、保温された排水管の分岐より100mm以下の部分は、排水管の保温による。
5. 保温の施工箇所の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。
 なお、厨房の天井内は含まない。
6. 保温の施工箇所の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。
7. 保温の施工箇所の空欄部分で保温を行う場合は、保温の適用、種別及び厚さを特記する。

3.1.5.2 管、タンク及び排気筒の保温の種別

- (1) 管、タンク及び排気筒の保温の種別は、表2.3.6によるほか、次による。
- (2) 給水及び給湯用の露出配管で、保温を行う呼び径 65 以上の弁、ストレーナ等は、ビス等により容易に着脱できる金属製カバー（屋外はステンレス鋼板又は溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、屋内は塗装亜鉛系めっき鋼板）による外装を施す。
- (3) 金属板仕上の鋼板製タンクには、必要により鋼枠を使用する。

表2.3.6 保温の種別による材料及び施工順序(管、タンク及び排気筒)

保温の種別	材料及び施工順序			参考使用区分
	(ア)ロックウール 保温材	(イ)グラスウール 保温材	(ウ)ポリスチレン フォーム保温材	
a	共通 1 保温筒 2 鉄線	1 保温筒 2 鉄線	1 保温筒 2 粘着テープ	屋内露出 (一般居室、廊下)
	a ₁ 3 合成樹脂製カバー 1	3 合成樹脂製カバー 1	3 合成樹脂製カバー 1	
	a ₂ 3 合成樹脂製カバー 2	3 合成樹脂製カバー 2	3 合成樹脂製カバー 2	
	a ₃ 3 合成樹脂製カバー 3	3 合成樹脂製カバー 3	3 合成樹脂製カバー 3	
b	1 保温筒 2 鉄線 3 原紙 4 アルミガラスクロス	1 保温筒 2 鉄線 3 原紙 4 アルミガラスクロス	1 保温筒 2 粘着テープ 3 アルミガラスクロス	機械室、 書庫、 倉庫
c	1 アルミガラスクロス 化粧保温筒 2 アルミガラスクロス 粘着テープ	1 アルミガラスクロス 化粧保温筒 2 アルミガラスクロス 粘着テープ	1 アルミガラスクロス 化粧保温筒 2 アルミガラスクロス 粘着テープ	天井内、 パイプシャフト内、 空隙壁中
d	1 保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミガラス クロス	1 保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミガラス クロス	1 保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム 4 着色アルミガラス クロス	暗渠内 (ピット内を含む。)
e	共通 1 保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレン フィルム	1 保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレン フィルム	1 保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレン フィルム	多湿箇所、 屋外露出
	e ₁ 4 塗装亜鉛系めっき鋼板	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	4 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	e ₂ 4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	
	e ₃ 4 溶融アルミニウム－ 亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム－ 亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム－ 亜鉛鉄板	

f	共通	1 鋳 2 保 温 板 3 ポリエチレン フィルム 4 鉄 線	1 鋳 2 保 温 板 3 ポリエチレン フィルム 4 鉄 線	1 鋳又は接着剤 2 保 温 板 3 ポリエチレン フィルム 4 鉄 線	鋼板製のタンク
	f ₁	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	5 塗装亜鉛系めっき鋼板	
	f ₂	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	
	f ₃	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	
g	共通	1 鋳 2 保 温 板 3 鉄 線	1 鋳 2 保 温 板 3 鉄 線	――	貯湯タンク
	g ₁	4 塗装亜鉛系めっき鋼 板	4 塗装亜鉛系めっき鋼 板		
	g ₂	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板		
	g ₃	4 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウムー 亜鉛鉄板		
h		1 保 温 帯 2 鉄 線 3 アルミガラスクロス 4 きつ甲金網	――	――	排気筒

- 注 1. ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。
2. ロックウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯、フェルト又はブランケットを使用してもよい。
3. グラスウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。
4. 施工種別 b の材料及び施工順序 3、4 に替え、アルミガラス化粧原紙を使用してもよい。
5. 参考使用区分の多湿箇所は、浴室、厨房等を含む。
なお、厨房の天井内は含まない。
6. 参考使用区分の屋外露出は、バルコニー及び開放廊下を含む。

3.1.6 保温材の厚さ

- (1) 空調設備工事及び給排水衛生設備工事の保温材の厚さは、表2.3.7による。
 なお、寒冷地等で、これによることができない場合は、特記による。

表2.3.7 保温材の厚さ

(単位 mm)

呼び径 保温 の種別	1520253240506580100125150200250300															参考使用区分		
I	ア	20								25				40			ロックウール	温水管 給湯管
	イ	20								25				40			グラスウール	
II	ア	20			30			40									ロックウール	蒸気管 (低圧(0.1MPa未満))
	イ	20			30			40									グラスウール	
III	ア	30			40									50			ロックウール	冷水管 冷温水管
	イ	30			40									50			グラスウール	
	ウ	30			40									50			ポリスチレンフォーム	
IV	ウ	30			40						50						ポリスチレンフォーム	冷水管 (冷水温度2～4℃)
V	ウ	40			50						65						ポリスチレンフォーム	ブライン管 (ブライン温度－10℃)
VI	ア	30			40									50			ロックウール	冷媒管
	イ	30			40									50			グラスウール	
VII	ア	20								25				40			ロックウール	給水管 排水管
	イ	20								25				40			グラスウール	
	ウ	20								25						ポリスチレンフォーム		
VIII		25															タンク及びヘッダー、排気筒、煙道、消音内貼	
IX		50																
X		75																
XI		屋内露出（機械室、書庫、倉庫）及び隠ぺい部は25 屋内露出（一般居室、廊下）、多湿箇所及び屋外露出は50															一般ダクト、排煙ダクト	

第2節 塗装及び防錆工事

3.2.1 塗装

3.2.1.1 一般事項

- (1) 塗装は、次の事項及び各編に定める事項のほか、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「標準仕様書（建築工事編）」という。）18章「塗装工事」による。

なお、機器及び盤類は、製造者の標準仕様とする。

- (ア) 本節で規定する塗料を屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において放散量が規定されている場合、特記がなければ、F☆☆☆☆とする。
- (イ) 塗装を適用する箇所は各編によるほか、特記による。

なお、塗装仕様については、3.2.1.4「塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数」によるものとする。

- (ウ) 塗料は、原則として、調合された塗料をそのまま使用する。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、塗装に適する粘度に調節することができる。
- (エ) 仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督職員に提出し、承諾を受ける。
- (オ) 各塗装工程の工程間隔時間及び最終養生時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。
- (カ) 工場塗装を行ったもので、工事現場搬入後に損傷した箇所は直ちに補修する。
- (キ) 検査を要するものの塗装は、当該部分の検査の終了後に施工する。やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督職員の承諾を受ける。
- (ク) 塗装面、その周辺、床等に汚損を与えないように注意し、必要に応じて、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行う。
- (ケ) 塗装作業環境は、次による。
- (a) 塗装場所の気温が5℃以下、湿度が85%以上、換気が十分でなく結露する等、塗料の乾燥に不適当な場合は、原則として、塗装を行ってはならない。
- (b) 外部の塗装は、降雨のおそれのある場合及び強風時には、原則として、行ってはならない。
- (c) 塗装を行う場所は、換気に注意して、溶剤による中毒を起こさないようにする。
- (d) 火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等は、自然発火を起こすおそれがあるので、作業終了後速やかに処置する。

3.2.1.2 素地ごしらえ

- (1) 塗装を施す素地ごしらえは、表2.3.8による。

表2.3.8 塗装を施す素地ごしらえ

用 途	工 程 順 序		処 理 方 法
合成樹脂調合ペイント塗り等を施す鉄面	1	さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等
	2	油 類 の 除 去	揮発油ぶき
合成樹脂調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1	汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等
	2	油 類 の 除 去	揮発油ぶき

3.2.1.3 塗料種別

- (1) 特記がなければ、合成樹脂調合ペイント塗りの塗料は、JIS K 5516「合成樹脂調合ペイント」の1種とし、アルミニウムペイント塗りの塗料は、JIS K 5492「アルミニウムペイント」とする。
- (2) さび止め塗料の種別は、表 2.3.9 による。

表2.3.9 さび止め塗料の種別

塗 装 箇 所	さ び 止 め 塗 料 そ の 他		
	規格番号	規 格 名 称	規格種別
亜鉛めっき以外の鉄面	JIS K 5621	一般用さび止めペイント	2 種 4 種
	JASS 18 M-111	水系さび止めペイント	——
	JIS K 5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1 種 2 種
亜鉛めっき面	JPMS 28	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	——
	JASS 18 M-109	変性エポキシ樹脂プライマー（変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー）	——

注 JIS K 5621「一般用さび止めペイント」及びJASS 18 M-111「水系さび止めペイント」は、屋内のみとする。

3.2.1.4 塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数

- (1) 塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数は、原則として、表2.3.10による。ただし、記載のないものについては、その用途、材質、状態等を考慮し、類似の項により施工する。

表2.3.10 塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数

設備区分	塗 装 箇 所		塗料の種別	塗り回数			備 考
	機 材	状 態		下塗り	中塗り	上塗り	
共通	支持金物及び架台類 (亜鉛めっきを施した面を除く。)	露 出	合成樹脂調合又はアルミニウムペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント
		隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—	
	保温される金属下地	—	さび止めペイント	2	—	—	亜鉛めっき部を除く
	タンク類	外 面	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント
	鋼管及び継手 (黒管)	露 出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント
		隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—	
	鋼管及び継手 (白管)	露 出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント
	蒸気管及び同用継手 (黒管)	露 出	アルミニウムペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント
		隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—	
	煙突及び煙道	—	耐 熱 塗 料	2	1	1	断熱なし。下塗りは、耐熱さび止めペイント
		—	耐熱さび止めペイント	2	—	—	断熱あり
空調和	ダクト (亜鉛鉄板製)	露 出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント
		内 面	合成樹脂調合ペイント (黒、つやけし)	—	1	1	室内外より見える範囲
	ダクト (鋼板製)	露 出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント
		隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—	
		内 面	さび止めペイント	2	—	—	

注 1. 耐熱塗料の耐熱温度は、ボイラー用では400℃以上のものとする。

2. さび止めペイントを施す面で、製作工場で浸漬等により塗装された機材は、搬入、溶接等により塗装のはく離した部分は、さび止めを考慮した補修を行った場合は、さび止めを省略することができる。

3.2.2 防錆

3.2.2.1 一般事項

- (1) 各編で本項を指定したもの及び特記により指定された「防錆」の方法は、本項による。

3.2.2.2 防錆前処理

- (1) 防錆処理（埋設配管で、防食テープ等による防食処置を行う部分を除く。）を施す金属面は、JIS Z 0313「素地調整用ブラスト処理面の試験及び評価方法」による「目視による洗浄度の評価」の除錆度の評価 Sa 2 1/2（拡大鏡なしで、表面には目に見えるミルスケール、さび、塗膜、異物、油、グリース及び泥土がなく、残存する全ての汚れはその痕跡が斑点又はすじ状の僅かな染みとなって認められる程度）以上のブラスト仕上げの前処理を行う。ただし、有機質亜鉛末塗料による場合は除く。

3.2.2.3 エポキシ樹脂ライニング

- (1) エポキシ樹脂塗料は、エポキシ基 2 個以上を有するエポキシ樹脂に所要の硬化剤及び充填剤を添加したものとする。また、飲料用の機器等の場合は、硬化した皮膜は、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に規定する試験に適合するものとする。
- (2) ライニングは、防錆前処理を行った後に施し、乾燥方法は加熱硬化又は常温硬化により、完全に硬化させる。
- (3) 加熱硬化による乾燥を行う場合の温度及び時間は、100℃以上で 4 時間以上とする。
- (4) タンク内面に施す皮膜厚さは、0.4mm 以上とする。

3.2.2.4 溶融亜鉛めっき

- (1) めっきは、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」によるものとし、めっきの種類は、各編による。

3.2.2.5 電気亜鉛めっき

- (1) めっきは、JIS H 8610「電気亜鉛めっき」の 2 級とし、クロメートフリー処理を施したものとする。

なお、本項は屋内に使用する鋼材の防錆処理に適用する。

3.2.2.6 溶融アルミニウムめっき

- (1) めっきは、JIS H 8642「溶融アルミニウムめっき」の 2 種とする。

3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料

- (1) 有機質亜鉛末塗料は、JIS K 5553「厚膜形ジンクリッチペイント」とする。

第 4 章 関連工事

第 1 節 仮設工事

4.1.1 一般事項

- (1) 仮設工事は、次によるほか、標準仕様書（建築工事編）2 章「仮設工事」による。
- (ア) 関連工事の関係者が定置する足場、作業構台の類は、無償で利用できる。
- (イ) 監督職員事務所の設置並びに備品等の種類及び数量は特記による。
- (ウ) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

第 2 節 土工事

4.2.1 一般事項

- (1) 土工事は、次によるほか、標準仕様書（建築工事編）3 章「土工事」による。
- (ア) 根切りは、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に基づき、適切な法面又は山留めを設ける。
- (イ) 地中埋設物は、事前に調査を行い給排水管、ガス管、配線等に影響がないように施工する。
 なお、給排水管、ガス管、配線等を掘り当てた場合には、これらを損傷しないように注意するとともに、必要に応じて緊急処置を行い、監督職員及び関係者と協議して処理する。
- (ウ) 地中配管の根切りは、必要な勾配を保持することができ、かつ、管の接合が容易に行える掘削幅及び掘削深さとする。
- (エ) タンク類の基礎や柵等の根切りは、型枠の組立て、取外しを見込んだ掘削幅及び掘削深さとする。
- (オ) 地中配管を除き、埋戻し及び盛土は、特記がなければ、根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。
 なお、特記により山砂の類を使用する場合は、十分な締め固めを行い、水締めを行う。
- (カ) 建設発生土の処理は特記による。特記がなければ、工事現場外に搬出し、関係法令等に基づき、適切に処理する。

第 3 節 地業工事

4.3.1 一般事項

- (1) 地業工事は、次によるほか、標準仕様書（建築工事編）4 章「地業工事」による。
- (ア) 砂利地業は、次による。
 - (a) 砂利は、再生クラッシュラン、切込砂利又は切込砕石とし、粒度は JIS A 5001「道路用砕石」による C-40 程度のものとする。
 - (b) 根切り底に砂利を敷きならし、十分に締め固める。
 - (c) 砂利地業の厚さは、100mm 以上とする。
- (イ) 捨コンクリート地業は、次による。
 - (a) 捨コンクリートの設計基準強度は、 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
 - (b) 捨コンクリートの厚さは、50mm 以上とする。

第4節 コンクリート工事

4.4.1 一般事項

- (1) コンクリート工事は、次によるほか、標準仕様書（建築工事編）5章「鉄筋工事」及び6章「コンクリート工事」による。
- (ア) コンクリートは次によるほか、その種類は普通コンクリートとし、原則として、レディーミクストコンクリートとする。レディーミクストコンクリートは、JIS Q 1001「適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－一般認証指針（鋳工業品及びその加工技術）」及びJIS Q 1011「適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－分野別認証指針（レディーミクストコンクリート）」に基づき、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」への適合を認証されたものとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。
- (a) コンクリートの設計基準強度は、特記がなければ、 18N/mm^2 以上、スランブは15cm又は18cmとし、施工に先立ち、調合表を監督職員に提出する。ただし、少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
- (b) セメントは、JIS R 5210「ポルトランドセメント」による普通ポルトランドセメント又はJIS R 5211「高炉セメント」、JIS R 5212「シリカセメント」、JIS R 5213「フライアッシュセメント」のA種のいずれかとする。
- (c) 骨材の種類及び品質は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」の附属書A（規定）[レディーミクストコンクリート用骨材]によるものとし、骨材の大きさは、原則として、砂利は25mm以下、碎石は20mm以下とする。ただし、基礎等で断面が大きく鉄筋量の比較的少ない場合は、砂利は40mm以下、碎石は25mm以下とすることができる。
- (イ) 鉄筋は、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、少量の場合で監督職員の承諾を受けたものは、この限りでない。

第5節 左官工事

4.5.1 一般事項

- (1) 左官工事は、次によるほか、標準仕様書（建築工事編）15章「左官工事」による。
- (ア) モルタル塗りは、次による。
 - (a) セメントは、4.4.1「一般事項」(1)(ア)(b)による。
 - (b) 調合は、容積比でセメント1：砂3とする。
 - (c) モルタルの塗り厚は、15mm以上とし、1回の塗り厚を7mm程度とする。
 - (d) 下地は、清掃の上適度の水湿しを行う。

第6節 鋼材工事

4.6.1 一般事項

- (1) 本節は、各編の鋼製架台、はしご等の機器附属金物並びに配管及びダクトの支持金物に適用する。

4.6.2 材料

- (1) 鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、3.2.1.4「塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数」を施したものとする。ただし、屋外露出部分は3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したもの又はステンレス鋼製（SUS304）とする。

なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。

- (2) ボルト及びナットは、JIS B 1180「六角ボルト」及びJIS B 1181「六角ナット」による鋼材（SS400）とし、座金は、JIS B 1256「平座金」によるもので、3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したもの又は3.2.2.5「電気亜鉛めっき」を施したものとす。ただし、屋外部分は3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したものとステンレス鋼製（SUS304）とする。

4.6.3 溶接

- (1) 溶接工は、配管の場合は2.5.15「溶接接合」によるものとし、配管以外の場合は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に示す試験等による技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。
- (2) 溶接作業環境は次による。
 - (ア) 溶接作業場所は、必要な設備と良好な作業環境を整えなければならない。
 - (イ) 溶接作業中は、漏電、電撃、アーク等による人身事故及び火災防止の処置を十分に行う。
 - (ウ) 亜鉛蒸気等の有毒ガスの発生のおそれのある場合は、保護具を着用するとともに十分な換気を行う。
- (3) 溶接棒は、JIS Z 3211「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」、JIS Z 3201「軟鋼用ガス溶接棒」によるもの又はこれと同等以上のものとする。
- (4) 溶接面は、溶接に先立ち、水分、油、スラグ、塗料等溶接の障害となるものを除去する。
- (5) 溶接作業に際しては、適切な工具を用い、適切な電圧、電流及び溶接速度で作業を行う。
- (6) 溶接後は、溶接部をワイヤブラシ等で可能な限り清掃し、必要に応じて、グラインダー仕上げをした後、有機質亜鉛末塗料で溶接面の補修を行う。
- (7) 溶接部は、溶接部全線にわたり目視検査を行い、割れ、アンダーカット、オーバーラップ、クレーター等の欠陥がないものとする。

第7節 電気設備工事

4.7.1 一般事項

- (1) 電気設備工事は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「標準仕様書（電気設備工事編）」という。）及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）の当該事項による。

第 3 編 空気調和設備工事

第 1 章 機材

第 1 節 ボイラー

1.1.1 ボイラー

1.1.1.1 一般事項

- (1) 本節の鋼製ボイラー及び鋳鉄製ボイラーは、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第三号に規定するボイラー及び同条第四号に規定する小型ボイラーに該当するものをいう。また、簡易ボイラーは、同法施行令第 13 条第 3 項第二十五号に規定するものをいう。
- (2) ボイラーの加熱能力は、「蒸気ボイラ性能表示ガイドライン」（（一社）日本産業機械工業会）、「貫流ボイラ性能表示ガイドライン」（（一社）日本産業機械工業会）、「小型貫流ボイラー性能表示ガイドライン」（（公財）日本小型貫流ボイラー協会）、「温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン」（日本暖房機器工業会）等による。

1.1.1.2 鋼製ボイラー

- (1) 鋼製ボイラー及びその附属品の規格は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「ボイラー構造規格」（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）の定めによるとともに、蒸気ボイラーの場合は、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」（昭和 51 年労働省公示第 7 号）の定めによる。
- (2) 燃焼装置は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「油炊きボイラー及びガス炊きボイラーの燃焼設備の構造及び管理に関する技術上の指針」（昭和 52 年労働省公示第 11 号）、消防法に基づく条例、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）及び同規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律 149 号）の定めによるほか、次による。
 - (ア) オイルバーナーは、HA-026「ガンタイプ油バーナ」又は HA-028「回転式油バーナ」による。
 - (イ) ガスバーナーは、HA-032「強制通気式ガスバーナ」による。
 - (ウ) バーナーの安全装置及び附属品は、表 3.1.1 及び表 3.1.2 による。
 - (エ) 燃焼装置の燃焼制御方式は特記による。

表3.1.1 オイルバーナーの安全装置、附属品等

機 器 名	
(a)	燃焼安全制御装置（着火・停止・燃焼）
(b)	圧力又は温度調節装置（調節器付き）
(c)	低水位燃焼遮断装置
(d)	対震自動消火装置
(e)	地震感知器*
(f)	制御盤
(g)	油加熱器
(h)	フレキシブルジョイント*
(i)	圧力計

- 注 1. 燃焼安全制御装置は、火災、圧力及び温度により燃焼用送風機、燃料供給ポンプ、燃料遮断弁、点火装置等を制御し、着火・停止・燃焼を安全に行う機能を備えたものとする。
2. 温水ボイラーは、低水位燃焼遮断装置を除く。
3. 対震自動消火装置は、地震感知器の作動により、燃焼機器の燃料供給を遮断し、さらに燃焼機器の電源又は操作回路を遮断することにより自動的に燃焼を停止、消火させるものとする。
4. 灯油だきの場合及びA重油だきの場合は、油加熱器を除く。

表 3.1.2 ガスバーナーの安全装置、附属品等

機 器 名	
(a)	燃焼安全制御装置（着火・停止・燃焼）
(b)	圧力又は温度調節装置（調節器付き）
(c)	低水位燃焼断装置
(d)	対震自動消火装置
(e)	地震感知器*
(f)	制御盤

- 注 1. 燃焼安全制御装置は、火災、圧力及び温度により燃焼用送風機、ガス遮断弁、点火装置等を制御し、着火・停止・燃焼を安全に行う機能を備えたものとする。
2. 温水ボイラーは、低水位燃焼遮断装置を除く。
3. 対震自動消火装置は、地震感知器の作動により、燃焼機器の燃料供給を遮断し、さらに燃焼機器の電源又は操作回路を遮断することにより自動的に燃焼を停止、消火させるものとする。

- (3) 保温は、製造者の標準仕様とする。
- (4) 制御盤は、第2編 1.2.2「機器附属盤」による。

(5) 鋼製ボイラーの附属品等は、表 3.1.3 による。

表3.1.3 鋼製ボイラーの附属品等

名 称	数量	ボイラー の区分		仕 様
		蒸気	温水	
(ア) 蒸気止め弁	一式	○	—	弁の開閉が外部から分かるもの。
(イ) 安全弁	一式	○	—	JIS B 8210「安全弁」による。
(ウ) 安全弁又は逃し弁	一式	—	○	同上に準ずるもの。
(エ) 給水弁及び逆止弁	一式	○	○	—
(オ) 吹出弁又は吹出コック	一式	○	○	—
(カ) 温度計*及び水高計*	1組	—	○	—
(キ) 圧力計	1組	○	—	JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計」による。
(ク) 水面計	一式	○	—	水面計用ガラスは、JIS B 8211「ボイラー水面計ガラス」による。
(ケ) 水位制御装置	1組	○	—	「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」による。
(コ) 低水位燃焼遮断装置用 水位検出器	1組	○	—	同 上
(サ) 低水位警報装置	1組	○	—	同 上
(シ) ダンパー・扉類	一式	○	○	鋳鉄製又は鋼板製
(ス) 保温用メタルジャケット	一式	○	○	外部鋼板製とし、内部に断熱材挿入
(セ) 缶体支持受架構	一式	○	○	形鋼製又は鋳鉄製
(ソ) 予備品	一式	○	○	水面計用ガラス2組及びマンホール、検査穴、掃除穴用パッキン1缶分
(タ) 銘板*	一式	○	○	

注 1. 区分の○印は、該当するものを示す。

2. (シ)のダンパーは、ボイラーを単独で設置する場合は除く。

3. (ソ)の予備品の水面計用ガラスは、温水ボイラーには適用しない。

4. 小型貫流ボイラーの場合は、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)を除く。

5. 簡易貫流ボイラーの場合は、(ク)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)を除く。また、安全弁は、これに代わる安全装置でも良い。

1.1.1.3 鋼製小型ボイラー

(1) 鋼製小型ボイラー及びその附属品の規格は、「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」（昭和 50 年労働省告示第 84 号）の定めによる。

(2) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。

(3) 保温は、製造者の標準仕様とする。

(4) 制御盤は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

(5) 鋼製小型ボイラーの附属品等は、表 3.1.3 による。

1.1.1.4 鋼製簡易ボイラー

- (1) 鋼製簡易ボイラー及びその附属品の規格は、「簡易ボイラー等構造規格」（昭和 50 年労働省告示第 65 号）の定めによるほか、JIS S 3021「油だき温水ボイラ」及び HA-022「温水ボイラ」による。
- (2) 主要構造部の材質は、鋼板又はステンレス鋼板とする。
なお、鋼板の場合は、接水部に第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT77 又は第 2 編 3.2.2.6「溶融アルミニウムめっき」による防錆処理を施したものとする。
- (3) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。
- (4) 保温は、製造者の標準仕様とする。
- (5) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。
- (6) 高調波対策は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。
- (7) 鋼製簡易ボイラーの附属品等は、表 3.1.3 による。

1.1.1.5 小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー

- (1) 小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー並びにその附属品の規格は、「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」、「簡易ボイラー等構造規格」及び「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」の定めによるほか、（公財）日本小型貫流ボイラー協会の「貫流ボイラーのガス燃焼安全技術基準」による。
- (2) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。
- (3) 小型貫流ボイラーの送風機は、インバータ制御とする。
- (4) 保温は、製造者の標準仕様とする。
- (5) 制御盤は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。
- (6) 複数台の小型貫流ボイラーから構成される場合は、本項によるほか、総合盤において各機器の運転状態を一括管理できるものとし、各機器の発停、運転状態表示、自動容量制御等ができる機能を備えるものとする。
なお、複数台の小型貫流ボイラーから構成される場合の適用は特記による。
- (7) 薬液注入装置は、薬注ポンプ、薬液タンク、制御装置、共通ベース等から構成されたものとし、適用は特記による。
- (8) 小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラーの附属品等は、表 3.1.3 による。

1.1.1.6 鋳鉄製ボイラー

- (1) 鋳鉄製ボイラーは、全面水冷壁形構造とする。
- (2) 鋳鉄製ボイラー及びその附属品の規格は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「ボイラー構造規格」及び「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」の定めによるとともに、蒸気ボイラーの場合は、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」の定めによる。
- (3) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。
- (4) 保温は、製造者の標準仕様とする。
- (5) 制御盤は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

(6) 鋳鉄製ボイラーの附属品等は、表 3.1.4 による。

表3.1.4 鋳鉄製ボイラーの附属品等

名 称	数量	ボイラー の区分		仕 様
		蒸気	温水	
(ア) 煙 室	1 組	○	○	鋳鉄製又は厚さ4.5mm以上の鋼板にJIS H 8642「溶融アルミニウムめっき」による3種の耐熱処理を施したもの。
(イ) 煙道ダンパー	1 組	○	○	同上
(ウ) 安全弁	一式	○	—	JIS B 8210「安全弁」による。
(エ) 安全弁又は逃し弁	一式	—	○	同上に準ずるもの。
(オ) 吹出弁又は吹出コック	一式	○	○	
(カ) 圧力計	1 組	○	—	JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計」による。
(キ) 水面計	一式	○	—	水面計用ガラスは、JIS B 8211「ボイラー水面計ガラス」による。
(ク) 温度計*及び水高計*	1 組	—	○	
(ケ) 水位制御装置	1 組	○	—	「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」による。
(コ) 低水位燃焼遮断装置用 水位検出器	1 組	○	—	同 上
(サ) 低水位警報装置	1 組	○	—	同 上
(シ) 保温用メタルジャケット	一式	○	○	外部鋼板製とし、内部に断熱材挿入
(ス) 掃除用具	一式	○	○	ハンドル式チューブブラシ等
(セ) 予備品	一式	○	—	水面計用ガラス2組
(ソ) 銘 板*	一式	○	○	

注 1. 区分の○印は、該当するものを示す。

2. (イ)の煙道ダンパーは、ボイラーを単独で設置する場合は除く。

1.1.1.7 鋳鉄製簡易ボイラー

- (1) 鋳鉄製簡易ボイラーは、全面水冷壁形構造とする。
- (2) 鋳鉄製簡易ボイラー及びその附属品の規格は、「簡易ボイラー等構造規格」の定めによるほか、JIS S 3021「油だき温水ボイラ」又はHA-022「温水ボイラ」による。
- (3) 主要構造部の材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」又はJIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」によるものとする。
- (4) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。
- (5) 保温は、製造者の標準仕様とする。
- (6) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。
- (7) 高調波対策は、第2編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。
- (8) 鋳鉄製簡易ボイラーの附属品等は、表 3.1.4 による。

1.1.2 鋼板製煙道

- (1) 煙道は、溶接加工とし、気密でひずみのないものとする。ばい煙濃度計の取付座、ばい煙量等を測定する測定口（内径 100～150 mm 程度）、伸縮継手及び掃除口の適用は特記による。

なお、水抜き用タッピングを備えたものとする。

- (2) 煙道の接続方式は、フランジ接合とする。
- (3) 煙道の材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」によるものとし、厚さは特記による。
なお、特記がない場合は、厚さ 3.2mm 以上とする。
- (4) 塗装は、第2編 3.2.1「塗装」による。

1.1.3 ばい煙濃度計

- (1) 構成は、投光器、受光器、指示計等とする。
- (2) 投光器から発した平行光線を受光器で検出し、煙の光透過率濃度を測定する構造とする。
また、投光器及び受光器は、特記がない場合は、送風機付きとする。
- (3) 指示計は、光透過率濃度を表示し、かつ、設定値以上の場合に警報を発報する構造とする。

1.1.4 地震感知器

- (1) 地震感知器は、電気式又は機械式とし、振動の周期が 0.3 秒、0.5 秒、0.7 秒のそれぞれにおいて、振動の加速度が 100cm/s^2 以下の場合作動せず、 170cm/s^2 以上の場合作動するものとする。
- (2) 地震感知器は、作動試験装置及び作動表示、水平垂直の調節機構及び水準器を備えたものとする。

なお、作動後の復帰は、手動式とする。

1.1.5 給水軟化装置

- (1) 構成は、イオン交換樹脂筒、食塩溶解タンク、制御盤、附属品等とする。
- (2) イオン交換樹脂筒は、イオン交換樹脂により水の硬度成分を除去するもので、処理水硬度は、JIS B 8223「ボイラの給水、ボイラ水及び蒸気の質」による炭酸カルシウム換算 1mg/L 以下とするほか、製造者の標準仕様とし、特記がなければ、1 筒式とする。
- (3) 食塩溶解タンクは、エゼクター又は塩水ポンプを組込んだものとする。
- (4) 運転方式は、自動式又は手動式とし、特記がない場合は、自動式とする。
- (5) 本体は、床又は壁にアンカーボルトで固定できる構造とする。
- (6) 附属品は、次による。

(ア) 積算流量計（外部出力端子付き）	1 個
(イ) 圧力計	1 個
(ウ) 仕切弁	2 個
(エ) 検水コック	1 個
(オ) 処理水用硬度測定器（適用は特記による。）	一式
硬度表示機能及び硬度異常警報外部出力端子付き（配管組込形）	
(カ) 銘板*	一式

1.1.6 試験

- (1) ボイラーの加熱能力の試験は、JIS B 8222「陸用ボイラの熱勘定方式」、JIS S 3021「油だき温水ボイラ」、HA-022「温水ボイラ」等による。
- (2) ボイラーの水圧試験値は、次による。

なお、圧力値は、ゲージ圧とする。

(ア) 鋼製ボイラー

- (a) 最高使用圧力の 1.5 倍の圧力（0.2MPa 未満は 0.2MPa）とする。
- (b) 最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれがない温水ボイラーは、最高使用圧力に 0.1MPa を加えた圧力（0.2MPa 未満は 0.2MPa）とする。

(イ) 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラーを含む。）

- (a) 最高使用圧力が 0.1MPa 以下のものは、0.2MPa の圧力とする。
- (b) 最高使用圧力が 0.1MPa を超え 0.42MPa 以下のものは、最高圧力の 2 倍の圧力とする。
- (c) 最高使用圧力が 0.42MPa を超えるものは、最高使用圧力の 1.3 倍に 0.3MPa を加えた圧力とする。

(ウ) 鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラーを含む。）

- (a) 最高圧力が 0.1MPa 以下のものは、0.2MPa とする。
- (b) 最高圧力が 0.1MPa を超え 0.42MPa 以下のものは、最高圧力の 2 倍とする。
- (c) 最高圧力が 0.42MPa を超え 1.5MPa 以下のものは、最高圧力の 1.3 倍に 0.3MPa を加えた圧力とする。
- (d) 最高圧力が 1.5MPa を超えるものは、最高圧力の 1.5 倍の圧力とする。

(エ) 鋳鉄製ボイラー

- (a) 蒸気ボイラーは、0.2MPa とする。
- (b) 温水ボイラーは、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力（0.2MPa 未満は 0.2MPa）とする。
- (c) セクションは、最高使用圧力が 0.2MPa 以下のものは 0.4MPa とし、最高使用圧力が 0.2MPa を超えるものは最高使用圧力の 2 倍の圧力とする。

(オ) 鋳鉄製小型ボイラー

- (a) 最高圧力が 0.1MPa 以下のものは、0.2MPa とする。
- (b) 最高圧力が 0.1MPa を超え 0.42MPa 以下のものは、最高圧力の 2 倍の圧力とする。
- (c) 最高圧力が 0.42MPa を超えるものは、最高圧力の 1.3 倍に 0.3MPa を加えた圧力とする。
- (d) セクションは、0.4MPa とする。

(カ) 鋳鉄製簡易ボイラー

- (a) 最高圧力が 0.1MPa 以下のものは、0.2MPa とする。
- (b) セクションは、0.4MPa とする。

第 2 節 温水発生機

1.2.1 真空式温水発生機

1.2.1.1 一般事項

- (1) 真空式温水発生機は、本項によるほか、HA-008「真空式温水発生機」又は JIS B 8417「真空式温水発生機」による。

1.2.1.2 構成

- (1) 構成は、缶体、燃焼室、熱交換器、溶解栓、自動抽気装置、燃焼装置、容量調整装置、安全装置、制御盤等とし、缶体内を大気圧以下に保つ気密性を有し、熱交換器により間接的に温水を出力するものとする。

1.2.1.3 本体

- (1) 鋼製真空式温水発生機の缶体及び燃焼室の材質は、鋼板又はステンレス鋼板とし、煙管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるものとする。

なお、水管を有する場合、水管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるもの又は耐硫酸腐食鋼とする。

- (2) 鋳鉄製真空式温水発生機の缶体及び燃焼室は全面水冷壁形構造とし、材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」又は JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」によるものとする。

なお、電磁弁による水位制御装置を備えたものとする。

- (3) 熱交換器の管の材質は、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。

- (4) 溶解栓は、100℃未満で確実に溶解するものとし、缶体に直接取付ける。また、蒸気が吹出した場合に、人体に危害を与えるおそれがない構造とする。

1.2.1.4 自動抽気装置

- (1) 自動的に機内の不凝縮ガスを抽気、かつ、機外に排出するものとし、所定の真空状態を保持できる構造とする。

1.2.1.5 燃焼装置

- (1) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。

1.2.1.6 容量調整装置

- (1) 熱媒水又は温水を設定温度に保つように、加熱量を制御する燃焼制御方式とする。
なお、燃焼制御方式は特記による。

1.2.1.7 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。
- (ア) 熱媒水温度の過度の上昇により作動する温度ヒューズ（封印を施したもの）
 - (イ) 缶体内の圧力の過上昇により作動する圧力スイッチ
 - (ウ) 鋼製真空式温水発生機においては、空だき防止用温度ヒューズ
 - (エ) 鋳鉄製真空式温水発生機においては、熱媒水の過度の減少により作動する低水位燃焼遮断装置

1.2.1.8 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.2.1.9 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.2.1.10 附属品

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 熱媒水温度計 | 一式 |
| (2) 煙道ダンパー（単独設置のものは除く。） | 一式 |
| (3) 連成計又は真空計 | 一式 |
| (4) 銘板* | 一式 |

1.2.2 無圧式温水発生機**1.2.2.1 一般事項**

- (1) 本項の無圧式温水発生機は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」の第 1 条の解釈例規「労働省労働基準局長通達」37 基収第 7217 号に規定する開放形の温水ボイラーに該当するも

のをいう。

- (2) 無圧式温水発生機は、本項によるほか、HA-010「無圧式温水発生機」又は JIS B 8418「無圧式温水発生機」による。

1.2.2.2 構成

- (1) 構成は、缶体、燃焼室、熱交換器、膨張タンク、水位制御装置、燃焼装置、容量調整装置、安全装置、制御盤等とし、運転時に大気圧のもとで缶体内に有する熱媒水を沸点以下の温度に加熱し、熱交換器により間接的に温水を出力するものとする。

1.2.2.3 本体

- (1) 鋼製無圧式温水発生機の缶体及び燃焼室の材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとし、煙管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるものとする。

なお、水管を有する場合は、水管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるもの又は耐硫酸腐食鋼とし、鋼製の場合は、内面に第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT63 又は第 2 編 3.2.2.6「溶融アルミニウムめっき」による防錆処理を施したもの（熱媒水に腐食抑制剤を添加する場合は除く。）とする。

- (2) 鋳鉄製無圧式温水発生機の缶体及び燃焼室は全面水冷壁形構造とし、材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」又は JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」によるものとする。
- (3) 熱交換器の管の材質は、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」及び JIS H 3100「銅及び銅合金の板並びに条」によるものとする。

なお、プレート形の場合は、プレートの材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。

- (4) 膨張タンクの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」によるものとする。

なお、鋼板の場合は、内面に第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT63 又は第 2 編 3.2.2.6「溶融アルミニウムめっき」による防錆処理を施したものとする。

- (5) 水位制御装置は、ボールタップ式又は電磁弁方式とする。
- (6) 本体に熱媒水循環ポンプを組込む場合は、ポンプは製造者の標準仕様とし、点検ができる構造とする。

1.2.2.4 燃焼装置

- (1) 燃焼装置は、1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項による。

1.2.2.5 容量調整装置

- (1) 熱媒水又は温水を設定温度に保つように、加熱量を制御する燃焼制御方式とする。
なお、燃焼制御方式は特記による。

1.2.2.6 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 熱媒水温度の過度の上昇により作動する温度リレー
 - (イ) 熱媒水の過度の減少により作動する低水位燃焼遮断装置

1.2.2.7 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.2.2.8 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.2.2.9 附属品

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 熱媒水温度計 | 一式 |
| (2) 水面計 | 一式 |
| (3) 煙道ダンパー（単独設置のものは除く。） | 一式 |
| (4) 銘板* | 一式 |

1.2.3 木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）

1.2.3.1 一般事項

- (1) 真空式温水発生機は、本項によるほか、HA-034-1「木質バイオマスボイラー 第 1 部：真空式温水発生機」による。

1.2.3.2 構成

- (1) 構成は、缶体、燃焼部、熱交換器、溶解栓、自動抽気装置、容量調整装置、燃料搬送装置、安全装置、制御盤等とし、缶体内を大気圧以下に保つ気密性を有し、熱交換器により間接的に温水を出力するものとする。

1.2.3.3 本体

- (1) 真空式温水発生機の缶体及び燃焼部の材質は、鋼板又はステンレス鋼板とし、煙管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるものとする。
なお、水管を有する場合は、水管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるもの又は耐硫酸腐食鋼とする。
- (2) 熱交換器の管の材質は、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (3) 溶解栓は、100℃未満で確実に溶解するものとし、缶体に直接取付ける。また、蒸気が吹出した場合に、人体に危害を与えるおそれがない構造とする。

1.2.3.4 自動抽気装置

- (1) 自動的に機内の不凝縮ガスを抽気、かつ、機外に排出するものとし、所定の真空状態を保持できる構造とする。

1.2.3.5 着火装置

- (1) 燃料への着火方式は、熱風ヒーター方式、オイルバーナー方式又はガスバーナー方式とし、オイルバーナーは HA-026「ガンタイプ油バーナー」、ガスバーナーは HA-032「強制通気式ガスバーナー」による。

1.2.3.6 容量調整装置

- (1) 熱媒水又は温水を設定温度に保つように、加熱量を制御する燃焼制御方式とする。
なお、燃焼制御方式は特記による。

1.2.3.7 安全装置

- (1) 次の保護装置を備えたものとする。
 - (ア) 熱媒水温度の過度の上昇により作動する温度ヒューズ（封印を施したもの）
 - (イ) 缶体内の圧力の過上昇により作動する圧力スイッチ

(ウ) 空だき防止用温度ヒューズ

1.2.3.8 保温

(1) 製造者の標準仕様とする。

1.2.3.9 制御盤

(1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.2.3.10 附属品

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 熱媒水温度計 | 一式 |
| (2) 煙道ダンパー（単独設置のものは除く。） | 一式 |
| (3) 連成計又は真空計 | 一式 |
| (4) 銘板* | 一式 |

1.2.4 木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）

1.2.4.1 一般事項

- (1) 本項の無圧式温水発生機は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」第 1 条の解釈例規「労働省労働基準局長通達」37 基収第 7217 号に規定する開放形の温水ボイラーに該当するものをいう。
- (2) 無圧式温水発生機は、本項によるほか、HA-034-2「木質バイオマスボイラー—第 2 部：無圧式温水発生機」による。

1.2.4.2 構成

- (1) 構成は、缶体、燃焼部、熱交換器、膨張タンク、水位制御装置、容量調整装置、燃料搬送装置、安全装置、制御盤等とし、運転時に大気圧のもとで缶体内に有する熱媒水を沸点以下の温度に加熱し、熱交換器により間接的に温水を出力するものとする。

1.2.4.3 本体

- (1) 無圧式温水発生機の缶体及び燃焼室の材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとし、煙管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるものとする。

なお、水管を有する場合、水管の材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるもの又は耐硫酸腐食鋼とし、鋼製の場合は、内面に第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT63 又は第 2 編 3.2.2.6「溶融アルミニウムめっき」に防錆処理を施したもの（熱媒水に腐食抑制剤を添加する場合は除く。）とする。

- (2) 熱交換器の管の材質は、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」及び JIS H 3100「銅及び銅合金の板並びに条」によるものとする。

なお、プレート形の場合、プレートの材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼及び鋼帯」によるものとする。

- (3) 膨張タンクの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。

なお、鋼板の場合は、内面に第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT63 又は第 2 編 3.2.2.6「溶融アルミニウムめっき」による防錆処理を施したものとする。

- (4) 水位制御装置は、ボールタップ式又は電磁弁方式とする。

- (5) 本体に熱媒水循環ポンプを組込む場合は、ポンプは製造者の標準仕様とし、点検ができる構造とする。

1.2.4.4 着火装置

- (1) 燃料への着火方式は、熱風ヒーター方式、オイルバーナー方式又はガスバーナー方式とし、オイルバーナーは HA-026「ガンタイプ油バーナー」、ガスバーナーは HA-032「強制通気式ガスバーナー」による。

1.2.4.5 容量調整装置

- (1) 熱媒水又は温水を設定温度に保つように、加熱量を制御する燃焼制御方式とする。
なお、燃焼制御方式は特記による。

1.2.4.6 安全装置

- (1) 次の保護装置を備えたものとする。
(ア) 熱媒水温度の過度の上昇により作動する温度リレー
(イ) 熱媒水の過度の減少により作動する低水位燃焼遮断装置

1.2.4.7 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.2.4.8 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.2.4.9 附属品

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 熱媒水温度計 | 一式 |
| (2) 水面計 | 一式 |
| (3) 煙道ダンパー（単独設置のものは除く。） | 一式 |
| (4) 銘板* | 一式 |

1.2.5 試験

- (1) 温水発生機の加熱能力の試験は、次による。
(ア) HA-008「真空式温水発生機」又は JIS B 8417「真空式温水発生機」
(イ) HA-010「無圧式温水発生機」又は JIS B 8418「無圧式温水発生機」
(ウ) HA-034-1「木質バイオマスボイラー 第 1 部：真空式温水発生機」
(エ) HA-034-2「木質バイオマスボイラー 第 2 部：無圧式温水発生機」
(2) 熱媒水の系路の気密又は満水試験は、以下による。
(ア) 鋼製真空式温水発生機の気密試験は、窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は $2.03\text{Pa} \cdot \text{mL/s}$ （大気圧換算値）以下とする。
(イ) 鋳鉄製真空式温水発生機の組合せ試験は、漏れ試験として気密試験値（ゲージ圧 ー 95kPa より低い圧力）において 12 時間経過後の圧力変動が 0.5kPa 未満の漏れ量とする。
(ウ) 無圧式温水発生機は満水試験とし、保持時間 10 分とする。
(エ) 木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）の気密試験は、窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は $2.03\text{Pa} \cdot \text{mL/s}$ （大気圧換算値）以下とする。
(オ) 木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）は満水試験とし、保持時間 10 分とする。
(3) 温水の系路の水圧試験は、以下による。
(ア) 鋳鉄製真空式温水発生機のセクションの試験は水圧試験とし、試験圧力 0.6MPa 、保持時間 10 分とする。
(イ) 温水発生機に組込む熱交換器は水圧試験とし、試験圧力は最高使用圧力に 0.1MPa を加

えた圧力（0.2MPa 未満の場合は 0.2MPa）とし、保持時間 10 分とする。

第 3 節 冷凍機

1.3.1 空気熱源ヒートポンプユニット

1.3.1.1 一般事項

- (1) 本項は、冷凍能力が 60kW 以上の空気熱源ヒートポンプユニットに適用する。ただし、冷凍能力が 30kW 以上、60kW 未満のものは制御盤のみを適用する。
- (2) 高圧冷媒を使用するものは、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。
- (3) 圧縮機へのインバータ制御の適用は特記による。
- (3) 複数台の空気熱源ヒートポンプユニットから構成される場合（以下、「モジュール形」という。）は、本項によるほか、代表機又は総合盤において各機器の運転状態を一括管理できるものとし、各機器の発停、運転状態表示、自動容量制御等ができる機能を備えるものとする。
なお、モジュール形の適用は特記による。
- (4) 冷温水ポンプを組込む場合は特記による。
- (5) 不凍液の適用は特記による。

1.3.1.2 構成

- (1) 構成は、圧縮機、電動機、動力伝達装置、空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器、加熱器兼冷却器、冷温水ポンプ（適用の場合）、安全装置、制御盤等とする。

1.3.1.3 圧縮機

- (1) 圧縮機は次のいずれかによる。
- (2) スクロール圧縮機
 - (ア) 圧縮機の形式は密閉形とし、旋回スクロールの摺動時に生じる固定スクロールとのすき間の減少により冷媒ガスを圧縮する構造とする。
 - (イ) 容量制御機構は、冷水を設定温度に保つように、圧縮機の発停を行う台数制御方式又はインバータ制御方式とする。また、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減機能を備えたものとする。
- (3) ロータリー圧縮機
 - (ア) 圧縮機の形式は密閉形とし、回転運動するピストンとシリンダーの組合せにより冷媒ガスを圧縮する構造とする。
 - (イ) 容量制御機構は、冷水を設定温度に保つように、圧縮機の発停を行うインバータ制御方式とする。また、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減機能を備えたものとする。
- (4) スクリュー圧縮機
 - (ア) 圧縮機の形式は半密閉形とし、ねじ形のロータとロータとの回転時に生じるすき間の減少により、冷媒ガスを圧縮する構造とする。また、分解及び内部点検ができる構造とする。
 - (イ) 容量制御機構は、冷水を設定温度に保つように、冷媒ガス量を制御するスライド弁方式（冷媒ガスバイパス方式）、アンロード方式又はインバータ制御方式とする。また、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減機能を備えたものとする。

1.3.1.4 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.1.5 動力伝達装置

- (1) 圧縮機用及び空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器用送風機用は、電動機直動形とする。

1.3.1.6 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器

- (1) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード等とする。
- (2) フィン付きコイルの材質は、(ア)又は(イ)による。
- (ア) コイルの材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。また、フィンの材質は、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」の 1000 系又は 3000 系合金とし、樹脂の被膜等による耐食処理を施したものとする。
- (イ) コイルの材質は(a)とし、フィンの材質は(b)又は(c)とする。
- なお、成分値の調整は、亜鉛、チタン、銅等の添加によりフィン付きコイルの耐食性能を向上するものとする。
- (a) JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定の化学成分の成分値を調整したもの、又は規定の化学成分を有する材質に亜鉛溶射をしたもの。
- (b) JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定の化学成分の成分値を調整したもの。
- (c) JIS Z 3263「アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート」に規定の化学成分の成分値の調整をしたもの。
- (3) 冬期に結霜する場合は、自動的に除霜する機能を備えたものとする。

1.3.1.7 加熱器兼冷却器

- (1) プレート形とし、材質は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。

1.3.1.8 冷温水ポンプ

- (1) ポンプは、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機等とし、軸継手を介して主軸と電動機を接続した電動機直結形又は電動機直動形とする。
- (ア) ケーシングの材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」の FC200 以上、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 とする。
- (イ) 羽根車の材質は、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」の CAC 406、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 とする。
- (ウ) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」の SUS304、SUS403 若しくは SUS420J2 又は JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」の S30C 以上のものとする。
- なお、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」による場合は、スリーブ形のものに限る。
- (エ) 軸封は、パッキン又はメカニカルシールによるものとする。メカニカルシールの摺動部は、超硬合金、セラミック又はカーボンを組合せたものとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。
- (オ) 次の事項は、JIS B 8313「小形渦巻ポンプ」の当該事項による。
- (a) 羽根車の最小厚さ
- (b) ポンプ効率
- (c) 吐出し量、揚程及び軸動力の各試験方法
- (2) 電動機は以下のいずれかとし、容量制御の適用は特記による。ただし、特記がない場合は、インバータ制御とする。

- (ア) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」
- (イ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。)
- (3) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)とする。
- (4) ポンプ単体での試験は、1.12.6「試験」の空調用ポンプの当該事項による。

1.3.1.9 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能
 - (イ) 冷水及び冷却水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能
 - (ウ) 凝縮圧力の過上昇により作動する圧力保護制御機能
 - (エ) 蒸発圧力の過低下（密閉形圧縮機の場合を除く。）により作動する圧力保護制御機能
 - (オ) 油ポンプを有する場合は、油圧の低下により作動する油圧保護制御機能（圧縮機の油圧が0.1MPaを超える場合）
 - (カ) 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能又は圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能

1.3.1.10 冷媒

- (1) 冷媒の種別は特記による。

1.3.1.11 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.1.12 能力及び成績係数

- (1) 空気熱源ヒートポンプユニットの能力及び成績係数は、JIS B 8613「ウォーターチリングユニット」によるものとし、数値は特記による。
 なお、冷凍能力、加熱能力は、次の条件におけるものとする。
 - (ア) 冷凍能力は、冷水入口温度12℃、冷水出口温度7℃、外気乾球温度35℃、外気湿球温度24℃、能力100%とする。
 - (イ) 加熱能力は、温水入口温度40℃、温水出口温度45℃、外気乾球温度7℃、外気湿球温度6℃、能力100%とする。

1.3.1.13 制御盤

- (1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による。

1.3.1.14 附属品

- (1) 附属品は次による。ただし、法定冷凍トン50トン未満のもので、制御盤にて容易に圧力確認する機能を有する場合は(ア)を除く。
 - (ア) 圧力計 一式
 - (イ) 銘板* 一式

1.3.2 水冷チリングユニット

1.3.2.1 一般事項

- (1) 本項は、定格冷凍能力が60kW以上の水冷チリングユニットに適用する。ただし、定格冷凍能力が30kW以上、60kW未満のものは制御盤のみを適用する。
- (2) 高圧冷媒を使用するものは、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。
- (3) 圧縮機の容量制御は、特記による。なお、特記がない場合は、インバータ制御とする。

- (4) 複数台の水冷チリングユニットから構成される場合（以下、「モジュール形」という。）は、本項によるほか、代表機又は総合盤において各機器の運転状態を一括管理できるものとし、各機器の発停、運転状態表示、自動容量制御等ができる機能を備えるものとする。

なお、モジュール形の適用は特記による。

- (5) 冷水ポンプを組込む場合は特記による。

- (6) 不凍液の適用は特記による。

1.3.2.2 構成

- (1) 構成は、圧縮機、電動機、動力伝達装置、凝縮器、蒸発器、冷水ポンプ（適用の場合）、安全装置、制御盤等とする。

1.3.2.3 圧縮機

- (1) 1.3.1「空気熱源ヒートポンプユニット」の当該事項による。

1.3.2.4 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.2.5 動力伝達装置

- (1) 圧縮機用は電動機直動形とする。

1.3.2.6 凝縮器及び蒸発器

- (1) 円筒多管形、二重管形又はプレート形とし、次による。

(ア) 円筒多管形及び二重管形は、管の洗浄ができる構造とする。胴体の材質は、鋼板又は鋼管、端部水室の材質は、鋳鉄又は鋼板とし、内面にエポキシ樹脂塗装、アクリル樹脂塗装等による防錆処理を施したものとする。また、管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。

(イ) プレート形の材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。

1.3.2.7 冷水ポンプ

- (1) 1.3.1.8「冷温水ポンプ」による。

1.3.2.8 安全装置

- (1) 1.3.1「空気熱源ヒートポンプユニット」の当該事項による。

1.3.2.9 冷媒

- (1) 冷媒の種別は特記による。

1.3.2.10 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.2.11 能力及び成績係数

- (1) 水冷チリングユニットの能力及び成績係数は、JIS B 8613「ウォータチリングユニット」によるものとし、数値は特記による。

なお、冷凍能力は、冷水入口温度 12℃、冷水出口温度 7℃、冷却水入口温度 30℃、能力 100%におけるものとする。

1.3.2.12 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.3.2.13 附属品

- (1) 1.3.1「空気熱源ヒートポンプユニット」の当該事項による。

1.3.3 遠心冷凍機

1.3.3.1 一般事項

- (1) 高圧冷媒を使用するものは、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。
- (2) 遠心圧縮機への、インバータ制御の適用は、特記による。
- (3) 不凍液の適用は特記による。

1.3.3.2 構成

- (1) 構成は、遠心圧縮機、電動機、動力伝達装置、凝縮器、蒸発器、自動抽気回収装置（低圧冷媒を使用するものに限る。）、容量調整装置、安全装置、電動機盤、制御盤等とする。

1.3.3.3 遠心圧縮機

- (1) 遠心圧縮機の形式は半密閉形とし、羽根車の回転時に生じる遠心力により冷媒ガスを圧縮する構造とし、容量調整範囲内でサージングを起こさないものとする。また、分解及び内部の点検ができる構造とする。
- (2) 遠心圧縮機の本体の材質は、鋳鉄又は鋳鋼とする。
- (3) 主軸の軸受けは、次のいずれかによる。
 - (ア) 潤滑油による軸受けとし、給油装置は油ポンプによる強制循環式で、油冷却器、油加熱器、油ストレーナ、油圧調整弁等を備えたもの
 - (イ) 磁気による軸受けとし、変位センサー、電磁石、電磁石を保護する補助軸受け等を備えたもの

1.3.3.4 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.3.5 動力伝達装置

- (1) 歯車増速形又は電動機直動形とする。

1.3.3.6 凝縮器

- (1) 1.3.2.6「凝縮器及び蒸発器」の円筒多管形とする。

1.3.3.7 蒸発器

- (1) 蒸発器は、多管形の満液式とし、液滴分離装置により冷媒液の圧縮機への吸入を防止、分布板等により冷媒液を蒸発器内に均一に散布する構造とする。また、管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (2) 安全装置として安全弁又は破裂板を備えたものとする。
- (3) 蒸発器内部の冷媒状態を目視するための点検窓を備えもの又は状態を確認できる機能を有するものとする。

1.3.3.8 自動抽気回収装置

- (1) 自動的に冷媒ガスに混入した空気及び水分を抽気し、かつ、機外に排出するとともに、不純物除去後の冷媒を分離回収できる構造とする。

1.3.3.9 容量調整装置

- (1) 冷水を設定温度に保つように、冷媒ガス量を制御するベーンコントロール方式（自動手動併用方式）又はインバータ制御方式とし、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減機能を備えたものとする。
- (2) 附属機器として、自動手動切換器、ベーン開度指示計及び始動時インターロック用リミットスイッチを備えたものとする。

1.3.3.10 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能
 - (イ) 冷水及び冷却水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能
 - (ウ) 油ポンプを有する場合は、油圧の低下及び油温の上昇により作動する油圧保護制御機能及び油温保護制御機能
 - (エ) 磁気による軸受けを有する場合は、停電時に電源を確保する装置により、安全に停止した主軸を補助軸受けに支持させる保護制御機能
 - (オ) 凝縮圧力の過上昇により作動する圧力保護制御機能
 - (カ) 蒸発圧力の過低下により作動する圧力保護制御機能又は冷媒温度の過低下により作動する温度保護制御機能
 - (キ) 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能

1.3.3.11 冷媒

- (1) 冷媒の種別は特記による。

1.3.3.12 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.3.13 能力及び成績係数

- (1) 遠心冷凍機の能力及び成績係数は、JIS B 8621「遠心冷凍機」によるものとし、数値は特記による。
 なお、冷凍能力は冷水入口温度 12℃、冷水出口温度 7℃、冷却水入口温度 32℃、能力 100%におけるものとする。

1.3.3.14 電動機盤

- (1) 低圧の場合は、第 2 編 1.2.2「制御及び操作盤」による。高圧の場合は、JEM1225「高圧コンビネーションスタータ」による閉鎖形とし、次のものを備える。
 - (ア) 短絡保護装置
 - (イ) 電源表示灯及び運転・停止表示灯
 - (ウ) 電圧計
 - (エ) 過負荷欠相リレー
 - (オ) 進相コンデンサー（適用は特記による。特記がある場合は改善後の力率が 0.9 以上（定格出力時）になるように選定する。）

1.3.3.15 制御盤

- (1) 低圧電源用手元開閉器を設けるほか、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.3.3.16 附属品

- (1) 附属品は次による。ただし、油ポンプを用いない場合は(ア)を除く。

(ア) 油圧計	一式
(イ) 圧力計	一式
(ウ) 銘板*	一式

1.3.4 吸収冷凍機

1.3.4.1 一般事項

- (1) 本項は、一重効用及び二重効用の吸収冷凍機に適用する。
- (2) 圧力容器に該当するものは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「圧力容器構造規

格」の定めによる。

1.3.4.2 構成

- (1) 構成は、蒸発器、吸収器、再生器、凝縮器、溶液熱交換器、溶液ポンプ及び冷媒ポンプ（強制循環式のものに限る。）、自動抽気装置、容量調整装置、安全装置、制御盤等とする。また、二重効用の場合は、高温再生器及び高温溶液熱交換器を備えたものとする。

1.3.4.3 本体

- (1) 本体は、鋼板製の胴内に蒸発器、吸収器、再生器及び凝縮器を収めた密閉構造とし、管の点検及び清掃ができる構造とする。
- (2) 蒸発器、吸収器及び凝縮器の管の材質は、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (3) 再生器（二重効用は低温再生器）の管の材質は、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」、JIS G 3462「ボイラ・熱交換器用合金鋼管」、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (4) 高温再生器（二重効用）の管の材質は、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (5) 蒸発器及び吸収器への冷媒液及び溶液の散布装置は、トレー式又はスプレーノズル式とする。また、蒸発器と吸収器との間及び再生器と凝縮器との間には、液滴分離装置を設けて、冷媒及び溶液の飛散を防止する。

1.3.4.4 溶液熱交換器及び高温溶液熱交換器

- (1) 箱形、管形又はプレート形とし、次による。
 - (ア) 箱形及び管形の胴体の材質は、鋼板又は鋼管とし、管の材質は、JIS G 3445「機械構造用炭素鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
 - (イ) プレート形のプレートの材質は、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。

1.3.4.5 溶液ポンプ及び冷媒ポンプ

- (1) 密閉式のキャンド形ポンプとする。
なお、電動機は、製造者の標準仕様とする。

1.3.4.6 自動抽気装置

- (1) 自動的に機内の不凝縮ガスを抽気、かつ、機外に排出するものとし、装置停止時に外気が逆流しない構造とする。

1.3.4.7 容量調整装置

- (1) 冷水を設定温度に保つように、加熱量、溶液循環量、冷媒循環量を制御する加熱源制御方式、溶液制御方式、冷媒制御方式又はそれらの併用方式とする。

1.3.4.8 吸収剤及び冷媒

- (1) 吸収剤は臭化リチウム水溶液とし、腐食防止剤を添加したものとする。また、冷媒は純水とする。

1.3.4.9 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。ただし、加熱源が温水で一重効用のものにあつては、(ウ)の項を除く。
 - (ア) 冷水又は冷媒の過冷却により作動する温度保護制御機能
 - (イ) 冷水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能

- (ウ) 冷却水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能又は再生器の圧力上昇若しくは温度の異常上昇により作動する保護制御機能
- (エ) 溶液の結晶による故障防止装置（停止時には溶液の希釈運転を行う。）

1.3.4.10 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.4.11 能力及び成績係数

- (1) 吸収冷凍機的能力及び成績係数は、JIS B 8622「吸収式冷凍機」によるものとし、数値は特記による。
 なお、冷凍能力は、標準定格条件（冷水入口温度 12℃、冷水出口温度 7℃、冷却水入口温度 32℃、能力 100%）におけるものとする。

1.3.4.12 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.3.4.13 附属品

- (1) 真空計 一式
- (2) 銘板* 一式

1.3.5 吸収冷温水機

1.3.5.1 一般事項

- (1) 本項は、二重効用の吸収冷温水機に適用する。
- (2) 排熱熱交換器の適用は特記による。
- (3) 排熱を加熱源とする再生器（以下「排熱投入型再生器」という。）を有する場合は、特記による。

1.3.5.2 構成

- (1) 構成は、蒸発器、吸収器、低温再生器、高温再生器、凝縮器、低温溶液熱交換器、高温溶液熱交換器、溶液ポンプ及び冷媒ポンプ（強制循環式のものに限る。）、自動抽気装置、燃焼装置、容量調整装置、安全装置、制御盤等とする。

1.3.5.3 本体

- (1) 本体は、鋼板製の胴内に蒸発器、吸収器、低温再生器、高温再生器及び凝縮器を収めた密閉構造とし、管の点検及び清掃ができる構造とする。
- (2) 蒸発器、吸収器及び凝縮器の管の材質は、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (3) 低温再生器の管の材質は、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」、JIS G 3462「ボイラ・熱交換器用合金鋼管」、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (4) 高温再生器は、煙管式又は液管式とし、特記による。また、燃焼室若しくは煙管及び液管の点検及び清掃ができる構造とし、材質は、次による。
 - (ア) 煙管式の場合、燃焼室の材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」によるもの又は耐硫酸腐食鋼とし、煙管の材質は、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」、JIS G 3463「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」によるもの又は耐硫酸腐食鋼管とする。
 なお、鋼管の場合は、継目無鋼管とする。
 - (イ) 液管式の場合、燃焼室の材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」又は JIS G 3444

「一般構造用炭素鋼鋼管」、液管の材質は、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3461「ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管」によるものとする。

なお、鋼管の場合は、継目無鋼管とする。

- (5) 蒸発器及び吸収器への冷媒液及び溶液の散布装置は、トレー式又はスプレーノズル式とする。また、蒸発器と吸収器との間及び再生器と凝縮器との間には、液滴分離装置を設けて、冷媒及び溶液の飛散を防止する。

1.3.5.4 低温溶液熱交換器及び高温溶液熱交換器

- (1) 箱形、管形又はプレート形とし、次による。

(ア) 箱形及び管形の胴体の材質は、鋼板又は鋼管によるものとし、管の材質は、JIS G 3445「機械構造用炭素鋼鋼管」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。

(イ) プレート形のプレートの材質は、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。

1.3.5.5 溶液ポンプ及び冷媒ポンプ

- (1) 密閉式のキャンド形ポンプとする。

なお、電動機は、製造者の標準仕様とする。

1.3.5.6 排熱熱交換器

- (1) 1.3.5.4「低温溶液熱交換器及び高温溶液熱交換器」による。

1.3.5.7 排熱投入型再生器

- (1) 1.3.5.3「本体」低温再生器によるほか、製造者の標準仕様とする。

1.3.5.8 自動抽気装置

- (1) 自動的に機内の不凝縮ガスを抽気、かつ、機外に排出するものとし、装置停止時に外気が逆流しない構造とする。

1.3.5.9 燃焼装置

- (1) 1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項によるほか、次による。

(ア) オイルバーナーは、JRA 4013「油吸収冷温水機安全基準」による。

(イ) ガスバーナーは、JRA 4004「ガス吸収冷温水機安全基準」による。

1.3.5.10 容量調整装置

- (1) 冷水又は温水を設定温度に保つように、加熱量、溶液循環量及び冷媒循環量を制御する加熱源制御方式、溶液制御方式、冷媒制御方式又はそれらの併用方式とする。
- (2) 排熱熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合は、回収熱量を調整する機能及び回収熱量に併せて加熱量を調整する機能を備えたものとする。

1.3.5.11 吸収剤及び冷媒

- (1) 吸収剤は臭化リチウム水溶液とし、腐食防止剤を添加したものとする。また、冷媒は純水とする。

1.3.5.12 安全装置

- (1) 冷凍能力が単体で 350kW 以上の吸収冷温水機には、次の保護機能を備えたものとする。
- (ア) 冷水又は冷媒の過冷却により作動する温度保護制御機能
- (イ) 冷水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能
- (ウ) 冷却水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能又は再生器の圧力上昇若しくは温度の異常上昇により作動する保護制御機能
- (エ) 温水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能

- (オ) 温水の温度上昇により作動する温度保護制御機能
- (カ) 溶液の結晶による故障防止装置（停止時には溶液の希釈運転を行う。）
- (キ) 再生器内圧力又は再生器の溶液温度が異常に上昇したとき作動する保護制御機能
- (ク) 再生器液面の異常低下により作動する液面保護制御機能
- (ケ) 排熱熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合は、停止時に排熱を遮断又はバイパスする機能
- (2) 冷凍能力が単体で 350kW 未満の吸収冷温水機には、次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 冷水又は冷媒の過冷却により作動する温度保護制御機能
 - (イ) 溶液の結晶による故障防止装置（停止時には溶液の希釈運転を行う。）
 - (ウ) 再生器の圧力上昇又は温度の異常上昇により作動する保護制御機能

1.3.5.13 ケーシング

- (1) ケーシングを用いる場合は、点検用に開閉又は着脱ができる構造とする。

1.3.5.14 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.5.15 能力及び成績係数

- (1) 吸収冷温水機の能力、成績係数及び期間成績係数は、JIS B 8622「吸収式冷凍機」によるものとし、数値は特記による。
 なお、特記がない場合の冷凍時の成績係数は、グリーン購入法の基本方針に定める数値とし、加熱時は 0.85 以上とする。
- (2) 冷凍能力、加熱能力は、次の標準定格条件におけるものとする。
 - (ア) 冷凍能力は、冷水入口温度 12℃、冷水出口温度 7℃、冷却水入口温度 32℃、能力 100% とする。
 - (イ) 加熱能力は、温水出口温度 55℃、能力 100% とする。
- (3) 排熱熱交換器及び排熱投入型再生器を有する場合の成績係数は、(1) によるほか、排熱回収を行っていない運転時のものとする。

1.3.5.16 燃料削減率

- (1) 排熱熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合の燃料削減率は、次による。
 なお、数値は特記による。

$$\eta = \frac{Q_{G0} - Q_{G1}}{Q_{G0}} \times 100$$

ここで、 η ：燃料削減率（%）

Q_{G0} ：（排熱回収をしていない時の燃料消費量 kg/h 又は $m^3(N)/h$
 $\times$ 燃料低位発熱量 kJ/kg 又は $kJ/m^3(N)$ ） $\times 1/3,600$

Q_{G1} ：（排熱回収をしている時の燃料消費量 kg/h 又は $m^3(N)/h$
 $\times$ 燃料低位発熱量 kJ/kg 又は $kJ/m^3(N)$ ） $\times 1/3,600$

ただし、燃料消費量は、標準定格条件におけるものとする。

1.3.5.17 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.3.5.18 附属品

- (1) 真空計 一式

- (2) 銘板* 一式

1.3.6 吸収冷温水機ユニット

1.3.6.1 一般事項

- (1) 本項は、冷凍能力が単体で 186kW 未満の二重効用吸収冷温水機に冷却塔及びポンプを備えたものに適用する。

1.3.6.2 本体

- (1) 本体は、鋼板製の胴内に蒸発器、吸収器、低温再生器、高温再生器、凝縮器を納めた密閉構造とし、管の点検及び清掃ができる構造とする。
- (2) 蒸発器、吸収器、凝縮器の管の材質は、1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。
- (3) 低温再生器の管の材質は、1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。
- (4) 高温再生器は、煙管式又は液管式とし、特記による。また、燃焼室及び煙管若しくは液管は、点検及び清掃ができる構造とし、材質は、1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。
- (5) 蒸発器及び吸収器への冷媒液及び溶液の散布装置は、トレー式又はスプレーノズル式とする。また、蒸発器と吸収器との間及び再生器と凝縮器との間には、液滴分離装置を設けて、冷媒及び溶液の飛散を防止する。

1.3.6.3 低温溶液熱交換器及び高温溶液熱交換器

- (1) 1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。

1.3.6.4 溶液ポンプ及び冷媒ポンプ

- (1) 1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。

1.3.6.5 自動抽気装置

- (1) 1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。

1.3.6.6 燃焼装置

- (1) 1.1.1.2「鋼製ボイラー」(2)の当該事項によるほか、次による。
- なお、木質バイオマス燃料を使用するバーナーの適用は特記による。
- (ア) オイルバーナーは、JRA 4013「油吸収冷温水機安全基準」による。
- (イ) ガスバーナーは、JRA 4004「ガス吸収冷温水機安全基準」による。

1.3.6.7 容量調整装置

- (1) 1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。

1.3.6.8 吸収剤及び冷媒

- (1) 1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。

1.3.6.9 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。
- (ア) 冷水又は冷媒の過冷却により作動する温度保護制御機能
- (イ) 溶液の結晶による故障防止装置（停止時には溶液の希釈運転を行う。）
- (ウ) 再生器内圧力又は再生器の溶液温度が異常に上昇したとき作動する保護制御機能

1.3.6.10 ケーシング

- (1) 吸収冷温水機部に用いるケーシングは、次による。
- (ア) 点検用に開閉又は着脱ができる構造とする。
- (イ) 材質は、厚さ 1.0mm 以上の防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）とし、補強を施したものとする。

1.3.6.11 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.3.6.12 能力及び成績係数

- (1) 1.3.5「吸収冷温水機」の当該事項による。

1.3.6.13 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

なお、冷却塔及びポンプの動力制御を含むものとする。また、複数台の組合せユニットとして使用する場合は、その運転制御機能を備えたものとする。

1.3.6.14 冷却塔

- (1) 第 6 節「冷却塔」の当該事項による。

なお、冷却塔単体での試験は、1.6.9「試験」による。

1.3.6.15 ポンプ

- (1) 1.3.1.8「冷温水ポンプ」による。

1.3.6.16 附属品

- (1) 銘板* 一式

1.3.7 試験

- (1) 空気熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニットの試験は、次による。

(ア) 冷凍能力及び加熱能力の試験は、JIS B 8613「ウォータチリングユニット」による。

(イ) 冷媒系統、冷水系路の耐圧及び気密試験は、JIS B 8613「ウォータチリングユニット」及び「冷凍保安規則」による。

(ウ) 空気熱源ヒートポンプユニットの騒音は、JIS B 8613「ウォータチリングユニット」による。

- (2) 遠心冷凍機の試験は、次による。

(ア) 冷凍能力の試験は、JIS B 8621「遠心冷凍機」による。

(イ) 冷媒系統、冷水及び冷却水系路の耐圧及び気密試験は、JIS B 8621「遠心冷凍機」及び「冷凍保安規則」による。

ただし、低圧冷媒を使用する冷媒系統の気密試験値は、真空（ゲージ圧－95kPa より低い圧力）以上とし、真空降下は 12 時間に対して 1 時間当たり 50Pa 以下とする。

- (3) 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの試験は、次による。

(ア) 冷凍能力及び加熱能力の試験は、JIS B 8622「吸収式冷凍機」による。

(イ) 冷媒系統及び冷水・冷却水系路の試験は JIS B 8622「吸収式冷凍機」によるものとし、次による。

(a) 冷媒系統の気密試験は、窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は $2.03\text{Pa} \cdot \text{mL/s}$ （大気圧換算値）以下とする。

(b) 冷水・冷却水系路は原則として水圧試験とし、試験値は設計圧力の 1.5 倍以上の圧力とする。

第 4 節 コージェネレーション装置

1.4.1 一般事項

- (1) コージェネレーション装置は、本節によるほか、電気事業法に定める区分に従い、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 51 号）の定めによる。

- (2) 燃料電池を用いる場合は、本節によるほか、高圧ガス保安法の定めによる。
- (3) マイクロガスタービンを用いる場合は、本節によるほか、「電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第四項第三号ロの特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の 1（1）の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の 1（2）の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタービンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号（一）下欄の（1）の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備並びに同号（一）下欄の（2）の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を定める件」（平成 27 年経済産業省告示第 99 号）の定めによる。
- (4) 排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質（窒素酸化物等）の量は、大気汚染防止法、地方公共団体の条例等に定める排出基準に適合したものとする。
- (5) 商用電源と系統連系する場合は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」による。
- (6) 防災電源（建築基準法に定めるところによる予備電源、消防法に定めるところによる非常電源）と兼用するコージェネレーション装置は、関係法令の定めによる。

1.4.2 構成

- (1) 原動機を用いる場合の構成は、原動機、発電機、配電盤、熱回収装置、安全装置、排ガス処理装置、排ガス消音器、防振装置等の組合せによるものとし、原動機と発電機をケーシングに納めた構造とする。

なお、放熱用に冷却塔を設ける場合は特記による。

- (2) 燃料電池を用いる場合の構成は、燃料電池、熱回収装置、安全装置等の組合せによるものとし、燃料電池をケーシングに納めた構造とする。

1.4.3 原動機

- (1) 原動機は、標準仕様書（電気設備工事編）第 5 編 1.1.4、1.2.4、1.3.4、1.4.4「原動機」による。

1.4.4 発電機等

- (1) 発電機は、標準仕様書（電気設備工事編）第 5 編 1.1.3、1.2.3、1.3.3、1.4.3「発電機」による。

なお、燃料電池本体及び電力変換装置は、標準仕様書（電気設備工事編）第 5 編 1.5.3.1「電池」及び 1.5.3.3「電力変換装置」による。

1.4.5 配電盤

- (1) 配電盤は、標準仕様書（電気設備工事編）第 5 編 1.1.5、1.2.5、1.3.5「配電盤」による。

1.4.6 補機附属装置等

- (1) 補機附属装置等は、標準仕様書（電気設備工事編）第 5 編 1.1.6.2、1.2.6.2、1.3.6.2「空気タンク、蓄電池等」及び 1.1.6.6、1.2.6.6、1.3.6.6「補機附属制御装置」による。
なお、適用は特記による。

1.4.7 熱回収装置

1.4.7.1 一般事項

- (1) 構成は、温水熱交換器、排ガスボイラー、排ガス熱交換器、熱回収用ポンプ等の組合せによるものとし、適用は特記による。
- (2) 圧力容器に該当する場合は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「ボイラー構造規格」、「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」、「簡易ボイラー等構造規格」の定めによる。

1.4.7.2 温水熱交換器

- (1) 温水熱交換器は、1.13.3「多管形熱交換器」及び1.13.4「プレート形熱交換器」によるほか、製造者の標準仕様とする。

1.4.7.3 排ガスボイラー及び排ガス熱交換器

- (1) 排ガスボイラーは、貫流式又は水管式とし、製造者の標準仕様とする。
- (2) 排ガス熱交換器は、蛇管式、多管式又は貫流式とし、製造者の標準仕様とする。

1.4.7.4 熱回収用ポンプ

- (1) 熱回収用ポンプは、1.12.1「空調用ポンプ」及び第5編1.2.6「給湯用循環ポンプ」による。ただし、小形のものにあつては、製造者の標準仕様とする。

1.4.7.5 制御盤

- (1) 熱回収運転及び放熱運転が、手動又は自動で行えるものとする。
なお、冷却塔及び冷却水ポンプの制御を組込む場合は特記による。

1.4.8 安全装置

- (1) 原動機によるものは、次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 始動不良のときに作動する保護制御機能
 - (イ) 冷却水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能又は温度の異常上昇により作動する温度保護制御機能
 - (ウ) 装置の温度の異常上昇により作動する温度保護制御機能
 - (エ) 制御電源又は制御空気の断絶により作動する保護制御機能
 - (オ) 潤滑油の供給圧力低下により作動する保護制御機能
 - (カ) 回転速度の異常上昇により作動する保護制御機能
 - (キ) 排ガス温度の異常上昇により作動する温度保護制御機能
 - (ク) 発電機の過電圧及び過電流により作動する保護制御機能
- (2) 燃料電池によるものは、次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 改質装置の異常により作動する保護制御機能（改質装置を用いる場合）
 - (イ) 空気供給装置の異常により作動する保護制御機能（空気供給装置を用いる場合）
 - (ウ) 蒸気供給装置の異常により作動する保護制御機能（蒸気供給装置を用いる場合）
 - (エ) 運転制御装置の異常により作動する保護制御機能
 - (オ) 装置の温度の異常上昇により作動する保護制御機能
 - (カ) 電池の異常により作動する保護制御機能

1.4.9 排ガス処理装置

- (1) 形式は次によるほか、製造者の標準仕様とする。
 - (ア) 三元触媒式は、触媒及び原動機の空燃比制御装置等を備えたものとする。
 - (イ) 選択還元脱硝式は、触媒とアンモニア又は尿素等の還元剤の貯蔵及び供給制御装置等を備えたものとする。

1.4.10 排ガス消音器

- (1) 形式は、膨張式、共鳴式若しくは吸音式又はそれらを組合せたものとする。

1.4.11 防振装置

- (1) 形式は、ゴム式、金属ばね式若しくは空気ばね式又はそれらを組合せたものとし、耐震ストッパー付きとする。

1.4.12 ケーシング

- (1) 点検用に開閉又は着脱ができる構造とし、内面に断熱処理及び消音処理を施したものである。また、材質は、厚さ 0.8mm 以上の鋼板とし、補強を施したものである。
- (2) 燃焼用空気及び冷却用空気を確保するために換気措置を施したものである。
- (3) 可燃性ガスが漏えいした場合に、滞留しない構造又は安全を確保できる構造とする。

1.4.13 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.4.14 総合効率

- (1) コージェネレーション装置の総合効率は、次による。
なお、数値は特記による。

$$\begin{aligned}\text{総合効率} &= \text{発電効率} + \text{排熱回収効率} \\ &= \frac{\text{発電出力量}}{\text{燃料投入熱量（低位発熱量）}} + \frac{\text{排熱回収量}}{\text{燃料投入熱量（低位発熱量）}}\end{aligned}$$

1.4.15 附属品等

- (1) 銘板* 一式
- (2) 特殊工具 一式

1.4.16 試験

- (1) 次の試験を行い、設計図書に示された構造と性能であることを確認する。
- (ア) 原動機を用いたコージェネレーション装置の試験は、JIS B 8122「コージェネレーションシステムの性能試験方法」によるほか、表 3.1.5 による。
- なお、始動方式が空気式の場合は、始動用空気管の圧力試験値は、最高使用圧力の 1.25 倍の圧力とし、最小保持時間は 30 分とする。

表3.1.5 試験

試験項目
(a) 熱出力測定試験
(b) 水圧試験又は耐圧試験
(c) 気密又は滴水試験（適用は特記による。）
(d) 安全弁試験（適用は特記による。）

- (イ) 燃料電池を用いたコージェネレーション装置の試験は、JIS C 62282-3-100「定置用燃料電池発電システムー安全性」及び JIS C 62282-3-200「定置用燃料電池発電システムー性能試験方法」による。

第5節 氷蓄熱ユニット

1.5.1 一般事項

- (1) 本項は、冷凍機の定格冷却能力が 60kW 以上の氷蓄熱ユニットに適用する。
- (2) 高圧冷媒を使用するものは、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。

1.5.2 構成

- (1) 構成は、冷凍機、制御盤、氷生成装置、タンク等とする。
なお、冷凍機は、空気熱源ヒートポンプユニット又は水冷チリングユニットとする。

1.5.3 冷凍機

- (1) 空気熱源ヒートポンプユニットを用いる場合は、1.3.1「空気熱源ヒートポンプユニット」の当該事項、水冷チリングユニットを用いる場合は、1.3.2「水冷チリングユニット」の当該事項による。

1.5.4 制御盤

- (1) 第2編 1.2.2「機器附属盤」の各冷凍機の当該事項による。

1.5.5 冷媒

- (1) 冷媒の種別は特記による。

1.5.6 氷生成装置

- (1) 氷生成装置の形式は、スタティック形（内融式、外融式、カプセル式）又はダイナミック形とし、特記による。
なお、氷生成装置の機能は、次による。
 - (ア) スケジュール運転機能は、スケジュールタイマーにより蓄熱及び放熱運転可能なものとする。
 - (イ) 自動制御機能は、蓄熱運転制御、放熱運転制御及び冷水出口温度制御機能を有するものとする。
 - (ウ) 表示機能は、運転表示、蓄熱完了表示、放熱完了表示及び一括異常表示を有するものとし、運転表示端子及び一括異常端子を備えたものとする。
 - (エ) 監視機能は、運転状態及び異常監視機能を有するものとする。
 - (オ) 保護機能は、放熱用熱交換器の凍結防止、停電時の自動復帰及びデータ保持機能を有するものとする。

1.5.7 タンク

- (1) タンクの材質は特記による。
- (2) タンクは、地震力及び地震力によって生ずる液面揺動によって損傷を起こさない強度を有するものとする。
なお、設計用水平震度は特記によるものとし、設計用鉛直震度は、設計用水平震度の 1/2 の値とする。
- (3) 保温は、タンクの形状に成形された硬質ウレタンフォーム又はポリスチレンフォームによるものとし、保温厚さは 30mm 以上とする。
- (4) タンクには、必要により、補給水管、オーバーフロー管、排水管等の接続口を設ける。
- (5) タンクの附属品は、次による。
 - (ア) 鋼製架台（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。） 一式
 - (イ) 点検口 一式
 - (ウ) 外はしご（タンクの高さが 1.5m 以上の場合とし、製造者の標準仕様とする。） 一式

1.5.8 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.5.9 成績係数

- (1) 氷蓄熱ユニットの成績係数の算出は、グリーン購入法の基本方針の定めによるものとし、数値は特記による。

なお、特記がない場合は、グリーン購入法の基本方針に定める数値とする。

1.5.10 附属品

- | | |
|------------------|----|
| (1) 圧力計 | 一式 |
| (2) 油圧計（必要のある場合） | 一式 |
| (3) 銘板* | 一式 |

1.5.11 試験

- (1) 氷蓄熱ユニットの試験は、表 3.1.6 の試験により、設計図書に示された構造と性能であることを確認する。

表 3.1.6 試験

試験項目	
(a) 蓄熱容量試験	(h) 消費電力量試験
(b) 熱源機単体の能力試験	(i) 圧力損失試験
(c) 日量能力試験	(j) 騒音試験
(d) 最大能力試験	(k) タンクの水張り試験
(e) 断熱能力試験	(l) 動作試験
(f) 最大電力試験	(m) 保護機能試験
(g) 最大電流試験	(n) 総合運転試験

注 (a)から(n)までの試験方法は、JIS B 8625「空気調和用氷蓄熱ユニットー試験方法」による。

第6節 冷却塔**1.6.1 一般事項**

- (1) 建築基準法の適用を受ける冷却塔の構造は、本節によるほか、同法施行令第 129 条の 2 の 6 及び同令に基づく告示の定めによる。

1.6.2 構成

- (1) 構成は、塔本体、水槽、送風機、電動機等とする。

1.6.3 塔本体

- (1) 本体は、内部の点検及び掃除ができる構造とし、材質は、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂、硬質塩化ビニル、ステンレス鋼材又は鋼材とする。
- (2) 水分配装置は、水の落下分布が均一なものとし、材質は、鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム鋳物又は合成樹脂とする。
- (3) 空気取入口は、空気の流通を均分するとともに外部への水の飛散を防止するものとする。材質は、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂、硬質塩化ビニル、ステンレス鋼材又は鋼材とする。
- (4) 充填材は、落下水滴を均一に細分させる構造とする。
- (5) 塔本体に使用する鋼板は、第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したも

のとする。

1.6.4 水槽

- (1) 水槽は、冷却水の接続口のほか、排水管、オーバーフロー管、補給水管等の接続口を有する構造とする。また、冷却水取出口は、渦流による空気を吸込まない構造とし、ステンレス製又は合成樹脂製のストレーナを備えたものとする。
- (2) 水槽の材質は、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂、硬質塩化ビニル又はステンレス鋼板とする。

1.6.5 送風機

- (1) 1.11.2「軸流送風機及び斜流送風機」によるものとし、羽根の材質は、亜鉛鉄板、アルミニウム材又は合成樹脂とする。
- (2) 排気口には、ステンレス鋼製、鋼製又は合成樹脂製の保護網等を備えたものとする。
- (3) ケーシング及びフレームの材質は、1.6.3「塔本体」の当該事項による。
- (4) 送風機に使用する亜鉛鉄板には、エポキシ樹脂又は塩化ビニルによる表面処理を施したものとする。

1.6.6 電動機

- (1) 電動機は、以下のいずれかによる。
 - (ア) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」
 - (イ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。)
 - (ウ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。)
- (2) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」による IP 44「全閉防まつ形」又は IP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)とする。

1.6.7 冷却塔用薬液注入装置

- (1) 薬注ポンプ、薬液タンク、制御装置、共通ベース等から構成されたものとし、適用は特記による。

1.6.8 附属品

- (1) ボールタップ 一式
- (2) はしご（塔本体の高さが1.5m以上の場合とし、鋼製（第2編3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したもの。）又はステンレス鋼製とする。） 一式
- (3) 銘板* 一式

1.6.9 試験

- (1) 冷却塔の冷却能力及び騒音試験は、JIS B8609(強制通風式クーリングタワー性能試験方法)による。

第7節 空気調和機

1.7.1 ユニット形空気調和機

1.7.1.1 一般事項

- (1) ユニット形空気調和機は、ケーシング、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機等を有する構造とし、制御盤その他必要な部材は特記による。
- (2) ユニット形空気調和機の許容振動値は、剛構造体に設置した状態で測定した値とし、固定部の全振幅 $15\mu\text{m}$ （垂直方向）以下とする。
- (3) ユニット形空気調和機の許容騒音レベルは、表3.1.7による。

- (4) 大温度差送風方式（冷房時 14℃以下で送風を行う場合）のユニット形空気調和機において、コイル通過後のケーシングに表面結露対策を講ずる場合は、特記による。
なお、保温厚さ等は、製造者の標準仕様とする。
- (5) 潜熱・顕熱分離形（外気負荷と室内負荷に分けて処理を行う方式）のユニット形空気調和機は、次によるものとし、適用は特記による。
- (ア) コイルは、外気負荷用コイル及び室内負荷用コイルを備える。
- (イ) 加湿器は、外気負荷用コイル側に備える。
- (ウ) エアフィルターは、外気負荷用コイル側及び室内負荷用コイル側それぞれに備えるものとし、形式は特記による。
- (6) 全熱交換器を組込む場合は回転形とし、適用は特記による。
なお、全熱交換器停止時のバイパス運転ができる構造とする。

表3.1.7 ユニット形空気調和機の許容騒音レベル

(単位 dB(A))

設計風量 m ³ /h Pa	6,000 以下	6,000 を超え 12,000 以下	12,000 を超え 18,000 以下	18,000 を超え 24,000 以下	24,000 を超え 30,000 以下
全静圧					
300以下	60	70	70	—	—
300を超え、400以下	65	70	70	75	—
400を超え、500以下	65	70	70	75	75
500を超え、600以下	65	70	70	75	75
600を超え、700以下	70	70	75	75	75
700を超え、800以下	70	70	75	75	75
800を超え、900以下	—	70	75	75	80
900を超え、1,000以下	—	75	75	75	80

- 注 1. 全静圧の算定に当たっての機内静圧は、コイルの列数に応じて、2列で100Pa、4列で130Pa、6列で150Pa及び8列で200Paとする。ただし、空気調和機の機内静圧がこの数値以下の場合は、当該数値とする。
2. 設計風量及び全静圧が、本表の値を超える場合は特記による。

1.7.1.2 ケーシング

- (1) 外装は、溶融アルミニウム亜鉛鉄板を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。面材の厚さは、片面 0.6mm 以上とし、内外面の合計厚さは、1.2mm 以上とする。
- (2) コイルを通過する風速は均一性を確保する。
- (3) 点検口は、次による。
- (ア) 各セクション（ファン及びコイル）には、幅 300mm 以上、高さ 500mm 以上の点検口を設ける。ただし、同一の点検口で各部の点検が可能なものは、点検口を兼用してもよい。
- (イ) ケーシングが容易に開閉又は取外し可能なものは、点検口を省略してもよい。
- (ウ) 調和空気に触れる点検口の戸は、断熱戸とする。
- (4) 加湿器が噴霧式の場合は、加湿状態を確認するためにのぞき窓及び加湿状態点検用ラン

プ（操作スイッチ、配線を含む。）を設ける。のぞき窓の材質は、ガラス、アクリル等とし、調和空気に触れずに確認できる構造とする。

- (5) サンドイッチ構造のケーシングの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォームとし、発泡密度 35kg/m^3 以上、厚さ 18mm 以上のものとする。

1.7.1.3 コイル

- (1) フィン形状は、フラット形、ウェーブ形、スリット形又はルーバー形のプレートフィンとする。
- (2) フィンの材質は、アルミニウム板又はアルミニウム箔とし、AL 成分 99% 以上、厚さ 0.1mm 以上のもので、表面にアクリル系、エポキシ系樹脂被膜等による耐食表面処理を施したもののとする。
- (3) 管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」の C1100、C1201 又は C1220 による厚さ 0.35mm 以上（ただし、蒸気の場合は 0.5mm 以上）のものとする。
なお、水用コイルの管内流速は、2 m/s 以下とする。
- (4) 水用コイルのヘッダーは、水の入口側及び出口側に設け、材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」又は JIS G 5501「ねずみ鉄品」によるものとする。
- (5) 蒸気用コイルのヘッダーは、蒸気の入口側及び出口側に設け、材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」、JIS G 5501「ねずみ鉄品」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (6) 水用コイル通過面風速は、2.5 m/s 以下とする。
- (7) コイルに、手動エア抜弁を設ける場合は、青銅製とする。

1.7.1.4 加湿器

- (1) 加湿方式は、水気化式又は蒸気噴霧式とし、特記による。
- (2) 水気化式は、滴下式とし、エレメント、定流量装置、電磁弁、ストレーナ、給水ヘッダー、ケーシング（ステンレス鋼板（SUS304））等により構成されたものとする。エレメントは、難燃性又は不燃性とし、飽和効率を維持するために、加湿能力に相当する給水量と余剰給水量を利用した自浄機能を有し、かつ、取外して洗浄可能な構造とする。
- (3) 蒸気噴霧式は、JIS G 3448「一般配管用ステンレス鋼鋼管」又は JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」に蒸気噴射用開口を設けたもので、二重構造又は凝縮水の飛散を防止する機能を有するものとする。

1.7.1.5 ドレンパン

- (1) ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径 32 以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ 1.5mm 以上のステンレス鋼板（SUS304 又は SUS443J1）とする。
- (2) ドレンパンの外面は、厚さ 10mm 以上の難燃性の発泡材を吹き付けたもの、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）にガラス繊維の飛散防止のため JIS R 3414「ガラスクロス」のガラスクロス（EP18）により表面を覆ったもの又はグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）の外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付けたものとする。

1.7.1.6 送風機

- (1) 羽根形状は、多翼形又は後向き羽根形とし、インバータ制御の場合を除き、手動式の風量調節機構（開度指示付）を備えたものとする。
- (2) 軸受けを有する場合は、潤滑油の補充ができる構造とし、主軸の材質は、JIS G 4051「機

械構造用炭素鋼鋼材」の S30C 以上のものとする。

- (3) 羽根車及びケーシングの材質は、防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）又はアルミニウム材とする。
- (4) 送風機の吐出口の風速は、表 3.1.8 による。

表3.1.8 送風機の吐出口風速

設計風量 (m ³ /h)	吐出口風速 (m/s)
10,000以下	15以下
10,000を超え、20,000以下	16以下
20,000を超え、30,000以下	17以下

注 設計風量が、本表の値を超える場合は特記による。

1.7.1.7 電動機

- (1) 誘導電動機は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」による。
- (2) 誘導電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」による IP 22「防滴保護形」又は IP 44「全閉防まつ形」とする。

1.7.1.8 全熱交換器

- (1) 1.9.2「回転形全熱交換器」による。

1.7.1.9 たわみ継手

- (1) ファンセクションとコイルセクションの接続にたわみ継手を使用する場合は、次による。
 - (ア) 繊維系クロスを二重にした構造で、内部にピアノ線を挿入する等の変形抑制措置を施したものとする。
 - (イ) 繊維系クロスは、不燃性能を有し、片面に漏れ防止用のアルミニウム箔を貼付けたものとする。

1.7.1.10 制御盤

- (1) 第2編 1.2.2「機器附属盤」による制御盤を附属する場合は、特記による。
- (2) インバータ制御装置の適用は、特記による。

1.7.1.11 附属品

- (1) 附属品は、次による。ただし、吸込側にダクトを接続する場合は(ア)を除く。
 - (ア) 保護金網 1組
 - (イ) 配管接続用フランジ
(呼び径 50 以下は配管接続用アダプタでもよい。) 一式
 - (ウ) 送風機吐出側相フランジ 一式
 - (エ) 銘板* 一式

1.7.2 コンパクト形空気調和機

1.7.2.1 一般事項

- (1) 本項は、設計風量が 9,000m³/h 以下、機外静圧が、給気用送風機の場合 400Pa 以下、還気用送風機組込みの場合は、給気用送風機において 400Pa 以下、還気用送風機において 300Pa 以下のコンパクト形空気調和機の床置形に適用する。
- (2) コンパクト形空気調和機は、ケーシング内にコイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を収めた構造とし、制御盤その他必要な部材は特記による。

- (3) コンパクト形空気調和機の許容振動値は、剛構造体に設置した状態で測定した値とし、固定部の全振幅は $10\mu\text{m}$ （垂直方向）以下とする。
- (4) コンパクト形空気調和機の許容騒音レベルは、表 3.1.9 による。

表3.1.9 コンパクト形空気調和機の許容騒音レベル

（単位dB(A)）

設計風量 m^3/h 静圧 Pa	3,000以下	3,000を超え 9,000以下
100以下	54 (57)	57 (60)
100を超え、200以下	55 (58)	58 (61)
200を超え、400以下	56 (59)	59 (62)
400を超え、700以下	(61)	(65)

注 1. () 内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。

2. 静圧は給気用送風機及び還気用送風機の機外静圧の合計とする。

- (5) 床吹出形のコンパクト形空気調和機の場合は、次によるものとし、適用は特記による。
構造は(2)によるものとし、構成品に下部吹出用チャンバー(フランジ接続の吹出口含む。)を備えたものとし、製造者の標準仕様とする。また、その形状等は、標準図（床吹出形空気調和機 構成図）による。
- (6) 潜熱・顕熱分離形（外気負荷と室内負荷に分けて処理を行う方式）のコンパクト形空気調和機は、次によるものとし、適用は特記による。
- (ア) コイルは、外気負荷用コイル及び室内負荷用コイルを備える。
- (イ) 加湿器は、外気負荷用コイル側に備える。
- (ウ) エアフィルターは、外気負荷用コイル側及び室内負荷用コイル側それぞれに備えるものとし、形式は特記による。
- (7) 全熱交換器を組込む場合は回転形とし、適用は特記による。
なお、全熱交換器停止時のバイパス運転ができる構造とする。

1.7.2.2 ケーシング

- (1) 外装は、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。面材の厚さは、片面 0.5mm 以上とし、内外面の合計厚さは、1.0mm 以上とする。
- (2) 各部の点検用に、点検口を設ける。
なお、ケーシングが容易に開閉又は取外し可能なものは、点検口を省略してもよい。
- (3) サンドイッチ構造のケーシングの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォームとし、発泡密度 $35\text{kg}/\text{m}^3$ 以上、厚さ 14mm 以上のものとする。

1.7.2.3 コイル

- (1) フィン形状は、フラット形、ウェーブ形、スリット形又はルーバー形のプレートフィンとする。
- (2) フィンの材質は、アルミニウム板又はアルミニウム箔とし、AL 成分 99% 以上のもので、表面にアクリル系、エポキシ系樹脂被膜等による耐食表面処理を施したものとする。
- (3) 管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」の C1100、C1201 又は C1220 による厚さ 0.35mm 以上のものとする。
なお、水用コイルの管内流速は、 $2\text{m}/\text{s}$ 以下とする。

- (4) 水用コイルのヘッダーは、水の入口側及び出口側に設け、材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」又は JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」によるものとする。
- (5) 蒸気用コイルのヘッダーは、蒸気の入口側及び出口側に設け、材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」又は JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。
- (6) 水用コイル通過面風速は、3.0m/s 以下とする。
- (7) コイルに、手動エア抜弁を設ける場合は、青銅製とする。

1.7.2.4 加湿器

- (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。

1.7.2.5 ドレンパン

- (1) ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径 25 以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板（SUS304 又は SUS443J1）とする。
- (2) ドレンパンの外面は、厚さ 10mm 以上の難燃性の発泡材を吹き付けたもの、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）に、ガラス繊維の飛散防止のため、JIS R 3414「ガラスクロス」のガラスクロス（EP18）により表面を覆ったもの又はグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）の外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付けたものとする。

1.7.2.6 送風機

- (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。ただし、送風機の吐出口の風速は、20m/s 以下とする。

1.7.2.7 電動機

- (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。

1.7.2.8 全熱交換器

- (1) 1.9.2「回転形全熱交換器」による。

1.7.2.9 エアフィルター

- (1) メインフィルターは、1.8.2「折込み形エアフィルター」の薄形又は 1.8.4「電気集じん器（パネル形）」とし、特記による。
- (2) 折込み形エアフィルターの場合のプレフィルターは、JIS B 9908-1「換気用エアフィルタユニット・換気用電気集じん器の性能試験方法－第 1 部：粒子状物質捕集率に基づく仕様、要件及び分類」及び JIS B 9908-3「換気用エアフィルタユニット・換気用電気集じん器の性能試験方法－第 3 部：試験粉じん負荷に対する質量法捕集率及び圧力損失の試験」に規定する試験方法で、面風速 2.5m/s の状態において初期圧力損失 60Pa 以下、試験終了圧力損失 90Pa 以下、初期粒子捕集率が JIS Coarse25% 以上、試験粉じん保持量 200 g/m² 以上のものとするほか、製造者の標準仕様とする。

なお、通過面風速は、3.0m/s 以下とする。

1.7.2.10 制御盤

- (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。

1.7.2.11 附属品

- (1) 附属品は、次による。ただし、吸込側にダクトを接続する場合は(ア)を除く。

- (ア) 保護金網 1 組
- (イ) 配管用接続フランジ

- （呼び径 50 以下は配管接続用アダプタでもよい。） 一式
 (ウ) 送風機吐出側相フランジ 一式
 (エ) 銘板* 一式

1.7.3 デシカント空気調和機

1.7.3.1 一般事項

- (1) デシカント空気調和機は、ケーシング、デシカントロータ、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機等を有する構造とし、その他必要な部材は特記による。
- (2) デシカント空気調和機の許容振動値、許容騒音レベルは、1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。

1.7.3.2 デシカントロータ

- (1) 再生空気 40℃～80℃にて再生可能な低温再生形とする。
- (2) 吸着剤はシリカゲル、ゼオライト又は高分子収着剤とする。
- (3) 軸受は、潤滑油の補充ができる構造とし、主軸の材質は、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」の S30C 以上のものとする。
- (4) 骨組みは、形鋼、軽量形鋼又はステンレス鋼板製とする。

1.7.3.3 ケーシング、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、たわみ継手及び附属品

- (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。

1.7.4 ファンコイルユニット

1.7.4.1 一般事項

- (1) 本項は、床置形、天井吊形、ローボイ形及びカセット形のファンコイルユニットに適用する。
 なお、床置形、天井吊形及びローボイ形は露出形及び隠ぺい形とする。
- (2) 床置形、天井吊形及びローボイ形の構造は次による。
 - (ア) 露出形は、ケーシング内にコイル、吹出口、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を収めた構造とする。
 - (イ) 隠ぺい形は、ケーシング内にコイル、ドレンパン、送風機、電動機等を収めた構造とする。
 なお、吹出口、吸込口、エアフィルターの適用は特記による。
- (3) カセット形は、ケーシング内にコイル、風量分配ダクト、エアフィルター、ドレンパン、送風機、電動機等を収めたものとし、天井パネルを組合せた構造とする。
- (4) 冷房能力及び暖房能力は、JIS A 4008「ファンコイルユニット」による。なお、吸込空気の温湿度及び冷温水の入口温度は特記による。
- (5) 屋内機の形式は、標準図（パッケージ形空気調和機屋内機、ファンコイルユニット等の形式記号）による。
 なお、形式は特記による。

1.7.4.2 ケーシング

- (1) ケーシングは、配管の接続、保守点検及び清掃ができる構造とし、材質は、厚さ 0.6mm 以上（床置露出形の場合は、0.8mm 以上、カセット形は 0.5mm 以上）の塗装又は防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム-亜鉛鉄板等を含む。）とする。また、ケーシングの調和空気に触れる内面は、保温を施したものとする。
 なお、床置露出形の後板は、全面を覆う形状とする。
- (2) 床置形は、壁又は床に固定可能な構造とする。

- (3) 操作ふたは、合成樹脂製としてもよい。
 - (4) 床置形及びローボイ形の露出形は、ボール弁、流量調整弁、接続管及び特記された弁類（流量調整弁、定流量弁）をケーシング内に収められる構造とする。
 - (5) ケーシング内面に使用する保温材は、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K以上）とし、ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したものとする。ただし、部分的に施工困難な箇所は、他の断熱材を使用してもよい。
- なお、保温厚さは、JIS A 4008「ファンコイルユニット」に規定された露付き試験に合格したものとする。

1.7.4.3 コイル

- (1) フィン形状は、フラット形、ウェーブ形、スリット形又はルーバー形のプレートフィンとする。
- (2) フィンの材質は、アルミニウム板又はアルミニウム箔とし、AL 成分 99%以上のもので、表面にアクリル系、エポキシ系樹脂被膜等による耐食表面処理を施したものとする。
- (3) 管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」の C1100、C1201 又は C1220 による厚さ 0.35mm 以上のものとする。
- (4) コイルには、手動エア抜弁（青銅製）を設ける。

1.7.4.4 吹出口

- (1) 吹出口は、気流方向の調整が可能なもので、ケーシング内に脱落しない構造とする。

1.7.4.5 エアフィルター

- (1) エアフィルターは、製造者の標準仕様とする。

1.7.4.6 ドレンパン

- (1) ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径 20 以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、製造者の標準仕様とし、鋼板の場合は、内面にエポキシ樹脂塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装による防錆処理を施したものとする。また、ドレンパンの外表面は、保温を施したものとする。

なお、サブドレンパンの適用は特記による。

- (2) ドレンパンの外表面に使用する保温材は、難燃性又は不燃性を有する保温材とする。
- (3) サブドレンパンを設けた場合は、カセット形を除き上部配管の保温は行わない。

1.7.4.7 送風機

- (1) 羽根形状は、多翼形又は後向き羽根形とし、操作スイッチにより、連続可変又は 3 段階に風量調節ができる構造とする。

1.7.4.8 風量分配ダクト

- (1) 風量分配ダクトは、各方向の風量が、ほぼ同量に分配可能な構造とする。また、材質は、結露防止措置を施した亜鉛鉄板、自己消火性のポリスチレンフォーム等とする。

1.7.4.9 天井パネル

- (1) 天井パネルは、吹出部、吸込部、点検パネル等を有し、吹出部は、気流方向の調節ができる構造とする。また、材質は、鋼板、アルミニウム板又は合成樹脂とする。
- なお、フィルター交換時等に点検パネルを取外す構造の場合は、脱落しない構造とする。

1.7.4.10 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.4.11 附属品等

(1) 附属品は、表 3.1.10 による。

表3.1.10 ファンコイルユニットの附属品

名 称	数量	床置形、ローボイ形		天井吊形	カセット形	仕様
		露出	隠ぺい			
(ア) 運転表示灯	一式	○	○	○	○	銅管又は可とう性のあるステンレス管とする。
(イ) 操作スイッチ	一式	○	○	○	○	
(ウ) 操作スイッチ用配線	一式	○	—	—	—	
(エ) ドレンパン用目皿	1 個	○	○	—	—	
(オ) 電源用コード（約1.5m）及び接地極付ロック式プラグ	一式	○	—	—	—	
(カ) 電源用端子台	一式	—	○	○	○	
(キ) ボール弁	一式	○	—	—	—	
(ク) 接続管	一式	○	—	—	—	
(ケ) 流量調整弁、定流量弁	一式	△	△	△	△	
(コ) 銘板*	一式	○	○	○	○	

注 1. ○印は、該当するものを示す。

2. △印の適用は特記による。

1.7.5 パッケージ形空気調和機

1.7.5.1 一般事項

- (1) 屋外機と屋内機を冷媒管で接続するセパレート形に適用する。
- (2) 本項は、冷房能力 28kW を超える空冷式パッケージ形空気調和機に適用する。ただし、冷房能力 14kW 以上 28kW 以下の空冷式パッケージ形空気調和機は、1.7.5.17「制御盤」のみを適用する。
- (3) 屋内機の形式は、床置きとし、標準図（パッケージ形空気調和機屋内機、ファンコイルユニット等の形式記号）による。
なお、形式は特記による。

1.7.5.2 構成

- (1) 屋外機の構成は、圧縮機、電動機、送風機、動力伝達装置、空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器、冷暖房切換弁、安全装置、制御盤、ケーシング等とする。
- (2) 屋内機の構成は、電動機、送風機、加熱器兼冷却器、吹出口（ダクト形の場合は除く。）、吸入口、エアフィルター、ドレンパン、制御盤、ケーシング等とする。
なお、補助加熱器（温水コイル、蒸気コイル又は電気ヒーター）、加湿器等を組込む場合は特記による。

1.7.5.3 圧縮機

- (1) 圧縮機は、ロータリー圧縮機又はスクロール圧縮機とし、形式は密閉形とする。
なお、圧縮機を室内機に組込む場合は、特記による。
- (2) 容量制御機構は、冷媒ガスの圧力若しくは温度又は室内温度による自動制御方式とする。
また、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減機能を備えたものとする。

1.7.5.4 送風機

- (1) 屋内機の送風機は、次による。
 - (ア) 羽根車及びケーシングの材質は、防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板を含む。）又はアルミニウム材とする。
 - (イ) 軸の材質は、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」の S30C 以上のものとする。
- (2) 屋外機の送風機は、製造者の標準仕様とする。

1.7.5.5 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.5.6 動力伝達装置

- (1) 圧縮機用は、電動機直動形とし、空冷式凝縮器用送風機用は、電動機直動形又はベルト駆動形（ベルトカバー付又はケーシング付）とする。

1.7.5.7 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器

- (1) 1.3.1.6「空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器」による。

1.7.5.8 加熱器兼冷却器

- (1) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード等とする。
- (2) コイルの材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。また、フィンの材質は、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定する AL 成分 99%以上のものとし、アクリル系、エポキシ系樹脂被膜等による耐食表面処理を施したものとする。
- (3) フィンは、露付き防止を施したものとし、製造者の標準仕様とする。
- (4) 外気導入を行う場合は、耐食表面処理を施したものとする。

1.7.5.9 冷暖房切換弁

- (1) ガス圧式の四方弁とする。

1.7.5.10 ケーシング

- (1) 屋内機及び屋外機のケーシングは、製造者の標準仕様とする。
なお、本体を壁又は床スラブ等に固定可能な構造とし、製造者の標準仕様とする。

1.7.5.11 ドレンパン

- (1) ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ 1.0mm 以上の鋼板又は厚さ 0.6mm 以上のステンレス鋼板とし、鋼板の場合は、内面にエポキシ樹脂塗装による防錆処理を施したものとする。また、ドレンパンの外面は、保温を施したものとする。

1.7.5.12 保温

- (1) 保温仕様については JIS B 8615-1「エアコンディショナー第1部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験法」又は JIS B 8615-2「エアコンディショナー第2部：ダクト接続形エアコンディショナ及び空気対空気ヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法」に規定された露付き試験に合格したものとするほか、次による。
 - (ア) ケーシング内面に使用する保温材は、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K 以上）とし、ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理

を施したものとする。

(イ) ドレンパンの外面に使用する保温材は、不燃性又は難燃性を有する保温材とする。

1.7.5.13 エアフィルター

(1) 冷房能力 112kW 未満の場合は製造者の標準仕様とし、112kW 以上の場合は、1.8.1「パネル形エアフィルター」によるものとする。

1.7.5.14 安全装置

(1) 次の保護装置を備えたものとする。

(ア) 凝縮圧力の過上昇により作動する圧力保護制御機能

(イ) 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能又は圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能

(ウ) 温度過上昇防止装置及び温度ヒューズ（電気ヒーターを取付けた場合）

1.7.5.15 冷媒

(1) 冷媒の種別は特記による。

1.7.5.16 冷媒管

(1) 第2編 2.1.2「管及び継手」の当該事項による。

1.7.5.17 制御盤

(1) 第2編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.7.5.18 リモートコントローラー

(1) 屋内機に取付けたもの又はワイヤード式とし、適用は特記による。

1.7.5.19 附属品

- | | |
|---------|----|
| (1) 圧力計 | 一式 |
| (2) 銘板* | 一式 |

1.7.6 マルチパッケージ形空気調和機

1.7.6.1 一般事項

(1) マルチパッケージ形空気調和機（以下「マルチ形」という。）は、屋外機と一つの冷媒系統に複数の屋内機を備えたものをいう。また、屋内機は、個別運転可能なものとする。

(2) 本項は、冷房能力 28kW を超えるマルチ形（水冷式は除く。）に適用する。

(3) 屋内機の形式は、床置形、壁掛形、天井吊形、カセット形及び外気処理ユニットとし、標準図（パッケージ形空気調和機屋内機、ファンコイルユニット等の形式記号）による。
なお、適用は特記による。

1.7.6.2 構成

(1) 屋外機の構成は、1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

(2) 屋内機の構成は、1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、次による。

(ア) 天井吊形の隠ぺい形（ダクト形）に吹出口、吸込口、エアフィルターを備える場合は特記による。

(イ) カセット形には、天井パネルを備えたものとする。

(ウ) 外気処理ユニットは、以下による。

(a) 形式は、天井吊（隠ぺい）形又は床置形とし、直膨コイル、熱交換エレメント、加湿器（水気化式）等を備えたものとする。

ただし、熱交換エレメント又は加湿器を設ける場合は、特記による。

(b) 熱交換エレメントは、難燃性（JIS Z 2150「薄い材料の防炎性試験方法」又は JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」による難燃性）又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。

1.7.6.3 圧縮機

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.6.4 送風機

- (1) 屋外機及び屋内機の送風機は、製造者の標準仕様とする。

1.7.6.5 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.6.6 動力伝達装置

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.6.7 空気熱源蒸発器兼空気式凝縮器

- (1) 1.3.1.6「空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器」による。

1.7.6.8 加熱器兼冷却器

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.6.9 冷暖房切換弁

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.6.10 ケーシング

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、屋内機（形式が、壁掛形、天井吊形及びカセット形の場合）と外気処理ユニット（形式が、天井吊形の場合）のケーシング及び固定方法は、製造者の仕様による。

1.7.6.11 ドレンパン

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.6.12 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.6.13 天井パネル

- (1) 天井パネルは、吹出部、吸込部、点検パネル等を有し、吹出部は、気流方向の調節ができる構造とする。また、材質は、鋼板、アルミニウム板又は合成樹脂とする。
なお、フィルター交換時等に点検パネルを取外す構造の場合は、脱落しない構造とする。

1.7.6.14 エアフィルター

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.6.15 安全装置

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.6.16 冷媒

- (1) 冷媒の種別は特記による。

1.7.6.17 冷媒管

- (1) 第 2 編 2.1.2「管及び継手」の当該事項による。
なお、分岐用継手又は分岐ヘッダーは、製造者の標準仕様とする。

1.7.6.18 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.7.6.19 リモートコントローラー

- (1) リモートコントローラーは、次の機能を備えた集中管理リモコン又は個別リモコンとし、適用は特記による。
(ア) 集中管理リモコンは、複数台の屋内機の運転・停止、温度設定、状態監視、異常表示、スケジュール設定等を一括で管理する機能を備えたものとし、その他必要となる機能が

ある場合は、特記による。また、表示画面は、液晶画面によるものとし、製造者の標準仕様とする。

なお、集中管理リモコンにエネルギーの管理に関する機能（外部記憶媒体への出力機能含む。）が必要な場合は、特記による。

- (イ) 個別リモコンは、手で屋内機の運転・停止、温度設定ができるものとし、その他の設定及び表示は、製造者の標準仕様とする。

なお、形式はワイヤード式とし、系統区分は特記による。

1.7.6.20 附属品

- (1) 銘板* 一式

1.7.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

1.7.7.1 一般事項

- (1) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機は、本項によるほか、JIS B 8627「ガスヒートポンプ冷暖房機」によるものとし、屋外機と一つの冷媒系統に1台又は複数の屋内機を備えたものをいう。また、屋内機は、個別運転可能なものとする。
- (2) 本項は、冷房能力28kWを超えるガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。
- (3) 屋外機運転時の排熱を有効に利用する温水取出機能を備える場合は、製造者の標準仕様とし、適用は特記による。
- (4) 屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置(系統連系しないもの)を備える場合は、消費電力自給装置等は、製造者の標準仕様とし、適用は特記による。
- (5) 停電時にガスエンジンヒートポンプ式空気調和機等を運転する機能を備える場合(電源自立型ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機)は、屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置及び蓄電池を備えるものとし、適用は特記による。
- (6) 屋内機の形式は、床置形、壁掛形、天井吊形、カセット形及び外気処理ユニットとし、標準図(パッケージ形空気調和機屋内機、ファンコイルユニット等の形式記号)による。

なお、適用は特記による。

1.7.7.2 構成

- (1) 屋外機の構成は、圧縮機、原動機、送風機、電動機、動力伝達装置、空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器、冷暖房切換弁、原動機冷却水ポンプ、排熱回収用熱交換器、安全装置、制御盤、ケーシング等とする。
- (2) 屋内機の構成は、電動機、送風機、加熱器兼冷却器、吹出口(ダクト形の場合は除く。)、吸入口、エアフィルター、ドレンパン、制御盤、ケーシング等とするほか、次による。

なお、加湿器を組込む場合は、特記による。

- (ア) 天井吊形の隠ぺい形(ダクト形)に吹出口、吸入口、エアフィルターを備える場合は、特記による。
- (イ) カセット形には、天井パネルを備えたものとする。
- (ウ) 外気処理ユニットは、以下による。
- (a) 形式は、天井吊(隠ぺい)形又は床置形とし、直膨コイル、熱交換エレメント、加湿器(水気化式)等を備えたものとする。
- ただし、熱交換エレメント又は加湿器を設ける場合は、特記による。
- (b) 熱交換エレメントは、難燃性(JIS Z 2150「薄い材料の防炎性試験方法」又はJIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」による難燃性)又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。

1.7.7.3 圧縮機

- (1) 圧縮機は、ロータリー圧縮機又はスクロール圧縮機とし、形式は開放形とする。
- (2) 容量制御機構は、冷媒ガスの圧力若しくは温度又は室内温度による自動制御方式とする。

1.7.7.4 原動機

- (1) 原動機は、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とした水冷 4 サイクル式内燃機関とし、ゴム又はスプリングによる防振装置を備えた構造とする。
- (2) ガス供給内部配管には、自動閉止弁を直列に 2 個設け、原動機停止時には、供給ガスを遮断する。

1.7.7.5 送風機

- (1) 屋外機及び屋内機の送風機は、製造者の標準仕様とする。

1.7.7.6 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.7 動力伝達装置

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.8 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器

- (1) 1.3.1.6「空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器」による。

1.7.7.9 加熱器兼冷却器

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.7.10 冷暖房切換弁

- (1) 電動式又はガス圧式の弁とする。

1.7.7.11 原動機冷却水ポンプ

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.12 排熱回収用熱交換器

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.13 排気装置

- (1) 排気装置は、排ガスと凝縮水を分離し、凝縮水を中和・排水できる構造とする。材質は、ステンレス鋼板等耐熱性、耐食性及び耐久性を有するものとする。

1.7.7.14 ケーシング

- (1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、屋内機（形式が、壁掛形、天井吊形及びカセット形の場合）と外気処理ユニット（形式が、天井吊形の場合）のケーシング及び固定方法は、製造者の仕様による。

1.7.7.15 ドレンパン

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.16 保温

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.17 天井パネル

- (1) 1.7.6「マルチパッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.7.18 エアフィルター

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.7.7.19 安全装置

- (1) 次の保護機能を備えたものとする。
 - (ア) 凝縮圧力の過上昇又は蒸発圧力の過低下により作動する圧力保護制御機能

- (イ) 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能
- (ウ) 原動機冷却水温度の過上昇により作動する保護制御機能
- (エ) 原動機の過回転により作動する異常回転防止保護制御機能
- (オ) 原動機油圧の過低下又は油面過低下により作動する保護制御機能

1.7.7.20 冷媒

- (1) 冷媒の種別は特記による。

1.7.7.21 冷媒管

- (1) 第2編 2.1.2「管及び継手」の当該事項による。
なお、分岐用継手又は分岐ヘッダーは、製造者の標準仕様とする。

1.7.7.22 成績係数

- (1) 成績係数の算出は、グリーン購入法の基本方針の定めによるものとし、数値は特記による。
なお、特記がない場合は、グリーン購入法の基本方針に定める数値とする。

1.7.7.23 制御盤

- (1) 第2編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.7.7.24 リモートコントローラー

- (1) 1.7.6「マルチパッケージ形空気調和機」の当該事項による。

1.7.7.25 附属品

- (1) 銘板* 一式

1.7.8 試験

- (1) ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機の試験は、次による。
 - (ア) 冷房能力、暖房能力、風量、静圧及び運転電流の試験は、JIS B 8632「エアハンドリングユニット」による。
 - (イ) 振動の試験は、据え付け部分の近傍で、振動が最大値となる箇所で測定する。
 - (ウ) 騒音の試験は、JIS B 8632「エアハンドリングユニット」による。ただし、サプライダクト及びレタダクトを接続するものにあつては、それぞれのダクトを接続した状態で測定した値とする。
 - (エ) 冷水、温水及び蒸気コイルの耐圧試験は、JIS B 8632「エアハンドリングユニット」による。また、試験値は1.0MPa以上とする。
- (2) ファンコイルユニットの冷房能力、暖房能力、風量、消費電力、コイルの損失水頭、騒音の試験は、JIS A 4008「ファンコイルユニット」による。
なお、コイル損失水頭には、弁等の損失は含まないものとする。
- (3) パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の試験は、次による。
 - (ア) 冷房能力及び暖房能力は、JIS B 8616「パッケージエアコンディショナ」又は、JIS B 8627「ガスヒートポンプ冷暖房機」による。
 - (イ) ダクト接続形のパッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の風量及び静圧の試験は、JIS B 8615規格群「エアコンディショナー」による。
 - (ウ) 運転電流の試験は、JIS B 8615規格群「エアコンディショナー」による。
 - (エ) 振動の試験は、据え付け部分の近傍で、振動が最大値となる箇所で測定する。
 - (オ) 騒音の試験は、JIS B 8616「パッケージエアコンディショナ」又は、JIS B 8627「ガ

スヒートポンプ冷暖房機」による。

- (カ) 冷媒に接する部分の耐圧及び気密試験は、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。

第 8 節 空気清浄装置

1.8.1 パネル形エアフィルター

1.8.1.1 一般事項

- (1) 構成は、ろ材をろ材外枠に納めたろ材ユニット、取付枠等とする。

1.8.1.2 ろ材ユニット

- (1) ろ材は、次の特性を有するものとする。
- (ア) JACA No. 11A「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」によるクラス 1、クラス 2 又はクラス 3 であること。
 - (イ) 吸湿性の少ないこと。
 - (ウ) 腐敗及びかびの発生が少ないこと。
- (2) ろ材外枠の材質は、防錆処理を施した鋼板、アルミニウム板又はアルミニウム押出型材とする。
- (3) ろ材ユニットは、次の性能を有するものとする。
- (ア) JIS B 9908 規格群「換気用エアフィルタユニット」に規定する試験方法で、面風速 2.5 m/s の状態において初期圧力損失 120Pa 以下、試験終了圧力損失 200Pa 以下、初期粒子捕集率が 50%以上、試験粉じん保持量 500 g/m²以上とする。
 - (イ) フィルターの分類が JIS Coarse とする。
- (4) ろ材ユニットは、再生式又は非再生式とし、特記による。
- なお、ろ材交換形の適用は特記による。

1.8.1.3 取付枠

- (1) 取付枠の材質は、防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）とする。また、取付枠は、ろ材ユニットの交換に支障がなく、空気漏れの少ない構造とする。

1.8.2 折込み形エアフィルター

1.8.2.1 一般事項

- (1) 本項は、中性能、HEPA フィルターに適用する。
- なお、形式は特記による。
- (2) 構成は、ろ材をジグザグ状に折込んだものをろ材外枠に納めたろ材ユニット、取付枠等とし、取付枠は、ろ材ユニットの交換に支障がなく、空気漏れの少ない構造とする。ただし、HEPA フィルターについては、空気漏れの少ない構造とする。

1.8.2.2 ろ材ユニット

- (1) ろ材の特性は、1.8.1「パネル形エアフィルター」の当該事項による。
- (2) ろ材外枠の材質は、防錆処理を施した鋼板、アルミニウム板、アルミニウム押出型材、合板（建築基準法に定める難燃材料適合品）又は合成樹脂（JIS C 60695-11-10「耐火性試験－電気・電子－第 11-10 部：試験炎－50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法」の燃焼試験で HB のもの）とする。

(3) 折込み形エアフィルターの形式等は特記による。特記がなければ、表 3. 1. 11 による。

表3. 1. 11 折込み形エアフィルターの形式等

形 式	中性能		中性能(高)		HEPA		備 考
	標準形	薄 形	標準形	薄 形	標準形	薄 形	
厚さ (mm以下)	300	150	300	150	300	150	
面風速 (m/s)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.38	0.76	
初期圧力損失 (Pa以下)	140	100	170	130	245		
フィルターの分類	JIS ePM10		JIS ePM2.5		IS035H IS040H IS045H		
初期粒子捕集率 (%以上)	50		50		—		
単位面積当たりの 試験粉じん保持量 (g/m ² 以上)	670	265	580	225	—		面積はフィルター本体の前面投影面積
適用規格	JIS B 9908規格群「換気用エアフィルターユニット」の中高性能による				JIS B 9927規格群「粒子除去用高性能フィルタ (EPA, HEPA及びULPA) 及びフィルタろ材」による		

- 注 1. 面風速とは、処理風量をフィルター本体の前面投影面積で除したものをいう。
 2. 単位面積当たりの試験粉じん保持量は、試験終了圧力損失を示したときの値とする。
 なお、試験終了圧力損失は、300Pa以下とする。

(4) ろ材ユニットは、非再生式とする。
 なお、ろ材交換形の適用は特記による。

1.8.2.3 取付枠

(1) 1.8.1「パネル形エアフィルター」の当該事項による。

1.8.3 自動巻取形エアフィルター

1.8.3.1 一般事項

(1) 構成は、ろ材、ろ材自動巻取装置、ケーシング、制御盤等とする。
 なお、保守点検に支障がない構造とする。

1.8.3.2 ろ材

(1) ろ材の特性及び性能は、1.8.1「パネル形エアフィルター」の当該事項による。
 (2) ろ材の長さは、20mとする。
 (3) ろ材は、非再生式とする。

1.8.3.3 ろ材自動巻取装置

- (1) 制御盤に内蔵されたろ材巻取り制御タイマーにより作動するものとし、ろ過面の集じん状態を監視する微差圧計を附属とする。

なお、電動機は製造者の標準仕様とする。

1.8.3.4 ケーシング

- (1) ケーシングは、ろ材の交換に支障がない構造とする。

なお、材質は防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）とする。

1.8.3.5 制御盤

- (1) 第 2 編 1.2.2「機器附属盤」による。

1.8.4 電気集じん器

1.8.4.1 一般事項

- (1) 構成は、荷電部、集じん部、プレフィルター、アフターフィルター（自動巻取形又はパネル形）、ろ材自動巻取装置（自動巻取形の場合）、ケーシング、制御盤等とし、荷電部で帯電したじんあい粒子を集じん部で有効に付着、凝集拡大した後、アフターフィルターにより捕集する構造とする。
- (2) 電気集じん器は、JIS B 9908 規格群「換気用エアフィルタユニット」に規定する試験方法で、面風速 2.5m/s の状態において、0.5～1.0 μ m 粒子の捕集率で 90%以上の性能を有するものとする。
- (3) 保守点検ドアは、開放により作動する安全スイッチ（表示灯付き）及び残留電荷放電装置を設ける。
- (4) 吸込側にダクトを接続しない場合は、安全スイッチ（表示灯付き）付きの保護金網を設ける。

1.8.4.2 荷電部

- (1) 荷電部は、放電線に高電圧を加え接地極との間に電離領域を形成し、じんあい粒子を陽イオンに帯電させる構造とする。

1.8.4.3 集じん部

- (1) 集じん部は、高電位極板と接地極板との間に高電圧の電界を形成し、帯電したじんあい粒子を接地極板に付着する構造とする。

なお、高圧電源部には自動復帰式の短絡保護装置を設ける。

1.8.4.4 プレフィルター

- (1) プレフィルターは、製造者の標準仕様とし、荷電部の入口に設け、粗じんを捕集する。

1.8.4.5 アフターフィルター

- (1) アフターフィルターは、自動巻取り形又はパネル形とし、適用は特記による。
- (2) 自動巻取り形の、ろ材の特性及び性能は、1.8.1「パネル形エアフィルター」の当該事項による。

なお、長さ 20m の非再生式とする。

- (3) パネル形の、ろ材ユニットは、1.8.1「パネル形エアフィルター」の当該事項による。

1.8.4.6 ろ材自動巻取装置

- (1) 自動巻取り形のろ材自動巻取装置は、1.8.3「自動巻取形エアフィルター」の当該事項による。

1.8.4.7 ケーシング

- (1) 1.8.3「自動巻取形エアフィルター」の当該事項による。

1.8.4.8 制御盤

- (1) 第2編 1.2.2「機器附属盤」による。

第9節 全熱交換器

1.9.1 一般事項

- (1) 本節は、処理風量が $2,000\text{m}^3/\text{h}$ 以上の回転形全熱交換器、 $1,000\text{m}^3/\text{h}$ 未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット（カセット形は除く。）及び $500\text{m}^3/\text{h}$ 以上 $6,000\text{m}^3/\text{h}$ 以下の床置形全熱交換ユニットに適用する。
- (2) 高調波対策は、第2編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。

1.9.2 回転形全熱交換器

1.9.2.1 一般事項

- (1) 構成は、熱交換エレメント、駆動装置、ケーシング等とする。
- (2) 全熱の交換効率は特記による。特記がなければ、給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が 2.5m/s の状態において、75%以上とする。
 なお、全熱の交換効率は JIS B 8628「全熱交換器」によるものとする。
- (3) 排気側空気が、給気側に移行するのを防止した構造とする。

1.9.2.2 熱交換エレメント

- (1) 熱交換エレメントは、難燃性（JIS Z 2150「薄い材料の防炎性試験方法」又は JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」による難燃性）又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。また、熱交換エレメントは、交換が可能なものとする。

1.9.2.3 駆動装置

- (1) 構成は、減速機、駆動伝達部、電動機等とし、電動機は製造者の標準仕様とする。
 なお、回転数制御装置を組込む場合は特記による。

1.9.2.4 ケーシング

- (1) ケーシングの材質は、厚さ 1.2mm 以上の塗装又は防錆処理を施した鋼板（亜鉛鉄板等を含む。）とし、形鋼又は軽量形鋼（ $10,000\text{m}^3/\text{h}$ 以下については、鋼板を折り曲げたものとしてもよい。）により補強を施したものとする。
 なお、電動機がケーシング内にある場合は、点検口を設ける。

1.9.2.5 附属品

- | | |
|----------------------|----|
| (1) ダクト用相フランジ（必要な場合） | 一式 |
| (2) 電源用端子台 | 一式 |
| (3) 銘板* | 一式 |

1.9.3 全熱交換ユニット

1.9.3.1 一般事項

- (1) 構成は、熱交換エレメント、駆動装置（回転形エレメントの場合のみ）、送風機、ケーシング等とし、保守点検ができる構造とする。
- (2) 全熱交換ユニットの全熱の交換効率は、特記による。特記がなければ次による。
 なお、全熱の交換効率は JIS B 8628「全熱交換器」にて、給気及び排気量が同一の場合のものとする。
- (ア) 床置形(回転形エレメント)は、風速 2.5m/s で 77.4%以上
- (イ) 床置形(静止形エレメント)は、定格風量で冷房 58.0%以上、暖房 60.0%以上
- (ウ) 天井隠ぺい形は、定格風量で冷房 62.0%以上、暖房 68.5%以上
- (3) 排気側空気が、給気側へ移行することを防止した構造とする。

- (4) 自動換気切換機能を有するものとする。
- (5) 全熱交換ユニットの許容騒音レベルは、表 3.1.12 による。
なお、騒音の測定方法は、JIS B 8628「全熱交換器」による。

表3.1.12 全熱交換ユニットの許容騒音レベル

(単位 dB(A))

形式 \ 設計風量 (m^3/h)	1,000未満	1,000以上 2,000未満	2,000以上 3,000未満	3,000以上 6,000以下
天井隠ぺい形	40	—	—	—
床置形	45	50	67	70

注 1. 天井隠ぺい形の機外静圧は、200Pa以下の場合とする。

2. 床置形の機外静圧は、300Pa以下の場合とする。

1.9.3.2 熱交換エレメント

- (1) 1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。

1.9.3.3 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.9.3.4 附属品

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 運転表示灯及び操作スイッチ（特記による。） | 1組 |
| (2) 電源用端子台 | 一式 |
| (3) 固定金具（必要な場合） | 一式 |
| (4) 銘板* | 一式 |

1.9.4 試験

- (1) 回転形全熱交換器の全熱の交換効率及び圧力損失の試験は、JIS B 8628「全熱交換器」による。
- (2) 全熱交換ユニットの全熱の交換効率、騒音の試験は、JIS B 8628「全熱交換器」による。

第10節 放熱器等

1.10.1 ファンコンベクター

1.10.1.1 一般事項

- (1) 本項は、床置形並びに天井吊形の露出形及び隠ぺい形のファンコンベクターに適用する。
- (2) ファンコンベクターは、本項によるほか、JIS A 4007「ファンコンベクタ」による。
- (3) 露出形は、ケーシング内にコイル、吹出口、送風機、電動機、エアフィルター等を納めた構造とする。
- (4) 隠ぺい形は、ケーシング内にコイル、送風機、電動機等を納めた構造とする。
なお、吹出口、吸込口、エアフィルターを備える場合は特記による。

1.10.1.2 ケーシング

- (1) ケーシングは、配管の接続、保守点検及び清掃ができる構造とし、材質は、厚さ 0.6mm 以上（床置露出形の場合は、0.8mm 以上）の塗装又は防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）とする。
- (2) 床置形は、壁又は床に固定可能な構造とする。

(3) 操作ふたは、合成樹脂製としてもよい。

1.10.1.3 コイル

- (1) フィン形状は、フラット形、ウェーブ形、スリット形又はルーバー形のプレートフィンとする。
- (2) フィンの材質は、アルミニウム板又はアルミニウム箔とし、AL成分99%以上のものとする。
- (3) 管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」のC1100、C1201又はC1220による厚さ0.35mm以上（ただし、蒸気の場合は0.5mm以上）のものとする。
- (4) ヘッダー付きの場合、ヘッダーの材質は、JIS H 3100「銅及び銅合金の板並びに条」、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」又はJIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」によるものとする。
- (5) 温水コイルには、手動エア抜弁（青銅製）を設ける。

1.10.1.4 吹出口

- (1) 吹出口は、気流方向の調整が可能なもので、ケーシング内に脱落しない構造とする。

1.10.1.5 エアフィルター

- (1) エアフィルターは、製造者の標準仕様とする。

1.10.1.6 送風機

- (1) 羽根形状は、多翼形とし、操作スイッチにより、連続可変又は3段階に風量調節が可能な構造とする。

1.10.1.7 電動機

- (1) 製造者の標準仕様とする。

1.10.1.8 附属品

- | | |
|--|----|
| (1) 運転表示灯、操作スイッチ（床置形は配線共） | 1組 |
| (2) 床置露出形は、電源用コード（約1.5m）及び
接地極付ロック式プラグ、その他は電源用端子台 | 一式 |
| (3) 銘板* | 一式 |

1.10.2 コンベクター

- (1) コンベクターは、本項によるほか、JIS A 4004「暖房用自然対流・放射形放熱器一種類及び要求事項」及びJIS A 1400「暖房用自然対流・放射形放熱器一性能試験方法」による。
- (2) コンベクターは、ケーシング内にコイルを納め、ケーシングの下部に空気流入口、前面又は天板に空気流出口を設け、空気の自然対流により放熱する構造とする。
- (3) ケーシング、コイルは、1.10.1「ファンコンベクター」の当該事項による。
- (4) 附属品は、次による。
銘板* 一式

1.10.3 パネルラジエーター

- (1) パネルラジエーターは、本項によるほか、JIS A 4004「暖房用自然対流・放射形放熱器一種類及び要求事項」及びJIS A 1400「暖房用自然対流・放射形放熱器一性能試験方法」による。
- (2) パネルラジエーターは、室内に露出する表面板がエレメント（熱交換部）を形成し、自然対流及び放射により放熱する構造とする。また、エレメントの材質は、鋳鉄、鋼板、銅又はアルミニウム材とする。
- (3) 壁又は床に固定可能な構造とする。

- (4) 附属品は、次による。

銘板*

一式

1.10.4 ユニットヒーター

- (1) ユニットヒーターは、本項によるほか、HA-012「ユニットヒータ」による。
- (2) ユニットヒーターは、ケーシング内にコイル、送風機、電動機、吹出口を納めた構造とする。
- (3) ケーシングは、防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）又はアルミニウム板とする。
- (4) コイルは、1.10.1「ファンコンベクター」の当該事項による。
- (5) 送風機の形式は、軸流形又は遠心形とする。
- (6) 電動機は、製造者の標準仕様とする。
- (7) 吹出口は、製造者の標準仕様とする。
- (8) 附属品は、次による。

- (ア) 電源用コード（約 1.5m）及び接地極付ロック式プラグ

一式

- (イ) 銘板*

一式

1.10.5 床暖房

1.10.5.1 一般事項

- (1) 本項は、温熱源を温水又は電気による放射熱を利用した床暖房に適用する。
- (2) 床暖房の方式は、温水式又は電気式によるものとし、適用は特記による。
- (3) 高調波対策は、第2編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。

1.10.5.2 温水式床暖房

- (1) 温水式床暖房は、温水循環配管式とする。
- (2) 構成は、温熱源、温水配管、温水式放熱器本体、制御装置等からなるものとし、次による。
- (ア) 温熱源は、1.10.6「ガス温水熱源機」、第5編 1.3.9「ヒートポンプ給湯機」その他の機器によるものとし、適用は特記による。
なお、温熱源を複数台接続する場合は特記による。
- (イ) 温水配管は、架橋ポリエチレン管とし、架橋ポリエチレン管工業会規格 JXPA401「暖房用架橋ポリエチレン管」によるものとする。
なお、断熱材は、製造者の標準仕様とする。
- (ウ) 温水式放熱器本体は、温水パネル式又は温水マット式とし、適用は特記による。
なお、温水パネル及び温水マットは、製造者の標準仕様とする。
- (エ) 制御装置は、温度センサーにより室温、床表面温度又は温水温度を検知し、温水温度（行き温度又は還り温度）制御又は温水流量制御を行うほか、漏水検知装置を備えたものとする。

1.10.5.3 電気式床暖房

- (1) 電気式床暖房は、床に敷設する発熱ボード、発熱シート又は発熱線によるものとする。
- (2) 電気式床暖房は、本項によるほか JIS C 3651「ヒーティング施設の施工方法」の附属書によるものとする。
- (3) 構成は、発熱ユニット（接続用電線を含む。）、制御装置等からなるものとし、次による。
- (ア) 発熱ユニットは、発熱ボード又は発熱シートとし、適用は特記による。

なお、発熱ボード又は発熱シートは、製造者の標準仕様とする。

- (イ) 制御装置は、通電による発停を行うものとし、温度センサーによる室温、床表面温度又は外気温等を検知する機能（PTC 製品は除く。）のほか、タイマー、過昇温防止機能等を備えたものとする。

1.10.6 ガス温水熱源機

- (1) ガス温水熱源機は、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定めるガス用品、液化石油ガス器具等に定めるところによる。
- (2) ガス温水熱源機は、本項によるほか、JIS S 2112「家庭用ガス温水熱源機」による。
- (3) 本体は、単機能温水熱源機又は給湯温水熱源機とし、適用は特記による。
- (4) 形式は、据置形又は壁掛形とし、適用は特記による。
- (5) 給水方式は、自動給水又は手動とし、適用は特記による。
- (6) 附属品は、次による。
- | | |
|----------|----|
| (ア) 取付金具 | 一式 |
| (イ) 銘板* | 一式 |

1.10.7 蒸気用放熱器弁

- (1) 青銅製のアングル形又はストレート形で、ダイヤフラム又はベローズ入りのパッキレス構造のものとし、樹脂製ハンドル付きとする。

1.10.8 温水用放熱器弁

- (1) 青銅製のアングル形又はストレート形で、樹脂製ハンドル付きとする。

1.10.9 放熱器トラップ

- (1) 低圧用は、JIS B 8401「蒸気トラップ」又は HA-030「暖房用放熱器トラップ」によるアングル形若しくはストレート形とする。
- (2) 高圧用は、(1)に準ずるもので、最高使用圧力に耐えられるものとする。

1.10.10 レターンコック

- (1) 青銅製で、流量の調節が可能なものとする。

1.10.11 試験

- (1) ファンコンベクターの試験は、次による。
- (ア) 暖房能力、風量、消費電力及び騒音の試験は、JIS A 4007「ファンコンベクタ」による。
- (イ) ファンコンベクター耐圧試験は、JIS A 4007「ファンコンベクタ」による。
- なお、圧力は、最高使用圧力の 1.3 倍の圧力（最小 0.5MPa）とする。
- (2) コンベクターの耐圧試験は、空気又は窒素ガス圧試験とし、最高使用圧力の 1.3 倍の圧力（最小 0.5MPa）とする。
- (3) パネルラジエーターの耐圧試験は、空気又は窒素ガス圧試験とし、最高使用圧力の 1.3 倍の圧力（最小 0.5MPa）とする。
- (4) ユニットヒーターの暖房能力、風量、騒音及び耐圧の試験は、HA-012「ユニットヒータ」による。
- (5) 床暖房の試験は、次による。
- (ア) 温水式床暖房の試験は次による。
- (a) 温水パネル式又は温水マット式の場合は、水圧試験又は空気圧試験のほか、制御機器及び運転制御状態の確認を行う。
- ① 水圧試験の圧力値は、0.2MPa とし、保持時間は最小 30 分とする。

- ② 空気圧試験の圧力値は、0.2MPa とし、保持時間は最小 15 分とする。
- (イ) 電気式床暖房は、電気床暖房工業会「電気床暖房自主基準」によるものとし、試験項目は、導体抵抗検査、絶縁抵抗検査、制御機器確認、負荷電流検査及び運転状態確認とする。
- (6) ガス温水熱源機の加熱能力は、JIS S 2112「家庭用ガス温水熱源機」による。
- (7) ガス温水熱源機の水圧試験値は、1.75MPa とする。

第 11 節 送風機

1.11.1 遠心送風機

- (1) 本項は、多翼形送風機及び後向き羽根形送風機に適用する。
- (2) 多翼形送風機は、本項によるほか、JIS B 8331「多翼送風機」による。
なお、後向き羽根形送風機は、多翼形送風機の羽根車を後向き羽根に替えた構造とする。
- (3) 構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機等とし、VベルトとVプーリによるVベルト駆動形とする。ただし、小形の遠心送風機（呼び番号 2 未満）は、電動機直動形でもよい。
- (4) ケーシングは、溶接、リベット締め又は折込み加工により成形補強されたものとし、材質は、塗装又は防錆処理を施した鋼板（亜鉛鉄板等を含む。）とする。
なお、ケーシングの下部に水抜きを設ける場合は特記による。
- (5) 羽根車の材質は、塗装若しくは防錆処理を施した鋼板（亜鉛鉄板等を含む。）又はアルミニウム材とする。
- (6) Vベルト駆動形の場合、軸受けは、潤滑油の補充ができる構造（シール軸受及びシールド軸受は除く。）とし、主軸の材質は、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」の S30C 以上のものとする。
- (7) Vベルト駆動形の場合は、危険防止用のベルトガードを設ける。
- (8) 電動機は、次のいずれかによる。
- (ア) JIS C 4203「一般用単相誘導電動機」
 - (イ) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」
 - (ウ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」（0.75kW 未満に限る。）
 - (エ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」（0.75kW 未満に限る。）
 - (オ) 製造者の標準仕様（小形の遠心送風機で電動機直動形に限る。）
- (9) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第 5 部：外被構造による保護方式の分類」による IP 44「全閉防まつ形」又は IP 22「防滴保護形」とする。
- (10) インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。
- (11) 附属品は、次による。
- (ア) 相フランジ（フランジ接続の場合に限る。） 一式
 - (イ) 鋼製共通ベッド（必要な場合） 1 組
 - (ウ) 吸込口金網（必要な場合） 1 組
 - (エ) 銘板* 一式

1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機

- (1) 構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機等とし、Vベルト駆動形又は電動機直動形とする。
- (2) ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機（Vベルト駆動形）、電動機の保護方式及び

インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、1.11.1「遠心送風機」の当該事項による。

なお、斜流送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。

(3) Vベルト駆動形の場合は、危険防止用のベルトガードを設ける。

(4) 附属品は、次による。

(ア) 相フランジ（フランジ接続の場合に限る。） 一式

(イ) 電源用端子台

なお、斜流送風機は、電源用コード（約 1 m）としてもよい。 一式

(ウ) 銘板* 一式

1.11.3 消音ボックス付送風機

(1) 消音ボックス付送風機は、1.11.1「遠心送風機」による小形の遠心送風機（呼び番号 2 未満）又は 1.11.2「軸流送風機及び斜流送風機」による斜流送風機（呼び番号 3 以下）を消音ボックスに納めた構造とする。

なお、遠心送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。

(2) 消音ボックスは、外装に消音内貼りを施した箱形又は円筒形とする。

(3) 外装は、内部の点検が可能な構造とし、材質は、厚さ 0.8mm 以上の塗装又は防錆処理を施した鋼板（亜鉛鉄板等を含む。）とする。

(4) 消音内貼りは、JIS A 6301「吸音材料」のグラスウール吸音ボード（40K 厚さ 25mm）又は同等以上の吸音性能を有する材料を、ガラス繊維等の飛散防止処理を施し、鉚、座金、接着剤等で貼付けたものとする。

(5) 電動機は、製造者の標準仕様とする。ただし、電動機直動形の場合、極数は 4 極以上とする。

(6) インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。

(7) 附属品は、次による。

(ア) 相フランジ（フランジ接続の場合に限る。） 一式

(イ) 電源用端子台又は電源用コード（約 1m） 一式

(ウ) 銘板* 一式

1.11.4 排煙機

(1) 排煙機は、本項によるほか、建築基準法の定めによる。

(2) 形式は、遠心送風機、斜流送風機又は軸流送風機とし、適用は特記による。なお、特記がなければ遠心送風機とする。

(3) 排煙機の耐熱性能は、次による。

(ア) 吸込温度が 280℃に達する間に異常がなく運転ができ、かつ、吸込温度が 280℃の状態
で 30 分間以上異常がなく運転ができること。

(イ) 吸込温度が 280℃から 560℃に達する間に異常がなく運転ができ、かつ、吸込温度が
560℃の状態
で 30 分間以上著しい損傷（羽根車の変形又は脱落等、送風機の機能を事実上停止させる程度のもの）がなく運転ができること。

(ウ) (ア)及び(イ)におけるガスの加熱に用いる温度曲線は、JIS A 1304「建築構造部分の耐火試験方法」に規定する標準加熱曲線とする。

(4) 駆動装置及び伝達装置は、熱気流に接した場合及び排煙機から放射熱を受けた場合において、機能に支障がない構造とする。

(5) 電動機及び電動機の保護方式は、1.11.1「遠心送風機」の当該事項による。

(6) 附属品は、次による。

- | | |
|--------------------|----|
| (ア) 相フランジ | 一式 |
| (イ) 鋼製共通ベッド（必要な場合） | 1組 |
| (ウ) 銘板* | 一式 |

1.11.5 試験

- (1) 遠心送風機の風量、静圧、回転速度及び騒音の試験は、JIS B 8331「多翼送風機」による。
- (2) 軸流送風機及び斜流送風機の風量、静圧、回転速度及び騒音の試験は、JIS B 8330「送風機の試験及び検査方法」による。

第12節 ポンプ

1.12.1 空調用ポンプ

- (1) 空調用ポンプは、本項によるほか、JIS B 8313「小形渦巻ポンプ」及びJIS B 8319「小形多段遠心ポンプ」による。
- (2) 構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機、共通ベース等とし、軸継手を介して主軸と電動機を接続した電動機直結形又は電動機直動形とし、ポンプ本体と電動機を共通ベースに取付けたものとする。
- (3) ケーシングの材質は、次のいずれかとし、特記による。特記がなければ(ア)とする。
 - (ア) JIS G 5501「ねずみ鉄品」又はJIS G 5502「球状黒鉛鉄品」によるもの。
 - (イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304又はJIS G 5121「ステンレス鋼鋼品」のSCS13によるもの。
- (4) 羽根車の材質は、次のいずれかとする。
 - (ア) JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」による、亜鉛含有量が8%を超えないもの。
 - (イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又はJIS G 5121「ステンレス鋼鋼品」による、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。
- (5) 主軸の材質は、次のいずれかとする。
 - (ア) JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるもの。
 - (イ) JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。

なお、軸の接液部に、スリーブ((4)の材質によるもの)を設けたものとする。

- (6) 軸封は、パッキン又はメカニカルシールによるものとする。メカニカルシールの摺動部は、超硬合金、セラミック又はカーボンを組合せたものとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。
- (7) 電動機は、次のいずれかによる。
 - (ア) JIS C 4203「一般用単相誘導電動機」
 - (イ) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」
 - (ウ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。)
 - (エ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。)
- (8) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」とする。
- (9) 附属品は、次による。ただし、密閉回路又は冷却水用の場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)を除く。
 - (ア) フート弁（口径は特記による。） 1個
ストレーナ付きで床上から鎖等により弁操作

が可能な構造とし、本体はステンレス製、青銅製
又は合成樹脂製、鎖等はステンレス製とする。

- (イ) 呼び水じょうご（コック又はバルブ付）
又は呼水栓 1組
- (ウ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製） 1組
- (エ) 圧力計
 - (a) 密閉回路又は冷却水用の場合 圧力計* 2組
 - (b) 開放回路の場合 圧力計* 1組
連成計* 1組
- (オ) 空気抜コック又はバルブ（必要な場合） 1組
- (カ) ドレン抜コック又はバルブ 一式
- (キ) 軸継手保護カバー（鋼板製） 1組
- (ク) 銘板* 一式

1.12.2 ボイラー給水ポンプ

- (1) ボイラー給水ポンプは、本項によるほか、1.12.1「空調用ポンプ」による。
- (2) 形式は、横形、立形又は渦流形とし、特記による。
- (3) ボイラー給水ポンプは、運転時にサージングポイントがなく、かつ、軸受け部は、温度による影響がなく円滑に運転できる構造とする。
- (4) 附属品は、次による。
 - (ア) 圧力計*又は水高計* 1組
 - (イ) ドレン抜コック又はバルブ 一式
 - (ウ) 軸継手保護カバー（鋼板製） 1組
 - (エ) 銘板* 一式

1.12.3 真空給水ポンプユニット（真空ポンプ方式）

- (1) 真空給水ポンプユニットは、レシーバータンクの真空度により、還水管内の凝縮水と空気を同時に抽出し、レシーバータンクに集めた凝縮水をボイラー又は還水タンクへ給水する構造とする。
- (2) 構成は、給水ポンプ、排水ポンプ、真空ポンプ、レシーバータンク、補給水電磁弁、制御盤等とし、形式は、給水ポンプが2台の複式又は1台の単式とし、特記による。
なお、還水タンクがある場合は、排水ポンプ及び補給水電磁弁は、不要とする。
- (3) 給水ポンプ及び排水ポンプは、ライン形遠心ポンプとし、製造者の標準仕様とする。
- (4) 真空ポンプは、製造者の標準仕様とする。
- (5) レシーバータンクの材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」によるものとする。
- (6) 制御盤は、第2編 1.2.2「機器附属盤」による。
- (7) 制御方式は、次による。
 - (ア) 還水タンクがない場合（ボイラー水位制御）
 - (a) ボイラーが低水位のときに給水ポンプを運転し、高水位で停止する。
 - (b) レシーバータンクが高水位のときに排水ポンプを運転、低水位で停止する。
 - (c) レシーバータンクの真空度が低真空のときに真空ポンプを運転し、高真空で停止する。
 - (d) レシーバータンクが低水位のときに補給水電磁弁を開き、高水位で閉じる。
 - (イ) 還水タンクがある場合

- (a) レシーバータンクが高水位のときに給水ポンプを運転し、低水位で停止する。
- (b) レシーバータンクの真空度が低真空のときに真空ポンプを運転し、高真空で停止する。
- (c) 複式の場合は、給水ポンプの同時運転及び単独運転が可能とする。
- (8) 附属品は、次による。ただし、還水タンクがある場合は、(ク)を除く。

(ア) 真空開閉器	1 組
(イ) 水位開閉器	一式
(ウ) ストレーナ*	1 個
(エ) 気水分離器及び水戻し装置	一式
(オ) 水面計*	1 組
(カ) 連成計*	1 組
(キ) 仕切弁*及び逆止弁*（水ポンプ用）	一式
(ク) 補給水電磁弁	一式
(ケ) ドレン抜コック又はバルブ	一式
(コ) 軸継手保護カバー（鋼板製）	一式
(サ) 銘板*	一式

1.12.4 真空給水ポンプユニット（エゼクター方式）

- (1) 真空給水ポンプユニットは、エゼクターノズル吸引部の真空度により、還水管内の凝縮水と空気を同時に抽出し、レシーバータンクに集めた凝縮水をボイラー又は還水タンクへ給水する構造とする。
- (2) 構成は、循環ポンプ、エゼクターノズル、給水電動弁、補給水電動弁、レシーバータンク、制御盤等とし、循環ポンプが2台の複式又は1台の単式とし、特記による。
 なお、還水タンクがある場合は、補給水電動弁は、不要とする。
- (3) 循環ポンプは、レシーバータンクの凝縮水をエゼクターノズルへ送水・循環するとともに、給水電動弁の操作によりボイラー又は還水タンクへ給水するものとする。形式は、ライン形遠心ポンプとし、製造者の標準仕様とする。
- (4) エゼクターノズルは、循環ポンプで加圧された駆動水により吸引部の真空度を保つものとし、材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄」又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」によるものとする。
- (5) レシーバータンクの材質は、鋼板又は JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」によるものとし、タンク内面を耐熱塗装したものとする。
 なお、耐熱塗装は、100℃に耐えられるものとする。
- (6) 制御盤は、第2編 1.2.2「機器附属盤」による。
- (7) 制御方式は、次による。
 - (ア) 還水タンクがない場合（ボイラー水位制御）
 - (a) ボイラーが低水位のときに給水電動弁を開き循環ポンプを運転し、高水位で停止し給水電動弁を閉じる。
 - (b) エゼクターノズルの吸引部の真空度が低真空のときに循環ポンプを運転し、高真空で停止する。
 - (c) レシーバータンクが低水位のとき補給水電動弁を開き、高水位で閉じる。
 - (d) 循環ポンプが複式の場合の運転方法は特記による。
 - (イ) 還水タンクがある場合

- (a) レシーバータンクが高水位のときに給水電動弁を開けて循環ポンプを運転し、低水位で停止する。
- (b) エゼクターノズルの吸引部の真空度が低真空のときに循環ポンプを運転し、高真空で停止する。
- (c) 循環ポンプが複式の場合の運転方法は特記による。
- (8) 附属品は、次による。ただし、還水タンクがある場合は、(キ)を除く。

(ア) 真空開閉器	1 組
(イ) 水位開閉器	一式
(ウ) 水面計*	1 組
(エ) 連成計*	1 組
(オ) エゼクターノズルの吸引部に仕切弁*	
ストレーナ*及び逆止弁*	一式
(カ) 給水電動弁、仕切弁、逆止弁	一式
(キ) 補給水電動弁	一式
(ク) 銘板*	一式

1. 12.5 オイルポンプ

- (1) 形式は、渦流形又は歯車形とし、特記による。
- (2) 電動機は、製造者の標準仕様とする。
- (3) 附属品は、次による。

(ア) 圧力計*	1 組
(イ) 連成計*	1 組
(ウ) 軸継手保護カバー又はベルト保護カバー	1 組
(エ) 銘板*	一式

1. 12.6 試験

- (1) 空調用ポンプの揚水量、揚程及び電流値の試験は、JIS B8313「小型渦巻ポンプ」、JIS B8319「小形多段遠心ポンプ」又は JIS B8301「遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ—試験方法」による。
- (2) 空調用ポンプ及びボイラー給水ポンプの水圧試験は、JIS B8301「遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ—試験方法」による。

第 13 節 タンク及びヘッダー

1. 13.1 一般事項

- (1) 圧力容器に該当するタンク及びヘッダーは、本節によるほか、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「圧力容器構造規格」、「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」及び「簡易ボイラー等構造規格」の定めによる。
- (2) オイルタンクは、本節によるほか、危険物の規制に関する政令、同規則及び地方公共団体の条例の定めによる。
- (3) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、地下オイルタンク、地下オイルタンク附属金物、注油口桝及びボックス、オイルサービスタンク、膨張タンク、ヘッダー等の形状、寸法等は、標準図（鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、地下オイルタンク、地下オイルタンク附属金物、（点検口桝、注油口桝、フレキシブルジョイント桝及び点検ボックス）、壁付形注油口及び指示ボックス、オイルサービスタンク、膨張タンク・消火用充水タンク、密

閉形隔膜式膨張タンク、ヘッダー（蒸気用）、ヘッダー（冷温水用）による。

- (4) 鋼板製のタンク及びヘッダーの塗装は、第2編 3.2.1「塗装」による。ただし、地下オイルタンクは、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」（昭和49年自治省告示第99号）の定めによる。

1.13.2 還水タンク

- (1) 還水タンクは、ステンレス鋼板を溶接加工により成形したものとし、補給水管、ボイラー給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管、還水管等の接続口及び水面計、温度計、液面制御装置の取付座を有する構造とする。

なお、蒸気管の接続口及び温度調節装置の取付座は特記による。

- (2) 本体の材質は、ステンレス鋼板の SUS304、SUS316 又は SUS444 によるものとし、ステンレスの種類は特記による。
- (3) 附属品は、次による。

(ア) 水面計	1 組
(イ) 温度計*	1 個
(ウ) 鋼製はしご（タンク本体高さ 1.5m 以上の場合とし、 第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの）	一式
(エ) 鋼製架台（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの）	一式
(オ) マンホール（直径 600mm 以上の円が内接することができるもの）	一式
(カ) 銘板*	一式

1.13.3 多管形熱交換器

- (1) 多管形熱交換器は、U字管式円筒多管形とする。管板に束ねて取付けたU字に曲げた管を、胴体に納めたものとし、端部水室は、管の内部が点検できる構造とする。また、蒸気管、還水管、温水管、温水還り管等の接続口及び圧力計、安全弁、逃し弁、温度検出器等の取付座を有する構造とする。

- (2) 胴体の材質は、鋼板又は JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」、端部水室の材質は、ステンレス鋼板によるものとする。

- (3) 附属品は、次による。

(ア) 圧力計*	1 組
(イ) 安全弁*及び逃し弁	1 組
(ウ) 鋼製はしご（適用は特記によることとし、第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」 による HDZT49 を施したもの）	一式
(エ) 鋼製架台（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの）	一式
(オ) 銘板*	一式

1.13.4 プレート形熱交換器

- (1) 本項は、水対水用のプレート形熱交換器に適用する。

- (2) プレート形熱交換器は、波形にプレス成形した伝熱板を、適切な枚数、ガスケットを介して重ね合せ、両端を固定フレームと遊動フレームとで押さえ、緊密に締め付けた構造とする。

- (3) プレートの材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は SUS316、フレームの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」によるもの、ガスケットの材質は、ニトリルゴム、耐熱ニトリルゴム又はエチレンプロピレンゴムとする。

- (4) 附属品は、次による。

- | | |
|--|-----|
| (ア) 圧力計* | 1 組 |
| (イ) 逃し弁 | 1 組 |
| (ウ) ドレンパン（冷水の場合）
（SUS304 厚さ 1.0mm 以上） | 一式 |
| (エ) 銘板* | 一式 |

1.13.5 開放形膨張タンク

- (1) 開放形膨張タンクは、鋼板又はステンレス鋼板を溶接加工により成形したものとし、膨張管、通気管、給水管、オーバーフロー管、排水管等の接続口及び液面制御装置の取付座を有する構造とする。
- (2) 本体の材質は、鋼板又はステンレス鋼板の SUS304 によるものとし、材質は特記による。
なお、鋼板の場合は、内面に第2編 3.2.2.3「エポキシ樹脂ライニング」を施したものである。
- (3) 附属品は、次による。

(ア) 鋼製架台（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの）	一式
(イ) 鋼製はしご（適用は特記によることとし、第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの）	一式
(ウ) 銘板*	一式

1.13.6 空調用密閉形隔膜式膨張タンク

- (1) 空調用密閉形隔膜式膨張タンクは、ダイヤフラム式又はブラダー式とし、膨張管の接続口及び空気室の封入圧力を調整するための空気圧調整弁を有する構造とする。また、第2種圧力容器構造規格に該当するものは、封入圧力及び作動圧力を表示するための圧力計を備えたものとする。
なお、最高使用温度は、100℃未満とする。
- (2) 本体の材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3457「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」又は JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」によるものとする。
- (3) ダイヤフラム及びブラダーに使用する隔膜は、可とう性、耐熱性及び強度を有するものとし、材質は、JIS K 6200「ゴム用語」に規定するブチルゴム、スチレンブタジエンゴム、イソプレンゴム、天然ゴム又はエチレンプロピレンゴムとする。
- (4) 空気圧調整弁のバルブコアは、JIS D 4211「自動車用タイヤバルブコア」によるものとする。
- (5) 附属品は、次による。

(ア) 圧力計	1 個
(イ) 溶解栓（適用は特記による。）	2 個
(ウ) 銘板*	一式

1.13.7 オイルタンク

- (1) 本項は、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、地下オイルタンク及び屋内オイルタンクに適用し、形式は特記による。
- (2) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクは、鋼板を溶接加工により成形した内殻を強化プラスチックの外殻で微少な空間を設けて覆った二重構造（危険物の規制に関する政令第13条第2項第一号ロ及び同項第二号イに準ずる。）とし、注油管、吸油管（又は送油管）、返油管、通気管、除水管の接続口、油量指示計、漏えい検知管等の取付座を有する構造と

する。

- (3) 地下オイルタンク及び屋内オイルタンクは、鋼板を溶接加工により成形したものとし、注油管、吸油管（又は送油管）、返油管、通気管、除水管等の接続口及び油量指示計等の取付座を有する構造とする。

- (4) 附属品は、次による。ただし、コンクリート製タンク枕を用いる場合は、(g)を除く。

(ア) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク

(a) 注油口金具（配管共）	1組
(b) 吸油逆止弁（配管共）	1組
(c) 油タンクふた	3組
(d) 通気金物	1個
(e) 保護筒、固定バンド、ゴムシートその他必要な附属品	一式
(f) 除水器	1個
(g) 転がり止めサポート板（ゴム板含む。）	一式
(h) 銘板*	一式

(イ) 地下オイルタンク

(a) 注油口金具（配管共）	1組
(b) 吸油逆止弁（配管共）	1組
(c) 漏えい検査管口（配管共）	一式
(d) 油タンクふた	2組
(e) 通気金物	1個
(f) 保護筒、固定バンドその他必要な附属品	一式
(g) 除水器	1個
(h) 銘板*	一式

(ウ) 屋内オイルタンク

(a) 油面計*	1組
(b) 注油口（ボックス又は枳共）	1組
(c) 通気金物	1個
(d) マンホール（鋼板製）	一式
(e) 鉄はしご	一式
(f) 銘板*	一式

1.13.8 オイルサービスタンク

- (1) オイルサービスタンクは、鋼板を溶接加工により成形したものとし、給油管、返油管、送油管、排油管、通気管等の接続口及び油面制御装置、油面計等の取付座を有する構造とする。

- (2) 附属品は、次による。

(ア) 油面計*	1組
(イ) 鋼製はしご（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）	一式
(ウ) 鋼製架台（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）	一式
(エ) 銘板*	一式

1.13.9 ヘッダー

- (1) ヘッダーと弁との接続は、フランジ接続とし、弁の中心線が同一水平面上に並ぶように、フランジの高さを調整したものとする。

なお、還水管、排水管の接続口を設ける場合は特記による。

- (2) ヘッダーの材質は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」の黒管によるものとする。

なお、冷温水用の場合は、第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT77 を施したもののとする。

- (3) 附属品は、次による。

- | | |
|---|-----|
| (ア) 圧力計*又は水高計* | 1 組 |
| (イ) 鋼製又は鋼管製架台（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。） | 一式 |
| (ウ) 銘板* | 一式 |

1.13.10 試験

- (1) 多管形熱交換器、プレート形熱交換器及びヘッダーの水圧試験値は、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力に補正を行った圧力で水圧試験を行う。また、温度補正は次の算式により行う。

$$P_a = P \times v_n / v_a$$

この式において P_a 、 P 、 v_n 及び v_a は、それぞれ次の値を表し、 v_n/v_a は、使用材料について得られた値のうち最小の値をとるものとする。

P_a ：補正された水圧試験圧力又は気圧試験圧力

P ：補正前の水圧試験圧力又は気圧試験圧力

v_n ：水圧試験又は気圧試験を行うときの温度における材料の許容引張応力

v_a ：使用温度における材料の許容引張応力

- (2) 開放形膨張タンク（エポキシ樹脂ライニングされたものに限る）は、内面のエポキシ樹脂ライニングの厚さを測定する。
- (3) 空調用密閉形隔膜式膨張タンクは、使用圧力の 1.3 倍以上の圧力で水圧又は気密試験を行う。
- (4) 消防法による完成検査前検査の検査済証がある場合を除き、地下オイルタンク及び鋼製強化プラスチック製二重殻タンクは、70kPa 以上の圧力で、保持時間 10 分の水圧試験を行う。
- (5) 冷温水用のヘッダーは、JIS H 0401「溶融亜鉛めっき試験方法」により、めっきの膜厚または付着量を試験する。

第14節 ダクト及びダクト附属品

1.14.1 一般事項

- (1) ダクトは、使用圧力により、低圧ダクト、高圧1ダクト及び高圧2ダクトに区分し、その適用範囲は、表3.1.13による。

表3.1.13 ダクトの区分		(単位 Pa)
ダクト区分	常 用 圧 力	
	正 圧	負 圧
低圧ダクト	+500以下	−500以内
高圧1ダクト	+500を超え	−500を超え
	+1,000以下	−1,000以内
高圧2ダクト	+1,000を超え	−1,000を超え
	+2,500以下	−2,000以内

注 常用圧力とは、通常の運転時におけるダクト内圧をいう。

- (2) 空気調和設備及び換気設備に使用するダクト（空調ダクト及び換気ダクト）は、亜鉛鉄板製とする。
- (3) 排煙設備に使用するダクト（排煙ダクト）は、亜鉛鉄板製又は1.5mm以上の鋼板製とし、特記による。
- なお、特記がなければ、亜鉛鉄板製とする。
- (4) ダクトは、空気の通風抵抗、漏れ量、騒音及び振動が少なく、かつ、ダクトの内外差圧により変形を起さない構造とする。
- (5) ダクトの湾曲部の内側半径は、次による。
- (ア) 長方形ダクトの場合は、半径方向の幅の1/2以上とする。ただし、1/2以上とれないときは、必要に応じてダクト内部に案内羽根を設ける。
- (イ) スパイラルダクトの場合は、その半径以上とする。
- (6) ダクトの断面を変形させるときは、その傾斜角度は、拡大部は15°以下、縮小部は30°以下とする。ただし、ダクト途中にコイル、フィルター等がある場合は、拡大部は30°以下、縮小部は45°以下とし、やむを得ず傾斜角度を超える場合は、ダクト内部に整流板を設ける。

1.14.2 ダクト用材料

1.14.2.1 亜鉛鉄板

- (1) めっきの付着量は、JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」のZ18以上とする。
- 溶接加工を施した場合は、両面に第2編3.2.2.7「有機質亜鉛末塗料」による防錆処理を施すものとする。

1.14.2.2 鋼材

- (1) 接合用フランジ及び補強に用いる鋼材は、形鋼（山形鋼）とし、第2編3.2.1.4「塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数」によるさび止めペイントを施したものとする。

1.14.2.3 リベット

- (1) リベットは、JIS B 1213「冷間成形リベット」の銅リベット又は鋼リベットによるものとし、鋼リベットは、亜鉛めっきを施したものとする。

1.14.2.4 ボルト及びナット

- (1) ボルト及びナットは、JIS B 1180「六角ボルト」及びJIS B 1181「六角ナット」によるものとし、亜鉛めっきを施したものとする。

1.14.2.5 ダクト用テープ

- (1) ダクト用テープは、JIS H 4160「アルミニウム及びアルミニウム合金はく」に準ずるアルミニウム箔の片面に樹脂系粘着剤を塗布したテープ状のものとする。

1.14.2.6 シール材

- (1) シール材は、シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたものとし、ダクトの材質に悪影響を与えないものとする。

1.14.2.7 雑材料

- (1) 吊り金物に用いる鋼材は、形鋼（山形鋼）及び棒鋼を転造ねじ加工した吊り用ボルトとする。また、形鋼は、第2編 3.2.1「塗装」による塗装を施したものとし、吊り用ボルトは、亜鉛めっきを施したものとする。

- (2) インサート金物は、防錆処理を施したものとし、標準図（形鋼振れ止め支持部材選定表（二））による。

なお、断熱インサート金物は、インサート金物の台座に断熱材の厚さに等しい長さのさや管を有するものとする。

- (3) 支持金物は、第2編第4章第6節「鋼材工事」による。

1.14.3 長方形ダクト**1.14.3.1 ダクトの区分**

- (1) 長方形ダクトは、アングルフランジ工法ダクト又はコーナーボルト工法ダクトとし、適用は特記による。

1.14.3.2 コーナーボルト工法ダクト

- (1) コーナーボルト工法ダクトは、長辺が1,500mm以下のダクトに適用する。
- (2) コーナーボルト工法ダクトは、共板フランジ工法又はスライドオンフランジ工法とし、適用は特記による。

1.14.3.3 縦横比

- (1) 長方形ダクトの縦横比は、原則として、4以下とする。

1.14.3.4 継目

- (1) ダクトの継目の形状等は、標準図（ダクトの継手、継目及び分岐方法）による。
- (2) ダクトのかどの継目は、2箇所以上とする。ただし、長辺が750mm以下の場合は、1箇所以上とし、ピッツバーグはぜ又はボタンパンチスナップはぜによるものとする。
- (3) ダクトの面の継目は、原則として、気流に直角方向のみとし、内部甲はぜ継ぎ又は突合せ溶接し平滑に仕上げたものとする。

1.14.3.5 板厚

- (1) 低圧ダクト、高圧1ダクト及び高圧2ダクトの板厚は、表3.1.14及び表3.1.15による。ただし、ダクト両端の寸法が異なる場合は、その最大寸法による板厚を適用する。
なお、厨房用排気ダクトの板厚は特記による。

表 3.1.14 低圧ダクトの最小板厚 (単位 mm)

ダクトの長辺	適用表示厚さ
450以下	0.5
450を超え、750以下	0.6
750を超え、1,500以下	0.8
1,500を超え、2,200以下	1.0
2,200を超えるもの	1.2

表 3.1.15 高圧1及び高圧2ダクトの最小板厚 (単位 mm)

ダクトの長辺	適用表示厚さ
450以下	0.8
450を超え、1,200以下	1.0
1,200を超えるもの	1.2

1.14.3.6 接合材料

(1) アングルフランジ工法ダクト

- (ア) 接合材料は、表 3.1.16 による。
- (イ) フランジの最大間隔は、1,820mm とする。
- (ウ) フランジは、山形鋼を溶接加工したものとし、接触面を平滑に仕上げ、ボルト穴を開けたものとする。
- (エ) フランジの取付方法は、リベットに替えてスポット溶接としてもよい。ただし、スポット溶接の間隔は、リベットの間隔による。
- (オ) フランジ部のダクト端の折り返しは5mm以上とする。

表3.1.16 接合材料 (単位 mm)

ダクトの長辺	接合用フランジ	フランジ取付け用 リベット		接合用ボルト		
		最 小 呼び径	リベット 最大間隔	最小呼び 径	最大間隔	
	山形鋼 最小寸法				コーナ	中央
750以下	25×25×3	4.5	65	M8	100	100
750を超え、1,500以下	30×30×3	4.5	65	M8	100	100
1,500を超え、2,200以下	40×40×3	4.5	65	M8	100	100
2,200を超えるもの	40×40×5	4.5	65	M8	100	100

注 ボルトの最大間隔の中央とは、コーナ以外の場所とする。

(2) 共板フランジ工法ダクト

- (ア) 接合材料は、表 3.1.17 による。
- (イ) フランジの最大間隔は、1,750mm とする。
- (ウ) フランジ押さえ金具及びコーナ金具は、亜鉛鉄板製とする。
- (エ) フランジの板厚は、ダクトの板厚と同じとする。

- (オ) フランジ押さえ金具の再使用は禁止する。
 (カ) フランジ押さえ金具の長さは、150mm 以上とする。

表 3.1.17 接合材料

(単位 mm)

ダクトの長辺		共板フランジ最小寸法		コーナー金具 最小板厚	フランジ押さえ 金具最小板厚
		高さ	幅		
450以下	低圧ダクト	30	9.5	1.2	0.8
450を超え、750以下	低圧ダクト	30	9.5	1.2	0.8
750を超え、1,200以下	低圧ダクト	30	9.5	1.2	1.0
1,200を超え、1,500以下	低圧ダクト	30	9.5	1.6	1.0

(3) スライドオンフランジ工法ダクト

- (ア) 接合材料は、表 3.1.18 による。
 (イ) フランジの最大間隔は、1,840mm とする。
 (ウ) フランジ押さえ金具及びコーナー金具は、亜鉛鉄板製とする。
 (エ) フランジ押さえ金具の厚さは、4.0mm 以上とする。

表 3.1.18 接合材料

(単位 mm)

ダクトの長辺		スライドオンフランジ最小寸法		コーナー金具	
		高さ	板厚	最小板厚	ボルト呼び径
450以下	低圧ダクト	19	0.6	2.0	M8
450を超え、750以下	低圧ダクト	20	0.9	2.3	M8
750を超え、1,500以下	低圧ダクト	20	0.9	2.3	M8

1.14.3.7 ダクトの補強

- (1) 保温を施さないダクトが、幅又は高さが 450mm を超える場合は、間隔 300mm 以下のピッチで、補強リブによる補強を行う。
 (2) ダクトの形鋼補強の取付要領は、標準図（ダクトの継手、継目及び分岐方法）による。
 (3) ダクトは、次による形鋼補強を行うものとする。

なお、山形鋼取付用リベットは、リベットと同じ間隔のスポット溶接としてもよい。

- (ア) アングルフランジ工法ダクトの横方向の補強は、フランジ間隔が、表 3.1.19 及び表 3.1.20 の最大間隔を超える場合に行う。

なお、横方向の補強を行ったダクトの長辺が 1,500mm を超える場合は、表 3.1.21 による縦方向の補強を行う。

表 3.1.19 ダクトの横方向の補強(低圧)

(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼最小寸法	最大間隔	山形鋼取付用 リベット	
			最 小 呼び径	リベットの 最大間隔
750を超え、1,200以下	30×30×3	1,210	4.5	100
1,200を超え、1,500以下	30×30×3	925	4.5	100
1,500を超え、2,200以下	40×40×3	925	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	925	4.5	100

表 3.1.20 ダクトの横方向の補強(高圧)

(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼最小寸法	最大間隔	山形鋼取付用 リベット	
			最 小 呼び径	リベットの 最大間隔
250を超え、750以下	25×25×3	925	4.5	100
750を超え、1,500以下	30×30×3	925	4.5	100
1,500を超え、2,200以下	40×40×3	925	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	925	4.5	100

表 3.1.21 ダクトの縦方向の補強

(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼最小寸法	取付け箇所	山形鋼取付け用 リベット	
			最 小 呼び径	リベットの最 大間隔
1,500を超え、2,200以下	40×40×3	中央に1箇所	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	中央に2箇所	4.5	100

注 高圧1及び高圧2ダクトの場合は、1,500を1,200に読み替える。

- (イ) コーナーボルト工法のダクトの横方向の補強は、フランジ間隔が、表 3.1.22 の最大間隔を超える場合に行う。

表 3.1.22 ダクトの横方向の補強(低圧)

(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼寸法	最大間隔	山形鋼取付用 リベット	
			最 小 呼び径	リベットの 最大間隔
450を超え、750以下	25×25×3	1,840	4.5	100
750を超え、900以下	30×30×3	1,230	4.5	100
900を超え、1,500以下	30×30×3	925	4.5	100

1.14.4 スパイラルダクト

1.14.4.1 直管

- (1) 亜鉛鉄板を、スパイラル状に甲はぜ掛け機械巻きしたもので、その呼称寸法は内径基準とし、内径の公差は呼称寸法に対し0～+2mmとする。スパイラルダクトの板厚及びはぜのピッチは、表3.1.23及び表3.1.24による。

表3.1.23 直管の板厚 (単位 mm)

適用表示厚さ	呼 称 寸 法	
	低圧ダクト	高圧1ダクト、高圧2ダクト
0.5	450以下	200以下
0.6	450を超え、710以下	200を超え、560以下
0.8	710を超え、1,000以下	560を超え、800以下
1.0	1,000を超え、1,250以下	800を超え、1,000以下
1.2	—	1,000を超え、1,250以下

表3.1.24 はぜのピッチ (単位 mm)

呼 称 寸 法	は ぜ の ピ ッ チ
100以下	125以下
100を超え、1,250以下	150以下

注 はぜ折りの幅は、4.0mm以上とする。

1.14.4.2 接合材料

(1) 差込み継手接合

- (ア) 継手は、亜鉛鉄板をはぜ継ぎ又は溶接加工したものとする。
 (イ) 継手の呼称寸法は外径基準とし、その公差は表3.1.25による。
 (ウ) 継手の板厚及び差込み長さは、表3.1.26及び表3.1.27による。

表3.1.25 継手の外径公差 (単位 mm)

呼 称 寸 法	公 差
710未満	-1.2 ～ -1.9
710以上、1,250以下	-2.0 ～ -2.2

表3.1.26 継手の板厚 (単位 mm)

適用表示厚さ	呼称寸法
0.6	315以下
0.8	315を超え、710以下
1.0	710を超え、1,000以下
1.2	1,000を超え、1,250以下

表 3.1.27 継手の差込み長さ（単位 mm）

呼 称 寸 法	長 さ
315以下	60以上
315を超え、800以下	60以上
800を超え、1,250以下	60以上

(2) フランジ継手接合

(ア) 接合材料は表 3.1.28 とする。

(イ) フランジの最大間隔は、4,000mm とする。

(ウ) フランジは、山形鋼を溶接加工したものとし、接触面を平滑に仕上げ、ボルト穴を開けたものとする。

(エ) フランジ用カラーは、つば部の外径が差込部の外径より 15mm 以上大きなものとし、板厚は接続するダクトより 1 番手厚く、差込み長さ 100mm 以上のものとする。

なお、フランジ用カラーのダクトとボルトの組合せは、表 3.1.28 による。

表3.1.28 接合材料（単位 mm）

呼 称 寸 法	接合用フランジ	フランジ取付け用 リベット		接合用ボルト	
	山形鋼 最小寸法	最小呼び径	リベットの最 大間隔	最小呼び径	最大間隔
710以下	25×25×3	4.5	65	M8	100
710を超え、1,000以下	30×30×3	4.5	65	M8	100
1,000を超え、1,250以下	40×40×3	4.5	65	M8	100

1.14.5 排煙ダクト

(1) 亜鉛鉄板製の場合は、次による。

(ア) 長方形ダクトは、アングルフランジ工法による高圧1ダクト又は高圧2ダクトとし、1.14.3「長方形ダクト」の当該事項による。ただし、ダクトのかどの継目はピッツバーグはぜとする。

(イ) 円形ダクトは、表 3.1.29、表 3.1.30 及び表 3.1.31 による。

なお、板の継目は内部甲はぜ継ぎとし、フランジの最大間隔は、1,820mm とする。

表 3.1.29 板厚（高圧1ダクト、高圧2ダクト）（単位 mm）

ダ ク ト の 直 径		適用表示 厚 さ
直 管	継 手	
450以下	—	0.8
450を超え、700以下	450以下	1.0
700を超えるもの	450を超えるもの	1.2

表 3.1.30 接合材料

(単位 mm)

ダクトの直径	接合用フランジ	フランジ取付け用 リベット		接合用ボルト	
	山形鋼 最小寸法	最小呼び径	リベットの 最大間隔	最小呼び径	最大間隔
450以下	30×30×3	4.5	65	M8	100
450を超え、700以下	40×40×3	4.5	65	M8	100
700を超えるもの	40×40×5	4.5	65	M8	100

表 3.1.31 排煙ダクト（円形）の補強

(単位 mm)

ダクトの直径	山形鋼 最小寸法	最大間隔	山形鋼取付け用リベット	
			最小呼び径	リベットの最大間隔
450以下	30×30×3	910	4.5	100
450を超え、700以下	40×40×3	910	4.5	100
700を超えるもの	40×40×5	910	4.5	100

(2) 鋼板製の場合は、(1)の当該事項によるほか、次による。

- (ア) 板の継目は、溶接とする。
- (イ) ダクトの接続は、フランジ接合とし、その最大間隔は3,640mmとする。
- (ウ) 接合用フランジは、山形鋼（40×40×5）を溶接加工したものとし、接触面を平滑に仕上げ、ボルト穴を開けたものとする。
- (エ) ダクトの補強及び支持金物は、山形鋼（40×40×5）によるものとし、その取付け間隔は1,820mm以下とする。
- (オ) フランジ及び補強形鋼の取付けは、溶接としてもよい。

1.14.6 チャンバー

- (1) チャンバーは、空気調和機、送風機、外壁ガラリ等とダクトとの接続又はダクトの分岐に用いるもので、形状は、箱形とする。

チャンバーは、1.14.3「長方形ダクト」のアングルフランジ工法ダクトの当該事項によるものとし、板厚は、3辺の最大寸法をダクトの長辺と読み替えて決定する。

なお、消音内貼を施す場合は特記による。

- (2) ユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に用いるサプライチャンバー及びレタンチャンバーは、点検口及び温度計取付座を有する構造とする。
- (3) 使用材料は、1.14.2「ダクト用材料」の当該事項による。

1.14.7 吹出口及び吸込口ボックス

- (1) 吹出口及び吸込口ボックスは、吹出口又は吸込口とダクトとの接続に用いるもので、形状は箱形とする。

- (2) ボックスは、亜鉛鉄板製又はグラスウール製とし、特記による。

なお、特記がない場合は、亜鉛鉄板製とする。

- (3) 亜鉛鉄板製の場合は、1.14.2「ダクト用材料」の当該事項による。

なお、線状吹出口ボックスの板厚は、ボックスの高さを基準にして選定する。

- (4) グラスウール製の場合は、JIS A 4009「空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材」によるものとし、厚さ 0.6mm 以上の亜鉛鉄板で補強を施したものとする。

なお、補強方法は、標準図（吹出口及び吸込口ボックスの例）による。

1.14.8 排気フード

- (1) 排気フードは、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板（SUS430 又は SUS304）を溶接加工したもので、フード囲いを設けた二重構造とする。また、必要に応じて補強を施したものとする。

- (2) フード囲いに、ダンパー類の点検口を設ける場合は、特記による。

- (3) フードの下部には、50mm 以上の垂れ下がり部を設け、集気部分の傾斜角度は、水平面に対し 10° 以上とする。

- (4) フードの内側周囲には、といを設け、フード内の凝縮水等を捕捉する構造とする。また、呼び径 10～20 の黄銅製コック若しくはプラグ又はステンレス製コックを取付ける場合は特記による。

1.14.9 フレキシブルダクト

- (1) 吹出口及び吸込口ボックスの接続用として使用するフレキシブルダクトは、不燃材料で、可とう性、耐圧強度及び耐食性を有し、有効断面が損なわれないものとする。また、保温を施すダクトに使用する場合は、断熱材付きのものとする。

1.14.10 グラスウール製ダクト（円形ダクト）

- (1) 風量調節ダンパー等以降において、消音を考慮する低圧ダクトで、吹出口ボックスへ単独で接続する場合に使用するグラスウール製ダクト（円形ダクト）は、(ア)及び(イ)による。

(ア) JIS A 4009「空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材」によるものとし、ダクト内面の飛散防止処理を施したものとする。

(イ) 建築基準法第 68 条の 26 第 1 項に基づき、同法第 2 条第 9 号及び同法施行令第 108 条の 2（不燃材料）並びに同法施行令第 20 条の 7 の 4 に適合するものとする。

1.14.11 グリス除去装置

- (1) グリス除去装置は、調理で発生した油脂分等を含む蒸気を効率的に分離・除去するもので、捕集した油脂分等が滴下しない構造とする。
- (2) グリス除去装置は、グリスエクストラクター又はグリスフィルターとし、次による。
なお、適用は特記による。
 - (ア) グリスエクストラクター
 - (a) 油脂分等を含む蒸気を、排気による気流で縮流加速、その遠心力で油脂分等を分離・除去（付着）する構造とし、除去した油脂分等を自動的に洗浄できる機能を有するものとする。
 - (b) 排気フード内での油脂分等の除去率は、90%以上とする。
なお、この場合の油脂分等を含む蒸気とは、270℃に加熱したアルミニウム製鍋に、油と水とを1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。
 - (c) 材質は、ステンレス鋼板又は同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料によるものとする。
 - (イ) グリスフィルター
 - (a) 油脂分等を含む蒸気を、排気する際に分離・除去（付着）する構造とし、除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、容易に取り外し清掃できる構造とする。
 - (b) 排気フード内での油脂分等の除去率は、75%以上とする。
なお、この場合の油脂分等を含む蒸気とは、270℃に加熱したアルミニウム製鍋に、油と水とを1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。
 - (c) グリス付着率が10%以上のものにあっては、炎によりグリスフィルター（油脂分等が最大に付着した状態とする。）の温度が過度に上昇し、排気ダクト接続部の温度が180℃に達するまで、炎が排気ダクトに至らない構造とする。
なお、グリス付着率は、次による。

$$\text{グリス付着率（\%）} = \frac{\text{グリス除去装置の付着量（g）}}{\text{グリス回収容器回収量（g）} + \text{グリス除去装置の付着量（g）}} \times 100$$

- (d) 材質は、ステンレス鋼板又は同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料とする。
- (e) バッフルタイプ（油脂分等を除去する部分が鋼板を組合せた形状のものとする。）
以外のグリスフィルターは、炎によりグリスフィルター（油脂分等が最大に付着した状態とする。）の温度が過度に上昇し、排気ダクト接続部の温度が180℃に達するまで、機能上支障がない構造とする。

1.14.12 たわみ継手

- (1) 一般用ダクト（排煙用は除く。）に用いるたわみ継手は、次による。
 - (ア) 繊維系クロスを二重にした構造で、内部にピアノ線を挿入する等の変形抑制措置を施したものとする。
 - (イ) 繊維系クロスは、不燃性能を有し、片面に漏れ防止用のアルミニウム箔を貼付けたものとする。

1.14.13 風量測定口

- (1) 風量測定口は、熱線風速計及びマノメーターによる風量等の測定ができる構造とし、材

質は、アルミニウム合金又は亜鉛合金とする。

1.14.14 温度計

- (1) 温度計は、JIS B 7414「ガラス製温度計」に準ずる材料、構造及び性能を有するガード付きL形温度計で、水銀製品以外のもの又はバイメタル式温度計で目盛板外径が100mmのものとする。

第15節 制気口及びダンパー

1.15.1 一般事項

- (1) 排煙口、防火ダンパー及び防煙ダンパー（煙感知器と連動する防火ダンパーをいう。）は、本節によるほか、建築基準法施行令及び同令に基づく告示の定めによる。
- (2) 排煙口及びダンパーは、1.14.1「一般事項」の表3.1.13のダクトの区分に耐える強度を有するものとする。
- (3) 防火ダンパー、防煙ダンパー、防火防煙ダンパー及びピストンダンパーは、開放時における気流の抵抗が少なく、閉鎖時に確実な防火又は防煙機能を有するものとする。
- (4) 吹出口及び吸込口の記号、寸法等は、標準図（吹出口・吸込口）による。
- (5) 風量調節ダンパーの形状、寸法等は、標準図（風量調節ダンパー）による。
- (6) 鋼板製又はアルミニウム材製の吹出口、吸込口、排煙口及びガラリの塗装は、メラミン焼付又は粉体塗装とする。

1.15.2 外気取入れガラリ及び排気ガラリ

- (1) ガラリの有効開口面積は、正面面積の約30%とし、雨水の浸入を防止できる構造で、かつ、雨水が浸入した場合に屋外に水が抜ける構造とする。また、材質は、厚さ1.0mm以上の鋼板又はアルミニウム材とし、補強を施したものとする。

1.15.3 吹出口

1.15.3.1 シーリングディフューザー形

- (1) シーリングディフューザーは、十分な誘引性を有し、ダンパーによる風量調節、整流器及びコーンによる気流拡散ができる構造とする。また、ネックの材質は、厚さ0.5mm以上の鋼板又は厚さ1.0mm以上のアルミニウム材とし、外コーンの材質は、ネック径250mm未満のものは0.6mm以上の鋼板又は0.8mm以上のアルミニウム材、ネック径250mm以上のものは0.8mm以上の鋼板又は1.0mm以上のアルミニウム材（袋形の場合は、片面の厚さ0.5mm以上）とする。

なお、内コーンは、落下防止機能を備えたものとする。

- (2) オートコーン上下機構付シーリングディフューザーは、(1)によるほか、センサーにより吹出温度を感知し、自動でコーンを上下するものとし、適用は特記による。
- (3) 低温送風形シーリングディフューザーは、(1)によるほか、水平方向に高い拡散性を有し、結露防止対策を施したものとし、適用は特記による。

1.15.3.2 ユニバーサル形

- (1) ユニバーサル形吹出口は、シャッターによる風量調節、可動羽根による気流方向の調節ができる構造とし、シャッターは対向形で、軸方向は短辺とする。また、額縁及び可動羽根の材質は、厚さ1.0mm以上の鋼板又は厚さ1.0mm以上のアルミニウム材（袋形の場合は、片面の厚さ0.5mm以上）とする。

なお、取付用ガスケットは、3.0mm以上のスポンジゴム又はフェルトとする。

1.15.3.3 ノズル形

- (1) ノズルの材質は、厚さ 1.0mm 以上アルミニウム材又は厚さ 0.8mm 以上の鋼板とし、取付枠の材質は、厚さ 0.8mm 以上の鋼板とする。
- (2) パンカールーバーは、風量及び気流方向（可動範囲 60° 以上）の調節ができる構造とし、材質は、厚さ 0.8mm 以上のアルミニウム材とする。

1.15.3.4 線状形

- (1) B L 形は、可動羽根による気流方向の調節ができる構造とし、額縁及び可動羽根の材質は、厚さ 1.0mm 以上のアルミニウム材とする。ただし、可動羽根形状が袋形の場合は、厚さ 0.5mm 以上のアルミニウム材を袋状にしたものとする。
- (2) T L 形は、システム天井に設置するものとし、外枠とチャンバーが一体のものにダクト接続用ネックを備えたもので、可動羽根による気流方向の調節ができる構造とする。また、額縁及びチャンバーの材質は、厚さ 0.6mm 以上の鋼板とし、可動羽根の材質は、厚さ 1.0mm 以上のアルミニウム材（可動羽根形状が袋形の場合は、厚さ 0.5mm 以上のアルミニウム材を袋状にしたもの）とする。
- (3) C L 形の額縁及び羽根の材質は、厚さ 1.0mm 以上のアルミニウム材又は鋼板とする。ただし、羽根形状が袋形の場合は、厚さ 0.5mm 以上のアルミニウム材を袋状にしたものとする。

1.15.3.5 床吹出口

- (1) 床吹出口は、フリーアクセスフロアーに適用するもので、風量調整、ゴミ受け機能を有するケーシングからなるものとする。
 - (ア) 吹出面の材質は、アルミニウム材、亜鉛合金製又は合成樹脂製とし、耐荷重は 4,000N 以上とする。
 - (イ) ケーシングの材質は、合成樹脂製又は鋼板製とする。
- なお、ケーシングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合は特記による。

1.15.4 吸込口

- (1) 吸込口は、風量の調節ができる構造とする。額縁及びスリットの材質は、厚さ 1.2mm 以上のアルミニウム材又は鋼板とし、シャッターの材質は、厚さ 1.0mm 以上の鋼板又は厚さ 1.2mm 以上のアルミニウム材とする。

1.15.5 排煙口

- (1) 構成は、額縁、可動羽根又は可動パネル、ケーシング、手動開放装置等とする。排煙口の開放と同時に制御器等へ排煙機起動用信号を発信するもので、排煙機起動後に排煙時の気流により閉鎖されることがない構造とする。また、可動パネルのガスケットは、経年により融着することがなく、かつ、排煙時の温度上昇により粘着しない材質とする。
- (2) 額縁、可動羽根、可動パネル及びケーシングの材質は、厚さ 1.5mm 以上の鋼板とする。
- (3) 手動開放装置の操作箱又はその付近に使用方法を明示する。

1.15.6 風量調節ダンパー

- (1) 構成は、ケーシング、可動羽根、軸、軸受け等とし、開度表示付き操作ハンドルによる手動式とする。
- (2) 長方形の場合の可動羽根は、ダクトの高さ 250mm 以内につき 1 枚とし、枚数が 2 枚以上となる場合は、対向翼で羽根相互の重なりは 15mm 程度とする。また、軸方向は、長辺と平行とする。
- (3) 円形の場合の可動羽根は、単翼とする。

- (4) ケーシング及び可動羽根の材質は、厚さ 1.2mm 以上の鋼板とする。また、軸の材質は亜鉛めっき棒鋼等、軸受けの材質は、青銅、黄銅等、操作ハンドルの材質は、鋳鉄、鋼板又は青銅とする。

なお、腐食性のある給排気系統の場合は、対向翼連結金具は、外部取付けとする。

1.15.7 防火ダンパー

- (1) 構成は、ケーシング、可動羽根、軸、軸受け、温度ヒューズ、吊り金具等とし、温度ヒューズと連動して、自動的に閉鎖する機構を有するものとし、可動羽根の開閉及び温度ヒューズ等の作動状態を確認できる検査口を備えたものとする。

なお、腐食性のある給排気系統の場合の平行翼連結金具は、外部取付けとする。

- (2) ケーシング及び可動羽根の材質は、厚さ 1.5mm 以上の鋼板、軸の材質は、亜鉛めっき棒鋼等、軸受けの材質は、青銅、黄銅等とする。
- (3) 排煙ダクトに取付ける場合、温度ヒューズの作動温度は、280℃とする。

1.15.8 防煙ダンパー

- (1) 構成は、ケーシング、可動羽根、軸、軸受け、吊り金具等とし、煙感知器と連動して自動的に閉鎖する機構を有するものとし、作動後の復帰は、遠隔復帰式（電気式）とする。
- (2) 各部の材質は、1.15.7「防火ダンパー」の当該事項による。

1.15.9 防火防煙ダンパー

- (1) 1.15.7「防火ダンパー」及び 1.15.8「防煙ダンパー」の当該事項による。

1.15.10 ピストンダンパー

- (1) 構成は、ケーシング、可動羽根、軸、軸受け、ピストンレリーザー等とし、消火ガスと連動して作動するピストンレリーザーにより自動的に閉鎖する機構を有するものとする。また、作動後の復帰は、復旧弁による遠隔復帰式とする。
- (2) 各部の材質は、1.15.7「防火ダンパー」の当該事項による。ただし、ピストンレリーザーの材質は、黄銅又はステンレス鋼材とする。

1.15.11 逆流防止ダンパー

- (1) 構成は、ケーシング、可動羽根、軸、軸受け、ウエイト等とし、羽根の開閉を補助するウエイトにより、逆気流に対して可動羽根が閉鎖する機構を有するものとし、可動羽根とケーシングが接触する部分に、緩衝材を備えたものとする。また、可動羽根は、開閉が円滑で開放時における気流の抵抗が少ないものとする。
- (2) ケーシングの材質は、厚さ 1.2mm 以上の鋼板とする。また、長方形の場合の可動羽根は、厚さ 1.2mm 以上の鋼板又はアルミニウム板とし、円形の場合の可動羽根は、厚さ 0.6mm 以上の鋼板又はアルミニウム板とする。
- (3) 軸及び軸受けの材質は、1.15.6「風量調節ダンパー」の当該事項による。

1.15.12 避圧ダンパー

- (1) 構成は、ケーシング、可動羽根、軸、軸受け、ウエイト等とし、羽根の開閉を補助するウエイトにより、消火用ガスの放出時に、設定された圧力値以上で開放し、設定された圧力値未満で閉鎖（自力で保持）する機構を有するものとし、開放時における気流の抵抗が少ないものとする。
- (2) 各部の材質は、1.15.7「防火ダンパー」の当該事項による。

1.15.13 定風量ユニット

- (1) 定風量ユニットは、風量の変動を機械的又は電氣的に感知し、あらかじめ設定された風量を保持するように自動的にダンパーを調節する機構を有するものとする。

- (2) メカニカル形は、流入圧力により機械的にダンパーを調節し、設定風量を保持する機構とし、急激な圧力変動に対してスプリングが共振しない構造とする。
- (3) 風速センサー形は、プロペラ形センサー又は熱線センサーで風速を検知し、設定風量を保持するように電動ダンパーを調節する機構とする。
- (4) ユニット単体の許容騒音値は、ユニット前後の静圧差が、メカニカル形の場合は 300Pa、風速センサー形の場合は 100Pa のとき、中心周波数 1,000Hz において吐出側で 65dB 以下 (10^{-12} watt 基準) とする。
- (5) ケーシング及び可動羽根の材質は、鋼板又はアルミニウム板とする。

1.15.14 変風量ユニット

- (1) 1.15.13「定風量ユニット」風速センサー形の当該事項によるほか、外部からの制御信号により風量を調節できる機能を有するものとする。
 なお、風量制御をダイレクトデジタルコントローラ (DDC) からの制御信号により行う場合は特記による。

第 2 章 施工

第 1 節 機器の据付け及び取付け

2.1.1 一般事項

- (1) 機器の据付けに際し、維持管理に必要なスペースを確保する。
- (2) 基礎は、機器運転時の全体荷重に耐えられる床又は地盤上に築造する。
- (3) 基礎は、標準基礎又は防振基礎とし、適用は特記による。
 - (ア) 標準基礎は、次による。
 - (a) コンクリート基礎とし、コンクリート打設後 10 日間以内に荷重をかけてはならない。また、表面は、金ごて押さえ又はモルタル塗りとし、据付け面を水平に仕上げたものとする。
 - (b) コンクリート工事及び左官工事は、第 2 編第 4 章「関連工事」の当該事項による。
 - (c) 基礎の大きさは、特記によるものとし、基礎の高さ、配筋要領等は、標準図（基礎施工要領（一））による。
 - (イ) 防振基礎は、標準基礎にストッパーを設けて、防振架台（製造者の標準仕様）を間接的に固定するものとし、ストッパーは、水平方向及び鉛直方向の地震力に耐えるもので、ストッパーと防振架台との間隙は、機器運転時に接触しない程度とする。また、地震時に接触するストッパーの面には、緩衝材を取付ける。

なお、ストッパーの形状及びストッパーの取付要領は、標準図（基礎施工要領（三）、基礎施工要領（四））による。
- (4) 鋼製架台は、機器の静荷重及び動荷重を基礎に完全に伝えるもので、建築基準法施行令第 90 条及び第 92 条並びに第 129 条の 2 の 3 によるものとし、材料は、「鋼構造許容応力度設計規準」（日本建築学会）に規定されたもの又はこれと同等以上のものとする。
- (5) 機器は、水平に、かつ、地震力により転倒、横滑りを起こさないように基礎、鋼製架台等に固定する。固定方法は、標準図（基礎施工要領（一）、基礎施工要領（二）、基礎施工要領（三）、基礎施工要領（四）、吊りボルトによる機器振れ止めの施工例、機器固定要領）による。

なお、機器は、地震時に設計用水平震度に機器の重量(kN)をかけた設計用水平地震力(kN)及び設計用鉛直震度に機器の重量(kN)をかけた設計用鉛直地震力(kN)が、重心に作用するものとし、設計用震度は特記による。特記がなければ、次による。

 - (ア) 設計用水平震度は、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 設計用水平震度

設 置 場 所*1	タンク以外の機器	タンク
上層階*2	1.0	1.0
屋上及び塔屋	(1.5)	
中間階*3	0.6 (1.0)	0.6
1 階及び地下階	0.4 (0.6)	0.6

備考 () 内の数値は、防振支持の機器の場合を示す。

注 *1 設置場所の区分は機器を支持している床部分により適用し、床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持（上階床より支持）される機器は、支持部材取付床の階（当該階の上階）を適用する。

*2 上層階は、2 から 6 階建の場合は最上階、7 から 9 階建の場合は上層 2 階、10 から 12 階建の場合は上層 3 階、13 階以上の場合は上層 4 階とする。

*3 中間階は、1 階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

(イ) 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の 1/2 の値とする。

(6) 機器廻り配管は、機器へ荷重がかからないように、第 2 編 2.6.2.1「一般事項」の固定及び支持を行う。

2.1.2 ボイラー

2.1.2.1 鋼製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー

- (1) 鋼製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラーの据付けは、本項によるほか、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、地方公共団体の条例及び JIS B 8201「陸用鋼製ボイラー構造」の定めによる。
- (2) ボイラーの基礎は、構造計算で強度が確認された基盤上に築造する。
- (3) 据付けの際は、図面に従い、所定の位置及び四隅にやり方を施し、芯出し、水平、垂直、適正勾配等を水準器、水系、下げ振り等の測器で計測する。
- (4) 据付けは、サドル、ジャッキ等で仮受台に缶体を仮置きし、正確な据付位置を定めた後に行う。
- (5) ボイラーの組立ては、製造者の組立て仕様により行う。
- (6) 附属品及び金物の取付けは、取付けの前に異常の有無を点検し、接触面を清掃してから行う。

2.1.2.2 鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー

- (1) 鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラーの据付けは、本項によるほか、2.1.2.1「鋼製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー」の当該事項による。
- (2) ベースの組立ては、基礎上に墨打ちした線に合わせて、側ベース及び前後プレートを仮置きし、四隅の直角を定めた後、水準器でベースの水平を確認しながら締付けボルトの本締めを行う。
- (3) セクションの組立ては、製造者の組立て仕様により行う。

2.1.3 鋼板製煙道

- (1) 煙道は、1.8m以下ごとに、標準図（ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持要領）による吊り又は支持を行い、ボルト等によりレベル調整し、煙突に上り勾配になるように接続する。また、ブラケット又は受台により支持する場合は、支持面にローラ付き支持金物を設けて行う。
なお、煙道の荷重が、直接、機器にかかってはならない。
- (2) 主煙道は、7.2m以下ごとに、標準図（ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持要領）による振れ止め支持を行う。
なお、壁貫通等で、形鋼による振れ止めと同等に振れを防止できる場合は、貫通部と吊り又は支持をもって振れ止め支持とみなしてもよい。
- (3) 煙道の継手には、シリカ、カルシア、マグネシアを主原料とした、厚さ 2.0mm 以上のアルカリアースシリケートウールガasket（テープ状で耐熱温度が 600℃以上のもの）を使用し、ボルト及びナットで気密に締付ける。
- (4) 伸縮継手の滑動部及び煙突への差込み間隙には、シリカ、カルシア、マグネシアを主原料としたアルカリアースシリケートウール組ひも（ロープ状で耐熱温度が 600℃以上のもの）を使用し、ボルト及びナットで気密に締付ける。
- (5) 鋼板製煙道の伸縮部及び壁貫通部の施工要領は、標準図（鋼板製煙道の伸縮部及び壁貫通部施工要領）による。
- (6) ばい煙濃度計及びばいじん量測定口は、横走り煙道の直線部でボイラーの放射熱を受けない位置に水平に取付ける。

2.1.4 地震感知器

- (1) 地震感知器は、機械室の柱、壁等の主要構造部に取付ける。

2.1.5 給水軟化装置

- (1) 給水軟化装置は、地震力により転倒しないように固定金物を用いて床又は壁に取付ける。

2.1.6 温水発生機

- (1) 温水発生機の据付けは、2.1.2.1「鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー」及び2.1.2.2「铸铁製ボイラー及び铸铁製簡易ボイラー」の当該事項による。

2.1.7 冷凍機

- (1) 冷凍機の据付けは、本項によるほか、「冷凍保安規則」、「冷凍保安規則関係例示基準」及び高圧ガス保安協会制定の「冷凍空調装置の施設基準」の定めによる。
- (2) 冷凍機の基礎は、構造計算で強度が確認された基盤上に築造する。
- (3) 冷凍機の基礎は、標準図（基礎施工要領（二）、基礎施工要領（三））による。
- (4) 冷凍機の据付けの際は、図面に従い、所定の位置及び四隅にやり方を施し、芯出し、水平、垂直、適正勾配等を水準器、水系、下げ振り等の測器で計測する。
- (5) 冷凍機の据付けは、サドル、ジャッキ等で仮受台に缶体を仮置きし、正確な据付位置を定めた後に行う。
- (6) 冷凍機の据付けに際し、ショートサーキット、障害物、騒音等の影響がないことを確認する。

2.1.8 コージェネレーション装置

- (1) コージェネレーション装置の据付けは、本項によるほか、消防法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」の定めによる。
- (2) 燃料電池を用いるコージェネレーション装置の設置は、JIS C 62282-3-300「定置用燃料電池発電システム—設置要件」による。
- (3) コージェネレーション装置の基礎等は、2.1.7「冷凍機」の当該事項による。
- (4) コージェネレーション装置の組立ては、製造者の組立て仕様により行う。
- (5) 外部配管との接続には、防振継手又はフレキシブルジョイントを用いて行う。
- (6) 煙道、蒸気管等には、保温を行う。ただし、蒸気トラップ、容易に人が触れない箇所等を除く。
- (7) 排ガス管や排ガスダクトは、ロックウール保温材等により保温を行う。ただし、ロックウール保温材の耐熱温度を超える場合は、JIS A 9510「無機多孔質保温材（けい酸カルシウム保温材）」によるものを使用する。
なお、保温材の厚さは特記による。
- (8) 温水管及び継手は、亜鉛めっきを施していないものとする。

2.1.9 氷蓄熱ユニット

- (1) 氷蓄熱ユニットの据付けは、2.1.7「冷凍機」の当該事項による。

2.1.10 冷却塔

- (1) 冷却塔は、構造計算で強度が確認されたコンクリート基礎又は鋼製架台に据付ける。
なお、冷却塔を屋上に据付ける場合は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 及び同令に基づく告示の定めによる。
- (2) 冷却塔の据付けに際し、ショートサーキット、障害物、水滴の飛散、騒音等の影響がないことを確認する。

2.1.11 空気調和機

- (1) ユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機及びパッケージ形空気調和機の基礎は、標準図（基礎施工要領（三））による。
- (2) パッケージ形空気調和機の屋外機の据付けに際し、ショートサーキット、障害物、騒音等の影響がないことを確認する。

2.1.12 ファンコイルユニット

- (1) 床置形は、固定金物又は補強された取付け穴を用いて、壁又は床に取付ける。
- (2) 天井吊形等は、地震力の計算又は製造者の試験に基づいた設置とする。
なお、支持をとる構造体からの距離を短くし、地震力による振動を抑制することで落下を防ぐことができる場合は除く。
- (3) 天井吊形等の設置例を、標準図（吊りボルトによる機器振れ止めの施工例）に示す。

2.1.13 マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

- (1) 屋内機の設置は、次による。
 - (ア) 床置形の基礎は、標準図（基礎施工要領（三））による。
 - (イ) 天井吊形及びカセット形の設置は、2.1.12「ファンコイルユニット」の当該事項による。
- (2) 屋外機の据付けに際し、ショートサーキット、障害物、騒音等の影響がないことを確認する。

2.1.14 全熱交換器

- (1) 全熱交換器及び床置形全熱交換ユニットの基礎は、標準図（基礎施工要領（三）の空気調和機）による。
- (2) 天井隠ぺい形全熱交換ユニットの設置は、2.1.12「ファンコイルユニット」の当該事項による。

2.1.15 放熱器

- (1) コイルが逆勾配にならないように、かつ、放熱の循環が阻害されないように取付ける。
- (2) 床置形は、固定金物を用いて、壁又は床に取付ける。

2.1.16 床暖房

- (1) 温水式床暖房は、次による。
 - (ア) 温熱源と放熱器間の配管は、折れ、傷等の損傷を与えないよう敷設し、温水配管相互の接続は行わない。
 なお、温熱源、温水式放熱器本体及び分岐ヘッダーへの接続は、製造者の標準仕様とし、分岐ヘッダー部は点検ができる位置に設ける。
 - (イ) 配管の劣化するおそれがある溶剤、油性マーキング、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル（ビニルテープ等）等の可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合は、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。
- (2) 電気式床暖房は、JIS C 3651「ヒーティング施設の施工方法」によるほか、発熱マット及び発熱シートは、重ねたり、折り曲げたりしてはならない。
- (3) 操作パネルは、操作及び点検が容易な箇所に設置し、温度センサーは温度を正確に検出できる箇所を選定する。

2.1.17 ガス温水熱源機

- (1) 床置形のガス温水熱源機は、地震動等により転倒しないように、固定金物を用いて床又は壁に取付ける。
- (2) 壁掛形のガス温水熱源機は、第 5 編 2.1.1「一般事項」の当該事項により取付ける。ただし、可燃性の取付面に、ガス機器防火性能評定（（一財）日本ガス機器検査協会）を有しない機器を取付ける場合は、背部に耐熱板（アルミニウム板で絶縁した 3.2mm 以上の耐火ボード）を設ける。

2.1.18 送風機

2.1.18.1 遠心送風機

- (1) 床置形の据付けは、標準図（基礎施工要領（四））の標準基礎又は防振基礎によるものとし、基礎の形式は特記による。
 なお、特記がない場合は、標準基礎とする。
- (2) 天井吊形の据付けは、標準図（吊りボルトによる機器振れ止めの施工例、機器固定要領）による。
 なお、小形の遠心送風機（呼び番号 2 未満）の場合は、吊り用ボルトにブレース等による振れ止めを施したものでよい。
- (3) 防振基礎の防振材の個数及び取付け位置は、運転荷重、回転速度、防振材の振動絶縁効率により決定する。
 なお、防振材及び振動絶縁効率は特記による。
- (4) 遠心送風機とダクトの接続には、たわみ継手を用いて行う。

なお、吸込口にダクトを接続しない場合は、保護金網を取付ける。

- (5) ケーシングの水抜きの適用は、特記による。

2.1.18.2 軸流送風機及び斜流送風機

- (1) 軸流送風機及び斜流送風機の据付けは、標準図（機器固定要領）に準じて行う。

なお、小形の軸流送風機及び斜流送風機（呼び番号 3 以下）の場合は、吊り用ボルトにブレース等による振れ止めを施したものでよい。

2.1.19 ポンプ

- (1) ポンプの基礎は、標準図（基礎施工要領（四））による。
- (2) ポンプ本体が結露する場合及び軸封がグランドパッキンの場合は、ポンプの基礎には、ポンプ周囲に排水溝及び排水目皿を設け、呼び径 25 以上の排水管で最寄りの排水系統に排水する。ただし、温水ポンプ及び冷却水ポンプで軸封がグランドパッキンの場合は、排水管による間接排水とする。
- (3) 防振基礎における防振材の個数及び取付位置は、運転荷重、回転速度及び防振材の振動絶縁効率により決定する。

なお、防振材及び振動絶縁効率は特記による。特記がなければ、振動絶縁効率は 80% 以上とする。

- (4) 真空給水ポンプユニット及び油ポンプの基礎の高さは、床仕上り面より 200mm 程度とする。
- (5) ポンプは、共通ベースが、基礎上に水平になるように据付け、その後、軸心の調整を行う。

2.1.20 タンク

- (1) 空調用密閉形隔膜式膨張タンクの温水配管に溶解栓を取付ける場合は、標準図（密閉形隔膜式膨張タンク廻り配管要領）による。
- (2) オイルタンク類の据付けは次によるほか、危険物の規制に関する政令及び同規則の定めによる。
 - (ア) 標準図（鋼製強化プラスチック製二重殻タンク据付け図、地下オイルタンク据付け図、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの外郭及び構造施工要領、地下オイルタンクの外郭及び構造施工要領）による。
 - (イ) 保護筒の内面側壁及び油タンクふたは、JIS K 5674「鉛・クロムフリーさび止めペイント」によるさび止め塗装 2 回塗りとする。また、タンク室を設けない場合の固定バンド、締付けボルト及びアンカーボルトは、さび止めを施す。

2.1.21 試験

- (1) コージェネレーション装置は、総合インターロック試験を行う。
- (2) 還水タンク、開放形膨張タンクは、据付け後に満水試験を行い漏洩が無いことを確認する。
- (3) 消防法による完成検査前検査の検査済証がある場合を除き、屋内オイルタンクは、据付け後に満水試験を行い漏洩が無いことを確認する。

第 2 節 ダクトの取付け

2.2.1 一般事項

- (1) 建築基準法施行令第 112 条第 21 項に規定する準耐火構造の防火区画等をダクトが貫通する場合は、貫通部とダクトとの隙間にモルタル又はロックウール保温材を充填する。ま

た、保温が必要なダクトの場合は、その貫通部の保温は、ロックウール保温材によるものとする。

なお、ロックウール保温材を施す場合は、脱落防止の措置を講ずる。

- (2) 外壁を貫通するダクトとスリーブとの隙間は、バックアップ材等を充填し、シーリング材によりシーリングし、水密を確保する。
- (3) シールの方法は、標準図（シールの施工例（一）、シールの施工例（二））による。
 なお、厨房、浴室等の多湿箇所の排気用の長方形ダクトは、Nシール＋Aシール＋Bシールとし、水抜管を設ける場合は特記による。
- (4) アングルフランジの接合は、接合後にフランジ幅と同一となるフランジ用ガスケットを使用し、ボルト及びナットで片締めのないよう気密に締付ける。
- (5) 厨房の排気ダクトは、ダクト内の点検が可能な措置を講ずる。

2.2.2 ダクトの吊り及び支持

2.2.2.1 一般事項

- (1) 吊り金物に用いる山形鋼の長さは、保温も含めたダクトの横幅以上とする。
- (2) 横走りダクトは、次の場合を除き、12m以下ごとに、標準図（ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持要領）による形鋼振れ止め支持を行うほか、横走りダクト末端部に形鋼振れ止め支持を行う。
 なお、壁貫通等で、形鋼振れ止め支持と同等に振れを防止できる場合は、貫通部及び吊りをもって振れ止め支持とみなしてもよい。
- (ア) ダクトの周長が、1,000mm 以内の場合
- (イ) 吊り用ボルトの長さが、平均 200mm 以内の場合
- (3) 立てダクトには、各階 1 箇所以上に、標準図（ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持要領）による振れ止め支持（固定）を行う。
- (4) ダクトの振動伝播を防ぐ必要がある場合は、防振材を介して吊り及び支持を行う。

2.2.2.2 アングルフランジ工法ダクト

- (1) 横走りダクトは、吊り間隔 3,640mm 以下ごとに、標準図（ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持要領）による吊りを行う。
- (2) ダクトと吊り金物の組合せは、表 3.2.2 による。

ダクトの長辺	山形鋼寸法	吊り用ボルト
750以下	25×25×3	M10又は呼び径 9
750を超え、1,500以下	30×30×3	M10又は呼び径 9
1,500を超え、2,200以下	40×40×3	M10又は呼び径 9
2,200を超えるもの	40×40×5	M10又は呼び径 9

注 ダクトの周長が3,000mmを超える場合の吊り用ボルトの径は、強度を確認の上、選定する。

2.2.2.3 コーナーボルト工法ダクト

- (1) 横走りダクトの吊り間隔は、スライドオンフランジ工法ダクトは 3,000mm 以下とし、共板フランジ工法ダクトは 2,000mm 以下とする。
 なお、機械室内は、長辺が 450mm 以下の横走りダクトの吊り間隔は、2,000mm 以下とする。

2.2.2.4 スパイラルダクト及び円形ダクト

- (1) 横走りダクトは、標準図（ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持要領）に準じた吊りを行う。吊り間隔は、スパイラルダクトは4,000mm以下、円形ダクトは3,640mm以下とする。
- (2) ダクトと吊り金物の組合せは、表3.2.3による。

表 3.2.3 スパイラル及び円形ダクトの吊り金物		(単位 mm)
呼 称 寸 法	山形鋼寸法	吊り用ボルト
750以下	25×25×3	M10又は呼び径 9
750を超え、1,000以下	30×30×3	M10又は呼び径 9
1,000を超え、1,250以下	40×40×3	M10又は呼び径 9

注 呼称寸法1,000を超える場合の吊り用ボルトの径は、強度を確認の上、選定する。

- (3) 呼称寸法750以下の横走りダクトの吊り金物は、厚さ0.8mm以上の亜鉛めっきを施した鋼板を円形に加工した吊りバンドと吊り用ボルトとの組合せによるものとしてもよい。
 なお、小口径（呼称寸法300以下）のものにあつては、吊り金物に代えて、厚さ0.6mmの亜鉛鉄板を帯状に加工したものを使用してもよい。ただし、これによる場合は、要所に振れ止め支持を行う。

2.2.3 ダクトの接合

2.2.3.1 コーナーボルト工法ダクト

- (1) フランジ押さえ金具の取付けは、標準図（コーナーボルト工法ダクトのフランジ施工例（一）、コーナーボルト工法ダクトのフランジ施工例（二）、コーナーボルト工法ダクトのフランジ施工例（三））による。

2.2.3.2 スパイラルダクト

- (1) スパイラルダクトの接合は、差込み継手接合又はフランジ継手接合とする。
- (2) 差込み継手及びフランジ用カラーとダクトの接合は、継手を直管に差込み、鋼製ビスで周囲を固定し、継手と直管の継目全周にシール材を塗布した後、ダクト用テープで二重巻きにしたものとする。接合部の鋼製ビス本数は、表3.2.4による。

表 3.2.4 接合部のビス本数		
ダクト内径		片側最小本数
155 mm以下		3
155mmを超え、	355 mm以下	4
355mmを超え、	560 mm以下	6
560mmを超え、	800 mm以下	8
800mmを超え、	1,250 mm以下	12

2.2.4 排煙ダクト

- (1) 排煙ダクトの吊り及び支持は、2.2.2「ダクトの吊り及び支持」の当該事項による。
- (2) ダクトと排煙機との接続は、フランジ接合とする。
- (3) 亜鉛鉄板製のダクトを溶接接合する場合は、溶接部をワイヤブラシ等で可能な限り清掃し、さび止め塗料又は有機質亜鉛末塗料で溶接面の補修を行う。

- (4) 鋼板製ダクトの塗装は、第2編3.2.1「塗装」による。
- (5) 排煙ダクトは、木材その他の可燃物から150mm以上離して設置する。

2.2.5 ダクト附属品

2.2.5.1 チャンバー

- (1) チャンバーの取付けは、2.2.2.2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。

2.2.5.2 排気フード

- (1) 排気フードの吊り及び支持は、2.2.2.2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。ただし、吊り間隔は、1,500mm以下、かつ、四隅とする。
- (2) 排気フードは、天井下地の施工後に取付ける。

2.2.5.3 フレキシブルダクト

- (1) フレキシブルダクトは、吹出口及び吸込口ボックスの接続用として1.5m以下で使用してもよい。

なお、湾曲部の内側半径はダクト半径以上とし、有効断面を損なうことのないように取付ける。

2.2.5.4 グラスウール製ダクト（円形ダクト）

- (1) グラスウール製ダクト（円形ダクト）の施工は、次によるほか、「グラスウール製ダクト標準施工要領」（グラスウールダクト工業会）のグラスウール製円形ダクトに関する項目（分岐ダクトの接続及びダンパーとの接続に関する項目を除く。）による。
 - (ア) グラスウール製ダクト（円形ダクト）の板厚は、25mmとする。
 - (イ) グラスウール製ダクト（円形ダクト）の接続は、次によるほか、標準図（グラスウール製ダクト（円形ダクト）の接続要領）による。
 - (a) グラスウール製ダクト（円形ダクト）同士の接続は、突合わせ接続とし、切り口両面等に接着及びグラスウール繊維の飛散防止のため、均一に接着剤（JIS K 6804「酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤」）を塗布し、接続した後、継目をグラスウール用アルミニウムテープ（JIS A 4009「空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材」）巻きとし、テープを巻く幅は、ダクト径の1/2以上（最大150mm程度）となるよう重ね巻きしたものとする。ただし、テープ幅でダクト径の1/2以上の幅を確保できる場合は、重ね巻きは不要とする。
 - (b) スパイラルダクトとの接続は、グラスウール製ダクト（円形ダクト）を差込む側の継手（スパイラルダクトの差込み継手）の外面に均一に接着剤（JIS K 6804「酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤」）を塗布して差込み、鋼帯を巻き、鋼製ビス（鋼製ビスの本数は2.2.3「ダクトの接合」の当該事項による。）で固定し、グラスウール用アルミニウムテープ（JIS A 4009「空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材」）でグラスウール製ダクト（円形ダクト）の切り口面から鋼帯を全て覆うように重ね巻きしたものとする。
 - (c) フレキシブルダクトとの接続は、グラスウール製ダクト（円形ダクト）を差込む側の継手（スパイラルダクトの差込み継手）の外面に均一に接着剤（JIS K 6804「酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤」）を塗布して差込み、鋼帯を巻き鋼製ビス（鋼製ビス本数は2.2.3「ダクトの接合」の当該事項による。）で固定し、グラスウール用アルミニウムテープ（JIS A 4009「空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材」）でグラスウール製ダクト（円形ダクト）の切り口面から鋼帯を全て覆うように重ね巻きしたものとする。

(ウ) ダクトの吊り及び支持

- (a) グラスウール製ダクト（円形ダクト）の吊り及び支持は、表 3.2.5 による。

なお、支持材は JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」により成形される鋼帯とする。

- (b) ダクトの接合部付近及び端部は、全て支持する。

- (c) ダンパー等の金物部は、全て支持する。

- (エ) グラスウール製ダクト（円形ダクト）は、厨房等火気使用室や多湿箇所に使用してはならない。

表 3.2.5 グラスウール製ダクト（円形ダクト）の吊り及び支持（単位 mm）

ダクト内径	吊り及び支持金物		
	鋼帯	棒鋼の呼び径	最大間隔
300 以下	24 以上×0.4t 以上	M10 又は 9mm の	2,400
300 を超えるもの		吊り用ボルト	2,000

2.2.5.5 風量測定口

- (1) 風量測定口の取付け個数は、表 3.2.6 による。

なお、取付け位置は特記による。

表 3.2.6 風量測定口の取付け個数

取付け辺（長辺）の寸法	300mm以下	300mmを超え、700mm以下	700mmを超えるもの
取付け個数	1	2	3

第3節 制気口及びダンパー

2.3.1 ガラリ

- (1) 外壁ガラリは、建築物の外壁等に堅固に取付け、その間隙はモルタル等で気密に仕上げる。

2.3.2 排煙口

- (1) 排煙口の吊り及び支持は、2.2.2.2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項によるほか、振れ止め支持を施し、堅固に取付ける。
- (2) 手動開放装置の操作箱は、見やすく、避難の際に操作が容易な位置に取付ける。取付け高さは、床面より 800mm 以上 1,500mm 以下とする。

2.3.3 ダンパー

- (1) ダンパーが、隠ぺい部分に設置される場合は、点検口があることを確認する。
- (2) 防火ダンパー、防煙ダンパー等は、火災時に脱落しないように、防火区画の壁又は床に固定する。固定方法は、標準図（ダクトの防火区画貫通部施工要領）による。

2.3.4 定風量ユニット及び変風量ユニット

- (1) ダクトに気密に取付け、必要に応じて、吊り又は支持を行う。
- (2) 風速センサー形は、ユニット上流側にダクト径の 4 倍程度の直管部を設けて取付ける。

2.3.5 試験

- (1) 防火ダンパー、防煙ダンパー、防火・防煙ダンパー及びピストンダンパーは、施工後に

作動の確認を行う。

- (2) 排煙口は、施工後に作動（手動開放装置及び連動制御器等を含む）の確認を行う。

第4編 自動制御設備工事

第1章 機材

第1節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 本編は、温度、湿度、圧力、流量、液面等の一般的プロセスの制御、計測、監視等を行う場合に適用し、機器に附属する制御及び特殊な制御には適用しない。
- (2) 自動制御設備のシステム構成及び機能は、特記による。

1.1.2 制御方式

- (1) 制御方式は、次による。
 - (ア) デジタル式は、検出部からの電気信号を調節部のマイクロプロセッサにより演算し、操作部へ制御信号を出力する方式のうち、調節部において、ソフトウェア等により制御ロジックを構成できる機能を有し、複数の制御が行えるものとする。
 - (イ) 電子式は、検出部からの電気信号を調節部のマイクロプロセッサにより演算し、操作部へ制御信号を出力する方式とする。
 - (ウ) 電気式は、検出部と一体構造の調節部にて、温度変化、湿度変化、圧力変化若しくは液面変化を機械的又は電気的変位として取出し、操作部へ制御信号を出力する方式とする。

第2節 自動制御機器

1.2.1 検出部

- (1) 温度、湿度、二酸化炭素(CO₂)濃度、圧力及び流量の検出部の適用、機能、設定・検出範囲、出力信号、用途は、標準図（自動制御機器（一）～（五））により、その目的、用途に応じた性能を有するものとする。

1.2.2 調節部

1.2.2.1 一般事項

- (1) 調節機構は、次による。
 - (ア) デジタル式は、ダイレクトデジタルコントローラ（DDC）等によるものとし、中央監視制御装置との通信機能を備えたものとする。
 - (イ) 電子式は、デジタル指示調節器等によるものとし、設定値を確認・変更するためのデジタル表示の指示機能並びに制御信号による遠方からの操作及び演算値等の外部への出力機能を備えたものとする。
 - (ウ) 電気式は、スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンショメーターによるものとする。

- (2) 温度・湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲は、表 4.1.1 による。
- (3) 圧力目標値の設定は、電気式においては機器本体で、デジタル式及び電子式においては機器本体又は遠方から行うものとし、システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有するものとする。

表 4.1.1 温度・湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲

方式	適用	目標値の設定方法	温度調節部		湿度調節部	
			動作隙間	比例帯	動作隙間	比例帯
電子式	室内用	機器本体又は遠方で設定	検出範囲にて任意に可変	検出範囲にて任意に可変	検出範囲にて任意に可変	検出範囲にて任意に可変
デジタル式	ダクト用 配管用	機器本体又は遠方で設定	検出範囲にて任意に可変	検出範囲にて任意に可変	検出範囲にて任意に可変	検出範囲にて任意に可変
電気式	室内用	機器本体で設定	二位置式 1～2.5℃固定	比例式 2～3℃固定	二位置式 5～6%RH 固定	
	ダクト用 配管用	機器本体で設定	二位置式 3～6℃可変	比例式 4～20℃可変	二位置式 4～7%RH 固定	

1.2.3 操作部

1.2.3.1 電動弁

- (1) 電動弁の種類は、単座二方弁、複座二方弁、三方弁、ボール弁、バタフライ弁等とする。
- (2) 弁本体、電動機及び弁リンケージを組合せたもの又は弁本体と電動機が直結されたものとする。
- (3) 弁本体は、使用する流体の種類、温度等の特性に適合するもので、継手部は JIS 規格の継手のものとする。弁本体は、鋳鉄又は青銅、弁棒は、耐脱亜鉛腐食快削黄銅又はステンレス鋼材とする。
- なお、弁の耐圧は特記による。ただし、特記がない場合は、1.0MPa とする。
- (4) 呼び径 50 以上の弁は、直接開度指示又はゲージによる開閉表示機構を備えたものとする。
- (5) 駆動部は、その作動に必要なトルクを有するものとする。
- (6) 開閉状態を遠方表示するための接点、端子等を設ける。
- なお、適用は特記による。

1.2.3.2 電磁弁

- (1) 弁本体に電磁コイルを組込んだ構造とし、使用する流体の種類、温度等の特性に適合するもので、継手部は JIS 規格の継手のものとする。弁本体は、青銅、弁棒は、耐脱亜鉛腐食快削黄銅又はステンレス鋼材とする。
- なお、弁の耐圧は特記による。ただし、特記がない場合は、1.0MPa とする。
- (2) 電磁コイルは、自己発熱に耐え、コイル交換が可能な構造とする。
- (3) 屋外に設置するものは、電磁コイル収納部分が JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」に規定する防雨形構造(IP23) とする。

1.2.3.3 電動ダンパー

- (1) ダンパー本体、電動機、ダンパーリンケージ及び電動機取付け架台を組合せたもの又は

ダンパー本体と駆動部が直結されたものとする。

なお、ダンパー本体の構造、材質は、第3編 1.15.6「風量調節ダンパー」による。

- (2) 駆動部は、その作動に必要なトルクを有するものとする。

1.2.4 管理計器

- (1) 温度、湿度、圧力、流量等のプロセスの指示及び記録の表示精度は、アナログ計器は±1.5%以内（フルスケール）、デジタル計器は±0.5%以内（フルスケール）±1デジットとし、指示値、目盛が容易に目視できるものとする。

第3節 自動制御盤

1.3.1 一般事項

- (1) 自動制御盤は、自動制御機器の調節部、中央監視制御装置の端末装置、機器類を収納するとともに、機器類への電源供給等を行うものとする。

1.3.2 構造

- (1) 自動制御盤の形式は、自立形又は壁掛形とする。
- (2) ドアを閉じた状態で、充電部が露出しない構造とする。
- なお、ドア裏面の押ボタン等、感電のおそれがある部分は、感電防止の処置を施す。ただし、最大使用電圧が60V以下の場合には、感電防止処置を省略してもよい。
- (3) 制御回路等の絶縁距離は、JIS C 8201-1「低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則」によるものとする。
- (4) ドア等への配線で、可とう性を必要とする部分は束線し、損傷を防止する。

1.3.3 キャビネット

- (1) 屋内用キャビネットは、次による。
- (ア) キャビネットは、厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）又は厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板とする。特記がない場合は、厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）とする。
- (イ) 盤内主要機器の取付板は、キャビネットと同材質のもの又は防錆処理を施した鋼板とする。
- (ウ) ドアの端部は、L又はコ字の折曲げ加工を施したものとする。
- (エ) ちょう番は、表面から見えない構造とする。ただし、ドアの面積が0.1m²以下の場合には、外ちょう番としてもよい。
- (オ) ドアは、全て錠付きとし、ハンドルの材質は、非鉄金属又はステンレス鋼材とする。
- (カ) ドアの幅が800mmを超える場合は、原則として、両開きとする。
- (キ) 自立形の場合は、底板がない構造としてもよい。
- (ク) ドアの上部には、名称板を設ける。
- (ケ) 自立形のドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。
- (コ) ドア裏面には、結線図を収容する図面ホルダを設ける。
- (サ) キャビネットは、盤内機器の放熱を考慮し、通気口又は換気装置（小動物等が侵入し難い構造とする。）を設ける。
- (2) 屋外用キャビネットは、(1)（ただし、(キ)を除く。）によるほか、次による。
- (ア) 雨水の浸入を防ぎ、雨水の溜まらない構造とする。
- (イ) パッキン及び絶縁材料の材質は、吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいものとする。
- (ウ) ちょう番は、外ちょう番としてもよい。

- (エ) 壁掛形の場合は、水抜き穴を設ける。
- (オ) 自立形の場合は、開いたドアを固定できる構造とする。
- (カ) 自立形のドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。
なお、両開きのドアの場合は、左右それぞれに設ける。

1.3.4 装置及び機器類

- (1) 装置及び機器類は、次による。
 - (ア) 配線用遮断器は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置及び制御装置―第 2-1 部：回路遮断器」によるものとし、単位装置に用いるものは、定格遮断電流が 2500 A（対称値）以上のものとする。
 - (イ) 漏電遮断器は、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置及び制御装置―第 2-2 部：漏電遮断器」によるものとし、単位装置に用いるものは、次による。
 - (a) 過電流保護機構は、定格遮断容量は 2500 A（対称値）以上のものとする。
 - (b) 定格電流が 50 A 以下のものは、高感度高速形（定格感度電流は 30mA 以下、漏電引外し動作時間は 0.1 秒以内）又は雷インパルス不動作形とする。
 - (c) 定格電流が 50 A を超えるものは、中感度高速形（定格感度電流は 500mA 以下、漏電引外し動作時間は 0.1 秒以内）又は雷インパルス不動作形とする。
 - (ウ) 端子台は、JIS C 8201-7-1「低圧開閉装置及び制御装置―第 7 部：補助装置―第 1 節：銅導体用端子台」によるものとする。
 - (エ) 制御用押しボタンスイッチは、押しボタンの面がガードリングより突き出さない構造のもの又は保護カバー付きのものとし、運転・停止用は「運転」「停止」又は「ON」「OFF」、その他は、用途に応じた機能を表示したものとする。
 - (オ) 表示の光源は、原則として、LED とする。
 - (カ) 制御回路に用いる回路保護装置は、サーキットプロテクタとし、次による。
 - (a) 回路保護は、必要な遮断容量を有するものとする。
 - (b) サーキットプロテクタは、JIS C 4610「機器保護用遮断器」によるものとする。
 - (キ) 配線用遮断器等又はその付近には、負荷名称（系統名称）を示す銘板を設ける。

1.3.5 盤内配線等

- (1) 盤内の電線及びケーブルの種別は、製造者標準仕様とし、盤内配線の最小線径と被覆色は、表 4.1.2 による。
なお、本項は、機器類及びユニット等の内部配線には適用しない。

表4.1.2 盤内配線の最小線径と被覆色

回路の種別		回 路 名	最 小 線 径	被覆色		
動力主回路		電動機、加熱器等の主回路	原則として、 機器の定格電流による	黄色 * ¹		
制 御 回 路	交 流	一般の制御回路	1.25mm ² 以上	黄色		
		電子回路、小勢力回路	0.5mm ² 以上			
	直 流 (48V以下)	電源母線（正側）	1.25mm ² 以上	赤色		
		電源母線（負側）	1.25mm ² 以上	青色		
		制御回路（中性相）、電子回路等	0.5mm ² 以上	青色		
計測回路		低電圧（0～100mV等） 低電流信号線（4～20mA等） 測定用抵抗地信号線等	0.5mm ² 以上	青色 * ²		
		電気量測定線（CT、PT 2次側）			2.0mm ² 以上	黄色
		通信回路		機器間の通信信号線	製造者の標準仕様 * ³	製造者の標準仕様
		接地回路		機器の接地端子から盤接地端子までの線	2.0mm ² 以上	緑色

注 *1 端末にて、R相（赤）、S相（白）、T相（青）の色別表示を行う。

*2 計測回路にて、シールド線、同軸ケーブル使用の場合は、被覆色を黒又は灰色とする。

*3 光ファイバケーブルを含む。

- (2) 配線方式は、JEM1122「配電盤・制御盤の電線及び配線方式」に準じたものとする。
- (3) 制御回路の両極には、回路保護装置を設ける。ただし、次の極には、回路保護装置を設けなくてもよい。
 - (ア) 回路の配線用遮断器等の定格電流が15A以下で、その単位装置の制御回路が配線用遮断器等の二次側に接続される場合の両極
 - (イ) 制御回路の1線が接地される場合の接地側極
 - (ウ) 直流制御回路の負極
 - (エ) 制御回路に用いる変圧器の二次側の1極
 - (オ) 制御回路に接続される表示灯及び信号灯の両極
- (4) 電源表示灯は、系統ごとに1個設け、回路保護装置を設ける。
なお、1極が接地される場合には、非接地極のみに設ける。
- (5) 制御回路に用いる変圧器は、絶縁変圧器とする。
- (6) 外部配線を接続する全ての端子には、容易に消えない方法で端子符号を付ける。また、電線は次のいずれかとする。
 - (ア) 電線の被覆に線番番号又は端子符号を記入したもの
 - (イ) 電線に線番番号又は端子符号を記入したマークチューブを取付けたもの
 - (ウ) 電線に線番番号又は端子符号を記入したマークバンドを取付けたもの

1.3.6 銘板

- (1) 次の事項を表示する銘板を、ドア裏面に設ける。
 - (ア) 名称
 - (イ) 定格電圧
 - (ウ) 製造者名

(エ) 製造年月及び製造番号

第 4 節 中央監視制御装置

1.4.1 一般事項

- (1) 中央監視制御装置は、中央監視盤、周辺装置及び端末装置の組合せとする。
なお、システム構成及び機能は特記による。
- (2) 周囲条件は、次による。
 - (ア) 中央監視盤

温度	10～35℃
湿度	30～80%RH
 - (イ) 端末装置

温度	5～40℃
湿度	30～80%RH
- (3) 各装置の電源は、JIS C 61000-3-2「電磁両立性 第 3-2 部：限度値 高調波電流発生限度値(1 相当りの入力電流が 20A 以下の機器)」による。
- (4) 強電回路を含む機器の金属製キャビネットには、太さ 2.0mm 以上の接地線は、はんだを使用しないで接続できる接地端子を設ける。
なお、接地極付コンセントによる場合は、接地端子を設けなくてもよい。
- (5) 各機器には、外部配線との接続用の端子、コネクタ等を設ける。
なお、端子による場合は、接続する電線の太さ及び電圧に適合する構造とし、符号又は名称の表示を行う。
- (6) 電線の被覆が損傷しないよう、配線孔には保護材を設ける。
- (7) 充電部は、直接、手が触れない構造とする。
- (8) 中央監視制御装置は、周囲条件以上の温度上昇が起こらないように、換気口又は換気装置を設ける。
- (9) 信号の入出力条件は、標準図（信号入出力条件）による。

1.4.2 中央監視盤

1.4.2.1 構成

- (1) 構成は、中央処理装置、補助記憶装置、表示装置、副表示装置、操作器、操作卓、伝送制御装置、電源装置等の組合せによるものとする。
なお、システム構成及び形式は特記による。

1.4.2.2 中央処理装置

- (1) 中央処理装置は、監視・制御対象（機器）からの信号を受けて、情報処理を行い、表示装置に状態、警報、計測値等を表示するとともに、中央監視盤による指令を制御対象に発信するものとする。
- (2) 主記憶部は、半導体記憶素子とする。
なお、揮発性の記憶素子には、記憶保護機能を備えたものとする。
- (3) 監視制御機能は、表 4.1.3 によるものとし、適用は特記による。
なお、監視制御機能の構成、表示内容等については、特記にて適用された範囲に基づき、監督職員と協議する。

表 4.1.3 監視制御機能

名 称	機 能
監視機能・計測計量機能・表示機能・操作機能	状態・警報監視
	機器の運転/停止、遮断器の入切等の状態や、各種設備の警報発生及び復帰を監視し、表示装置上に表示する。また、警報発生時はブザー等で警告する。
	発停異常監視 状態不一致監視
	機器操作又は自動制御出力に対して一定の時間内に応動しない場合又は指令と異なる状態に変化した場合に、動作異常として警報発生を表示装置に表示し、ブザー等で警告する。
	計 測
	温度、湿度、電流、圧力、流量、CO ₂ 濃度等を計測し表示する。
	計測値上下限監視
	計測値に対し、上下限設定を行い、計測値が設定を超えた場合、警報発生を表示装置に表示し、ブザー等で警告する。
	計 量
	電力量、水道量、ガス量等の計量信号を積算し、計量積算値を表示する。
	計量値上限監視
	計量値に対し、単位時間当たりの上限設定を行い、計量値が設定を超えた場合、警報発生を表示装置に表示し、ブザー等で警告する。
	設定値表示・操作
	温度、湿度、ダンパー開度等の設定値・制御目標値の表示及び設定を行う。
	グラフィック表示
	設備ごと又は階ごとの系統図、平面図等を表示装置に表示し、機器の状態、警報、計測値等をシンボルの色変化、点滅、数値等で表現する。また、画面上から各機器の運転/停止、設定値の変更等が行えるものとする。
	各種リスト表示
	制御対象機器、計測項目、警報発生点、メッセージ等の各種リストを表示装置に表示する。
	システム監視
	自己点検及び通信監視（周辺機器・端末装置）を行う。
	オペレーション ガイダンス
	平常時の機器及びシステムの操作、運転手順等、異常発生時の対処方法、緊急連絡先等を表示装置に表示する。
	手動操作
	機器の運転/停止、ダンパー開閉、遮断器の入切等の操作を行う。
	グループ一括運転操作
	同一グループに登録した複数の機器を、一括で運転/停止操作を行う。
	日報・月報作成機能
	監視、計測データを用いて日報及び月報データを作成する。
	印字機能
	警報の発生、復帰、機器状態変化及び設定値等の情報を印字装置で印字する。また、日報・月報作成機能がある場合は、日報・月報を所定の形式で印字する。
	登録データ変更機能
	ポイント属性、アラームガイダンスの名称の変更等を行う。
	データ検索機能
	ポイント属性、警報種別等により、警報/操作/状態の履歴を検索可能とする。

制 御 機 能	機器連動制御	機器の状態変化、警報発生／復旧、計測値上下限範囲の逸脱等の条件により、連動して作動すべき関連機器の運転/停止を行う。
	カレンダー管理	年間カレンダー機能を持ち、平日・休日・特別日の設定を行う。
	スケジュール 設定・制御	曜日、日時等のスケジュール設定をし、設定したタイムスケジュールに従い、登録した機器の運転/停止を行う。
	最適起動/停止制御	空調開始/終了時の室内温度の立上がり/立下がり特性から予測判断し、ウォームアップ時間の最小化起動、前倒し停止による最適省エネ運転を行う。また、学習機能により、設定値の自動修正を行う。
	季節切替制御	冷房・暖房運転等の各制御系の季節モードを、指定した日付に、一括で切替える。（手動切替可能）。
	間欠運転制御	省エネルギー化を図るため、空気調和機等の連続運転中に、設定した温度許容範囲を維持できる停止時間を演算し、間欠運転を行う。
	P M V 管理制御	最適な体感温度の設定支援を行うために、各室内で計測された室内温度、室内湿度と着衣量、活動量からPMV値の演算を行う。
	停電・復電制御	停電時に設定した機器の停止を行う。復電時はスケジュール設定に合わせた機器の再起動又は設定順位に従った機器の起動を行う。
	非常用発電装置 負荷制御	停電時等の非常用発電装置の立上げに伴い、設定された優先順位に従って機器の起動を行う。
	電力デマンド監視	使用電力量から、時限終了時の電力を予測し、デマンド目標値を超えるおそれがある場合に表示装置に表示し、警報を発する。
	電力デマンド制御	電力デマンド監視により警報が発せられた場合に、設定された優先順位に従って負荷の遮断及び復帰を行う。
保 全 業 務 支 援 機 能	火災連動制御	火災発生時に空気調和機、ファン等を一斉又は個別に停止する。
	機器台帳管理	機器の維持管理計画、部品在庫計画等を支援するために、機器台帳の作成、機器の増設、交換、廃棄等の記録を台帳管理する。
	機器稼働履歴監視	機器の運転時間、運転回数等を積算し、表示装置上に表示するとともに、設定した目標値を超えた場合、保守情報として超過情報を出力する。
	設備保全管理機能	施設運営・保全業務の支援を行うために設備機器に関わる計測値、積算値等の保存データ又はオペレータによる故障履歴や修繕履歴入力値をもとに保守支援情報を作成する。
	保守スケジュール機能	設備機器の保守スケジュール予定及び実績を台帳として登録することにより月間/年間の作業予定表及び実績表を作成し、印刷する。また、点検実績を登録することにより予定・実績管理を行う。
	集中検針	管理区分ごとの電力量、水道量、ガス量、熱量等の積算値より、1ヶ月分の使用量を計算し、使用量内訳書の作成及び印字を行う。
	課金	集中検針結果及び設定した固定費等をもとに、料金を計算し、請求書の発行、印刷を行う。

エネルギー管理機能	トレンドグラフ作成機能	電力、ガス、温度、湿度等の計測値、積算値等の時系列変化を一定期間蓄積し、トレンドグラフ（折れ線グラフ）、バーグラフ（棒グラフ・積層グラフ）で表示装置に表示する。
	エネルギー解析グラフ作成機能	エネルギー消費状況の把握、省エネルギー運用の支援のため、蓄積した計測値、積算値等の保存データをもとに、演算、フィルタリング等を行い、トレンドグラフ作成機能とは別に、使用比率を示す円グラフ、COP傾向を示す散布図等のエネルギー解析に使用するグラフの作成を行い、表示装置に表示する。
	データ保存機能	登録したポイントの計測値、積算値等のデータ（ポイント名、単位を含む。）を時系列に従い、補助記憶装置に蓄積し、長期保存を行う。また、外部記憶媒体（USBメモリ等）を介して取出せるものとし、汎用パソコンにおいて汎用作表ソフトが使用できるものとする（CSVファイル形式等）。 計測、計量間隔等の設定ができるものとする。また、外部記憶媒体へのバックアップは手動又は設定した周期で自動的に実行できるものとする。
	トレンドグラフ等保存機能	トレンドグラフ、エネルギー解析グラフ作成機能で作成したグラフ等を補助記憶装置に蓄積し、長期保存する。また、グラフ化に用いている計測、計量保存データは外部記憶媒体（USBメモリ等）を介して取出せるものとし、汎用パソコンにおいて汎用作表ソフトが使用できるものとする（CSVファイル形式等）。
	設備システム運転支援機能	設計図書に記載された範囲の設備システムの設計時のシミュレーション条件を運転実績に置き換え、設備システムの運用改善を支援するために必要なデータの出力を行えるものとする。
その他	計算機能	複数の計測値、積算値に対する四則演算及び複数の制御対象機器の状態に対する論理演算を行う。
	外部警報出力機能	監視制御装置で認識した警報を他装置へ移報する。
	防災設備統合機能	自火報受信機と情報の受渡しを行い、各設備との連動を行うとともに、表示装置に表示する。
	防犯設備統合機能	入退室管理システムと情報の受渡しを行い、各設備との連動を行うとともに、表示装置に表示する。
	通信処理機能	他のシステムと情報の受渡しを行う。
	アカウント管理機能	システムにアクセスする使用者の管理（登録、削除、操作権限の設定等）を行う。使用者の管理は、権限を与えられた者のみが行えるようにする。また、暗証番号、個人ID・パスワード等により、システムにアクセスする使用者の認証を行う。
	操作履歴機能	システム内の各種操作（ログイン/ログアウト、発停、設定等）履歴とともに、操作時刻及び使用者の情報を表示及び記録する。

1.4.2.3 補助記憶装置

- (1) 補助記憶装置は、高速度の処理を必要としないデータ又は主記憶部に格納できない大量のデータを一時格納及び長期保存する内部記憶装置及び保存データを外部記憶媒体に出力する外部記憶装置とし、中央処理装置からの命令により随時データの読出し及び書込みができるものとする。

なお、高速度の処理を必要としないデータの記憶容量は、1年分以上のデータを上書きなしで保存できるものとする。

- (2) 補助記憶装置の形式は特記による。

1.4.2.4 表示装置

- (1) 表示装置画面は、液晶ディスプレイとする。
- (2) 表示装置の形式は、表 4.1.4 によるデスクトップ形、壁掛形又は簡易壁掛形とし、適用は特記による。

表4.1.4 表示装置機能

形式 項目	デスクトップ形	壁掛形	簡易壁掛形
操作方式	キーボード及びマウス	タッチパネル	タッチパネル
画面サイズ	27型以上	15型以上	5型以上

注 1. デスクトップ形は、2画面以上の表示が可能なものとする。

1.4.2.5 副表示装置

- (1) 中央監視盤の操作をせずに、直接、機器の運転・停止、状態表示等が行えるものとし、適用及び表示点数は特記による。
- (2) 中央監視制御装置との接続は、通信方式又は個別配線方式とする。
- (3) 副表示装置の画面は、液晶ディスプレイ又はグラフィックパネルとし、適用は特記による。
- (4) 副表示装置を液晶ディスプレイとする場合は、表 4.1.4 表示装置機能によるものとし、適用は特記による。
- (5) 副表示装置をグラフィックパネルとする場合は、次による。
- なお、適用、形式、表示項目及び表示点数は特記による。
- (ア) 合成樹脂パネルは、スクリーン印刷、彫刻、模擬母線貼付等により、図形表示したものとし、パネルの板厚は、面積 0.25m^2 以下は 3.0mm 以上、 0.25m^2 を超え 0.9m^2 以下は 4.0mm 以上、 0.9m^2 を超えるものは 5.0mm 以上とする。
- (イ) 鋼板パネルは、スクリーン印刷、エッチング、模擬母線貼付等により、図形表示したものとし、パネルの板厚は、面積 0.25m^2 以下は 1.2mm 以上、 0.25m^2 を超え 0.9m^2 以下は 1.6mm 以上、 0.9m^2 を超えるものは 2.0mm 以上とする。
- (ウ) 合成樹脂モザイクパネルは、機器のシンボル、模擬母線、ブランク等のブロックの組合せにより、図形表示したものとする。
- (エ) 表示部は、LED によるものとし、次による。
- (a) 警報表示は、点滅によるものとする。
- (b) 故障表示は、単独の表示又は状態表示の点滅によるものとする。

- (c) 状態表示は、ON・OFF の 2 灯表示又は 1 灯 2 色表示によるものとする。
- (d) 機器、配管、ダクトを系統図で表し、警報、故障及び状態を表示できるものとする。
- (e) グラフィックパネル面に器具類を取付ける場合は、器具の荷重及び操作力の加わり具合に応じて補強を施す。

1.4.2.6 操作器

- (1) 表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行えるものとする。また、緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作は、2 挙動操作により誤操作を防止する。

1.4.2.7 操作卓

- (1) 操作卓(椅子を含む。)は、卓上機器（表示装置、記録（印字）装置等）を置くためのもので、卓上機器は、転倒防止用の措置を講じたものとする。
なお、寸法は特記による。

1.4.2.8 伝送制御装置

- (1) 伝送制御装置は、端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行うものとする。
- (2) 伝送方式は、直列伝送方式とし、符号検定機能を備えたものとする。

1.4.2.9 電源装置

- (1) 電源装置は、停電時に継続して中央監視制御装置に電源を供給するものとし、表 4.1.5 による。また、常時インバータ給電方式の構成ユニットの全部を一つのキャビネットに収納する又は一部を別のキャビネットにした小容量の簡易形とする。
なお、適用及び停電補償時間は特記による。

表 4.1.5 交流無停電電源装置

呼 称	規 格
交流無停電電源装置	JIS C 4411-3 無停電電源装置（UPS）―第 3 部：性能及び試験要求事項

1.4.2.10 附属品

- (1) 電源装置固定金具 一式
- (2) 銘板 一式

1.4.3 周辺装置

1.4.3.1 記録（印字）装置

- (1) 記録（印字）装置の設置は、特記による。
- (2) 壁掛形で本体内蔵のものは、製造者の標準仕様とする。
- (3) (2)を除く、記録（印字）装置は、中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行うものとするほか、A4 判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できるものとする。なお、印字方式は特記による。
- (ア) インクジェット方式は、インクのカートリッジを色ごとに交換可能なものとし、インクがなくなった場合は、自動的にメッセージ等により表示できるものとする。
- (イ) 電子写真方式は、レーザー方式又は LED 方式とし、用紙カセットにより自動給紙が可能なものとする。

1.4.3.2 インターホン

- (1) インターホンは、JIS C 6020「インターホン通則」による同時通話方式とする。
なお、適用及び設置場所は特記による。

1.4.3.3 附属品

- (1) 記録（印字）装置用ケーブル 一式
- (2) 銘板 一式

1.4.4 端末装置

- (1) 端末装置の形式は、次による。
 - (ア) リモートステーション（RS）は、機器（調節器・センサ等）との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との通信機能により、機器の制御、状態・警報監視、計測等を実行するものとする。
 - (イ) ダイレクトデジタルコントローラ（DDC）は、RS の機能のほか演算機能を有し、直接、機器の制御、状態・警報監視、計測等を実行するものとする。
なお、制御機能は、表 4.1.6 から表 4.1.9 までによるものとし、適用は特記による。
 - (ウ) ユーザーターミナル（UT）は、一般居室等に設置し、中央処理装置又はダイレクトデジタルコントローラとの通信機能により、機器の運転・停止、設定値の変更等を行えるものとする。
なお、制御機能は、表 4.1.10 によるものとし、適用は特記による。
- (2) 通信プロトコルは、製造者の標準仕様とする。

表 4.1.6 熱源用 DDC 機能

名	称	機 能
1 ポンプ システム (変流量) [熱源機制御]	熱源機台数制御	二次側の空調負荷流量に応じ、熱源機の必要台数を演算し、運転台数を制御する。熱源機の運転台数は、行き温度で増段、還り温度で減段制御を行う。また、各熱源機の運転時間が均等となるようにローテーションを行う。 なお、故障した熱源機は、台数制御から除外する。
	熱源機優先順位変更	熱源機発停の優先順位を変更する。
	ヘッダー間差圧制御	熱源機の必要水量を確保し、かつ、負荷側にかかる差圧が一定となるように、往・還ヘッダー間のバイパス弁により圧力を制御する。
	中央監視装置との通信	状態・計測等の監視、データ管理及び各設備間の連動制御・連携制御のために、DDCの入出力信号並びに演算値を、中央監視装置及び他のDDCへ伝送し各装置の連携を図り、システム全体の制御を実現する。
	バックアップ機能	中央監視装置異常時は、DDC本体のバックアップスケジュール機能により各自動制御盤(DDC本体)において、自動でローカル運転を行う。また、入出力信号又はDDC本体に異常があった場合に、中央監視装置へ警報を発報する。
2 ポンプ システム (変流量) [熱源機制御]	熱源機優先順位変更	熱源機発停の優先順位を変更する。
	熱源機台数制御	二次側の空調負荷流量から必要熱量を算出し、熱源機の必要台数を演算し、運転台数を制御する。熱源機の運転台数は、行き温度で増段、還り温度で減段制御を行う。また、各熱源機の運転時間が均等となるようにローテーションを行う。 なお、故障した熱源機は、台数制御から除外する。
	中央監視装置との通信	状態・計測等の監視、データ管理及び各設備間の連動制御・連携制御のために、DDCの入出力信号並びに演算値を、中央監視装置及び他のDDCへ伝送し各装置の連携を図り、システム全体の制御を実現する。
	バックアップ機能	中央監視装置異常時は、DDC本体のバックアップスケジュール機能により各自動制御盤(DDC本体)において、自動でローカル運転を行う。また、入出力信号又はDDC本体に異常があった場合に、中央監視装置へ警報を発報する。

2 ポンプ システム (変流量) [二次ポンプ 制御]	二次ポンプ台数制 御	二次側の空調負荷流量に応じ、二次ポンプの必要台数を演算し、運 転台数を制御する。また、各二次ポンプの運転時間又は運転回数が均 等になるようにローテーションを行う。 なお、故障した二次ポンプは、台数制御から除外する。
	送水圧力制御	空調機等への送水圧力を設定値にするために、ポンプ吐出側の圧力 により、二次ポンプ用のバイパス弁を制御する。
	末端差圧制御	末端の空調機等の送水圧力を計測し、差圧が設定値となるように、 二次ポンプの回転数制御（インバータ制御）及びバイパス弁制御を行 う。
	推定末端差圧制御	中央監視装置にて演算された二次側の空調負荷状況により、末端差 圧が最適になるように送水圧力設定値を自動的に変更し、二次ポンプ の回転数制御（インバータ制御）及びバイパス弁制御を行う。
	中央監視装置との 通信	状態・計測等の監視、データ管理及び各設備間の連動制御・連携制 御のために、DDCの入出力信号並びに演算値を、中央監視装置及び他の DDCへ伝送し各装置の連携を図り、システム全体の制御を実現する。
	バックアップ機能	中央監視装置異常時は、DDC本体のバックアップスケジュール機能に より各自動制御盤(DDC本体)において、自動でローカル運転を行う。ま た、入出力信号又はDDC本体に異常があった場合に、中央監視装置へ警 報を発報する。
2 ポンプ システム (変流量) [蓄熱槽制御]	蓄熱槽制御	蓄熱量が空調開始時刻までに目標値となるように、熱源機の運転制 御を行う。 空調時間帯は、現在の蓄熱量と必要蓄熱予測量を演算・比較し、現 在の蓄熱量が不足するおそれが生じると判断した場合に、熱源機の追 従運転を行う。
	熱源機入口温度制 御	熱源機の効率運転の目的のために、熱源機への冷温水入口温度が一 定となるように、三方弁又は二方弁を制御する。
	二次ポンプ台数制 御	二次側の空調負荷流量に応じ、二次ポンプの必要台数を演算し、運 転台数を制御する。また、各二次ポンプの運転時間が均等になるよう にローテーションを行う。 なお、故障した二次ポンプは、台数制御から除外する。
	中央監視装置との 通信	状態・計測等の監視、データ管理及び各設備間の連動制御・連携制 御のために、DDCの入出力信号並びに演算値を、中央監視装置及び他の DDCへ伝送し各装置の連携を図り、システム全体の制御を実現する。
	バックアップ機能	中央監視装置異常時は、DDC本体のバックアップスケジュール機能に より各自動制御盤(DDC本体)において、自動でローカル運転を行う。ま た、入出力信号又はDDC本体に異常があった場合に、中央監視装置へ警 報を発報する。

表 4.1.7 空調機用 DDC 機能

名 称		機 能
温 度 制 御	室内（還気）温度制御（制御弁）	室内（還気）温度が設定値となるように、冷温水制御弁にて冷温水量を制御する。
	給気温度制御（制御弁）	給気温度が設定値となるように、冷温水制御弁にて冷温水量を制御する。
	給気温度カスケード制御	制御の無駄時間や外乱の影響を小さくすることを目的とし、室内（還気）温度と設定値との偏差により、給気温度設定値を自動的に変更する制御を行う。
	給気温度ロードリセット制御	各VAVの風量等から、系統の負荷状態を判断し、空調機の給気温度設定値を自動的に変更する制御を行う。
湿 度 制 御	室内（還気）湿度制御（加湿器）	室内（還気）湿度が低い場合に、設定値となるように加湿器のON/OFF制御を行う。
	室内（還気）湿度制御（加湿弁・蒸気発生器）	室内（還気）湿度が低い場合に、設定値となるように加湿弁・蒸気発生器の比例又はPID制御を行う。また、蒸気加湿弁の場合は、給気露点温度による制御も可能とする。
	加湿禁止制御	冷房時に加湿を禁止し、加湿器・蒸気発生器がONに、又は加湿弁・蒸気加湿弁が開にならないようにする。また、蒸気加湿弁で制御を行う場合は、加湿制御用弁に加えて遮断弁（スプリングリターン式）を設けるものとし、蒸気漏れ防止制御を行うものとする。
	給気露点温度制御（蒸気加湿弁・蒸気発生器）	給気露点温度が低い場合に、設定値となるように蒸気加湿弁・蒸気発生器の制御を行う。
	室内（還気）湿度制御（除湿・再熱）	室内（還気）湿度が高い場合に、設定値となるように冷水制御弁・温水制御弁にて冷水量・温水量を制御し、除湿・再熱を行う。
変 風 量 制御	給気風量制御（吐出圧制御）	給気ダクトの静圧（吐出圧）が設定値となるように、空調機（送風機）の回転数制御（インバータ制御）を行う。
	給気風量制御（VAV制御）	系統のVAVの要求風量の合計値及び各VAVの開度状態から、空調機（送風機）の回転数制御（インバータ制御）を行う。
	外気取入・還気ダンパー制御	空気調和機（送風機）が変風量時でも、必要な外気取入量を確保するため、外気取入及び還気ダンパーの制御を行う。

その他 制御	外気 制御	外気冷房制 御	省エネルギー化を図るために、冷房要求時に、外気と室内（還気）の熱量（比エンタルピー）等を比較し、外気冷房有効時には、外気取入及び還気ダンパーを制御し、外気を有効に取入れる。
		CO ₂ 制御	省エネルギー化を図るために、室内（還気）CO ₂ 濃度が設定値を超えない範囲で、外気取入量を抑制する。
		ウォーミング アップ制御	空調立上がり時間を短縮し、省エネルギー化を図るために、空気調和機の起動時から一定時間、外気を遮断し運転を行うほか、加湿を停止する。 なお、外気が室内冷却に有効な場合は、外気を取入れる。
	空調機停止時の インターロック制 御		空気調和機停止時に、加湿器、制御弁、ダンパー等の制御動作を安全サイドに制御する。（例：加湿禁止、制御弁全閉、外気・排気ダンパー全閉、還気ダンパー全開）
	VAV用DDCとの通信		室内温度や要求風量、開度状態等のVAV用DDCの入出力信号及び演算値情報を収集し、空調機の運転・停止、冷房・暖房状態等の情報を伝送する。
	中央監視装置との 通信		状態・計測等の監視、データ管理及び各設備間の連動制御・連携制御のために、DDCの入出力信号並びに演算値を、中央監視装置及び他のDDCへ伝送し各装置の連携を図り、システム全体の制御を実現する。
	バックアップ機能		入出力信号又はDDC本体に異常があった場合に、中央監視装置へ警報を発報する。また、中央監視装置異常時は、DDC本体のバックアップスケジュール機能により、各自動制御盤(DDC本体)において、自動でローカル運転を行う。

表 4.1.8 ファンコイルユニット用 DDC 機能

名 称		機 能
温 度 制 御	室内温度制御	室内（還気）温度が設定値となるように、FCUの冷温水制御弁にて冷温水量を制御する。
その他 制御	FCU停止時のインターロック制御	FCU停止時、制御弁の制御動作を安全サイドに制御する。（例：制御弁全閉）
	中央監視装置との通信	状態・計測等の監視、データ管理及び各設備間の連動制御・連携制御のために、DDCの入出力信号を中央監視装置及び他のDDCへ伝送して各装置の連携を図り、システム全体の制御を実現する。
	バックアップ機能	入出力信号又はDDC本体に異常があった場合に、中央監視装置等へ警報を発報する。

表 4.1.9 VAV用 DDC 機能

名 称	機 能
冷房・暖房切替	空調機用DDCからの指令により、VAVの冷房・暖房の切替えを行う。
室内温度制御	室内温度が設定値となるように要求風量を演算し、VAVの吹出風量が要求風量となるように制御を行う。
空調機用DDCとの通信	室内温度や要求風量、開度状態等のVAV用DDCの入出力信号及び演算値情報を空調機用DDCへ伝送する。

表 4.1.10 ユーザーターミナル（UT）機能

名 称	機 能
ユーザーオペレーション機能	利用者権限により操作を許可された機器を表示し、中央監視装置又は各DDCと直接通信を行って空調機等の運転/停止、温度設定値等の変更を行う。

第5節 計装用機材

1.5.1 電気計装用機材

(1) 電気計装に使用する機材は、次による。

(ア) 電線及びケーブルは、表 4.1.11 による。なお、計器等に附属する電線及びケーブルは製造者の標準仕様としてもよい。

表4. 1. 11 使用する電線類の規格

呼 称	規 格		文字記号	最小線径
	番 号	名 称		
絶縁電線	JIS C 3612	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 種類：600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)	EM-IE	1.2mm又は 1.25mm ²
制御ケーブル	JIS C 3401	制御用ケーブル 種類：制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE)	EM-CEE	1.25mm ²
	JCS 4258	制御用難燃性ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル（遮へい付） (CEE-S)	EM-CEE-S	1.25mm ²
電力ケーブル	JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル 種類：600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性 ビニルシースケーブル (600V CE/F)	EM-CE	2.0mm ²
計装用ケーブル	JCS 4364	弱電計装用ポリエチレン絶縁耐難燃性ポリエチ レンシースケーブル（遮へい付）※	EM-JKEE-S (対より線)	0.5mm ²
			EM-JKPPEE-S (対より線)	0.5mm ²
		弱電計装用ポリエチレン絶縁耐難燃性ポリエチ レンシースケーブル※	EM-JKEE (対より線)	0.5mm ²
			EM-JKPPEE (対より線)	0.5mm ²
通信ケーブル	JCS 5421	着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (FCPEE/F)	EM-FCPEE	0.9mm
情報通信ケーブ ル	JCS 5503	耐熱性ポリオレフィンシースLAN用非シールド ツイストペアケーブル (UTP-CAT5E/F)	EM-UTP	—
光ファイバケー ブル	JIS C 6820	光ファイバ通則	EM-OP	50μm (コア径)
	JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	EM-OP	—
	JCS 5505	環境配慮形光ファイバケーブル (ECO-OP/F)	—	—
耐熱・耐火ケー ブル	JCS 3501	小勢力回路用耐熱電線 (HP)	EM-HP	0.65mm
	JCS 4506	低圧耐火ケーブル (FP-C)	EM-FP-C	0.9mm ²
マイクロホンコ ード	JCS 4508	マイクロホン用耐燃性ポリオレフィン コード	EM-MOOS	0.9mm
同軸ケーブル	JCS 5422	耐熱性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	EM-nC-E	3C2E

注 ※印の電線の文字記号は、製造者の表記とする。

(イ) 圧着端子類は、表 4.1.12 によるほか、製造者の標準仕様によるものとする。

表4.1.12 圧着端子類の規格

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
圧着端子	JIS C 2805	銅線用圧着端子	
圧着スリーブ	JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	

(ウ) 金属管及び附属品は、表 4.1.13 によるほか、次による。

- (a) 一般屋内部は、同一外径ねじなし電線管とする。
- (b) 屋外露出部は、厚鋼電線管とする。
- (c) 屋外埋設部は、ポリエチレン被覆電線管又は波付硬質合成樹脂管（FEP）とする。

表4.1.13 金属管及び附属品

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
金属管	JIS C 8305	鋼製電線管	
	JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	
金属管の附属品	JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	
	JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	

(エ) 合成樹脂製可とう電線管及び附属品は、表 4.1.14 による。

なお、PF 管は、特記がなければ、単層管とする。

表4.1.14 合成樹脂製可とう電線管及び附属品

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
合成樹脂製可とう電線管	JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	PF管
合成樹脂製可とう電線管用附属品	JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	PF管附属品

注 上記に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年経済産業省令第34号）に定めるところによる。

(オ) 金属製可とう電線管及び附属品は、表 4.1.15 による。

表4.1.15 金属製可とう電線管及び附属品

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
金属製可とう電線管	JIS C 8309	金属製可とう電線管	
金属製可とう電線管用附属品	JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	

(カ) 硬質ビニル管及びその附属品は、表 4. 1. 16 によるものとし、適用は特記による。

表 4. 1. 16 硬質ビニル管及び附属品

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
硬質ビニル管	JIS C 8430	硬質塩化ビニル電線管	
硬質ビニル管の附属品	JIS C 8432	硬質塩化ビニル電線管用附属品	
	JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	

(キ) 金属線ぴ及びその附属品は、「電気用品の技術上の基準を定める省令」の定めによる。

(ク) 屋内形プルボックスは、次による。

(a) 形式は、製造者の標準仕様とする。

(b) プルボックス（セパレータを含む。）は、厚さ 1.6mm 以上の防錆処理を施した鋼板又は厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板とする。

(ケ) 屋外形のプルボックスは、次による。

(a) 形式は、製造者の標準仕様とする。

(b) プルボックス（セパレータを含む。）は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板とする。

なお、鋼製のものにあつては、溶融亜鉛めっき仕上げ等の防錆処理を施したものと
する。

(c) 雨水の浸入を防ぎ、雨水の溜まらない構造とする。

(d) パッキンの材質は、吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいものとする。

(e) ふたの止めねじ及びプルボックスを固定するためのボルト及びナットは、プルボックスの内部に突き出ない構造とする。ただし、長辺が 200mm 以下のものはこの限りではない。

(f) ふたの止めねじは、ステンレス製とする。

(コ) 金属ダクトは、次による。

(a) 形式は、製造者の標準仕様とする。

(b) 金属ダクト（セパレータを含む。）の材質は、1.6mm 以上の防錆処理を施した鋼板とする。

(c) プルボックス、配分電盤等との接続は、原則として、外フランジ方式とする。

(サ) ケーブルラックは、次による。

(a) 形式は、製造者の標準仕様とする。

(b) 本体は、防錆処理を施した鋼製（鋼板、鋼帯等）又はアルミニウム合金製とする。

(c) 本体相互の接続に使用するボルト及びナットは、防錆処理を施した鋼製又はステンレス製とする。

(d) 直線部の長さは、製造者の標準仕様とし、はしご形ケーブルラックの子げたの間隔は、鋼製のものは 300mm 以下、アルミニウム合金製のものは 250mm 以下とする。

なお、直線部以外の子げたの間隔は、実用上支障のない範囲とする。

第6節 機材の試験

1.6.1 機材の試験

(1) 機材の試験は、表 4.1.17 により行い、試験結果を監督職員に報告する。

表4.1.17 機材の試験

機 材	試 験 項 目	試 験 方 法
自動制御機器	外観検査	承諾図に適合し、汚損等のないこと。
	性能試験	検出器の検出範囲及び出力信号、調節器の動作隙間及び比例帯範囲、操作器その他の動作試験を行い仕様に適合していること。
自動制御盤	外観検査	外形寸法、塗装色、銘板、取付け機器及び取付け位置等が承諾図に適合していること。 構造・組付け及び可動部が容易に開閉し、ゆがみ等がないこと。
端末装置	外観検査	承諾図に適合し、汚損等のないこと。
	性能試験	表示、通信及びデータ処理等その他の機能が仕様に適合していること。
中央監視盤	外観検査	外形寸法、塗装色、銘板、取付け機器及び取付け位置等が承諾図に適合していること。 構造・組付け及び可動部が容易に開閉し、ゆがみ等がないこと。
	性能試験	表示機能、状態監視機能、計測機能、手動操作機能、警報検出機能、設定機能、自動発停機能、一覧表示機能、一覧表示記録機能等その他の機能が仕様に適合していること。

注 絶縁抵抗試験は、製造者の規定による。

第2章 施工

第1節 自動制御機器の据付け及び取付け

2.1.1 一般事項

- (1) 機器類は、維持管理に必要なスペースを確保し、床、壁、配管等に対して水平又は垂直に据付ける。
- (2) 検出器は、温度、湿度、圧力等が正確に検出できる場所を選定し、取付ける。

2.1.2 温度検出器、湿度検出器及び二酸化炭素(CO₂)濃度検出器

- (1) 室内形の検出器は、床上 1.5m程度の高さで、直射日光及び吹出し気流の影響を受けない位置に取付ける。
- (2) 挿入形の検出器は、保温の厚みを考慮した取付台を介し、流体に対し垂直又は対向して取付ける。また、配管及びタンク類に取付ける場合は、保護管を用いて検出端を保護する。

2.1.3 圧力検出器及び発信器

- (1) 水系の配管及びタンク類に取付ける場合は、圧力検出口と導圧管の間に点検用バルブを設ける。また、ポンプ吐出側等で流体が脈動する場合は、脈動防止措置として絞り弁等を設ける。

なお、導圧管は、受圧部に空気が混入しないよう 1/10 以上の勾配を設けて発信器に導き、導圧管末端にはドレン抜きを設ける。

- (2) 蒸気用検出器は、(1)によるほか、発信器に直接蒸気が触れないようにサイホン又はコンデンサーポットを介して取付ける。
- (3) ダクト等に取り付ける場合は、圧力変動が少ない位置を選び、検出端の流れに対して直角に取付ける。
- (4) 差圧測定用検出器は、高压側及び低压側導圧管の最高位の高さを合わせて取付ける。

2.1.4 その他の検出器

- (1) 液面検出器は、測定誤差、ハンチング等が生じないように、必要に応じて、ガイドパイプ又は防波筒等を設ける。
- (2) 流量検出器は、流れの方向を確認して、配管の上流及び下流側に流量検出器の必要な直管長を確保して取付ける。
- (3) フロースイッチは、流れの方向を確認後、フロースイッチの上流及び下流側に必要な直管長を確保して、水平配管に垂直に取り付ける。

2.1.5 操作器

- (1) 電動弁は、上流側にストレーナが設けられていることを確認し、駆動軸が垂直になるように取付ける。やむを得ず斜めになる場合でも、駆動部が弁本体より下方になってはならない。また、防滴構造でないものを屋外に設置する場合は、取外し可能な防滴遮へいカバーを設ける。
- (2) 電磁弁は、上流側にストレーナが設けられていることを確認し、コイル部が垂直になるように取付ける。

第2節 盤類の据付け

2.2.1 自動制御盤の据付け

- (1) 自動制御盤の据付けは、次によるほか、第3編 2.1.1「一般事項」の当該事項による。
 - (ア) 隣接した盤は、相互間に隙間のできないようにライナー等を用いて調整を行う。
 - (イ) 質量の大きいもの及び特殊な取付け方法のものは、あらかじめ取付け詳細図を作成し、

監督職員に提出する。

- (ウ) メタルラス張り、ワイヤラス張り、金属板張り等の木造の造営物に、動力回路等を含む盤類を取付ける場合は、それらの金属部分と電氣的に絶縁して据付ける。

2.2.2 中央監視盤の据付け

- (1) 中央監視盤の据付けは、次による。
 - (ア) 保守点検及び運用上必要なスペースを確保し、監視及び操作がし易い位置に据付ける。
 - (イ) 操作卓は、地震力により転倒及び横滑りを起こさないように設置する。
 - (ウ) 操作卓上に設置する表示装置、記録（印字）装置等は、転倒防止用の措置を施す。

第 3 節 配線

2.3.1 配線

- (1) 配線は、本項によるほか、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気用品安全法の定めによる。
 - (ア) 同軸ケーブルの曲げ半径は、ケーブル外径の 10 倍以上とする。
 - (イ) 光ケーブルの曲げ半径は、ケーブル外径の、敷設時で 20 倍、固定時で 10 倍以上とする。
 - (ウ) 自動制御盤、プルボックス等の配線及びケーブルには、回路種別、行先表示等を表示する。
 - (エ) シールド電線の接続は、コネクタ又は端子により行い、その部分には、シールド処理を施す。
 - (オ) ボックス又は端子盤から機器への引出し配線が露出する部分は、これをまとめて保護を行う。
 - (カ) 耐火ケーブル相互及び耐熱ケーブル相互の接続は、消防法等の関係法令の定めによる。
 - (キ) 電線等が防火区画等を貫通する場合の措置は、建築基準法等の関係法令の定めによる。
 - (ク) 金属管の支持間隔は、2.0m 以下とする。
 - (ケ) ケーブルラックは吊り金物による支持とし、吊り間隔を鋼製の場合は 2.0m 以下、アルミニウム合金製の場合は 1.5m 以下とするほか、ケーブルラック端部にも吊りを施す。
 - (コ) 支持金物は、スラブ等の構造体に取り付ける。
 - (サ) 自動制御の接地工事は、次による。
 - (a) 管、ボックス等には、D 種接地を施す。ただし、小勢力回路、出退表示回路等の最大電圧 60V 以下の直流電気回路の計測制御配線の配管は、接地工事を省略できる。
 - (b) 小勢力回路、出退表示回路等の最大電圧 60V 以下の直流電気回路を除き、管とボックス及び管と制御盤等の間は、ボンディングを施し、電氣的に接続する。
 - (c) 接地線は、緑色の絶縁電線を使用する。
 - (シ) 建築物への導入部及び建築物のエキスパンションジョイント部の配管等は、標準図（建築物導入部の変位吸収電気配管要領、建築物エキスパンションジョイント部電気配線要領）による。

第 4 節 耐震

2.4.1 耐震

- (1) 耐震支持は、次による。
 - (ア) 機器、配管等の耐震支持は、所要の強度を有していない簡易壁（ALC パネル、PC パネ

ル、ブロック等）に支持をしてはならない。

- (イ) 機器は、地震時の設計用水平震度（以下「水平震度」という。）及び設計用鉛直震度（以下「鉛直震度」という。）に応じた地震力に対し、移動又は転倒しないように、床スラブ、基礎等に固定する。

なお、水平震度及び鉛直震度は、特記による。

- (ウ) 横引き配管等は、次によるほか、地震時の水平震度及び鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう、表 4.2.1 により標準図（電気配管振れ止め支持要領）の S_A種、A種又は B 種耐震支持を行う。

なお、S_A種及び A 種耐震支持の支持材は、地震時に作用する引張り力、圧縮力及び曲げモーメントそれぞれに対応する材料で構成し、S_A種耐震支持では 1.0、A 種耐震支持では 0.6 を配管等の重量に乗じて算出する水平地震力により選定した耐震支持材を用いる。また、B 種耐震支持は、地震力により支持材に作用する圧縮力を自重による引張り力と相殺させることにより、つり材、振止め斜材等で構成した耐震支持材を用いてもよい。

表 4.2.1 横引き配管等の耐震支持

設置場所 ^{*1}	特定の施設		一般の施設	
	電気配線 (金属管・金属ダクト・バスダクト等)	ケーブルラック	電気配線 (金属管・金属ダクト・バスダクト等)	ケーブルラック
上層階 ^{*2} 屋上及び塔屋	12m以内ごとに S _A 種耐震支持	6 m以内ごとに S _A 種耐震支持	12m以内ごとに A 種耐震支持	8 m以内ごとに A 種又は B 種耐震支持
中間階 ^{*3}	12m以内ごとに A 種耐震支持	8 m以内ごとに A 種耐震支持	12m以内ごとに A 種又は B 種耐震支持	12m以内ごとに A 種又は B 種耐震支持
1 階及び地下階				

備考 特記がなければ、一般の施設を適用する。

注 *1 設置場所の区分は、配管等を支持する床部分により適用し、天井面より支持する配管等は、直上階を適用する。

*2 上層階は、2 から 6 階建の場合は最上階、7 から 9 階建の場合は上層 2 階、10 から 12 階建の場合は上層 3 階、13 階建以上の場合は上層 4 階とする。

*3 中間階は、1 階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

- (a) 次のいずれかに該当する場合は、耐震支持を省略できる。

- ① 呼び径が 82mm 以下の単独配管
- ② 周長 800mm 以下の金属ダクト、幅 400mm 未満のケーブルラック及び幅 400mm 以下の集合配管
- ③ 定格電流 600A 以下のバスダクト
- ④ つり材の長さが平均 0.2m 以下の配管等

- (b) 長期荷重で支持材を選定する場合は、鉛直震度に耐えるものとして耐震支持材の算出に鉛直震度を加算しないことができる。

- (c) 横引き配管等の耐震支持は、管軸方向に対しても行う。

- (d) 横引き配管等の末端から 2 m 以内、曲がり部及び分岐部付近には、耐震支持を行う。

- (エ) 垂直配管等は、地震時の水平震度及び鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう、表 4.2.2 により標準図（電気配管振れ止め支持要領）の S_A 種又は A 種耐震支持を行う。

なお、 S_A 種及び A 種耐震支持の支持材は、地震時に作用する引張り力、圧縮力及び曲げモーメントそれぞれに対応する材料で構成し、 S_A 種耐震支持では 1.0、A 種耐震支持では 0.6 を配管等の重量に乗じて算出する水平地震力により選定した支持材を用いる。

表 4.2.2 垂直配管等の耐震支持

設置場所 ^{*1}	特定の施設		一般の施設	
	電気配線 (金属管・金属ダクト・バスダクト等)	ケーブルラック	電気配線 (金属管・金属ダクト・バスダクト等)	ケーブルラック
上層階 ^{*2} 屋上及び塔屋	電気配線の支持間隔ごとに自重支持（ S_A 種耐震支持）	支持間隔 6 m 以下の範囲、かつ、各階ごとに S_A 種耐震支持	電気配線の支持間隔ごとに自重支持（A 種耐震支持）	支持間隔 6 m 以下の範囲、かつ、各階ごとに A 種耐震支持
中間階 ^{*3} 1 階及び地下階	電気配線の支持間隔ごとに自重支持（A 種耐震支持）	支持間隔 6 m 以下の範囲、かつ、各階ごとに A 種耐震支持		

備考 特記がなければ、一般の施設を適用する。

注 *1 設置場所の区分は、配管等を支持する床部分により適用し、天井面より支持する配管等は、直上階を適用する。

*2 上層階は、2 から 6 階建の場合は最上階、7 から 9 階建の場合は上層 2 階、10 から 12 階建の場合は上層 3 階、13 階建以上の場合は上層 4 階とする。

*3 中間階は、1 階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

- (a) 耐震支持の省略は、(1) (a) による。
- (b) 長期荷重で支持材を選定する場合は、鉛直震度に耐えるものとして支持材の算出に鉛直震度を加算しないことができる。

第 5 節 試験

2.5.1 試験

- (1) 絶縁抵抗試験は、表 4.2.3 により行い、試験結果を監督職員に報告する。

表 4.2.3 絶縁抵抗試験

機 材	試 験 項 目	試 験 方 法
自動制御盤	絶縁抵抗試験	線間及び対地間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計にて確認する。
端末装置	絶縁抵抗試験	線間及び対地間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計にて確認する。
中央監視盤	絶縁抵抗試験	線間及び対地間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計にて確認する。

注 絶縁抵抗試験は、製造者の規定による。

第 6 節 総合試運転調整等

2.6.1 個別運転調整

- (1) 総合試運転調整に先立ち、自動制御機器、自動制御盤及び中央監視制御装置に、各々仮入力信号等を与えて、要求される基本動作を確認する。

2.6.2 総合試運転調整

- (1) 自動制御設備の総合試運転調整は、設備システム全体の総合試運転調整に併せて行うものとし、総合試運転調整の項目は、次による。
 - (ア) 監視・制御対象の機器の運転・停止及び連動の確認
 - (イ) 設定値及び運転内容が、設計条件を満たす範囲であることの確認
 - (ウ) 制御状態を確認し、必要に応じて、制御パラメータの微調整
- (2) 総合試運転調整完了後、制御・計測調整報告書を監督職員に提出する。制御・計測調整報告書は、日時、系統名、機器名称、型番、据付位置・状態、設定値（設定値協議書を含む。）、実測値及び制御動作状態を記入したものとする。また、エネルギー管理機能を備える場合は、総合試運転調整時の計測、計量等のデータによるグラフ等を監督職員に提出する。

なお、制御・計測値が確認できない電気式の場合を除く。

第 5 編 給排水衛生設備工事

第 1 章 機材

第 1 節 衛生器具

1.1.1 一般事項

- (1) 衛生陶器の附属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の金属の見え掛り部は、ニッケルクロムめっき仕上げとし、JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」による 2 級以上とする。

なお、ステンレス製の場合は特記による。

1.1.2 衛生陶器及び附属品

- (1) 衛生陶器は、本項によるほか、JIS A 5207「衛生器具－便器・洗面器類」による。ただし、JIS に規定されていない衛生陶器は、外観、品質等が JIS に準ずるものとする。
- (2) 附属金具は、JIS A 5207「衛生器具－便器・洗面器類」の附属書 JA（参考）（衛生器具附属金具）に準ずるものとする。
- (3) 附属水栓は、1.1.6「水栓」による。自動水栓とする場合は、1.1.7「自動水栓」による。
- (4) 洗浄用防露式ロータンクは、タンク表面の結露防止のため、タンク内面に断熱の措置を施したものとする。断熱材の仕様は、製造者の標準仕様とする。
- (5) 大便器用便座は、1.1.12「温水洗浄便座」又は普通便座とし、特記がない場合は温水洗浄便座とする。
- (6) 和風便器は、JIS A 5207「衛生器具－便器・洗面器類」の附属書 JC（参考）（和風便器）に準ずるものとする。

(7) 衛生陶器及び附属品の組合せは、表 5.1.1 による。

表5.1.1 衛生陶器及び附属品

衛 生 陶 器			附 属 品
種 別	JIS 記号	規 格 名 称	
大 便 器	Ⅱ 形	C 710 S	(ア) 大便器スパッド（必要のある場合）
		C1200 S	(イ) 大便器床フランジ（必要のある場合）
		C1610 S	(ウ) 大便器壁フランジ（必要のある場合）
		C 810 S	(エ) 温水洗浄便座 （普通便座とする場合は、特記による。）
		C 1630 S	(オ) 便座当たり止め（必要のある場合）
	Ⅰ 形	C1111 R	(カ) ステンレス鋼板製ワンタッチ形紙巻器 (キ) 13mm給水管付止水栓付防露式密結タンク （タンク式便器の場合）
小 便 器	U 610	専用洗浄弁式床置Ⅱ形小便器（大形）	(ア) 小便器床フランジ
	U 620	専用洗浄弁式壁掛Ⅱ形小便器（大形）	(ア) 小便器壁フランジ
洗 面 器	L 410	一般洗面器（大形）	(ア) 自動水栓（止水栓附属）
	L 420	同上（小形）	(イ) P形洗面器トラップ (ウ) バックハンガー又はブラケット
	L 511	身体障害者用洗面器	(ア) 自動水栓（止水栓附属）又は自動混合水栓 （止水栓附属） (イ) P形洗面器トラップ（ポップアップ式） (ウ) バックハンガー又はブラケット
手 洗 器	L 710	手洗器	(ア) 自動水栓（止水栓附属） (イ) P形手洗器トラップ
掃 除 流 し	S 210	掃除流し	(ア) 20mm送り座付横水栓（水栓穴有りの場合） (イ) 20mm胴長横水栓（水栓穴無しの場合） (ウ) S形掃除流しトラップ (エ) 掃除流しトラップ接続金具 (オ) 鎖付ゴム栓 (カ) バックハンガー (キ) リムカバー

- 注 1. 大便器の洗浄水量は、Ⅰ形は8.5L/回以下とし、Ⅱ形は6.5L/回以下とする。
2. Ⅱ形小便器の洗浄水量は、2.0L/回以下とする。
3. 再生水仕様の場合は特記による。
4. 紙巻器にワンハンドカット機能を設ける場合は特記による。
5. ステンレス製シートペーパーホルダーを設ける場合は特記による。
6. 壁掛小便器（大形、小形）でバリアフリー対応の場合は、標準図（衛生器具の取付け高さ）による。
7. 掃除流しの記号を NS 210 と記載した場合は、水栓穴無しとする。
8. 大便器に背もたれを設け、ふたなしとする場合は、特記による。
9. 大便器に背もたれを設ける場合は、便座と便器の固定は金属部品で補強されたものとする。

1.1.3 衛生器具ユニット

1.1.3.1 大便器ユニット

- (1) 本ユニットは、大便器、大便器用洗浄弁、給水管、排水管、通気管、ケーシング等を備えたものとし、大便器の種類及び洗浄弁の組合せは特記による。
- (2) 配管材は特記による。特記がない場合は、給水管は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、排水管及び通気管は、塩ビ管とする。
なお、排水管及び通気管の継手にはゴム製等を使用してもよい。
- (3) 給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。
なお、保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管に塩ビ管を使用した場合は、保温を不要とする。
- (4) ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は特記による。
なお、幅木は、ステンレス鋼板（SUS304）による厚さ 0.8mm 以上のヘアライン仕上げとする。フレームは、亜鉛鉄板による厚さ 1.6mm 以上のものとする。

1.1.3.2 小便器ユニット

- (1) 本ユニットは、小便器、小便器用節水装置、給水管、排水管、通気管、ケーシング等を備えたものとし、小便器の種類及び節水装置の組合せは特記による。
- (2) 配管材、保温材及びケーシングは、1.1.3.1「大便器ユニット」(2)、(3)及び(4)による。

1.1.3.3 洗面器ユニット

- (1) 本ユニットは、洗面器、給水管、排水管、通気管、ケーシング等を備えたものとし、洗面器の種類及び給湯管の要否は特記による。
- (2) 配管材、保温材及びケーシングは、1.1.3.1「大便器ユニット」(2)、(3)及び(4)による。

1.1.3.4 壁掛形汚物流しユニット

- (1) 本ユニットは、汚物流し、ホース付ストーマ装具洗浄用水栓、給水管、給湯管、排水管、通気管、ケーシング等を備えたものとし、汚物流しの種類、ホース付ストーマ装具洗浄用水栓及び給湯方式は特記による。
- (2) 配管材、保温材及びケーシングは、1.1.3.1「大便器ユニット」(2)、(3)及び(4)による。

1.1.3.5 その他のユニット

- (1) 掃除流しユニット、手洗器ユニット、車椅子対応ユニット等のユニットは、それぞれの衛生器具、給水管、排水管、通気管、ケーシング等を備えたものとし、仕様は特記による。

1.1.4 浴室ユニット

- (1) 構成は、壁、床、天井からなるユニット部材及び水栓、浴槽、配管、照明器具等の組込み部材からなるものとし、本項によるほか、JIS A 4416「住宅用浴室ユニット」による。
- (2) 壁・床・天井の仕様は特記による。
- (3) 水栓は、1.1.6「水栓」によるものとし、給水・給湯管の要否は特記による。
- (4) 浴槽は、JIS A 5532「浴槽」による FRP 製とし、大きさ及び高断熱性能を適用する場合は特記による。また、浴槽ふたの要否は特記による。
- (5) 照明は、防湿形とし、種類は特記による。
- (6) 附属品は、次による。

なお、仕様は特記による。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (ア) 建具（ドア枠はアルミアルマイト処理） | 1 個 |
| (イ) 鏡は、1.1.9「鏡」による。 | 1 個 |
| (ウ) 排水トラップ（ABS 樹脂製、ASA 樹脂製又は鋳鉄製） | 1 個 |

(エ) タオル掛け

一式

1.1.5 複合浴室ユニット

- (1) 構成は、壁、床、天井からなるユニット部材及び水栓、浴槽、衛生陶器（大便器、洗面器等）、配管、照明器具等の組込み部材からなるものとし、本項によるほか、JIS A 4410「住宅用複合サニタリーユニット」による。
- (2) 壁・床・天井の仕様は特記による。
- (3) 水栓は、1.1.6「水栓」によるものとし、給水・給湯管の要否は特記による。
- (4) 浴槽は、JIS A 5532「浴槽」による FRP 製とし、大きさは特記による。
- (5) 衛生陶器（大便器、洗面器等）の種別及び仕様は特記による。
- (6) 照明は、防湿形とし、種類は特記による。
- (7) 附属品は、次による。

なお、仕様は特記による。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (ア) 建具（ドア枠はアルミアルマイト処理） | 1 個 |
| (イ) 鏡は、1.1.9「鏡」による。 | 1 個 |
| (ウ) 排水トラップ（ABS 樹脂製、ASA 樹脂製又は鋳鉄製） | 1 個 |
| (エ) 石けん受け・握りバー | 一式 |
| (オ) タオル棚・タオル掛け | 一式 |
| (カ) 紙巻器 | 一式 |
| (キ) シャワーカーテン（防火仕様） | 一式 |
| (ク) 化粧棚 | 1 個 |
| (ケ) コンセント（AC 100V） | 一式 |

1.1.6 水栓

- (1) 水栓は、JIS B 2061「給水栓」による。ただし、接水耐圧部を金属製とする場合は、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」による CAC406 又は同等以上の耐食性を有するものとする。また、JIS に規定されていない給水栓は、構造、材料及び構成する主要部品の形状、寸法等が当該 JIS によるものとする。
- (2) こまを組込む水栓の種類は、標準図（水栓）による。

1.1.7 自動水栓

- (1) 自動水栓は、JIS B 2061「給水栓」及びグリーン購入法の基本方針の定めによるほか、次による。
- (ア) 電源種別は、AC 電源、乾電池又は自己発電によるものとし、特記による。
- (イ) 手動スイッチの有無は特記による。
- (ウ) 次の装置、附属品を備えたものとする。

- | | |
|---|-----|
| (a) 感知センサー | 1 組 |
| (b) 吐水口 | 1 組 |
| (c) 開閉弁 | 1 組 |
| (d) 制御装置
(AC 電源の場合は電源コード、自己発電の場合は充電電池を含む。) | 1 組 |
| (e) 乾電池（乾電池を用いる場合） | 1 組 |

1.1.8 大便器用洗浄弁

- (1) 大便器用洗浄弁は、JIS B 2061「給水栓」による。
なお、操作方式は電気開閉式又は手動式とし、特記による。

(ア) 電気開閉式の洗浄機構は、センサー式又はタッチスイッチ式とし、特記による。

(イ) 手動式の洗浄機構は、節水に有効なノンホールディングの機構を有するものとする。

1.1.9 鏡

(1) 鏡は、JIS R 3220「鏡材」によるガラス厚 5.0mm のものとし、銀膜の腐食防止のため、銀膜に塗料等で防護膜を設け、銀膜小口に防湿処理を施したものとする。

なお、大きさは特記による。

1.1.10 化粧棚

(1) 陶器製又は金属製の縁付きとし、大きさは特記による。

1.1.11 水石けん入れ

(1) 水石けん入れは、容量 0.35 L 程度のもので、型式は手洗器一体型又は手洗器分離型とし、特記による。また、自動供給式の適用は特記による。

1.1.12 温水洗浄便座

(1) 温水洗浄便座は、次の機能を有するほか、JIS A 4422「温水洗浄便座」によるものとする。

なお、(エ)、(オ)及び(カ)の付加機能の適用は特記による。

(ア) 温水洗浄機能（給水方式は水道直結給水方式（給水管に直結し、その水圧によって給水する方式）とし、洗浄用水加温方式（貯湯方式又は瞬間方式）は特記による。）

(イ) 節電機能

(ウ) 脱臭機能

(エ) 温風乾燥機能

(オ) 擬音装置

(カ) リモコン（電源種別は、AC 電源、乾電池又は自己発電によるものとし、特記による。）

(2) 附属品として、乾電池（乾電池を用いる場合）を備えたものとする。

1.1.13 試験

(1) 衛生器具ユニットの試験は、次による。

(ア) 給水管は、漏水しないことの確認を行う。

(イ) 排水管は、勾配及び漏水しないことの確認を行う。

第2節 ポンプ

1.2.1 揚水用ポンプ（横形）

(1) 揚水用ポンプ（横形）は、本項によるほか、JIS B 8313「小形渦巻ポンプ」、JIS B 8319「小形多段遠心ポンプ」及び JIS B 8322「両吸込渦巻ポンプ」による。

(2) 接液部の材質は、その主要成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。

(3) 構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機、共通ベース等とし、軸継手を介して主軸と電動機を接続した電動機直結形又は電動機直動形（ポンプ本体と電動機が分離できる構造とする。）とし、ポンプ本体と電動機を共通ベースに取付けたものとする。

(4) ケーシングの材質は、次のいずれかによる。

なお、運転状態において運転が円滑であって、流体に油類の混入しない構造とする。

(ア) JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」又は JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」によるものとし、接液部にナイロンコーティングを施したものとする。

(イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステン

レス鋼鑄鋼品」の SCS13 によるもの。

(5) 羽根車の材質は、次のいずれかによる。

(ア) JIS H 5120「銅及び銅合金鑄物」による、亜鉛含有量が 8%を超えないもの。

(イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 5121「ステンレス鋼鑄鋼品」によるもので、ニッケル含有量が 8%を下回らないもの。

(6) 主軸の材質は、次のいずれかによる。

(ア) JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるもの。

(イ) JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。

なお、軸の接液部に、スリーブ((5)の材質によるもの)を設けたものとする。

(7) 軸封は、パッキン又はメカニカルシールによるものとする。メカニカルシールの摺動部は、超硬合金、セラミック又はカーボンを組合せたものとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。

(8) 電動機は、次のいずれかによる。

(ア) JIS C 4203「一般用单相誘導電動機」

(イ) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」

(ウ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW 未満に限る。)

(エ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW 未満に限る。)

(9) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第 5 部：外被構造による保護方式の分類」による IP44「全閉防まつ形」又は IP 22「防滴保護形」とする。

(10) 附属品は、次による。ただし、吸込側に押込圧力を有する場合は、(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)を、自吸式の場合は、(ア)、(イ)及び(オ)を除く。

(ア) フート弁（呼び径は特記による。） 1 個

ストレーナ付きで、床上から鎖等により弁の操作が可能な構造とし、本体はステンレス製、青銅製又は合成樹脂製、操作用の鎖等はステンレス製とする。

(イ) 呼び水じょうご（コック又はバルブ付き）又は呼水栓 1 組

(ウ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製） 1 組

(エ) 圧力計*、連成計* 各 1 組

(オ) 圧力計* 2 組

(カ) 空気抜きコック又はバルブ（必要のある場合） 1 組

(キ) ドレン抜きコック又はバルブ 一式

(ク) 軸継手保護カバー（鋼板製） 1 組

(ケ) 銘板* 一式

1.2.2 揚水用ポンプ（立形）

(1) 本項は、吸込口径が 50 以下で電動機の定格出力が 5.5kW 以下のものに適用する。

(2) 接液部は、その主要成分に材料に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。

(3) 揚水用ポンプ（立形）の構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機、共通ベース等とし、吸込口及び吐出口が水平方向の遠心ポンプを、軸継手を介して主軸と電動機を接続した電動機直結形又は電動機直動形（ポンプ本体と電動機が分離できる構造とする。）とする。

- (4) ケーシングの材質は、次のいずれかによる。
 - (ア) JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」又は JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」によるものとし、接液部にナイロンコーティングを施したものとする。
 - (イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は SUS316 によるもの若しくは JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 によるもの。
- (5) 羽根車の材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」による、ニッケル含有量が 8%を下回らないものとする。
- (6) 主軸の材質は、以下のいずれかによる。
 - (ア) JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるもの。
 - (イ) JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G 4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。

なお、接液部に、スリーブ((5)の材質によるもの)を設けたものとする。
- (7) 軸封は、メカニカルシールによるものとする。メカニカルシールの摺動部は、超硬合金、セラミック又はカーボンを組合せたものとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。
- (8) 電動機は、製造者の標準仕様とする。

なお、インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、第2編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。
- (9) 次の事項は、単段の場合は JIS B 8313「小形渦巻ポンプ」、多段の場合は JIS B 8319「小形多段遠心ポンプ」の当該事項による。
 - (ア) ケーシング耐圧部の最小厚さ
 - (イ) 羽根車の最小厚さ

(ステンレス製の場合は、羽根車の外径が 100mm 以下の場合は 0.5mm、100mm を超えて 200mm 以下の場合は 0.8mm とする。)
 - (ウ) ポンプ効率
 - (エ) 吐出し量、揚程、軸動力の各試験方法
- (10) 附属品は、1.2.1「揚水用ポンプ（横形）」による。

1.2.3 小形給水ポンプユニット

- (1) 本項は、定格出力の合計が 7.5kW 以下の給水ポンプユニットに適用する。
- (2) 接液部は、その主要成分に材料に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。
- (3) 本ユニットは、ポンプ（2 台以上）、圧力発信器等、制御盤、圧力タンク、電動機、共通ベース等から構成されるものとする。
- (4) 制御方式は、吐出し圧力一定制御又は末端圧力推定制御とし、適用は特記による。

なお、少水量停止機能を有し、少水量停止時は、圧力タンクの圧力により給水が行われるものとする。

 - (ア) 吐出し圧力一定制御は、圧力発信器等からの信号によりインバータ制御を行い、吐出圧力を一定にして圧力を制御する方式とする。
 - (イ) 末端圧力推定制御は、圧力発信器等からの信号によりインバータ制御を行い、末端圧力が一定となる吐出圧力を推定して圧力を制御する方式とする。
- (5) 運転方式は特記とし、ポンプの切換えは少水量停止時に自動的に行われるものとする。また、24 時間強制ローテーション機能の適用は特記による。

- (6) ポンプは、電動機直動形とし、ケーシング及び羽根車の材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又はJIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」による、ニッケル含有量が8%を下回らないものとする。また、主軸の接液部の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるものとする。
- (7) 圧力発信器等は、圧力を受圧エレメントで検出し、制御信号を発信するものとする。
- (8) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。
- なお、高調波対策は、第2編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。
- (9) 圧力タンクは隔膜式とし、タンク本体は鋼板製で、接液部の防錆は樹脂粉体コーティング、樹脂ライニング、樹脂シート貼り等とし、衛生上無害なものとする。
- (10) 電動機は、製造者の標準仕様とする。
- (11) 附属品は、次による。ただし、吸込側に押込圧力を有する場合は、(ア)、(イ)及び(ロ)を、自吸式の場合は、(ア)及び(イ)を除く。
- | | |
|--|------------|
| (ア) フート弁（呼び径は特記による。） | 1 個 |
| ストレーナ付きで、床上から鎖等により弁の操作が可能な構造のものとし、本体はステンレス製、青銅製又は合成樹脂製、操作用の鎖等はステンレス製とする。 | |
| (イ) 呼び水じょうご（コック又はバルブ付き）又は呼水栓 | 1 組 |
| (ロ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製） | 1 組 |
| (エ) 圧力計 | 1 組 |
| (オ) 連成計 | ポンプごとに 1 組 |
| (カ) 空気抜きコック又はバルブ（必要のある場合） | ポンプごとに 1 組 |
| (キ) ドレン抜きコック又はバルブ | 一式 |
| (ク) 銘板* | 一式 |

1.2.4 水道用直結加圧形ポンプユニット

- (1) 水道用直結加圧形ポンプユニットは、本項及びJWWA B 130「水道用直結加圧形ポンプユニット」によるほか、水道事業者の規定によるものとする。
- (2) 接液部は、その主要成分に材料に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。
- (3) 本ユニットは、キャビネット形とし、ポンプ(2台以上)、圧力発信器等、制御盤、圧力タンク、電動機、バルブ類、逆流防止装置等から構成されるものとする。
- (4) 制御方式は、圧力発信器等からの信号によりインバータ制御を行い、末端圧力が一定となる吐出圧力を推定して圧力を制御する末端圧力推定制御とする。また、停電時に配水管の圧力により、直圧給水ができる構造とする。
- (5) 運転方式は、ポンプ2台の場合は自動交互運転とし、ポンプ3台以上の場合は予備機を設けた自動交互・並列運転とし、ローテーション機能を備えたものとする。
- なお、ポンプの切替えは小水量停止時に自動的に行われるものとする。
- (6) ポンプは電動機直動形とする。
- (7) ケーシングの材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 とする。
- (8) 羽根車の材質は、次のいずれかによる。
- (ア) JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」による、亜鉛含有量が8%を超えないもの。
- (イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼

品」による、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。

(9) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」の SUS304、SUS403、SUS420J1 又は SUS420J2 とする。

(10) 圧力発信器等は、圧力を受圧エレメントで検出し、電気信号を発信するものとする。

(11) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。

なお、高調波対策は、第2編 1.2.2「機器附属盤」(5)による。

(12) 圧力タンクは、隔膜式とし、タンク本体は鋼板製で、接液部の防錆は樹脂粉体コーティング、樹脂ライニング、樹脂シート貼り等とし、衛生上無害なものとする。

(13) 逆流防止装置は、JWWA B 129「水道用逆流防止弁」又は JWWA B 134「水道用減圧式逆流防止器」によるものとし、特記がない場合は吸込側に設ける。接液部の材質は、JIS H 5120「銅及び銅合金铸件」、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」又はステンレス鋼板とする。

(14) バルブ類の材質は、JIS H 5120「銅及び銅合金铸件」、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」の SUS304、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼铸件」の SCS13 とする。

(15) 電動機は、製造者の標準仕様とする。

(16) 附属品は、次による。

(ア) 銘板*

一式

1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ

(1) 深井戸用水中モーターポンプは、本項によるほか、JIS B 8324「深井戸用水中モーターポンプ」による。

(2) 本体は、ケーシング、主軸、羽根車等によって構成される遠心ポンプを、水中形三相誘導電動機と軸継手を介して接続した電動機直結形とし、ポンプ上部には逆止弁を、吸込部にはステンレス製のストレーナを設ける。

(3) ケーシング、主軸及び羽根車の材質は、第3編 1.12.1「空調用ポンプ」の当該事項によるものとする。

(4) スラスト軸受は電動機に内蔵され、電動機回転部の質量及びポンプ部のスラスト荷重を支持するのに支障をきたさない材料及び構造とし、耐食性を考慮したものとする。

(5) 揚水に直接接触れる軸受には、防砂装置を設け、運転時及び停止時においても砂が軸受中に入らない構造（耐磨耗材料を使用した軸受は除く。）とする。

なお、防砂装置は、当該さく井より流出する砂の粒度等を考慮したものとする。

(6) 電動機は、製造者の標準仕様とする。

(7) 附属品は、次による。

(ア) 連成計*

1組

(イ) 揚水管

一式

材質は特記とし、フランジ接合（ただし、呼び径 32 以下の場合は、ねじ込み接合）とする。フランジの外径は、ポンプの外径以下とし、強度は、それを支持するのに支障をきたさないものとする。

(ウ) 低水位用電極（停止及び復帰用）及び制御ケーブル
（長さは特記による。）

一式

(エ) 吐出曲管

1個

(オ) 空気抜弁

1個

- | | |
|-----------------------|-----|
| (カ) 井戸ふた | 1 個 |
| (キ) 水中ケーブル（長さは特記による。） | 一式 |
| (ク) 銘板* | 一式 |

1.2.6 給湯用循環ポンプ

- (1) 給湯用循環ポンプは、電動機直動形のライン形遠心ポンプとする。
- (ア) ケーシング及び羽根車の材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 によるものとする。
- (イ) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」の SUS403 又は SUS304 によるものとし、軸受部は温水の温度による障害を受けず、運転状態において運転が円滑であって、温水に油類が混入しない構造とする。

なお、電動機は製造者の標準仕様とする。

- (ウ) 附属品は、次による。
- | | |
|----------------------------|-----|
| (a) 水高計*又は圧力計* | 1 個 |
| (b) 空気抜きコック又はバルブ（必要のある場合） | 1 個 |
| (c) ドレン抜きコック又はバルブ（必要のある場合） | 一式 |
| (d) 銘板* | 一式 |

1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ

- (1) 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプは、本項によるほか、汚物用を除き JIS B 8325「設備排水用水中モータポンプ」による。
- (2) 本体は、ケーシング、主軸（鉛直方向）、羽根車等によって構成される遠心ポンプを、軸継手を介して水中形三相誘導電動機を接続した電動機直結形又は電動機直動形とする。
- (3) ケーシングの材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」の FC150 以上、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」の CAC406、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304、JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 又は合成樹脂製（汚物用は除く。）とする。

なお、合成樹脂製とする場合の適用は特記による。

- (4) 羽根車の材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」の FC150 以上、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」の CAC406、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304、JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」の SCS13 又は合成樹脂製（汚物用は除く。）とする。

なお、合成樹脂製とする場合の適用は特記による。

- (5) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」SUS403、SUS304 又は SUS420J2 とし、スラスト軸受は電動機に内蔵され、電動機回転部の質量及びポンプ部のスラスト荷重を支持するのに支障をきたさない材料及び構造とし、耐食性を有するものとする。
- (6) 水中形三相誘導電動機は、油封式又は乾式とし、適用は特記による。ただし、乾式とした場合、軸封装置はポンプ側と電動機側に二重のメカニカルシールを設け、ポンプ側メカニカルシールの摺動部は超硬合金製又は炭化ケイ素製とする。
- (7) 塗装は、製造者の標準仕様とする。
- (8) 汚物用水中モーターポンプは、電動機の極数は、4 極又は 6 極とし、特記による。
- (9) 雑排水及び汚物用水中モーターポンプは、ひも状固形物及び次に示す大きさの球形固形物を容易に排出できる構造とする。

- (ア) 雑排水用水中モーターポンプは、直径 20mm

- (イ) 汚物用水中モーターポンプは、直径 53mm

- (10) 着脱装置は、本体、ガイドレール（ステンレス製）、固定金物等からなるものとし、適

用は特記による。

- (11) 附属品は、次による。ただし、汚物用水中モーターポンプの場合は(ア)を除く。

(ア) ストレーナ（適用は特記による。）	1 組
(イ) 水中ケーブル（長さは特記による。）	一式
(ウ) 銘板*	一式

1.2.8 消火ポンプユニット

- (1) 消火ポンプユニットは、第 3 編 1.12.1「空調用ポンプ」によるほか、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合するものとし、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 4 の規定に基づく登録認定機関の認定証票が貼付されたものとする。
- (2) 本ユニットは、ポンプ、呼水タンク（吸込み側に押込み圧力がない場合）、制御盤等を備えたものとする。
- (3) 呼水タンクは、ステンレス製による溶接加工とする。また、タンクの有効容量は、100 L 以上（フート弁の呼び径が 150 以下の場合は、50 L 以上）とし、給水管、オーバーフロー管、排水管、逃し管、呼水管等の接続口を設け、ボールタップ及び減水警報用電極又はレベルスイッチを附属する。
- (4) 電動機の保護方式は、1.2.1「揚水用ポンプ（横形）」の当該事項による。
- (5) 制御盤は、以下による。
- (ア) 漏電警報器（外部端子付き）を備えるものとするほか、製造者の標準仕様とする。
- (イ) 電動機出力が 11kW 以上の場合は、始動方式は第 2 編 1.2.2「機器附属盤」(6)による。
- (6) 附属品は、次による。ただし、吸込み側に押込み圧力がある場合は、(ア)及び(イ)を除く。

(ア) フート弁（呼び径は特記による。）	1 個
ストレーナ付きで、床上から鎖等により弁の操作が可能な構造のものとし、本体はステンレス製、青銅製又は合成樹脂製、操作用の鎖等はステンレス製とする。	
(イ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製）	1 組
(ウ) 仕切弁	1 個
(エ) 逆止弁	1 個
(オ) フレキシブルジョイント	1 個
(カ) 水温上昇防止用逃し装置	1 組
(キ) ポンプ性能試験装置（配管を含む。）	1 組
(ク) 圧力計、連成計	各 1 組
(ケ) 空気抜コック又はバルブ	1 組
(コ) ドレン抜コック又はバルブ	一式
(サ) 軸継手保護カバー（鋼板製）	1 組
(シ) 起動用圧力タンク 100 L（スプリンクラー用に限る。）	
なお、吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150 以下の場合には、起動用圧力タンクは 50 L 以上とする。	
	1 個
(ス) 銘板*	一式

1.2.9 試験

- (1) 揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット及び給湯用循環ポンプの試験は次による。
- (ア) 揚水量、揚程及び電流値の試験は、JIS B8313「小型渦巻ポンプ」、JIS B8319「小形多

段遠心ポンプ」又は JIS B8301「遠心ポンプ，斜流ポンプ及び軸流ポンプ—試験方法」による。

- (イ) 水圧試験は、JIS B8301「遠心ポンプ，斜流ポンプ及び軸流ポンプ—試験方法」による。
- (2) 水道用直結加圧形ポンプユニット本体の水圧試験は 1.75MPa で、保持時間は 1 分間とする。

なお、水道事業者の規定がある場合は、水道事業者の規定による。

第 3 節 温水発生機等

1.3.1 真空式温水発生機

- (1) 真空式温水発生機は、第 3 編 1.2.1「真空式温水発生機」による。

1.3.2 無圧式温水発生機

- (1) 無圧式温水発生機は、第 3 編 1.2.2「無圧式温水発生機」による。

1.3.3 木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）

- (1) 木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）は、第 3 編 1.2.3「木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）」による。

1.3.4 木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）

- (1) 木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）は、第 3 編 1.2.4「木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）」による。

1.3.5 コージェネレーション装置

- (1) コージェネレーション装置は、第 3 編第 1 章第 4 節「コージェネレーション装置」によるほか、定格出力 10kW 未満の小出力発電設備を有し、給湯需要に応じた給湯器に適用する。

1.3.5.1 排熱回収型給湯器

- (1) 排熱回収型給湯器は、排熱回収型温水発生ユニット、貯湯ユニット、補助熱源機、温水熱交換器（貯湯ユニットに組込まれる場合は除く。）、制御装置等を備えたものとする。

なお、本項は排熱回収量（70℃温水回収時）が 17kW 以下の排熱回収型給湯器に適用する。

- (2) 排熱回収型温水発生ユニットは、原動機、排熱回収熱交換器及び発電機能を有し、（一社）日本ガス協会の業務用小型ガスエンジンコージェネレーションユニット技術指標に適合したものとする。

なお、始動方式、逆変換装置、系統連系保護装置等は、標準仕様書（電気設備工事編）第 5 編 1.9.2「発電機能付ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」（イ）から（カ）までの当該事項による。

- (3) 貯湯ユニットは、「給水装置の構造及び材料の基準に関する省令」に適合し、貯湯タンクの材料は、ステンレス鋼板製とし、製造者の標準仕様とする。

なお、タンク容量は特記によるものとし、特記がない場合は 300 L 以上とする。

- (4) 補助熱源機は、1.3.6「ガス湯沸器」、1.3.7「潜熱回収型給湯器」による。
- (5) 温水熱交換器は、第 3 編 1.13.3「多管形熱交換器」、1.13.4「プレート形熱交換器」による。
- (6) 制御装置は、温度調節機能及び放熱制御機能並びに蓄電池による起動及び自立運転機能を有するものとし、製造者の標準仕様とする。
- (7) 附属品は、次による。

- (ア) リモコン（配線共）

一式

(イ) 銘板*

一式

1.3.6 ガス湯沸器

- (1) ガス湯沸器は、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定によるガス用品及び液化石油ガス器具等に定めるところによる。
- (2) ガス湯沸器は、本項によるほか、JIS S 2109「家庭用ガス温水機器」による。
- (3) 給湯方式は瞬間式とし、次による。
 - (ア) 瞬間湯沸器は、壁掛形とする。
 - (イ) 本体は、湯沸器本体、ガスバーナー、給水自動ガス弁、水量調節弁、電気点火装置（圧電素子ユニット等）等を備えたものとする。
 - (ウ) 安全装置は、関係法令の定めるところによる。
- (4) 附属品は、次による。

(ア) 取付金具

一式

(イ) 銘板*

一式

1.3.7 潜熱回収型給湯器

- (1) 潜熱回収型給湯器は、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定めるガス用品及び液化石油ガス器具等に定めるところによる。
- (2) 潜熱回収型給湯器は、本項によるほか、JIS S 2109「家庭用ガス温水機器」に適合するものとし、次のものを備える。
 - (ア) 排ガスから潜熱を回収する二次熱交換器（ステンレス製等）
 - (イ) 二次熱交換器で発生する凝縮水を中和する中和器（ポリプロピレン樹脂製等）
- (3) 給湯の熱効率の特記による。
なお、特記がない場合は、90%以上（基準総発熱量）とする。
- (4) 附属品は、次による。

(ア) 取付金具

一式

(イ) 銘板*

一式

1.3.8 貯湯式電気温水器

- (1) 貯湯式電気温水器は、労働安全衛生法施行令第 1 条第三号ニに該当する簡易ボイラーで、貯湯容量 100 L 以下の床置形の元止め式と先止め式の電気温水器に適用する。
- (2) 主要構造部は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び JIS C 9219「貯湯式電気温水器」に適合し、貯湯タンクの材質はステンレス鋼板（SUS304、SUS304L、SUS316、SUS316L、SUS444）とする。
- (3) 本体は、温水器本体、発熱体、温度調節器、過熱防止器、制御盤（製造者の標準仕様）、アース端子等を備えたものとする。ただし、制御盤に節電機能を組込む場合は特記による。
- (4) 附属品は、次による。ただし、先止め式の場合は(ア)を、元止め式の場合は(イ)を除く。
 - (ア) 給湯栓 1 個
 - (イ) 水道用減圧弁・逃し弁 各 1 個
 - (ウ) 取付金具 一式
 - (エ) 銘板* 一式

1.3.9 ヒートポンプ給湯機

- (1) ヒートポンプ給湯機は、本項によるほか、JIS C 9220「家庭用ヒートポンプ給湯機」又は JRA 4060「業務用ヒートポンプ給湯機」に適合するものとする。

- (2) 本体は、ヒートポンプユニット、貯湯ユニット（屋外形）、制御装置及びユニット間配管（保温含む。）からなる分離型とする。
- (3) 冷媒は、二酸化炭素（CO₂）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を用いたものとする。
- (4) 貯湯タンクの構造は、密閉型とする。
- (5) 貯湯タンクの材質は、ステンレス鋼板製とし、貯湯タンク容量は特記による。
- (6) 附属品は、次による。ただし、本体に取付構造を備える場合は(イ)を除く。
 - (ア) リモコン（配線共） 一式
 - (イ) 取付金具 一式
 - (ウ) 銘板* 一式

1.3.10 排気筒

- (1) ガス湯沸器用排気筒は、燃焼ガスを室内に放出することなく、直接屋外へ排出するもので、厚さ 0.3mm 以上のステンレス鋼板製（SUS304）とする。また、排気筒を外気に開放する場合、その頂部の形状は特記による。

1.3.11 太陽熱集熱器

- (1) 太陽熱集熱器は、本項によるほか、JIS A 4112「太陽集熱器」による。
 - (ア) 形式は、平板形又は真空ガラス管形とし、適用は特記による。
 - (イ) 本体は、集熱体、ケーシング、断熱材、反射体等を備えたものとする。
 - (ウ) 集熱体等は、腐食しにくく、熱交換に適した形状で変形しない構造とする。
 - (エ) ケーシングの材質は、溶融亜鉛めっき鋼板、アルミニウム板又はステンレス鋼板とし、適用は特記による。
 - (オ) 太陽熱集熱器は、建築基準法施行令第 87 条に定める風圧力に耐えるものとする。

1.3.12 太陽熱蓄熱槽

- (1) 太陽熱蓄熱槽は、本項によるほか、JIS A 4113「太陽蓄熱槽」による。
 - (ア) 本体は、蓄熱タンク（1,000 L 以下）、熱交換器、集熱ポンプ、制御装置、ケーシング等を備えたものとする。
 なお、補助熱源を組込む場合は特記による。
 - (イ) 蓄熱タンクの形式は、密閉形とし、材質はステンレス製で断熱を施したものとする。
 - (ウ) 熱交換器は、加熱コイル又はプレート形熱交換器とし、製造者の標準仕様とする。
 - (エ) 集熱ポンプは、製造者の標準仕様とする。
 - (オ) 制御装置は、製造者の標準仕様とする。
 - (カ) ケーシングの材質は、溶融亜鉛めっき鋼板、アルミニウム板又はステンレス鋼板とし、適用は特記による。

1.3.13 試験

- (1) 真空式温水発生機、無圧式温水発生機、木質バイオマスボイラー（真空式温水発生機）及び木質バイオマスボイラー（無圧式温水発生機）の試験は、第3編 1.2.5「試験」による。
- (2) 瞬間湯沸器の先止め式の水圧試験値は、1.75MPa とする。

第4節 タンク

1.4.1 一般事項

- (1) 飲料水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクは、本項によるほか、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 3 及び第 129 条の 2 の 4 並びに同令に基づく告示の定めによる。

- (2) タンク本体は、地震力及び地震力によって生ずる液面揺動によって損傷を起こさない強度を有するものとする。
- なお、設計用水平震度は特記によるものとし、設計用鉛直震度は、特記がなければ設計用水平震度の1/2の値とする。
- (3) 圧力容器に該当するタンクは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「圧力容器構造規格」、「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」及び「簡易ボイラー等構造規格」の定めによる。
- (4) 鋼板製一体形タンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形・ボルト組立形）、FRP製一体形タンク、FRP製パネルタンク、貯湯タンク及び消火用充水タンクの形状、寸法その他は、標準図（鋼板製一体形タンク（一）、鋼板製一体形タンク（二）、ステンレス鋼板製パネルタンク（一）、ステンレス鋼板製パネル形タンク（二）、FRP製一体形タンク（一）、FRP製一体形タンク（二）、FRP製パネルタンク（一）、FRP製パネルタンク（二）、貯湯タンク（横形）、貯湯タンク（立形）、膨張タンク・消火用充水タンク、消火用充水タンク（ステンレス鋼板製（パネル形）））による。
- (5) 鋼板製のタンクの塗装は、第2編3.2.1「塗装」による。

1.4.2 タンク

1.4.2.1 FRP製一体形タンク

- (1) 不飽和ポリエステル樹脂とガラス繊維とを用いて作られたガラス繊維強化ポリエステル（以下「FRP」という。）を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。
- (2) 本タンクの製造に用いる不飽和ポリエステル樹脂は、JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に規定するUP-G等耐水性、耐候性の優れたもので、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えるものであってはならない。ガラス繊維は、JIS R 3411からJIS R 3417に規定する無アルカリ性のもの及びこれらを原料として加工したものとする。合成樹脂発泡体は、硬質で独立気泡とする。充填材料及び着色材料を使用する場合には、その品質及び使用量が製品の品質及び水質に悪影響を与えるものであってはならない。
- (3) タンクは、タンク内の照度率が0.1%以下となるような遮光性を有するものとする。試験方法は、JIS A 4110「ガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽」による。また、側板と底板は厚さ15mm以上の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体相当以上の断熱性を有するものとする。
- (4) 本タンクには、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設ける。また、給水栓用配管の接続口を設ける場合は特記による。
- なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径50以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。
- (5) 附属品は、次による。
- (ア) 鋼製架台（第2編3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による
HDZT49を施したもの。） 一式
- (イ) ボールタップ用防波板又は電極棒用防波筒 一式
- (ウ) マンホール（タンク本体と同一の材質で施錠式とし、
屋外用は内ふたを設ける。また、大きさは直径600mm以上の

- 円が内接することができるもの。） 一式
- (エ) はしご（タンク内は合成樹脂製。タンク外は鋼製（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。））、ステンレス鋼製又は FRP 製。なお、安全ガード付きの場合は特記とする。） 一式
- (オ) 通気口（合成樹脂製防虫網付き） 一式
- (カ) アンカーボルト（ステンレス鋼製又は鋼製（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）） 一式
- (キ) 銘板* 一式

1.4.2.2 FRP 製パネルタンク

- (1) FRP 製パネルタンクは、1.4.2.1「FRP 製一体形タンク」によるほか、次による。
- (ア) パネルタンクは、FRP で成形したパネル（以下「単板パネル」という。）をボルト締結により組立てた単板形パネルタンク、単板パネルと合成樹脂発泡体を組合せたパネル（以下「複合板パネル」という。）をボルト締結により組立てた複合板形パネルタンク（サンドイッチ構造のものを含む。）とし、特記がない場合は、複合板形パネルタンクとする。ただし、屋内設置の複合板形パネルタンクの天井部は、単板パネルとしてもよい。
- (イ) 複合板パネルは、部品取付部、補強材、ボルト等の接合部及びパネルフランジ周辺部を除いて、厚さ 15mm の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体と同等以上の断熱性を有するものとする。
- (ウ) 二槽式タンクの中仕切板は、一方のタンクを空にした場合にあっては、特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とし、単板パネルとする。
- (エ) タンクの組立等に使用するボルト及びナットの使用区分は、次のとおりとし、材料は次のもの又は同等品とする。
- (a) タンクの外部に使用するボルト及びナットは、ステンレス鋼製ボルト（SUS304 等）又は鋼製ボルトとする。鋼製ボルトは、棒鋼（SS400 等）に第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したものとし、塗装は不要とする。
- (b) タンク内部の気相部（溢水面下 150mm までとする。ただし、電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合は、気相部の水位レベルは特記による。）に使用するボルトは、ステンレス鋼製ボルト（SUS304）又は鋼製ボルトを、合成ゴム又は合成樹脂等の防護材で覆ったものとする。
- (c) タンク内部の液相部に使用するボルトは、(b)による。ただし、ステンレス鋼製ボルトについては、防護材で覆わなくてもよい。
- (オ) パネルの接合に使用するシール材料は、水質に悪影響を与えないものとし、合成樹脂製又は品質が JIS K 6353「水道用ゴム」に適合する合成ゴム製とする。
- (カ) 補強方式は、外部補強方式、内部補強方式又はこれらの組合せ方式とする。内部補強は、側板と底板を筋かい状に金属で締結する構造、側板と側板を平行又は筋かい状に金属で締結する構造若しくはこれらを組合せた構造とし、その底板接合部は架台と直結する構造とする。
- (キ) ボルト及びナット以外の金属材料並びにその使用区分は、次による。
- (a) タンクの外部に使用する材料は鋼製で、第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したものとし、塗装は不要とする。
- (b) タンク内部の気相部に使用する材料は、ステンレス鋼製又は鋼製とし、合成ゴム、

合成樹脂、合成樹脂粉体ライニング（被覆厚 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとする。ただし、SUS329J4L では、防護材は不要とする。

- (c) タンク内部の液相部に使用する材料は、(b)による。ただし、ステンレス鋼製のものについては、防護材で覆わなくてもよい。

1.4.2.3 鋼板製一体形タンク

- (1) 本体は鋼板製とし、タンク内面の防錆は、第 2 編 3.2.2.3「エポキシ樹脂ライニング」によるものとする。

なお、乾燥方法は、特記がなければ加熱硬化とする。

- (2) タンク外面の防錆は、第 2 編 3.2.2「防錆」によるエポキシ樹脂ライニングの当該事項によるほか、次による。

- (ア) 金属面の防錆前処理は、JIS Z 0313「素地調整用ブラスト処理面の試験及び評価方法」による「目視による洗浄度の評価」の除錆度の評価 Sa 2 以上とする。

- (イ) タンク外面に施すエポキシ樹脂ライニングの皮膜厚さは、0.2mm 以上とする。

- (3) タンク底板は、タンク内の水を完全に排水するために必要な成形を施したものとする。

- (4) タンクは、底板下に底板リブと本体ベース板で構成され、本体に架台が組込まれた構造とし、標準図（鋼板製一体形タンク（一）、鋼板製一体形タンク（二））による。

- (5) 本タンクには、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設ける。また、給水栓用配管の接続口を設ける場合は特記による。

なお、接続口及び取付座はフランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径 50 以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。

- (6) 附属品は、次による。

- (ア) ボールタップ用防波板又は電極棒用防波筒 一式

- (イ) マンホール（タンク本体と同一の材質で施錠式とし、
屋外用は内ふたを設ける。また、大きさは直径 600mm 以上の円が内接することができるもの。） 一式

- (ウ) はしご（タンク内は合成樹脂製。タンク外は鋼製
（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）
又はステンレス鋼製。なお、安全ガード付きの場合は特記とする。） 一式

- (エ) 通気口（合成樹脂製防虫網付き） 一式

- (オ) アンカーボルト（ステンレス鋼製又は鋼製
（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）） 一式

- (カ) 銘板* 一式

1.4.2.4 ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）

- (1) ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）は、ステンレス鋼板（気相部（溢水面下 150mm までとする。ただし、電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合は、気相部の水位レベルは特記による。）は SUS329J4L とし、液相部は SUS304、SUS316 又は SUS444）で成形したパネルを製造者工場（現場にて製作する場合は、「日本ステンレスタンク工業会」ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）現地組立基準書による。）で TIG 溶接により組立てたものとする。

なお、溶接は、JIS Z 3821「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」

による。

- (2) タンク底板は、プレス成形を施したものとする。
- (3) タンク内部に使用する材料は、本体と同じ材料又は本体と同等の耐食性を有するものとする。
- (4) タンク外部に保温を施す場合は特記による。保温及び外装は、タンク用として成形したポリスチレンフォーム保温材（保温厚さ 25mm 以上）にアルミニウム板（板厚 0.8mm 以上）の外装を施したもの又は第 2 編 3.1.5「給排水衛生設備工事の保温」の鋼板製タンクの保温によるものとする。

なお、屋外に設置する場合は、外装をステンレス鋼板としてもよい。

- (5) 二槽式タンクの中仕切板は、一方のタンクを空にした場合にあっても、特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とする。
- (6) 補強方式は、側板と側板を平行又は筋かい状に金属で接合する内部補強方式とし、「日本ステンレスタンク工業会」ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）耐震構造基準によるものとする。

- (7) 本タンクには、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設ける。また、給水栓用配管の接続口を設ける場合は特記による。

なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径 50 以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。

- (8) 附属品は、次による。

- (ア) 鋼製架台（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による

HDZT49 を施したもの。）

一式

- (イ) ボールタップ用防波板又は電極棒用防波筒

一式

- (ウ) マンホール（タンク本体と同一の材質で施錠式とし、屋外用は内ふたを設ける。

また、大きさは直径 600mm 以上の円が内接することができるもの。）

一式

- (エ) はしご（タンク内は合成樹脂製又はステンレス鋼製（SUS329J4L）。

タンク外は鋼製（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施した

もの。）又はステンレス鋼製。なお、安全ガード付きの場合は特記とする。）

一式

- (オ) 通気口（合成樹脂製防虫網付き）

一式

- (カ) アンカーボルト（ステンレス鋼製又は鋼製（第 2 編 3.2.2.4

「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）

一式

- (キ) 銘板*

一式

1.4.2.5 ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）

- (1) ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）は、プレス成形したステンレス鋼板をボルト締結により組合せたタンクとし、気相部（溢水面下 150mm までとする。ただし、電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合は、気相部の水位レベルは特記による。）は SUS304 以上の耐食性を有する鋼種とし、合成ゴム、合成樹脂、合成樹脂粉体ライニング（被覆厚 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとする。ただし、SUS329J4L では、防護材は不要とする。

なお、液相部は SUS304、SUS316 又は SUS444 とする。

- (2) タンク内部に使用する金属材料は、次による。

- (ア) 気相部は、ステンレス鋼製又は鋼製とし、合成ゴム、合成樹脂、合成樹脂粉体ライニ

ング（皮膜厚さ 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとする。ただし、SUS329J4L を使用する場合は、防護材で覆わなくてもよい。

- (イ) 液相部は(ア)による。ただし、ステンレス鋼を使用する場合は、防護材で覆わなくてもよい。
- (3) タンク外部に使用する金属材料は、SUS304 以上の耐食性を有するステンレス鋼製又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZT49）を施したものとする。
- (4) タンク外部に保温を施す場合は特記による。保温パネルは、部品取付部、補強材、ボルト等の接合部及びパネルフランジ周辺部を除いて、ポリスチレンフォーム保温材 25mm 厚相当以上の断熱性能を有する合成樹脂発泡体に、アルミニウム板（板厚 0.8mm 以上）、ステンレス鋼板又は合成樹脂板の外装を施したものの若しくは第 2 編 3.1.5「給排水衛生設備工事の保温」の鋼板製タンクの保温によるものとする。
- (5) 二槽式タンクの中仕切板は、一方のタンクを空にした場合にあって、特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とし、単板パネルとする。
- (6) 補強方式は、外部補強方式、内部補強方式又はこれらの組合せ方式とする。内部補強は側板と底板を筋かい状に金属で締結する構造、側板と側板を平行又は筋かい状に金属で締結する構造若しくはこれらを組合せた構造とし、その底板接合部は架台と直結する構造とする。
- (7) タンクの組立等に使用するボルト及びナットの使用区分は、次のとおりとし、材料は次のもの又は同等品とする。
 - (ア) タンクの外部に使用するボルト及びナットは、ステンレス鋼（SUS304）又は鋼製で第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したものとする。
 - (イ) タンク内部の気相部（溢水面下 150mm までとする。ただし、電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合は、気相部の水位レベルは特記による。）に使用するボルト及びナットは、ステンレス鋼製（SUS304）又は鋼製とし、合成ゴム、合成樹脂等の防護材で覆ったものとする。
 - (ウ) タンク内の液相部に使用するボルト及びナットは、(イ)による。ただし、ステンレス鋼製ボルトについては、防護材で覆わなくてもよい。
- (8) パネルの接合に使用するシール材は、水質に悪影響を与えないものとし、合成樹脂製又は品質が JIS K 6353「水道用ゴム」に適合する合成ゴム製とする。
- (9) 本タンクには、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口、電極等の取付座を設ける。また、給水栓用配管の接続口を設ける場合は特記による。
 なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径 50 以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。
- (10) 附属品は、次による。
 - (ア) 鋼製架台（第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。） 一式
 - (イ) ボールタップ用防波板又は電極棒用防波筒 一式
 - (ウ) マンホール（タンク本体と同一の材質で施錠式とし、屋外用は内ふたを設ける。また、大きさは直径 600mm 以上の円が内接することができるもの。） 一式
 - (エ) はしご（タンク内は合成樹脂製又はステンレス鋼製

（SUS329J4L）。タンク外は鋼製（第2編 3.2.2.4

「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）

又はステンレス鋼製。なお、安全ガード付きの場合は特記とする。） 一式

(オ) 通気口（合成樹脂製防虫網付き） 一式

(カ) アンカーボルト（ステンレス鋼製又は鋼製
（第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの。）） 一式

(キ) 銘板* 一式

1.4.3 貯湯タンク

(1) 貯湯タンクは、ステンレス鋼板製とする。

(ア) 本体に使用するステンレス鋼板は SUS444 とし、内面は #300 以上の研磨材で研磨仕上げを施したものとする。

(イ) 加熱コイルの材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」による C1020、C1201 又は C1220 とする。

(ウ) マンホールの材質は、ステンレス鋼板製（SUS304）とする。

(エ) 管板、タッピング及びコイル支持金物の材質は、ステンレス鋼板製（SUS304L 又は SUS316）とし、熱源側ヘッダーの材質は、鋼板製とする。

(オ) 附属品は、次による。

(a) 鋼製架台(第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による
HDZT49 を施したもの。) 一式

(b) 温度計* 1 個

(c) 圧力計*又は水高計* 1 組

(d) 逃し弁 一式

(e) 鋼製はしご(第2編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による
HDZT49 を施したもの。なお、安全ガード付きの場合は特記とする。) 一式

(f) 銘板* 一式

(カ) 貯湯タンクの製作は、(ア)から(オ)までによるほか、SAS851「ステンレス鋼製貯湯槽の施工・維持・管理指針」による。

1.4.4 給湯用膨張・補給水タンク

(1) 給湯用膨張・補給水タンクは、開放形とし、第3編 1.13.5「開放形膨張タンク」による。

鋼板製タンクの内面の防錆は、第2編 3.2.2.3「エポキシ樹脂ライニング」とし、乾燥方法は、特記がなければ加熱硬化とする。

1.4.5 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク

(1) 給湯用密閉形隔膜式膨張タンクは、第3編 1.13.6「空調用密閉形隔膜式膨張タンク」によるものとし、本体は鋼板製又はステンレス鋼板製（SUS304）とする。

なお、鋼板製の場合の接液部の防錆は、ダイヤフラム式は、水質に悪影響のないポリプロピレン、ナイロン 11 のライニング又はライナーとする。また、プラダー式は、接液部分をステンレス鋼板製とする。

1.4.6 消火用充水タンク

(1) 消火用充水タンクは、第3編 1.13.5「開放形膨張タンク」又は第5編 1.4.2.5「ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）」によることとし、ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）とする場合は特記による。

なお、ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）とする場合は、パネルの材質は

SUS304、SUS316 又は SUS444 とする。

1.4.7 試験

- (1) 鋼板製一体形タンク及び消防用充水タンク（エポキシ樹脂ライニングされたものに限る）は、内面のエポキシ樹脂ライニングの厚さを測定する。
- (2) 給湯用膨張・補給水タンクの試験は、第 3 編 1.13.10「試験」の開放形膨張タンクの当該事項による。
- (3) 給湯用密閉形隔膜式膨張タンクの試験は、第 3 編 1.13.10「試験」の空調用密閉形隔膜式膨張タンクの当該事項による。
- (4) 貯湯タンクの水压試験値は、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力に温度補正を行った圧力とする。また、温度補正は次の算式により行うものとする。

$$P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$$

この式において P_a 、 P 、 σ_n 及び σ_a は、それぞれ次の値を表し、 σ_n / σ_a は、使用材料について得られた値のうち最小の値をとるものとする。

P_a : 補正された水压試験圧力又は気圧試験圧力

P : 補正前の水压試験圧力又は気圧試験圧力

σ_n : 水压試験又は気圧試験を行うときの温度における材料の許容引張応力

σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力

第 5 節 消火機器

1.5.1 一般事項

- (1) 消火機器は、消防法、消防庁長官が定める基準等によるものとする。
- (2) 屋内消火栓箱（易操作性 1 号消火栓）、屋内 2 号消火栓箱（2 号消火栓、広範囲型 2 号消火栓、補助散水栓）、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱の形状、寸法その他は、標準図（屋内消火栓箱（総合形）（一）、屋内消火栓箱（総合形）（二）、屋内消火栓箱、屋内 2 号消火栓箱（総合形）、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱（一）、放水用器具格納箱（二）、放水口格納箱、屋外消火栓箱（総合形）、屋外消火栓箱）によるものとする。
- (3) 消防法施行規則第 31 条の 4 の規定に基づく登録認定機関の認定の対象となる機材は、当該登録機関の認定品とする。
- (4) 第三者機関による性能評定品の対象となる機材は、当該機関の性能評定品又は同等以上の性能を有するものとする。
- (5) 屋内消火栓は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 11 条第 3 項第 1 号に規定する屋内消火栓のうち消防法施行規則第 12 条第 1 項第 7 号へただし書の規定に該当する屋内消火栓（以下「易操作性 1 号消火栓」という。）、消防法施行令第 11 条第 3 項第 2 号イに規定する屋内消火栓（以下「2 号消火栓」という。）及び同項第 2 号ロに規定する屋内消火栓（以下「広範囲型 2 号消火栓」という。）とする。
- (6) 易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）に適合するものとする。

1.5.2 屋内消火栓

1.5.2.1 屋内消火栓開閉弁

- (1) 屋内消火栓開閉弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に適合するものとする。
- (2) ホース接続部の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及

び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）の規定に適合するものとする。

(3) 開閉弁の呼称は、40、30 又は 25 とする。

1.5.2.2 屋内消火栓箱

(1) 屋内消火栓箱は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は厚さ 1.5mm 以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとし、材質は特記による。鋼板の場合は、内面及び露出面の塗装は、メラミン樹脂焼付又は粉体塗装とする。

(2) 次に示すホース、結合金具、ノズル 1 本及びホース収納装置を備えたものとする。

(ア) ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 22 号）に規定するものとし、結合金具は、1.5.2.1「屋内消火栓開閉弁」によるものとする。

なお、消火栓に使用するホース及び結合金具は、表 5.1.2 による。

表5.1.2 消火栓に使用するホース及び結合金具

種 別	ホース			結合金具	
	呼 称	長さ・数	使 用 圧	呼 称	形 式
易操作性 1 号消火栓	30又は40	30m・1 本	0.7MPa以上	30又は40	差込式又はねじ式
2 号消火栓	25	20m・1 本	0.7MPa以上	25	差込式又はねじ式
広範囲型 2 号消火栓	25	30m・1 本	0.7MPa以上	25	差込式又はねじ式

(イ) ノズルは、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に適合するものとする。

なお、消火栓の種別に対する呼称、放水口の呼び径及び放水の形状は、表 5.1.3 による。

表5.1.3 消火栓の種別に対する呼称、放水口の呼び径及び放水の形状

種 別	呼称	放水口の呼び径	放水の形状	手元開閉弁の有 無
易操作性 1 号消火栓	30	13mm相当	棒状と噴霧の切替式	開閉装置付き
2 号消火栓	25	8mm相当	棒状放水又は棒状と噴霧の切替式	開閉装置付き
広範囲型2号消火栓	25	10mm相当	棒状放水又は棒状と噴霧の切替式	開閉装置付き

(ウ) ホース収納装置は、表 5.1.4 による。

表5.1.4 ホース収納装置

種 別	ホース収納装置
易操作性 1 号消火栓	折畳み等収納式
2 号消火栓	ホースリール式又は折畳み等収納式
広範囲型2号消火栓	折畳み等収納式

1.5.3 連結送水管

1.5.3.1 送水口

- (1) 送水口は、呼称 65 の青銅製又はステンレス製（壁埋込部は鋳鉄製でもよい。）とし、特記による。
- (2) 型式は、壁埋込型又はスタンド型とし、特記による。
- (3) ホース接続口は、双口形とする。また、逆止弁を備えたふた付きのものとし、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）に適合するものとする。
- (4) ホースの結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものとする。

1.5.3.2 放水口

- (1) 放水口は、呼称 65 又は 50 の青銅製又はステンレス鋳物製で、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に適合するものとする。
なお、呼称及び材質は特記による。
- (2) ホースの結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものとする。

1.5.3.3 放水用器具格納箱

- (1) 放水用器具格納箱は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は厚さ 1.5mm 以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとし、材質は特記による。鋼板の場合は、内面及び露出面の塗装は、メラミン樹脂焼付又は粉体塗装とする。また、次に示すホース 2 本、ノズル 1 本を備えたものとする。
 - (ア) ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」に規定する呼称 65 又は 50 の平ホース（使用圧力 1.3MPa 以上）とし、1 本の長さは 20m とする。
 - (イ) ノズルは、呼称 65 又は 50 の噴霧切替式又はフォグガンとし、放水圧、放水量は消防長又は消防署長の定めるところによる。
 - (ウ) 管そうは、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に適合するものとする。

1.5.3.4 放水口格納箱

- (1) 放水口格納箱は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は厚さ 1.5mm 以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとし、材質は特記による。鋼板の場合は、内面及び露出面の塗装は、メラミン樹脂焼付又は粉体塗装とする。

1.5.4 屋外消火栓

1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁

- (1) 地上式は、本体を鋳鉄製（要部青銅製）又はステンレス鋳物製の単口形で消防法施行規則第 22 条第 1 号の規定に適合するものとし、ホース結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」に規定する呼称 65 の差込式差口でふた付きとする。

なお、本体の材質は特記による。

- (2) 組込式は、呼称 65 の青銅製又はステンレス鋳物製で、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に準じた差込式とする。

1.5.4.2 屋外消火栓箱

- (1) 屋外消火栓箱は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は厚さ 1.5mm 以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとし、材質は特記による。
- (2) 鋼板の内面及び露出面の塗装は、メラミン樹脂焼付又は粉体塗装とし、特記による。特記がなければ、粉体塗装とする。
- (3) 屋根の形状は特記による。特記がなければ、自立形片流れ屋根付きとする。
- (4) ホース 2 本及びノズル 1 本を備えたものとし、次による。
 - (ア) ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」に規定する呼称 65 の平ホース（使用圧 0.9MPa 以上）とし、1 本の長さは 20m とする。
 - (イ) ノズルは、呼称 65（ノズルチップの呼び径 19）のものとし、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に適合するものとする。
 - (ウ) 管そうは、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」に適合するものとする。

1.5.5 スプリンクラー

1.5.5.1 スプリンクラーヘッド

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和 40 年自治省令第 2 号)に規定するものとし、ヘッド種別は特記による。
なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドの種類、形状等は表 5.1.5 による。

表 5.1.5 閉鎖型スプリンクラーヘッドの種類及び形状等

種 類		感 度	形 状	取付方向	放水量	ヘッドの呼び
標 準 型	高感度型	1 種	天井埋込型	下	80 L/min 以上	15
			マルチ型	上、下		
	フレーム型					
	小区画型	1 種	天井埋込型	下	50 L/min 以上	10
		2 種	天井埋込型	下	80 L/min 以上	15
			マルチ型	上、下		
		フレーム型				
		側壁型	1 種	壁埋込型	水平	
フレーム型						

1.5.5.2 流水検知装置

- (1) 流水検知装置は、「流水検知装置の技術上の規格を定める省令」（昭和 58 年自治省令第 2 号）に規定するものとする。

1.5.5.3 制御弁

- (1) 制御弁は、「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に規定するものとし、呼称 65 以上は、JIS B 2031「ねずみ鋳鉄弁」による鋳鉄 10K フランジ形外ねじ仕切弁又はバタフライ弁とする。
(2) 制御弁は、みだりに閉止できない措置を講じたものとする。ただし、設置場所により措置が不要の場合は監督職員と協議する。

1.5.5.4 末端試験弁

- (1) 末端試験弁は、JIS B 2011「青銅弁」又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもので、流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口及び圧力計を備えたものとする。
(2) 末端試験弁は、保護カバーを付けたものとする。ただし、設置場所や構造により保護カバーが不要の場合は監督職員と協議する。

1.5.5.5 起動用水圧開閉装置

- (1) 起動用水圧開閉装置は、起動用圧力タンク、圧力スイッチ等を備えたものとする。
なお、起動用圧力タンクは「加圧送水装置の基準」に適合するものとする。
(2) 起動用タンクの耐圧力は、タンクに接続する加圧送水装置の締切圧力の 1.5 倍以上とし、構造は、「圧力容器構造規格」の定めによる。
(3) 附属品として、圧力計、空気抜プラグ、排水弁等を備えたものとする。

1.5.5.6 スプリンクラー用送水口

- (1) スプリンクラー用送水口は、呼称 65 の双口形とし、1.5.3「連結送水管」の送水口によ

る。

1.5.5.7 補助散水栓

- (1) 補助散水栓は、1.5.2「屋内消火栓」による 2 号消火栓の当該事項による。ただし、起動装置は不要とし、ホースの使用圧は 1.0MPa 以上とする。

1.5.6 不活性ガス消火

1.5.6.1 消火剤

- (1) 消火剤は、窒素（JIS K 1107「窒素」の 2 級に適合するものとする。）、窒素とアルゴン（JIS K 1105「アルゴン」の 2 級に適合するものとする。）との容積比が 50 対 50 の混合物又は窒素とアルゴンと二酸化炭素（JIS K 1106「液化二酸化炭素（液化炭酸ガス）」の 2 種又は 3 種に適合するものとする。）との容積比が 52 対 40 対 8 の混合物とする。

1.5.6.2 噴射ヘッド

- (1) 噴射ヘッドは、設置場所に適応する形状及び寸法のものとし、放射圧力 1.9MPa 以上において、規定量の消火剤を規定時間内に放射できる構造のもので、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成 7 年消防庁告示第 7 号）に適合するものとする。
- (2) 噴射ヘッドは、青銅製、黄銅製又はステンレス鋼製とし、放射ホーンは、原則として、鋼板製とする。

1.5.6.3 貯蔵容器

- (1) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法及び同法に基づく省令に定める容器検査に合格したもので、充填圧力が温度 35 度において 30MPa 以下であるものとする。
- (2) 容器には、安全装置、容器弁及び容器弁開放装置（ガス圧式又は電気式）を備える。
なお、安全装置及び容器弁は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和 51 年消防庁告示第 9 号）に適合するものとする。

1.5.6.4 起動用ガス容器

- (1) 起動用ガスは、二酸化炭素又は窒素とする。
- (2) 起動用ガスに二酸化炭素を使用するものは、内容積 1 L 以上のもので、0.6 kg 以上（充填比 1.5 以上）を貯蔵するものとする。
- (3) 容器は、高圧ガス保安法及び同法に基づく省令に定める容器検査に合格したものとする。
- (4) 容器には、安全装置、容器弁及び電気式容器弁開放装置を備える。
なお、安全装置及び容器弁は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

1.5.6.5 選択弁

- (1) 選択弁は、青銅製、黄銅製、ステンレス鋳鋼製、機械構造用炭素鋼製又は高温高圧用鋳鋼製とし、ガス圧開放方式又は電氣的開放方式により迅速確実に開放ができ、かつ、手動開放もできる構造とし、「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 2 号）に適合するものとする。

1.5.6.6 安全装置等

- (1) 貯蔵容器と選択弁との間に設ける安全装置等は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

1.5.6.7 手動起動装置

- (1) 手動起動装置は、音響警報起動用スイッチ、放出起動用スイッチ（保護カバー付き）、停止用スイッチ等を内蔵し、電源表示灯及び起動表示灯を備えたものとする。

1.5.6.8 音響警報装置

- (1) 音響警報装置は、起動用スイッチと連動する音声とし、消火剤放出前に警報を遮断することができない構造のもので、「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 3 号）に適合するものとする。

1.5.6.9 放出表示灯

- (1) 放出表示灯は、鋼板製、ステンレス鋼板製又は難燃性合成樹脂製の箱形で、前面に合成樹脂製の表示板を、内部に表示を取付けた壁付形とし、表示板は動作時に白地又は暗紫色に赤文字が点灯又は点滅するものとする。

1.5.6.10 制御盤

- (1) 制御盤は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）に適合するものとする。

1.5.6.11 非常電源装置

- (1) 非常電源装置は、消防法施行規則第 19 条第 5 項第 20 号及び同項第 24 号の規定に適合するものとする。

1.5.6.12 貯蔵容器取付枠

- (1) 貯蔵容器の取付枠は、形鋼製の組立式で、容器の出し入れが容易にできるとともに、容器の計量に便利な構造とする。

1.5.7 ハロゲン化物消火

1.5.7.1 消火剤

- (1) 消火剤は、ドデカフルオロ - 2 - メチルペンタン - 3 - オン(FK-5-1-12) とする。

1.5.7.2 噴射ヘッド

- (1) 噴射ヘッドは、設置場所に適応する形状及び寸法のもので、放射圧力 0.3MPa 以上において、規定量の消火剤を規定時間内に放射できる構造のもので、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」に適合するものとする。
- (2) 噴射ヘッドは青銅製、黄銅製又はステンレス鋼製とし、放射ホーンは、原則として、鋼板製とする。

1.5.7.3 貯蔵容器

- (1) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法及び同法に基づく省令に定める容器検査に合格したもので、消火剤の充填比は、0.7 以上 1.6 以下とし、充填圧力が温度 20 度において 4.2MPa となるように窒素ガスで加圧したものとする。
- (2) 容器には、安全装置、容器弁及び容器弁開放装置（ガス圧式又は電気式）を備えたものとする。

なお、安全装置及び容器弁は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

1.5.7.4 起動用ガス容器

- (1) 起動用ガスは、二酸化炭素又は窒素とする。
- (2) 起動用ガスに二酸化炭素を使用するものは、内容積 1 L 以上のもので、0.6 kg 以上(充填比 1.5 以上)を貯蔵するものとする。
- (3) 容器は、高圧ガス保安法及び同法に基づく省令に定める容器検査に合格したものとする。
- (4) 容器には、安全装置、容器弁及び電気式容器弁開放装置を備える。

なお、安全装置及び容器弁は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

1.5.7.5 選択弁

- (1) 選択弁は、青銅製、黄銅製、ステンレス鋳鋼製、機械構造用炭素鋼製又は高温高压用鋳鋼製とし、ガス圧開放方式又は電氣的開放方式により迅速確実に開放でき、かつ、手動開放もできる構造のものとし、「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」に適合するものとする。

1.5.7.6 安全装置等

- (1) 貯蔵容器と選択弁との間に設ける安全装置等は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

1.5.7.7 手動起動装置

- (1) 手動起動装置は、音響警報起動用スイッチ、放出起動用スイッチ(保護カバー付き)、停止用スイッチ等を内蔵し、電源表示灯及び起動表示灯を備えたものとする。

1.5.7.8 音響警報装置

- (1) 音響警報装置は、起動用スイッチと連動する音声とし、消火剤放出前に警報を遮断することができない構造のもので、「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」に適合するものとする。

1.5.7.9 放出表示灯

- (1) 放出表示灯は、鋼板製、ステンレス鋼板製又は難燃性合成樹脂製の箱形で、前面に合成樹脂製の表示板を、内部に表示灯を取付けた壁付形とし、表示板は動作時に白色又は暗紫色に赤文字が点灯又は点滅するものとする。

1.5.7.10 制御盤

- (1) 制御盤は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」に適合するものとする。

1.5.7.11 非常電源装置

- (1) 非常電源装置は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第 15 号及び同項第 18 号の規定に適合するものとする。

1.5.7.12 貯蔵容器取付枠

- (1) 貯蔵容器の取付枠は、形鋼製の組立式で、容器の出し入れが容易にできるとともに、容器の計量に便利な構造とする。

1.5.8 泡消火

1.5.8.1 泡消火薬剤

- (1) 泡消火薬剤は、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和 50 年自治省令第 26 号）に定めるところによる水成膜泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤とし、特記がない場合は水成膜泡消火薬剤とする。

1.5.8.2 泡ヘッド

- (1) 泡ヘッドは、消防法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号の規定に適合するものとする。

1.5.8.3 感知用ヘッド

- (1) 感知用ヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッド（1.5.5「スプリンクラー」の当該事項によるもの）とし、形式は特記による。

1.5.8.4 貯蔵容器

- (1) 貯蔵容器は、加圧水及び消火薬剤と接する内面に防錆措置を施す。防錆は、製造者の標準仕様とする。
- (2) 容器内部は、加圧水と泡消火薬剤が直接接しない構造とする。
- (3) 附属品として、圧力計、空気抜弁等を備える。

1.5.8.5 流水検知装置

- (1) 流水検知装置は、1.5.5「スプリンクラー」の当該事項による。

1.5.8.6 手動起動装置

- (1) 手動起動装置は、呼び径 15 の JIS B 2011「青銅弁」又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものに保護カバーを付けたものとする。

1.5.8.7 一斉開放弁装置

- (1) 一斉開放弁装置は、一斉開放弁のほか、一斉開放弁の耐圧力に応じた同径の仕切弁（JIS B 2011「青銅弁」又は JIS B 2031「ねずみ鋳鉄弁」）又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する止水弁若しくは止水機能を備えたものとする。
- (2) 一斉開放弁は、「一斉開放弁の技術上の規格を定める省令」（昭和 50 年自治省令第 19 号）に定めるところによるものとし、感知用ヘッド又は手動起動装置の作動により確実に弁の開放を行うものとする。

1.5.8.8 制御弁

- (1) 1.5.5「スプリンクラー」の当該事項による。

1.5.8.9 泡消火薬剤混合装置

- (1) 泡消火薬剤混合装置は、泡消火薬剤と水を混合して規定濃度の泡水溶液とするもので、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものとする。

1.5.8.10 起動用水圧開閉装置

- (1) 起動用水圧開閉装置は、1.5.5「スプリンクラー」の当該事項による。

1.5.9 粉末消火

1.5.9.1 消火剤

- (1) 消火剤は、りん酸塩類等を主成分とした第 3 種粉末とする。

1.5.9.2 噴射ヘッド

- (1) 噴射ヘッドは、設置場所に適応する形状及び寸法のものとし、放射圧力 0.1MPa 以上において規定量の消火剤を 30 秒以内に放射できる構造のもので、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」に適合するものとする。
- (2) 材質は、青銅製又は黄銅製とする。

1.5.9.3 貯蔵容器

- (1) 貯蔵容器は、消火剤 1 kg につき 1.05 L 以上 1.75 L 以下の内容積を有するもので、JIS B 8266「圧力容器の構造－特定規格」に適合するものとし、設計圧力の 1.5 倍の耐圧試験に合格したものとする。
- (2) 容器に設ける安全装置は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に、定圧作動装置は「粉末消火設備の定圧作動装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 4 号）に、放出弁は「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 1 号）に適合するものとする。
- (3) 附属品として、クリーニング弁、排気弁、圧力計等を備える。

1.5.9.4 加圧用ガス容器

- (1) 加圧用ガスは、窒素ガスとする。
- (2) 加圧用ガス容器は、高压ガス保安法及び同法に基づく省令に定める容器検査に合格したもので、安全装置、容器弁及び容器弁開放装置（ガス圧式又は電気式）を備える。
 なお、安全装置及び容器弁は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

1.5.9.5 起動用ガス容器

- (1) 起動用ガス容器は、1.5.6「不活性ガス消火」の当該事項による。
- (2) 容器の内容積は 0.27 L 以上とし、当該容器に貯蔵する二酸化炭素の量は 145 g 以上とする。

1.5.9.6 圧力調整器

- (1) 圧力調整器は、加圧用の窒素ガスを 2.5MPa 以下の圧力に減圧調整できるものとし、一次及び二次側にそれぞれ圧力計を備える。

1.5.9.7 制御盤

- (1) 制御盤は、起動、停止、警報発信等の制御を行うものとする。
- (2) 外箱の材質は、不燃性又は難燃性の材料で作られた耐久性のあるもので、制御盤用音響警報装置、復旧スイッチ、電源表示灯その他必要な表示灯及び自動式の起動装置が接続される制御盤にあっては、鍵等で操作する自動手動切替えスイッチ等が設けられているものとする。

1.5.9.8 非常電源装置

- (1) 非常電源装置は、消防法施行規則第 21 条第 4 項第 17 号及び同項第 20 号の規定に適合するものとする。

1.5.9.9 その他

- (1) 選択弁、安全装置等、手動起動装置、音響警報装置及び放出表示灯は、1.5.6「不活性ガス消火」の当該事項による。また、加圧用ガス容器取付枠は、1.5.6.12「貯蔵容器取付枠」による。

1.5.10 連結散水

1.5.10.1 散水ヘッド

- (1) 散水ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準」（昭和 48 年消防庁告示第 7 号）に適合する開放型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッド（1.5.5「スプリンクラー」の当該事項によるもの（高感度型は除く。））とし、形式は特記による。

1.5.10.2 選択弁

- (1) 選択弁は、JIS G 5101「炭素鋼鋳鋼品」若しくは JIS G 5705「可鍛鋳鉄品」（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）に適合するもの又は「金属製管継手及びバルブ類の基準」に適合するものとする。

1.5.10.3 送水口

- (1) 送水口は、1.5.3「連結送水管」の当該事項による。ただし、1 の送水区域に取付ける散水ヘッドの数が 4 以下のものにあっては、特記がない場合は単口形とする。

1.5.11 フード等用簡易自動消火

1.5.11.1 消火薬剤

- (1) 消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 28 号）に定める強化液消火薬剤、機械泡（水成膜泡）消火薬剤、炭酸水素ナトリウムを主成分とした第 1 種粉末又はりん酸塩類を主成分とした第 3 種粉末若しくは「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」に定める水成膜泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤の規定に適合するものとする。

1.5.11.2 放出口及び放出導管

- (1) 放出口は、不燃材料とし、放出導管及び管継手は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」に適合するものとする。

1.5.11.3 感知部

- (1) 感知部は、「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和 56 年自治省令第 17 号）に適合するものとする。

1.5.11.4 貯蔵容器

- (1) 加圧式又は蓄圧式の貯蔵容器（高压ガス容器を除く。）は、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成 5 年消防予第 331 号）の貯蔵容器等の基準に適合するものとする。
- (2) 高压ガス保安法の適用を受ける容器は、当該法令に定める容器検査に合格したものとする。

1.5.11.5 加圧用ガス容器

- (1) 加圧用ガス容器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 27 号）に適合するものとする。

1.5.11.6 指示圧力計

- (1) 蓄圧式フード等用簡易自動消火装置には、指示圧力計を設けるものとし、「消火器の技術上の規格を定める省令」に適合するものとする。

1.5.11.7 容器弁及び安全弁

- (1) 粉末フード等用簡易自動消火装置（高压ガス保安法の適用を受けるものに限る。）の容器弁及び安全弁は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」に適合するものとする。

第 6 節 厨房機器

1.6.1 一般事項

- (1) 本節は、厨房機器（床置形に限る。）のうち本項で規定する板金製品、熱調理器、食器洗浄機、低温機器について適用する。
- (2) 熱調理器、高さ（機器背面に背立てを有するものはこれを除いた高さ）が 1.0m を超える厨房機器及び特記された機器には、床又は壁にアンカーボルトで固定できるよう補強及び固定金具を備える。
- (3) 板金製品は、JFEA 002「業務用厨房板金製品基準」に適合するものとする。
- (4) 熱調理器は、JFEA 003「業務用厨房熱機器基準」に適合するものとし、電気を熱源とする場合の定格消費電力の算出は「業務用厨房熱機器等性能測定基準」（（一社）日本厨房工業会）による。
- (5) 食器洗浄機は、JFEA 007「業務用食器洗浄機基準」に適合するものとし、電気を熱源とする場合の定格消費電力の算出は「業務用厨房熱機器等性能測定基準」（（一社）日本厨房工業会）による。
- (6) 低温機器は、JIS B 8630「業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法」に適合するものとする。
- (7) 都市ガス及び液化石油ガスを使用する熱調理器（食器洗浄機も含む。）は、（一財）日本ガス機器検査協会の認証証票が貼付されたものとする。
- (8) 電気用品安全法の対象機器については、当該法令の定めによる。
- (9) 給水装置を有するものは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、同法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合するものとする。

(10) ボイラー又は圧力容器を有するもので、労働安全衛生法、同法施行令又は「ボイラー及び圧力容器安全規則」の対象機器は、これら法令の定めによる。

(11) 安全装置の機能は、表 5.1.6 によるものとし、各機材への適用は表 5.1.7 による。

表 5.1.6 安全装置の機能

名 称	機能の概要
立ち消え安全装置	パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えた場合に、自動的にバーナーへのガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）
過熱防止装置	温度の過上昇により、自動的に停止する装置
空焚き防止機能	水、油等が無い場合、自動的に停止する装置
自動消火装置	消し忘れ等を防止するために、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置
過圧防止装置	内部圧力の過上昇により作動する装置

表 5.1.7 安全装置

分 類	機 材 名		立ち消え安全装置 (ガス)	自動消火装置 (ガス)	過熱防止装置	過圧防止装置	空焚き防止装置
熱調理器	ガスレンジ	こんろ部	△	-	-	-	-
		オープン部	○	-	△	-	-
	電気レンジ	こんろ部	-	-	-	-	-
		オープン部	-	-	△	-	-
	ガステーブルレンジ		△	-	-	-	-
	電気テーブルレンジ		-	-	-	-	-
	揚げ物器 (フライヤ)	ガス	○	-	○	-	△
		電気	-	-	○	-	△
	立体炊飯器	ガス	○	○	-	-	-
		電気	-	-	-	-	-
	焼物器	ガス	○*1	-	△*2	-	-
		電気	-	-	△*2	-	-
	煮炊釜	ガス	○	-	△	○*3	-
		電気	-	-	△	○*3	-
食器洗浄機	食器洗浄機	ガス	○	-	○	-	-
		電気	-	-	○	-	-

- 注 1. 機材ごとに○印の項目を適用し、△印の項目の適用は特記による。
2. *1 は、手動点火式、かつ、使用時に常時炎が確認できるものは、除く。
3. *2 は、オープン型に限る。
4. *3 は、加圧式に限る。

1.6.2 材料

(1) 機器を構成する主要材料は、表 5.1.8 による。

表5.1.8 主 要 材 料

呼 称		規 格	
		番 号	名 称
鋼材	鋼板	JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯
		JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
	形鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材（SS400以上）
	棒鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
	溶融亜鉛めっき鋼板	JIS G 3302	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
	溶融アルミニウムめ っき鋼板	JIS G 3314	溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯
JIS G 3317		溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯	
JIS G 3321		溶融55%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯	
ステン レス 鋼材	ステンレス鋼板	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	ステンレス形鋼	JIS G 4317	熱間成形ステンレス鋼形鋼
	ステンレス鋼管	JIS G 3446	機械構造用ステンレス鋼鋼管
	ステンレス鋼棒	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
合金材	アルミニウム 合金	JIS H 4000 JIS H 5202	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 アルミニウム合金鋳物
鋳鉄材	鋳鉄	JIS G 5501	ねずみ鋳鉄品（FC200以上）
ステン レス 鋳鋼材	ステンレス鋳鋼	JIS G 5121	ステンレス鋼鋳鋼品

1.6.3 ステンレス鋼材の表面仕上げ

(1) 甲板及び外側板に使用するステンレス鋼材の見え掛け部の表面仕上げの種類は、No. 4 研磨（JIS R 6001-1「研削といし用研削材の粒度－第一部：粗粒」F150～F180）、磨き仕上げ（JIS R 6001-2「研削といし用研削材の粒度－第二部：微粉」＃240 以上）又はそれらの表面仕上げに合成樹脂コーティングとする。

1.6.4 板金製品

1.6.4.1 流し

(1) 槽及び水切りは、厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板製とする。

(2) 補強材は、厚さ 3.0mm 以上のステンレス形鋼、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板によりステンレス鋼管の補強材と同等の構造を形成したものとする。

- (3) 脚部は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は円筒若しくは円錐状に成形した厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、アジャスター付きとする。
- (4) 流しの下部は、次によるすのこ又は戸棚を設けるものとし、適用は特記による。特記がなければ、すのこを設けるものとする。
 - (ア) すのこは、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼管製とする。
 - (イ) 戸棚は、1.6.4.3「戸棚」による。
- (5) 附属品は、次による。
 - (ア) 流しトラップ（特記がなければ合成樹脂製、共栓とも） 一式
 - (イ) オーバーフロー 一式

1.6.4.2 作業台（調理台、脇台、盛付台等）

- (1) 甲板は、厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (2) 補強材は、厚さ 3.0mm 以上のステンレス形鋼、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板によりステンレス鋼管の補強材と同等の構造を形成したものとする。
- (3) 脚部は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は円筒若しくは円錐状に成形した厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、アジャスター付きとする。
- (4) 作業台の下部は、次によるすのこ、引出し及び戸棚を設けるものとし、適用は特記による。特記がなければ、すのこを設けるものとする。
 - (ア) すのこは、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼管製とする。
 - (イ) 引出しは、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。
 - (ウ) 戸棚は、1.6.4.3「戸棚」による。

1.6.4.3 戸棚

- (1) 本体は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、アジャスターを設ける。
- (2) 戸は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製の引き違い戸とし、作業台に設けるもの及び吊り戸棚は 1 段、その他は 2 段とする。
- (3) 棚板は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、作業台及び吊り戸棚には 1 枚以上設け、棚板の間隔は調節できるものとする。

1.6.4.4 棚

- (1) 棚は、高さ 2,200mm 以下で、棚一段あたり最大荷重 250kg 以下の棚に適用する。
- (2) 骨組み及び補強材は、厚さ 3.0mm 以上のステンレス形鋼製又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製とし、アジャスター付きとする。
- (3) 棚は、すのこ（厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製）、棚板（厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製）又は金属網棚（直径 3.0mm 以上のステンレス鋼棒製）とする。
なお、段数は特記による。

1.6.5 熱調理器

1.6.5.1 一般事項

- (1) 本項は、各細目に示す機能を有する単体の熱調理機（コンベア式を除く。）に適用する。
- (2) 電気を熱源とする各熱調理器には、電磁誘導加熱式を含むものとする。
- (3) 外側板は、耐熱塗装で仕上げた厚さ 0.8mm 以上の鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。ただし、揚物器及び焼物器は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とす

る。

- (4) 外後板は、耐熱塗装で仕上げた厚さ 0.8mm 以上の鋼板製、厚さ 1.0mm 以上の溶融亜鉛めっき鋼板製、厚さ 1.0mm 以上の溶融アルミニウムめっき鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。ただし、焼物器の外後板は、厚さ 1.0mm 以上の溶融亜鉛めっき鋼板製、厚さ 1.0mm 以上の溶融アルミニウムめっき鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (5) 内側板は、ホーロー若しくは厚さ 1.0mm 以上の溶融アルミニウムめっき鋼板製又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。ただし、焼物器は除く。
- (6) 脚部は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は円筒若しくは円錐状に成形した厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、アジャスター付きとする。
- (7) ガス及び電気のテーブルレンジの補強材は、厚さ 3.0mm 以上のステンレス形鋼製、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板により鋼管製の補強材と同等の構造を形成したものとする。

1.6.5.2 ガスレンジ

- (1) 上面の形状は、丸形の五徳（鋳鉄製）を部分的にはめ込んだ「丸五徳型」又は全面的に五徳を敷きつめた「全面五徳型」とする。
 - (ア) 丸五徳型の甲板は、厚さ 10mm 以上の鋳鉄製又は厚さ 2.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。
 - (イ) 全面五徳型の甲板は、厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (2) 附属品は、次による。

(ア) 天板（鋼板製でオープン 1 窓につき 1 枚）	一式
(イ) 焼網（棒鋼製でオープン 1 窓につき 1 枚）	一式
(ウ) 点火棒（必要がある場合）	一式
(エ) 天板取出し用金具	1 個

1.6.5.3 電気レンジ

- (1) 甲板は、厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板とする。
- (2) 附属品は、次による。

(ア) 天板（鋼板製でオープン 1 窓につき 1 枚）	一式
(イ) 焼網（棒鋼製でオープン 1 窓につき 1 枚）	一式
(ウ) 天板取出し用金具	1 個

1.6.5.4 ガステーブルレンジ

- (1) 上面の形状は、丸形の五徳（鋳鉄製）を部分的にはめ込んだ「丸五徳型」又は全面的に五徳を敷きつめた「全面五徳型」とする。
 - (ア) 丸五徳型の甲板は、厚さ 10mm 以上の鋳鉄製又は厚さ 2.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。ただし、甲板を厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板製とする場合は特記による。
 - (イ) 全面五徳型の甲板は、厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (2) すのこを設ける場合は特記による。すのこは厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼管製とする。
- (3) 附属品として、点火棒（必要がある場合）を備える。

1.6.5.5 電気テーブルレンジ

- (1) 甲板は、厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (2) すのこを設ける場合は特記による。すのこは厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製又は厚

さ 0.8mm 以上のステンレス鋼管製とする。

1.6.5.6 揚物器（フライヤ）

- (1) 揚物器の加熱方式は、ガス式又は電気式とし、適用は特記による。
- (2) 槽は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (3) 見え掛り部の化粧板は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (4) 附属品は、次による。

(ア) 油缶、油こし網	一式
(イ) すくい網	一式
(ウ) 油切袖板、油切網	一式
(エ) ふた（ステンレス鋼板製）	一式
(オ) 仕切網	一式

1.6.5.7 立体炊飯器

- (1) 炊飯器の加熱方式は、ガス式又は電気式とし、適用は特記による。
- (2) 庫内は、耐熱塗装で仕上げた厚さ 1.0mm 以上の鋼板製、厚さ 1.0mm 以上の溶融アルミニウムめっき鋼板製又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (3) 外側板は、耐熱塗装又はホーローで仕上げた厚さ 0.8mm 以上の鋼板製若しくは厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (4) 扉部の化粧板は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (5) 附属品は、次による。

(ア) 炊飯鍋（アルミニウム合金製又はステンレス鋼板製で、1 窓につき 1 個）	一式
(イ) 炊飯鍋蓋（アルミニウム合金製又はステンレス鋼板製で、1 鍋につき 1 個）	一式

1.6.5.8 焼物器

- (1) 焼物器の形式は、オープン形又は開放形とし、加熱方式は、ガス式又は電気式とする。
なお、形式及び加熱方式の適用は特記による。
- (2) 内側板は、耐熱塗装又はホーローで仕上げた厚さ 1.0mm 以上の鋼板製、厚さ 1.0mm 以上の溶融アルミニウムめっき鋼板製又は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (3) 扉部の化粧板は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (4) オープン形には、オープン温度制御装置として自動温度調節装置を設ける。
- (5) 立ち上がり性能は、次による。

(ア) オープン形の場合は、庫内が室温の状態から、30 分以内に設定可能な最高温度に達する能力を有するものとする。	
(イ) 開放形の場合は、発熱体温度が室温の状態から、10 分以内に調理可能な温度に達する能力を有するものとする。	
- (6) オープン形（スチームコンベクションオープンを含む。）には、ホテルパン等を直接装着するものを除いて、棚網を 1 枚以上設ける。

1.6.5.9 煮炊釜

- (1) 煮炊釜の加熱方式は、ガス式又は電気式とし、適用は特記による。
- (2) 釜は、防錆処理を施した厚さ 3.0mm 以上の铸铁製、厚さ 3.0mm 以上のステンレス铸铁製、厚さ 2.0mm 以上のステンレス鋼板製又は厚さ 4.0mm 以上のアルミニウム合金製とする。
- (3) 釜を支持する構造物は、防錆処理を施した厚さ 3.0mm 以上の形鋼又は铸铁製、厚さ 3.0mm 以上のステンレス形鋼製若しくはステンレス铸铁製又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製とする。

- (4) その他の構造部分は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (5) 立ち上がり性能については、釜を水道水とほぼ同じ温度の水で定格容量（定格容量の表示がない場合は、最大容量時の深さ 70%の深さの量）に満たした状態から、60 分以内に沸騰状態に達する能力を有するものとする。

1.6.6 食器洗浄機

- (1) 食器洗浄機の加熱方式は、ガス式又は電気式とし、適用は特記による。
- (2) 槽は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (3) 外装、扉、網板等は厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (4) 補強材は、厚さ 3.0mm 以上のステンレス形鋼製、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板によるステンレス鋼管製の補強材と同等の構造を形成したものとする。
- (5) 脚部は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は円筒若しくは円錐状に成形した厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、アジャスター付きとする。

1.6.7 低温機器

1.6.7.1 冷蔵庫及び冷凍庫

- (1) 外側板及び内側板は、厚さ 0.4mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (2) 上部及び外後板は、塗装で仕上げた厚さ 0.4mm 以上の鋼板製、厚さ 0.4mm 以上の溶融亜鉛めっき鋼板製、厚さ 0.4mm 以上の溶融アルミニウムめっき鋼板製又は厚さ 0.4mm 以上のステンレス鋼板製とする。
- (3) 全ての面は、内部に断熱材を注入発泡した構造とする。
- (4) 冷却性能（貯蔵温度、消費電力及び冷却速さ）については、JIS B 8630「業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫-特性及び試験方法」による。
- (5) 脚部は、厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼管製又は円筒若しくは円錐状に成形した厚さ 1.0mm 以上のステンレス鋼板製とし、アジャスター付きとする。
- (6) 附属品として、外部から視認できる温度計又は温度表示機能を備える。

第 7 節 排水金具

1.7.1 一般事項

- (1) トラップの封水深さは 50mm 以上とし、ストレーナの排水孔及びトラップ内部の有効面積は、排水管の断面積以上とする。
- (2) 材質は、铸铁製品にあつては JIS G 5501「ねずみ铸铁品」による FC150 以上とし、黄銅铸件製品にあつては JIS H 5120「銅及び銅合金铸件」による黄銅铸件 2 種又は 3 種、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」による SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼铸件」による SCS13 とする。
- (3) 铸铁製品の塗装は、樹脂塗装又は水溶性合成樹脂焼付塗装とする。
- (4) 排水金具のニッケルクロムめっき仕上げ部は、JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」による 2 級以上とする。

1.7.2 ドラムトラップ

- (1) ドラムトラップは、本体を铸铁製で、内部に黄銅製又はステンレス鋼製ストレーナを備えるものとし、耐食性パッキンを用いた黄銅製又はステンレス鋼製ボルトにより水密に締付けられるふたを備えるものとする。
なお、腐食性液体を扱う器具に設けるドラムトラップは、陶製とする。

1.7.3 床排水トラップ

- (1) 床排水トラップは、JCW 201「床排水トラップ」による。

1.7.4 床上掃除口

- (1) 床上掃除口は、JCW 203「床上掃除口」による。

1.7.5 床下掃除口

- (1) 床下掃除口は、排水管の継手にねじ込み式排水管継手を用いる場合は黄銅製ねじ込み形とし、排水鋼管用可とう継手（MD ジョイント）を用いる場合は、JPF MDJ 002「排水鋼管用可とう継手（MD ジョイント）」によるCO栓とする。

1.7.6 排水金物

- (1) 排水金物は、JCW 204「排水金物」による。

なお、特記がなければ、排水共栓はステンレス製又は黄銅製で、Oリング付きのものとする。

1.7.7 通気金具

- (1) 通気金具は、JCW 205「通気金具」による。

なお、特記がなければ、見え掛り部がねずみ鋳鉄製の場合の防錆処理は、溶融亜鉛めっきとする。

1.7.8 グリース阻集器

- (1) 工場製作品で実容量が1,000L以下のものは、SHASE-S 217「グリース阻集器」に適合するもののほか、日本阻集器工業会グリース阻集器認定委員会の認定証票が貼付されたものとする。

本体の材質は、ステンレス鋼板製（SUS304）又は強化プラスチック製（FRP）とし、適用は特記による。特記がなければ、ステンレス鋼板製とする。

- (2) 現場施工のものは、本体コンクリート製で内部防水モルタル塗り仕上げとし、点検及び清掃に便利な箇所にはふたを設け、使用に適した内部構造を備えるものとする。

なお、実容量が500Lを超え、1,000L以下のものについては、SHASE-S 217「グリース阻集器」に適合するものとする。

第8節 柵及びふた

1.8.1 一般事項

- (1) 鋳鉄製品の材質は、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」によるFC200又はJIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」によるFCD-500-7とする。
- (2) 鋳鉄製品の塗装は、1.7.1「一般事項」(3)による塗装又はエポキシ樹脂塗装とする。
- (3) 柵等の形状、寸法等は、標準図（弁柵、量水器柵、インバート柵（一）、インバート柵（二）、インバート柵（三）、ため柵（一）、ため柵（二）、ため柵（三））による。

1.8.2 弁柵

- (1) 弁柵は、ふた付きとし、コンクリート製のものは、外部見え掛り部のみモルタル塗り仕上げとし、ビニル製のものはVPを使用したものとする。

1.8.3 弁きょう

- (1) 弁きょうは、JCW 104「弁きょう」による。

1.8.4 量水器柵

- (1) 量水器柵は、コンクリート造りで、外部見え掛り部モルタル塗り仕上げとし、JCW 105「量水器柵ふた」による量水器柵ふた付きとし、落とし込みハンドルはステンレス鋼棒又は棒

鋼に溶融亜鉛めっきを施したものとする。

1.8.5 インバート桝

1.8.5.1 コンクリート桝

- (1) コンクリート桝は、鉄筋コンクリート造りで、外部見え掛り部モルタル塗り仕上げとし、底部は管径に適応するモルタルで作成したインバートを設け、ふた付きとする。

なお、インバートはモルタルによるものと同等に排水できる製品としてもよい。

1.8.5.2 プラスチック桝

- (1) プラスチック桝は、JSWAS K-7「下水道用硬質塩化ビニル製ます」とし、ふたの耐荷重を必要とする場合は、JSWAS G-3「下水道用鋳鉄製防護ふた」による。

1.8.6 ため桝

1.8.6.1 コンクリート桝

- (1) コンクリート桝は、鉄筋コンクリート造りで、外部見え掛り部モルタル塗り仕上げとし、ふた付きとする。

1.8.6.2 プラスチック桝

- (1) プラスチック桝は、JSWAS K-7「下水道用硬質塩化ビニル製ます」とし、ふたの耐荷重を必要とする場合は、JSWAS G-3「下水道用鋳鉄製防護ふた」による。

1.8.7 マンホールふた

- (1) マンホールふた、床化粧マンホールふた及びインタロッキングブロック用化粧マンホールふたは、鋳鉄製のふた及び枠とし、形状、寸法、材質、荷重試験は、SHASE-S 209「鋳鉄製マンホールふた」によるものとする。

1.8.8 弁桝ふた

- (1) 弁桝ふたは、JCW 103「弁桝ふた」によるものとする。

第9節 雨水利用機器

1.9.1 雨水電動遮断弁

- (1) 雨水電動遮断弁は、初期雨水の排除及び満水・異常時における雨水の遮断を目的とし、ルーフドレンから取水した木の葉、ビニル等のゴミを含んだ雨水であっても確実に遮断できる構造とする。遮断弁の種類はナイフ仕切弁、偏心式プラグ弁又はバタフライ弁とし、適用は特記による。

- (2) 駆動部は第4編 1.2.3.1「電動弁」(5)及び(6)によるものとする。

なお、遮断弁の種類が偏心式プラグ弁及びバタフライ弁の場合は、閉止トルクが上限値に達した際に再度開閉を試みる機能を有するものとする。

1.9.2 網かご形スクリーン（床置形）

- (1) 構成は、スクリーン本体、ケーシング、架台等からなるものとし、点検及び清掃に当たって、スクリーン本体を容易に点検・取外しできる構造とする。
- (2) スクリーン本体の目幅の有効間隔は、2～5mmとし、特記がない場合は5mmとする。
- (3) スクリーン本体及びケーシングの材質は、ステンレス鋼板（SUS304）とする。
- (4) ケーシングには、雨水流入管、雨水流出管、通気管、オーバーフロー管等の接続口及び水位異常値検出用センサーの取付座を設ける。

1.9.3 移送ポンプ

- (1) 移送ポンプは、雨水貯留槽から雑用水槽へろ過装置を介さず雨水を移送することを目的とし、仕様については1.2.7「汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ」の「雑排水用

水中モーターポンプ」によるものとする。

1.9.4 薬液注入装置

- (1) 構成は、薬注ポンプ、薬液タンク、制御装置、共通ベース等とし、薬液タンクに薬液の残量を遠方表示するための接点、端子等を設ける。

なお、仕様は特記による。

第2章 施工

第1節 衛生器具

2.1.1 一般事項

- (1) 壁付け器具をコンクリート、合板張り壁、金属製パネル又は軽量鉄骨ボード壁等に取り付ける場合は、次による。
 - (ア) コンクリート壁等に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用する。
 - (イ) 合板張り壁等に取り付ける場合は、間柱と同寸法の堅木材当て木を取り付ける。
 - (ウ) 金属製パネル又は軽量鉄骨ボード壁等に取り付ける場合は、アングル加工材又は堅木材当て木等を取り付ける。
- (2) 陶器の一部をコンクリートに埋込む場合は、コンクリート又はモルタルと陶器との接触部に、厚さ3mm以上のアスファルト被覆等の緩衝材を用いて施す。
- (3) 次のものは、標準図による。
 - (ア) 衛生器具の取付け高さ
 - (イ) 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しと塩ビ管接続要領
 - (ウ) 和風便器取付け要領
 - (エ) 耐火性能が必要となる阻集器・和風便器の防火区画貫通部処理要領

2.1.2 大便器

- (1) 据付位置を正確に定め、便器上縁を水平に定置する。
- (2) 便器と排水用の塩ビ管の接続は、専用の床フランジ等と塩ビ管を接合し、パッキン等をはさみ込み、ボルトを用いて、ナットを上にして締付ける。
- (3) 便房に設ける便器洗浄ボタン及び紙巻器の配置は、JIS S 0026「高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」による。

2.1.3 小便器

- (1) 壁掛及び床置小便器は、芯だしを行い、正確な位置に取り付ける。
- (2) 便器と排水用の塩ビ管の接続方法は、2.1.2「大便器」(2)による。

2.1.4 洗面器及び手洗器

- (1) 所定の位置にブラケット又はバックハンガーを取付け、陶器上面が水平、かつ、がたつきのないよう固定する。器具排水口周辺と排水金具との隙間には、耐熱性不乾性シール材を詰め、漏水のないように締付ける。
- (2) 洗面器の排水トラップと塩ビ管の接続は、専用の排水アダプタと塩ビ管を接着接合し、パッキンをはさみ込み、袋ナットを用いて固定する。
- (3) 排水トラップと配管の接続に鋼管を使用する場合は、専用アダプタを使用して接合する。

2.1.5 掃除流し

- (1) 排水トラップと塩ビ管の接続は、専用の床フランジと塩ビ管を接合し、パッキン等をはさみ込み、ボルトを用いて、ナットを上にして締付け、トラップ位置の芯だしを行い、正確な位置に取り付ける。
- (2) バックハンガーの取付け及び器具排水口と排水金具との接続方法は、2.1.4「洗面器及び手洗器」による。

2.1.6 水栓

- (1) 取付周囲の状況により、使い勝手等を考慮して芯出しを行い取付ける。
なお、水栓の吐水口の外観最下端位置と水受容器のあふれ縁との間は、「給水装置の構

造及び材質の基準に関する省令」第 5 条第 2 項に規定されている吐水口空間を確保するものとする。

2.1.7 衛生器具ユニット

- (1) 衛生器具ユニットは、特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有するボルト等で、地震力によって位置のずれ等を起こさないように固定する。
なお、設計用震度が特記されていない場合は、2.2.1「一般事項」の当該事項による。
- (2) 排水配管は、適正な勾配を確保し、排水横枝管等に接続する。
- (3) 複数のユニットを連結する場合は、連結部の配管等を適切に接続する。

2.1.8 和風便器

- (1) フランジ形和風便器は、あらかじめ床に設けた据付穴に、標準図（和風便器取付け要領）により所定の位置に水平、高さとも正確に据付ける。
なお、防水層をもつ床の場合は、同層を支えブロック及び便器通水路の保護被覆部に沿って便器リム下端まで立ち上げる。
- (2) 差込形和風便器は、(1)に準じて便器を固定し、排水管受口に不乾性シール材等の充填材を適切な厚さに塗り付けた上、片寄りのないよう便器に差込み、さらに充填材を受口上端まで隙間なく詰め、上端は 45°に盛り上げる。

第 2 節 給排水衛生機器

2.2.1 一般事項

- (1) 基礎は、機器運転時の全体荷重に耐えられる床又は地盤上に築造する。
- (2) 基礎は、標準基礎又は防振基礎とし、適用は特記による。
 - (ア) 標準基礎は、次による。
 - (a) コンクリート基礎とし、コンクリート打設後 10 日間以内に荷重をかけてはならない。表面は、金ごて押さえ又はモルタル塗りとし、据付け面を水平に仕上げたものとする。
 - (b) コンクリート工事及び左官工事は、第 2 編第 4 章「関連工事」の当該事項による。
 - (c) 基礎の大きさは特記によるものとし、基礎の高さ、配筋要領等は、標準図（基礎施工要領（一））による。
 - (イ) 防振基礎は、標準基礎にストッパーを設けて、防振架台（製造者の標準仕様）を間接的に固定するものとし、ストッパーは、水平方向及び鉛直方向の地震力に耐えるもので、ストッパーと防振架台との間隙は、機器運転時に接触しない程度とする。また、地震時に接触するストッパーの面には、緩衝材を取付ける。
なお、ストッパーの形状及びストッパーの取付要領は、標準図（基礎施工要領（四））による。
- (3) 鋼製架台は、機器の静荷重及び動荷重を基礎に完全に伝えるもので、建築基準法施行令第 90 条及び第 92 条並びに第 129 条の 2 の 3 によるものとし、材料は、「鋼構造許容応力度設計規準」（（一社）日本建築学会）に規定されたもの又はこれと同等以上のものとする。
- (4) 機器は、水平に、かつ、地震力により転倒及び横滑りを起こさないように基礎、鋼製架台等に固定する。固定方法は、標準図（基礎施工要領（一）、基礎施工要領（四））による。
なお、機器は、地震時に設計用水平震度に機器の重量(kN)をかけた設計用水平地震力(kN)及び設計用鉛直震度に機器の重量(kN)をかけた設計用鉛直地震力(kN)が、重心に作用するものとし、設計用震度は特記による。ただし、特記がない場合は、次による。

(7) 設計用水平震度は、表 5.2.1 による。

表5.2.1 設計用水平震度

設置場所 ^{*1}	タンク以外の機器	タンク
上層階 ^{*2} 屋上及び塔屋	1.0 (1.5)	1.0
中間階 ^{*3}	0.6 (1.0)	0.6
1階及び地下階	0.4 (0.6)	0.6

備考 () 内の数値は、防振支持の機器の場合を示す。

注 *1 設置場所の区分は、機器を支持している床部分により適用し、床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持（上階床より支持）される機器は、支持部材取付床の階（当該階の上階）を適用する。

*2 上層階は、2 から 6 階建の場合は最上階、7 から 9 階建の場合は上層 2 階、10 から 12 階建の場合は上層 3 階、13 階建以上の場合は上層 4 階とする。

*3 中間階は、1 階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

(4) 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の 1/2 の値とする。

- (5) 給湯設備の転倒防止措置は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 3 第 2 号及び同令に基づく告示（平成 24 年国土交通省告示第 1447 号）の定めによる。
- (6) 壁掛形の機器は、2.1.1「一般事項」の当該事項により取付ける。
- (7) 機器廻り配管は、機器へ荷重がかからないように、第 2 編 2.6.2.1「一般事項」の固定及び支持を行う。

2.2.2 ポンプ

2.2.2.1 揚水用ポンプ（横形）及び小形給水ポンプユニット

- (1) ポンプの基礎は、標準図（基礎施工要領（一）、基礎施工要領（四））による。
- (2) ポンプ本体が結露する場合及び軸封がグランドパッキンの場合は、ポンプの基礎には、ポンプ周囲に排水溝及び排水目皿を設け、呼び径 25 以上の排水管で最寄りの排水系統に排水する。
- (3) 防振基礎における防振材の個数及び取付位置は、運転荷重、回転速度及び防振材の振動絶縁効率により決定する。
なお、防振材及び振動絶縁効率は特記による。特記がなければ、振動絶縁効率は 80% 以上とする。
- (4) ポンプは、共通ベースが基礎上に水平になるように据付け、その後、軸心の調整を行う。
- (5) ポンプ廻りの配管要領は、標準図（揚水ポンプ（横形）廻り配管要領）による。

2.2.2.2 揚水用ポンプ（立形）

- (1) ポンプの基礎は、標準図（基礎施工要領（一）、基礎施工要領（四））による。
- (2) ポンプは、ベースが基礎上に水平になるように据付ける。
- (3) 揚水用ポンプ（立形）の据付けは、(1)によるほか、2.2.2.1「揚水用ポンプ（横形）及び小形給水ポンプユニット」の(2)の当該事項による。
- (4) ポンプ廻りの配管要領は、標準図（揚水ポンプ（立形）廻り配管要領）による。

2.2.2.3 水道用直結加圧形ポンプユニット

- (1) 水道用直結加圧形ポンプユニットは、基礎上に水平になるように据付けるほか、転倒防止措置を講ずる。

2.2.2.4 給湯用循環ポンプ

- (1) ポンプは、水平になるように据付け、配管に荷重がかからないように、本体の前後を支持金物で支持する。

2.2.2.5 深井戸用水中モーターポンプ

- (1) ポンプ等を吊りおろすパイプハンガー及び滑車台は、井側の上に据付ける。ポンプ及び揚水管を正確に連結して垂直に井内におろし、基礎上に水平になるように据付け、井戸ふたに固定するか又は支持バンドで支持する。水中ケーブルは、被覆を損傷しないように取付ける。

2.2.2.6 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ

- (1) ポンプは、吸込みピットに水平になるように据付ける。
- (2) 水中ケーブルは、余長を束ね被覆が損傷しないようにケーブルフックに取付ける。また、吐出管の床貫通部等の隙間はモルタルを充填する。
- (3) 着脱装置は、堅固に固定し、ガイドレールは垂直に取付ける。

2.2.2.7 消火ポンプユニット

- (1) 2.2.2.1「揚水用ポンプ（横形）及び小形給水ポンプユニット」による。
なお、ポンプ廻りの配管要領は、標準図（消火ポンプユニット廻り配管要領）による。

2.2.3 温水発生機等

2.2.3.1 温水発生機

- (1) 第3編 2.1.6「温水発生機」による。

2.2.3.2 コージェネレーション装置

- (1) 第3編 2.1.8「コージェネレーション装置」による。

2.2.3.3 排熱回収型給湯器

- (1) 排熱回収型給湯器は、第3編 2.1.8「コージェネレーション装置」(1)及び(3)による。

2.2.3.4 ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器

- (1) ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器は、2.2.1「一般事項」の当該事項により取付ける。ただし、可燃性の取付面に、ガス機器防火性能評定（（一財）日本ガス機器検査協会）を有しない機器を取付ける場合は、背部に耐熱板（アルミニウム板で絶縁した 3.2mm 以上の耐火ボード）を設ける。

なお、ガステーブルが設置される場合は、ガステーブルにかからないような位置に取付ける。

2.2.3.5 貯湯式電気温水器

- (1) 貯湯式電気温水器は、2.2.1「一般事項」の当該事項により取付ける。

2.2.3.6 ヒートポンプ給湯機

- (1) ヒートポンプユニットは、地震動等により転倒しないように、固定金物を用いて床又は壁に取付ける。
- (2) 貯湯ユニットは、2.2.1「一般事項」の当該事項により取付ける。

2.2.3.7 太陽熱集熱器

- (1) 太陽熱集熱器は、地震動等により転倒しないように、固定金物を用いて床又は壁に取付ける。

2.2.3.8 太陽熱蓄熱槽

- (1) 太陽熱蓄熱槽は、地震動等により転倒しないように、固定金物を用いて床又は壁に取付ける。

2.2.4 タンク

2.2.4.1 FRP 製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク

- (1) 飲料用のタンクの据付位置等は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 3 及び第 129 条の 2 の 4 並びに同令に基づく告示の定めによる。
- (2) タンクの基礎は、標準図（基礎施工要領（一））による。
- (3) タンク基礎及び鋼製架台は、2.2.1「一般事項」によるものとし、荷重に対して不陸のない支持面をもつ鋼製架台（鋼板製一体形タンクにあっては架台が組込まれている構造のものは除く。）を介して水平になるように据付ける。
- (4) タンクは据付け後、清掃及び水洗を行う。飲料用の場合は、さらに次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。

2.2.4.2 貯湯タンク

- (1) 貯湯タンクの基礎は、標準図（基礎施工要領（一））による。
- (2) 立形の場合は基礎上に、横形の場合は鋼製架台を介して基礎上に水平になるように据付ける。
- (3) 据付け後、清掃及び水洗を行い、飲料用の場合はさらに消毒を行う。
- (4) (1)から(3)までによるほか、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによる。

2.2.4.3 給湯用膨張・補給水タンク

- (1) 給湯用膨張・補給水タンクの基礎は、標準図（基礎施工要領（一））による。
- (2) タンクと鋼製架台とはボルト等により固定し、基礎上に水平になるように据付ける。
- (3) 据付け後、清掃及び水洗（通水洗浄）を行い、飲料用の場合はさらに消毒を行う。

2.2.4.4 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク

- (1) 給湯用密閉形隔膜式膨張タンクの給湯配管に、溶解栓を取付ける場合は、標準図（密閉形隔膜式膨張タンク廻り配管要領）による。
- (2) タンクと鋼製架台とはボルト等により固定し、基礎上に水平になるように据付ける。
- (3) 据付け後、清掃及び水洗を行い、飲料用の場合はさらに消毒を行う。

2.2.4.5 消火用充水タンク

- (1) 消火用充水タンクの基礎は、標準図（基礎施工要領（一））による。
- (2) タンクと鋼製架台とはボルト等により固定し、基礎上に水平になるように据付ける。

2.2.5 消火機器

2.2.5.1 一般事項

- (1) 消火機器の据付位置、方法等は、消防法施行規則及び地方公共団体の条例の定めるところによる。

2.2.5.2 屋内消火栓箱及び各種格納箱

- (1) 箱の正面は、壁の仕上りに平行して傾きのないよう、また、ゆがみなく戸当りに注意して所定の高さに取付ける。

2.2.5.3 屋外消火栓（地上式）

- (1) 消火栓を支持するコンクリート基礎を設け、連結する配管に無理な荷重がかからないように接続する。

2.2.5.4 取付高さ

- (1) 機器類の取付高さは、表 5.2.2 による。

表 5.2.2 消火機器類の取付高さ

(単位 mm)

名 称	取付高さ	備 考
屋 内 消 火 栓 開 閉 弁	1,500以下	床面からの高さ
スプリンクラー用制御弁及び各種手動起動装置	800以上1,500以下	同 上
連結送水管送水口及び放水口並びにスプリンクラー用 送水口及び連結散水設備用送水口	500以上1,000以下	地盤又は床面から の高さ

2.2.5.5 スプリンクラーヘッド

- (1) 天井面に設置するスプリンクラーヘッドは、地震時においても感熱部が天井材等に接触しないように、感熱部を天井面より下方に取付ける。ただし、コンシールド型の場合は除く。

2.2.6 厨房機器

- (1) 厨房機器は、配置、高さ及び水平を調整し据付ける。
 なお、熱調理器、高さ（機器背面に背立てを有するものはこれを除いた高さ）が1.0mを超える厨房機器及び特記された機器は、地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に固定する。厨房機器の据付けは、標準図（厨房機器据付け要領）による。

2.2.7 雨水利用機器

- (1) 網かご形スクリーン（床置形）は、標準図（網かご形スクリーン（雨水利用機器）要領図）による。

2.2.8 試験

- (1) 給湯用膨張・補給水タンクは、据付け後に満水試験を行い漏洩が無いことを確認する。
 (2) FRP 製一体形タンク、FRP 製パネルタンク、鋼板製一体形タンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）、ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）、給湯用膨張・補給水タンク及び消火用充水タンクは、据付け後に満水試験を行い、漏洩が無いことを確認する。
 (3) コージェネレーション装置の試験は、第2編 2.1.21「試験」のコージェネレーション装置の当該事項による。

第 6 編 ガス設備工事

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 都市ガス設備は、ガス事業法、同法施行令（昭和 29 年政令第 68 号）、同法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」（平成 12 年通商産業省令第 111 号）、「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」（平成 12 年通商産業省告示第 355 号）、ガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。
- (2) 液化石油ガス設備は、以下の定めによる。
 - (ア) 高圧ガス保安法、同法施行令（平成 9 年政令第 20 号）、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）、同規則関係例示基準、特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第 4 号）、同規則関係例示基準、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）及び同規則関係例示基準
 - (イ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令（昭和 43 年政令第 14 号）、同法施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）及び同規則の例示基準
 - (ウ) 「LP ガス設備設置基準及び取扱要領」（高圧ガス保安協会）
 - (エ) 「ガス機器の設置基準及び実務指針」及び「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」（（一財）日本ガス機器検査協会）
- (3) ガス器具、液化石油ガス器具等は、(1) 及び (2) の法令並びにこれらの法令に基づく技術上の基準に適合するものとする。
- (4) 特定ガス消費機器の設置は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和 54 年法律第 33 号）、同法施行令（昭和 54 年政令第 231 号）及び同法施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 77 号）の定めによる。
- (5) ガス設備の施工に際しては、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく命令のほか、建築基準法、消防法、電気事業法等の関係法令で定められた事項についても遵守する。

第 2 章 都市ガス設備

第 1 節 機材

2.1.1 管及び継手

- (1) 管及び継手の規格は、表 6.2.1 によるほか、ガス事業者の規定に合格又は使用を承認したものとし、管材は特記による。

表6.2.1 管及び継手

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
鋼 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	黒管
合成樹脂被覆鋼管	JIS G 3477-2	ポリエチレン被覆鋼管	原管は JIS G 3452 JIS G 3454 JIS G 3457
ポリエチレン管	JIS K 6774	ガス用ポリエチレン管	
フレキ管	—	ガス用ステンレス鋼フレキシブル管 (原管はJIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によりガス用に製造されたもの。)	
鋼管継手	JIS B 2301 JIS B 2302 JIS B 2311 JIS B 2312 JIS B 2313 JIS B 2316 JIS B 2220 JIS B 2239	ねじ込み式可鍛鉄製管継手 ねじ込み式鋼管製管継手 一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手 配管用鋼製突合せ溶接式管継手 配管用鋼板製突合せ溶接式管継手 配管用鋼製差込み溶接式管継手 鋼製管フランジ 鉄製管フランジ	
メカニカル継手	—	JIS G 5502「球状黒鉛鉄品」又はJIS G 5705「可鍛鉄品」に規定する黒心可鍛鉄品によりガス用に製造された機械的接合のもの	
ポリエチレン管継手	JIS K 6775-1 JIS K 6775-2 JIS K 6775-3	ガス用ポリエチレン管継手—第1部：ヒートフュージョン継手 ガス用ポリエチレン管継手—第2部：スピゴット継手 ガス用ポリエチレン管継手—第3部：エレクトロフュージョン継手	
鋼管用電氣的絶縁継手	—	JIS G 5705「可鍛鉄品」に規定する黒心可鍛鉄によりガス用に製造され、電氣的絶縁機能を有するもの	
フレキ管継手	—	フレキ管継手 JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に規定する黄銅、銅 JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」 JIS H 5121「銅合金連続鋳造鋳物」 JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」 JIS G 5705「可鍛鉄品」に規定する黒心可鍛鉄によりガス用に製造されたもの	

注 合成樹脂被覆鋼管に使用するねじ込み式管継手については、外面に樹脂を被覆したものとし、それ以外の継手は亜鉛めっき仕上げ等を施したものとする。

2.1.2 ガス栓及びバルブ

- (1) ガス栓は、JIS S 2120「ガス栓」によるほか、ガス事業者の規定に合格又は使用を承認したものとする。

なお、バルブについてもガス事業者の規定に合格又は使用を承認したものとする。

2.1.3 ガス漏れ警報器

- (1) ガス漏れ警報器は、次によるほか、「ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法」（平成 12 年通商産業省告示第 578 号）に適合するものとする。

なお、外部出力端子を有するものを設ける場合は特記による。

- (ア) ガス漏れ警報器は、音響等及び光による警報を発し、自動復帰式とする。
- (イ) ガス濃度が爆発下限界の 1/4 以上のときに確実に作動し、1/200 以下のときには作動しないものとする。

2.1.4 ガス漏れ警報設備

- (1) 特定地下街等、特定地下室等に設置するガス漏れ警報設備は、検知器、中継器、受信機等で構成され、中継器及び受信機については、「ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示」（昭和 56 年通商産業省告示第 263 号）に適合するものとする。

なお、検知器については、2.1.3「ガス漏れ警報器」による。

2.1.5 緊急ガス遮断装置

- (1) 緊急ガス遮断装置は、遮断弁、操作盤等から構成され、緊急時に遠隔操作により確実に遮断することができるものとし、ガス事業者が承認したものとする。

2.1.6 自動ガス遮断装置

- (1) 自動ガス遮断装置は、ガス流量若しくは圧力等の異常な状態又はガスの漏えいを検知し、自動的にガスを遮断する機能を有するものとする。

なお、ガス漏れ警報器に連動して遮断弁が作動する業務用ガス遮断装置を含む。

2.1.7 ガスメーター

- (1) ガスメーターは、ガス事業者の承認したものとする。計量方式は、実測式又はパルス式（直読式にパルス発信器を備えたもの）とし、適用は特記による。

なお、計量法に基づく検定対象のものは検定合格品とする。

2.1.8 配管用雑材料

(1) 配管用雑材料は、表 6.2.2 による。

表6.2.2 配管用雑材料

名 称		仕 様
接合材	ガスケット	ニトリルブタジエンゴム等の接合部に適する材料で、ガス事業者の承認した製品とする。
	シール材	合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認した製品とする。
	溶接棒	母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認した規格品とする。
防食材料		ガス事業者が承認したものとし、次による。 (1) 現場覆装材 (ア) ビニル粘着テープ（JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」による厚さ0.4mmのものとする。） (イ) プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mmのもので、試験等は、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準ずるものとする。） (ウ) ペトロラタム系テープ (エ) 熱収縮チューブ (オ) ポリエチレンチューブ (カ) ブチルゴム
壁貫通カバー		黄銅製ニッケルクロムめっき仕上げ、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。
スリーブ		第2編2.2.27「スリーブ」による。
管吊り金物・支持金物類		第2編2.2.31「雑材料」による。ただし、屋外部分は、第2編3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したもの又はステンレス鋼製とする。 なお、現場等で、亜鉛めっき仕上げされた鋼材を加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。
地中埋設標		コンクリート製、鉄製又は樹脂製の材料でガス事業者が承認した製品とする。
バルブプロテクタ		バルブプロテクタのふたは、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」、JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」等による材料で、ガス事業者が承認したものとする。

第2節 施工

2.2.1 器具の取付け

2.2.1.1 ガス栓

- (1) ガス栓は、ガス栓の形状、周囲の状況、使い勝手等を考慮した位置に設け、取付面に隙間又は傾きが生じないように取付ける。
- (2) 電気工作物に近接する場合は、関係法令に従い、必要な離隔距離を確保する。
なお、電気コンセント付ガス栓で樹脂被覆ケーブルを用い、絶縁部に絶縁カバーを施す場合は、この限りでない。

2.2.1.2 ガス漏れ警報器

- (1) ガス漏れ警報器の設置場所は、次によるものとし、点検に便利な壁・天井面等に設置する。

(ア) ガスの比重が空気より軽い場合

(a) 消費機器からの水平距離で8 m以内に設置する。ただし、天井面等が0.6m以上突出した梁等によって区画される場合は、当該梁等より消費機器側に設置する。

(b) 警報器の下端は、天井面等の下方0.3m以内に設置する。

(イ) ガスの比重が空気より重い場合

(a) 消費機器から水平距離で4 m以内に設置する。

(b) 警報器の上端が床面の上方0.3m以内に設置する。

2.2.1.3 ガスメーター

- (1) ガスメーターは、ガス事業者の規定に従い、容易に検針及び取替えできる位置に設置する。マイコンメーターについては、復帰操作も考慮した位置とする。据置設置するものは、コンクリート（工場製品としてもよい。）又は形鋼製台上に取付ける。

なお、電気工作物に近接する場合は、関係法令に従い、必要な離隔距離を確保する。

2.2.2 管の接合

- (1) 管は、その断面が変形しないように管軸に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げる。

- (2) 接合する前に、切りくず、ごみ等を十分除去し、管の内部に異物がないことを確かめてから接合する。

- (3) 配管の施工を一時休止する場合等は、その管内に異物が入らないように養生する。

- (4) 接合用ねじは、JIS B 0203「管用テーパねじ」による管用テーパねじとし、接合には、おねじ部にガス事業者の定めるシール材を適量塗布し、接合する。

なお、ねじ切りした部分の鉄面は、シリコン系シール剤の塗布、防錆ペイントの塗布等ガス事業者の規定する防錆措置を施す。

- (5) 溶接部の非破壊検査（放射線透過試験）の適用は、表6.2.3及びガス事業法によるほか、ガス事業者の規定による。

表6.2.3 非破壊検査の適用範囲

圧 力		内 径	延 長		
			250m未満	250m以上 500m未満	500m以上
高 圧	1.0MPa以上	—	○	○	○
中 圧	1.0MPa未満	150mm以上		○	○
	0.3MPa以上	150mm未満			
	0.3MPa未満	150mm以上			○
	0.1MPa以上	150mm未満			

- (6) 機械的接合は、ガスケット等を所定の位置に片寄らないように取付け、所定のパイプレンチ、モンキーレンチ等を用いて接合する。

- (7) フランジ接合は、清掃されたフランジ面が管軸と直角となるよう、さらに片締めのないよう取付ける。

- (8) 融着接合は、接合する部分の付着物を除去し、融着機等を用いて、適切に融着を行う。

2.2.3 配管

2.2.3.1 一般事項

- (1) 配管の施工に先立ち、他の設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、その位置を正確に決定する。
- (2) 配管を建築物内に施工する場合は、工事の進捗に伴い、管支持金物の取付け及びスリーブの埋込みを遅滞なく行う。
- (3) 本支管よりガスメーターまでの管（供給管及び灯外内管）において、水の溜まるおそれのあるときは水取器を取付ける。
- (4) 屋外地中配管の分岐及び曲り部には、地中埋設標を設置する。
なお、設置箇所は特記による。
- (5) 天井、床、壁等を貫通する見え掛り部には、管座金を取付ける。
- (6) 気密試験を行うためのガス栓が居室内にない場合には、ガスメーター近傍等に試験孔を設置する。
- (7) 配管は、煙突等の火気に対して十分な間隔を保持する。また、電線及び電気工作物に近接又は交差する場合は、関係法令に従い、必要な離隔距離を確保するか又は防護措置を行う。
- (8) フレキ管の配管において、スラブ内及びコンクリート増打ち内に配管する場合は、さや管を使用する。
なお、さや管はガス用 CD 管とする。
- (9) 建築基準法施行令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画等を貫通する管は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で充填する。
- (10) 梁等の貫通部には接合部を設けない。
- (11) 建築物の導入部の配管は、ポリエチレン管又は可とう性を有するものとし、ガス事業者が承認したものとする。
- (12) 不等沈下のおそれのある部分の配管は、溶接により接合された鋼管、ポリエチレン管又は可とう性を有するものとし、ガス事業者が承認したものとする。
- (13) 管を埋戻す場合は、土被り 150mm 程度の深さに埋設表示用アルミテープ又はポリエチレンテープ等を埋設する。

2.2.3.2 吊り及び支持

- (1) 吊り及び支持は、第 2 編 2.6.2「吊り及び支持」による。
- (2) 他の配管、機器等からは、配管支持をとらない。
- (3) 床ころがし配管は、支持具を用いて支持する。
- (4) フレキ管の支持固定は、横走り管は 2 m 以内ごとに行う。

2.2.3.3 埋設深さ

- (1) 管の地中埋設深さは、車両道路では管の上端より 600mm 以上、それ以外では 300mm 以上とする。

2.2.4 塗装

- (1) 塗装は、第 2 編 3.2.1「塗装」による。ただし、鋼管のねじ接合部箇所の余ねじ部のさび止め塗装は、ガス事業者の規定による。

2.2.5 防食処置

- (1) 鋼管で、腐食のおそれのある部分は、次による防食処置を施すものとする。ただし、監督職員の承諾の上、ガス事業者の定める工法によることができる。

- (ア) 地中配管及び次の部分は、原則として、第 2 編 2.7.3「防食処置」による。
 - (a) 地中からの立上り部及び立下り部の土と接触する部分
 - (b) 床下の多湿部及び屋内の水の影響を受けるおそれがある場所の露出部
- (イ) コンクリート埋設及び貫通する部分の鋼管類（合成樹脂等で外面を被覆された部分は除く。）には、ビニル粘着テープ又はプラスチックテープを 1/2 重ね 1 回巻きを行う。
- (ウ) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物に引き込まれる箇所の付近の露出部配管には、絶縁継手を設ける。
- (エ) 地中配管に電気防食を施す場合は、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 47 条（防食処置）による。

2.2.6 試験

- (1) 試験は、最高使用圧力以上の圧力で圧力保持による気密試験を行い、漏えいがないことを確認する。
- (2) 耐圧部分（最高使用圧力が高圧又は中圧のガスによる圧力が加えられる部分）については、最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力により、耐圧試験を行う。
- (3) 気密試験終了後、ガスへの置換を行い、配管内がガスに置換されていることを点火試験等により確認する。

第3章 液化石油ガス設備

第1節 機材

3.1.1 管及び継手

(1) 管及び継手の規格は、表 6.3.1 によるものとし、管材は特記による。

表6.3.1 管 及 び 継 手

呼 称	規 格		備 考
	番 号	名 称	
鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管、低圧側
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	高圧側
合成樹脂被覆 鋼管	JIS G 3477-2	ポリエチレン被覆鋼管	低圧側
銅管	JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	高圧側及び低圧側 C1201又はC1220の Mタイプ（硬質）
ポリエチレン管	JIS K 6774	ガス用ポリエチレン管	低圧側
フレキ管		ガス用ステンレス鋼フレキシブル管 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に よりガス用に製造されたもの	低圧側
鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	低圧側
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手	同 上
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	同 上
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	高圧側及び低圧側
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	同 上
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	同 上
	JIS B 2220	鋼製管フランジ	呼び圧力が10K以下 は低圧側 呼び圧力が16K以上 は高圧側及び低圧側
	JIS B 2239	鉄製管フランジ	呼び圧力が10K以下 は低圧側 呼び圧力が16K以上 は高圧側及び低圧側
		メカニカル継手 JIS G 5502「球状黒鉛鉄品」又はJIS G 5705「可 鍛鉄品」に規定する黒心可鍛鉄によりガス用に 製造された機械的接合のもの	

フレキ管継手		フレキ管継手 JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に規定する黄銅、銅 JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」 JIS H 5121「銅合金連続鋳造鋳物」 JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」 JIS G 5705「可鍛鋳鉄品」に規定する黒心可鍛鋳鉄によりガス用に製造されたもの	低圧側
ポリエチレン管 継手	JIS K 6775-1 JIS K 6775-2 JIS K 6775-3	ガス用ポリエチレン管継手ー第1部：ヒートフュージ ョン継手 ガス用ポリエチレン管継手ー第2部：スピゴット継手 ガス用ポリエチレン管継手ー第3部：エレクトロフュ ージョン継手	低圧側
鋼管用電氣的 絶縁継手	—	JIS G 5705「可鍛鋳鉄品」に規定する黒心可鍛鋳鉄によりガス用に製造され、電氣的絶縁機能を有するもの	低圧側
銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	高圧側及び低圧側

- 注 1. 低圧側に使用する銅管継手は、溶融亜鉛めっき仕上げを施したものとする。
2. 合成樹脂被覆鋼管に使用するねじ込み式継手は外面に樹脂を被覆したものとし、それ以外の継手は、亜鉛めっき仕上げを施したものとする。

3.1.2 ガス栓及びバルブ

- (1) ガス栓は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく適合性検査合格品を用い、同検査対象品以外のものにあつては、これと同等のものとし、次による。また、バルブは、「液化石油ガス法施行規則の例示基準」に適合するものとする。
- (ア) 末端ガス栓は、黄銅製又は亜鉛合金製のニッケルクロムめっき仕上げの、ヒューズガス栓又は可とう管ガス栓とする。
- (イ) ねじガス栓は、鋳鉄製、黄銅製又は亜鉛合金製のニッケルクロムめっき仕上げとする。
- (ウ) ボールバルブ、プラグバルブ及びグローブバルブは、本体は鋳鉄製又は黄銅製とする。ただし、ポリエチレン管に使用する場合はポリエチレン製としてもよい。

3.1.3 充填容器その他

3.1.3.1 充填容器

- (1) 充填容器は、「容器保安規則」に定める容器検査等に合格し、同規則に定める附属品検査に合格したものとする。
- なお、容器を2本以上並列して使用する場合は、標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）に示す集合装置を設けるとともに、使用中のガスを中断させることなく切換えができる切換装置を備える。

3.1.3.2 バルク貯槽

- (1) バルク貯槽は、地盤面上に設置する貯蔵能力が1,000kg未満のものに適用する。
- (2) バルク貯槽は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」

に適合するものとし、「高圧ガス保安法」で定める特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けたものとする。

- (3) バルク貯槽には、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」に基づく「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」に定める、安全弁、液面計、過充填防止装置、液取入弁、ガス取出弁、液取出弁、均圧弁及びプロテクターを備えたものとする。

3.1.3.3 調整器

- (1) 調整器は、容量 30 kg/h 以下のものについては、(一財)日本エルピーガス機器検査協会の検査合格証票が貼付されたものとし、容量 30 kg/h を超えるものについては、JLIA-B-2「圧力調整器」((一社)日本エルピーガス供給機器工業会)の規格に適合するものとする。

3.1.3.4 ガスメーター

- (1) ガスメーターは、液化石油ガス用の乾式ガスメーターとする。また、計量法に定めるところによる検定証印又は基準適合証印を有し、かつ、検定有効期間内のものとする。

なお、ガスメーターの最大流量が $16\text{m}^3/\text{h}$ 以下の場合は、(一財)日本エルピーガス機器検査協会の検査合格証票の貼付された保安機能（過大流、微小流警報及び耐震遮断機能等）付きのマイコンメーターとする。

3.1.3.5 ガス漏れ警報遮断装置

- (1) ガス漏れ警報遮断装置は、ガス漏れ警報器、制御部、遮断弁から構成され、ガス漏れ警報器に連動して遮断弁が作動できるものとし、(一財)日本エルピーガス機器検査協会の検査合格証票が貼付されたものとする。

なお、ガス漏れ警報器は、3.1.3.6「ガス漏れ警報器」による。

3.1.3.6 ガス漏れ警報器

- (1) 2.1.3「ガス漏れ警報器」による。ただし、高圧ガス保安協会の検定合格証が貼付されたものとする。

3.1.3.7 漏洩検知装置

- (1) 漏洩検知装置は、「液化石油ガス法施行規則の例示基準」による流量検知式、圧力検知式又は流量検知式圧力監視型とする。
- (2) 漏洩検知装置は、容量 30 kg/h 以下の場合は、(一財)日本エルピーガス機器検査協会の検査合格証票が貼付されたものとし、容量 30 kg/h を超える場合は、JLIA-B-2「圧力調整器」((一社)日本エルピーガス供給機器工業会)の規格に適合するものとする。

3.1.4 配管用雑材料

- (1) 2.1.8「配管用雑材料」によるほか、次によるもの又は同等のものとする。
- (ア) 軟ろう合金は、Sn-Ag 合金で、接着温度 220°C のものとする。
- (イ) ねじ部に使用するシール材は、耐 LP ガス性のものであって、不乾性のものとする。
- (ウ) ガasket、ゴムリング等は、耐 LP ガス性のものとする。

第2節 施工

3.2.1 器具の取付け

3.2.1.1 ガス栓

- (1) ガス栓は、ガス栓の形状、周囲の状況、使い勝手等を考慮した位置に設け、取付面に隙間又は傾きが生じないように取付ける。
- (2) 電気工作物に近接する場合は、関係法令に従い、必要な離隔距離を確保する。

なお、電気コンセント付ガス栓で樹脂被覆ケーブルを用い、絶縁部に絶縁カバーを施す場合はこの限りでない。

3.2.1.2 ガス漏れ警報器

- (1) 設置場所は、次によるものとし、点検に便利な壁等に設置する。
 - (ア) 消費機器から水平距離で 4 m 以内に設置する。
 - (イ) 警報器の上端が床面の上方 0.3m 以内に設置する。

3.2.1.3 ガスメーター

- (1) ガスメーターは、ガス事業者の規定に従い、容易に検針できる位置に設置する。マイコンメーターについては、復帰操作も考慮した位置とする。

3.2.1.4 その他の設備の取付け

- (1) 充填容器の取付けは、ガス事業者の規定によるほか、充填容器廻りの施工は標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）による。

3.2.1.5 バルク貯槽

- (1) バルク貯槽の据付けは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」による。

3.2.2 管の接合

- (1) 鋼管の接合は、2.2.2「管の接合」による。ただし、溶接部の非破壊検査の適用、検査の種類及び抜取率は特記による。
- (2) 銅管の接合は差込接合とし、取外しの必要がある箇所はフレア継手を使用する。差込接合は、管の外面及び継手の内面を十分清掃した後、管を継手に正しく差込み、適温に加熱して、軟ろう合金を流し込む。

3.2.3 配管

- (1) 配管は、2.2.3「配管」によるほか、「LP ガス設備設置基準及び取扱要領」及び「ガス機器の設置基準及び実務指針」又は「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」による。

3.2.4 塗装

- (1) 塗装は、第 2 編 3.2.1「塗装」による。

3.2.5 防食処置

- (1) 防食処置は、2.2.5「防食処置」による。

3.2.6 試験

- (1) 試験は、2.2.6「試験」による。ただし、気密試験の圧力値は高压側 1.56MPa 以上、低压側 8.4kPa 以上 10.0kPa 以下とする。

第7編 さく井設備工事

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 本章は、飲料水、雑用水及び融雪用の揚水井並びに空調、給湯及び融雪用の地中熱交換井（クローズド・ループ型）に適用する。
- (2) 掘さく中の泥水、仕上げ及び揚水試験時の排水は、関係法令に従い適切な処理を行う。
- (3) 次の場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受ける。
 - (ア) 揚水井の場合
 - (a) 大量の自噴が認められる等、掘さくが規定の深度に達しないで、所要の水量が得られる見込みがある場合
 - (b) 掘さくデータ（地質状況及び検層結果）から有望な帯水層の存在が認められない等、掘さくが規定の深度に達しても、所要の水量が得られる見込みがない場合
 - (イ) 地中熱交換井の場合
 - (a) 代表井による熱応答試験を行う場合で、所要熱量を確認した場合
- (4) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、同一工法の場合で監督職員の承諾を受けた場合は省略することができる。
 - (ア) 揚水井の場合
 - (a) 掘さく完了後の深度確認
 - (b) ケーシング及びスクリーンの据付けを行う場合
 - (c) 砂利充填を行う場合
 - (イ) 地中熱交換井の場合
 - (a) 掘さく完了後の深度確認
 - (b) 地中熱交換器の挿入を行う場合
 - (c) けい砂等の充填を行う場合

第2節 事前調査

1.2.1 事前調査

- (1) 次の事前調査を行うこととし、適用は特記による。
 - (ア) 揚水井の場合
 - (a) 既設井分布調査
 - (b) 法的規制調査
 - (c) 地表探査
 - ① 探査方法は、電気探査の比抵抗法による。
 - ② 測定方式は、直流型方式とする。
 - ③ 解析は、標準曲線法によるものとする。
 - (d) 周辺環境調査（騒音・振動測定）
 - (イ) 地中熱交換井の場合
 - (a) 既設井分布調査
 - (b) 法的規制調査
 - (c) 地質情報の収集・整理
 - (d) 代表井による熱交換効率の把握（熱応答試験方法は特記による。）
 - (e) 周辺環境調査（騒音・振動測定）

第 2 章 揚水井設備

第 1 節 機材及び施工

2.1.1 掘さく

- (1) 掘さく工法は、パーカッション式、ロータリー式、ダウンザホールハンマ式及び回転振動式とし、適用は特記による。
- (2) 掘さく中は、掘さく孔に絶えず泥水を循環又は充満させることとする。ただし、ダウンザホールハンマ式工法の場合は除く。
- (3) 地表部の陥没等防止及び掘さくの安全確保のために孔口保護管（コンダクターパイプ）を設置する。孔口保護管の深度は特記による。
- (4) 崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できないおそれがある場合は、速やかに監督職員に報告する。
- (5) ケーシング挿入の安全を確認する必要がある場合は、挿入実施前に傾斜測定又はガイド管（10m以上）の降下試験を行うこととし、適用は特記による。
- (6) 砂利充填を実施する場合の掘さく孔径はケーシング径＋150mm 以上とし、実施しない場合はケーシング挿入に支障のない孔径とする。

2.1.2 電気検層

- (1) 電気検層は、比抵抗測定法とし、掘さく完了後、ケーシング降下までに行う。ただし、ダウンザホールハンマ式工法の場合は除く。
- (2) 測定方法は、連続測定とし、スポット測定（深度 1 m ごと）の場合は特記による。
- (3) 電極間隔は、短電極を掘さく孔径の長さとし、長電極を掘さく孔径の 2～4 倍の長さとする。

2.1.3 ケーシング

- (1) ケーシングに使用する管材は、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼鋼管」、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」の黒管、又は JIS K 6741「硬質ポリ塩化ビニル管」とし、特記による。
- (2) 接合方法は、次による。
 - (ア) ねじ接合は、フラッシュジョイント接合又はカップリング接合とする。
 - (イ) 溶接接合は、交流アーク溶接又は直流アーク溶接とし、溶接部は、突き合わせ溶接又はスリーブ溶接とする。
 なお、突き合わせ溶接の場合、ベベル加工を行うものとし、両端開先又は上管下部に開先を取った片端開先とする。また、管相互の芯ずれを生じないように接合する。
- (3) ケーシングにはセントライザを組込むほか、砂利充填完了まで吊り下げ状態を維持し、片寄りの防止を図る。
- (4) ケーシングの底部は、特記による。特記がなければ、鋼板を溶接し閉そくする。また、ケーシング頂部は、地盤面又は仕上り床面から 600mm の所で切断し、鋼板にて覆いをする。ただし、揚水設備設置等が連続する場合はその限りでない。

2.1.4 スクリーン

- (1) スクリーンは、パイプベース丸孔巻線型又は巻線型とし、集水面積比は呼び径 150 以上のものにあつては、巻線部表面積に対して 11%以上とする。
- (2) スクリーンの据付位置は、監督職員の承諾を受ける。
- (3) スクリーンは、採水層の状態により分割して設置してもよい。

2.1.5 砂利充填

- (1) 孔壁の崩壊及び砂が井内へ流入するおそれがある場合は砂利充填を行う。

- (2) 孔口のケーシング外側隙間から慎重に投入することによりスクリーン周囲へ確実に充填する。
- (3) 充填砂利は、丸味があり粒径のそろった精選砂利を用い、粒径サイズは、帯水層の粒度分布がある場合は平均粒径の 5 倍程度とし、粒度分布がない場合は地域の実績等を参考に決定する。

2.1.6 遮水

- (1) 汚水の侵入を防止するため、充填砂利の上部はセメンチング又は粘土遮水を施すものとする。

2.1.7 仕上げ

- (1) 仕上げは、ベーリング法により井内洗浄を十分に行った後、スワビング法により泥壁の除去を行う。
- (2) ベーリングは、ベラー内に取り込んだ掘さく泥水を井外に排出させる。
- (3) スワビングは、スワブ装置を引き上げることで井内に負圧作用を発生させ、スクリーン周辺の泥壁除去及び掘り屑と細砂を排出し、充填砂利を安定させる。
- (4) 井底に沈殿した細砂類は、さらい揚げる。

第 2 節 試験及び報告書

2.2.1 揚水試験

- (1) 揚水試験は、予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験及び水位回復試験を行う。
なお、揚水量の測定方法は、JIS B 8302「ポンプ吐出し量測定方法」に定める方法による。
- (ア) 予備揚水試験は、泥水を十分に排出した上で行い、最大揚水量を求めるものとする。
- (イ) 段階揚水試験は、段階的に揚水量を増量して行い、限界及び適正揚水量を求めるものとする。
 - (a) 初段階の揚水量は、最大揚水量の 1/5 程度の量で行い、次段階以降の揚水量は、均等量を逐次加算して行う。
 - (b) 各段階の揚水試験の継続時間は、水位の安定するまで継続することを原則とするが、揚水時間に制約がある場合は、10 分ごとの井内測定水位の変化量が 10mm 以下となるまで行うものとし、最大 90 分とする。
 - (c) 各段階における揚砂量の定量測定を行う。
- (ウ) 連続揚水試験は、適正揚水量で揚水し、揚水時間に制約がない場合は、測定は 24 時間以上連続して行い、水位の安定性、帯水層の透水性等を確認するものとする。
- (エ) 水位回復試験は、連続揚水試験終了後に行い、測定時間は 1 時間以上とする。

2.2.2 水質試験

- (1) 水質試験は、公立の保健所、試験所又は認定の分析機関にて実施するものとし、使用目的に適合した水質項目に関して、化学的、物理的及び生物化学的試験を行う。
- (ア) 飲料水に供する場合は、水道法に基づく「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に定めるところによる。
- (イ) 雑用水に供する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく「建築物環境衛生管理基準」に定めるところによる。

2.2.3 報告書

- (1) 報告書は、次による。

- (ア) 総合柱状図
 - (a) 地質柱状図
 - (b) 井戸構造図（ケーシング下端深度、ケーシング接合深度、スクリーン深度、充填砂利深度、遮水深度、スクリーン構造図等）
 - (c) 電気検層図（検層測定記録を含む。）
- (イ) 施工地点位置図（掘さく地点の緯度、経度及び標高(m)を併せて記載する。）
- (ウ) 揚水試験成績書
- (エ) 水質試験成績書

第 3 章 地中熱交換井設備

第 1 節 機材及び施工

3.1.1 掘さく

- (1) 掘さく工法は、回転振動式、ロータリー式、ダウンザホールハンマ式又はロータリーパーカッション式とし、適用は特記による。
- (2) 掘さく中は、掘さく孔に絶えず清水又は泥水を循環並びに充満させることとする。ただし、ダウンザホールハンマ式工法の場合は除く。
なお、掘さく孔の保孔にベントナイト等泥材を使用する場合、熱交換効率に影響をおよぼさないよう孔内の泥水を適切に希釈する。

3.1.2 地中熱交換器

- (1) 地中熱交換器を構成する管材は、高密度ポリエチレン（PE100）で SDR（管の外径/管の肉厚）が 11 以下のものとし、JIS K 6762「水道用ポリエチレン二層管」の熱安定性、内圧クリープを満足したものとする。
- (2) 地中熱交換器は底部を除き、継目を設けないものとする。
- (3) 地中熱交換器の底部は、採熱水が潤滑できるよう U 字型構造とする。また、地中熱交換器頂部は、地盤面又は仕上り床面上部まで立上げ、管末端部の養生を行う。

3.1.3 けい砂等の充填

- (1) けい砂の充填は、掘さく孔と地中熱交換器の間に空隙を作らないように施工する。
- (2) けい砂等は、丸みがあるものとする。
- (3) けい砂等上部は、セメンチングを施し遮水する。

第 2 節 試験及び報告書

3.2.1 試験

- (1) 地中熱交換器の挿入完了後、次の条件による水圧試験を行う。
 - (ア) 0.75MPa の水圧を加え、5 分放置後、0.75MPa まで再加圧する。
 - (イ) 再加圧後すぐに水圧を 0.5MPa まで減圧する。
 - (ウ) 1 時間放置後、水圧が 0.4MPa 以上確保されていることを確認する。

3.2.2 報告書

- (1) 報告書は、次による。
 - (ア) 総合柱状図（代表井）
 - (a) 地質柱状図
 - (b) 井戸構造図（地中熱交換器深度、けい砂等深度、遮水深度等）
 - (イ) 施工地点位置図（掘さく地点の緯度、経度及び標高(m)を併せて記載する。）

- (ウ) 水圧試験成績書
- (エ) 熱応答試験成績書

第8編 浄化槽設備工事

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 本設備は、建築基準法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び水質汚濁防止法に定めるところによるほか、特定行政庁の定める取扱要綱等による。
- (2) 本編は、現場施工型（躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう。）及びユニット型（工場生産品とし、浄化槽法に基づく型式認定品とする。）に適用する。
- (3) 処理種別、処理性能による方式及び型式の区分は、表8.1.1によるもの又は建築基準法第31条第2項により国土交通大臣の認定を受けたものとし、適用は特記による。

表8.1.1 処理種別、処理性能による方式、型式

処理種別	処 理 性 能					方 式	型 式
	BOD 除去率 (%)	BOD 濃 度 (mg/L)	COD 濃 度 (mg/L)	T-N 濃 度 (mg/L)	T-P 濃 度 (mg/L)		
小規模 合併処理	90以上	20以下	—	—	—	分離接触ばっ気方式 嫌気濾床接触ばっ気方式	ユニ ット 型
	90以上	20以下	—	20以下	—	脱窒濾床接触ばっ気方式	
合併処理	90以上	20以下	—	—	—	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式	ユニ ット 型・ 現場 施工 型
	95以上	10以下	—	—	—	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	
	95以上	10以下	10以下	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	
	95以上	10以下	—	20以下	1以下	硝化液循環活性汚泥方式	
	95以上	10以下	—	15以下	1以下	三次処理脱窒・脱磷方式	
	95以上	10以下	—	10以下	1以下		
	95以上	10以下	—	10以下	1以下		

- 注 1. 水質汚濁防止法の規定により、BOD以外の水質項目について、排水基準が定められている場合は、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」（昭和55年建設省告示第1292号）の構造とする。また、同告示の第1から第12に定められた浄化槽の構造と同等以上の効力があるとみなすものは、建築基準法第31条第2項により国土交通大臣が認めたものとする。
2. 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の規定により水質規制が行われる地域に設ける浄化槽は、同法の規定による排水基準に適合するものとする。

1.1.2 施工範囲

(1) 現場施工型の施工範囲は、表 8.1.2 による。

表 8.1.2 現場施工型の施工範囲（その1）

項 目	小 規 模 合 併 処 理			合 併 処 理				
	分離接 触ばっ 気方式	嫌気濾床 接触ばっ 気方式	脱窒濾床 接触ばっ 気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間 ばっ気 方式
	5～ 50人	5～ 50人	5～ 50人	51～ 500人	101～ 500人	51～ 500人	101～ 500人	101～ 500人
荒目スクリーン	—	—	—	△	△	△	△	△
ばっ気型スクリーン	—	—	—	—	△	—	△	△
細目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△
20ミ目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△
微細目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△
5ミ目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△
破碎装置	—	—	—	—	△	—	△	△
汚水・汚物ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△
エアリフトポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△
送風機	○	○	○	△	△	○	○	○
制御盤	△	△	△	○	○	○	○	○
液面制御装置	△	△	△	△	△	△	△	△
かくはん装置	—	—	—	—	○	—	○	○
ばっ気装置	○	○	○	△	△	○	○	○
消泡装置	△	△	△	—	—	○	○	○
機械かくはん装置	△	△	△	—	—	△	△	△
計量調整移送装置	△	△	△	△	○	△	○	○
スカム除去装置	△	△	△	○	○	○	○	○
消毒装置	○	○	○	○	○	○	○	○
ろ過装置	—	—	—	—	—	—	—	—
凝集かくはん装置	—	—	—	—	—	—	—	—
活性炭吸着装置	—	—	—	—	—	—	—	—
循環装置	—	—	○	—	—	—	—	—
薬品注入装置	—	—	—	—	—	—	—	—
pH計	—	—	—	—	—	—	—	—
D0計	—	—	—	—	—	—	—	—

合 併 処 理								
接触ばっ気・ろ過方式	凝集分離方式		接触ばっ気・活性炭吸着方式	凝集分離・活性炭吸着方式		硝化液循環活性汚泥方式	三次処理脱窒・脱磷方式	
101～500人	51～500人	101～500人	101～500人	51～500人	101～500人	51～500人	51～500人	101～500人
△	—	△	△	—	△	△	—	△
△	—	△	△	—	△	△	—	△
△	—	△	△	—	△	△	—	△
—	—	△	△	—	△	△	—	△
○	—	△	○	—	△	△	—	△
○	—	△	○	—	△	—	—	△
△	—	△	△	—	△	△	—	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	△	△	○	△	△	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	—	○	○	—	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	△	△	○	△	△	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	○	○	△	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	—	—	○	—	—	—	—	—
—	○	○	—	○	○	○	○	○
—	—	—	○	○	○	—	—	—
—	—	—	—	—	—	○	—	—
—	○	○	—	○	○	○	○	○
—	○	○	—	○	○	○	○	○
—	—	—	—	—	—	○	○	○

表 8.1.2 現場施工型の施工範囲（その2）

項 目	小 規 模 合 併 処 理			合 併 処 理				
	分離接触ばっ気方式	嫌気濾床接触ばっ気方式	脱窒濾床接触ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式
	5～50人	5～50人	5～50人	51～500人	101～500人	51～500人	101～500人	101～500人
ろ材	—	○	○	—	—	—	—	—
接触材	○	○	○	—	—	○	○	—
回転板接触装置	—	—	—	○	○	—	—	—
整流板・阻流板	△	△	△	△	△	△	△	△
越流せき	○	○	○	○	○	○	○	○
せき板	—	—	—	—	○	—	○	○
マンホール	○	○	○	○	○	○	○	○
通気口	○	○	○	○	○	○	○	○
排気管及び排気かさ	△	△	△	△	△	△	△	△
汚水流入管	○	○	○	○	△	○	△	△
汚水・汚泥配管工事	△	△	△	○	○	○	○	○
空気配管工事	○	○	○	△	△	○	○	○
消泡配管工事	△	△	△	—	—	○	○	○
薬品注入配管工事	—	—	—	—	—	—	—	—
防錆及び塗装工事	○	○	○	○	○	○	○	○
電気配管配線工事	○	○	○	○	○	○	○	○

合 併 処 理								
接触ばっ気・ ろ過方式	凝集分離方式		接触ばっ気・ 活性炭吸着方式	凝集分離・ 活性炭吸着方式		硝化液循環活 性汚泥方式	三次処理脱窒・ 脱磷方式	
101～ 500人	51～ 500人	101～ 500人	101～ 500人	51～ 500人	101～ 500人	51～ 500人	51～ 500人	101～ 500人
—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	△	△	○	△	△	△	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	○	○	○	—	—	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	○	△	△	○	△	△	○	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	△	△	○	△	△	○	○	○
○	△	△	○	△	△	○	○	○
—	○	○	—	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 1. ○印を施工の範囲とし、△印は構造上必要な場合に施工する。

2. 送風機室、防護さく及びコンクリート躯体工事（土工事を含む。）は特記による。

(2) ユニット型の施工範囲は、次による。

(ア) 本体、附属機器及びその据付け工事

(イ) 表 8.1.2 の該当する項目

(ウ) 土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事とし、適用は特記による。

第2章 現場施工型浄化槽

第1節 機材

2.1.1 スクリーン

2.1.1.1 荒目スクリーン

- (1) 荒目スクリーンは、固定スクリーン、取付フレーム、かき揚げ装置、電動機、減速機等を備えたものとし、かき揚げ装置によりスクリーンかすを除去するもので、固定スクリーンの取付角度は、水平面に対して $45^{\circ} \sim 75^{\circ}$ とする。
- (2) 目幅の有効間隔は、50mm 程度とし、固定スクリーン、取付フレーム及び接水部は、ステンレス鋼板（SUS304）とし、かき揚げ装置のレーキ部等は、合成樹脂製又はステンレス鋼板（SUS304）とする。また、その他の部分は、ステンレス鋼板（SUS304）又は鋼板とする。
なお、鋼板の場合は JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。
- (3) 電動機は、次のいずれかによる。
 - (ア) JIS C 4203「一般用単相誘導電動機」
 - (イ) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」
 - (ウ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」（0.75kW 未満に限る。）
 - (エ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」（0.75kW 未満に限る。）
- (4) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」による IP 44「全閉防まつ形」又は IP 22「防滴保護形」（防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る）とする。
- (5) 附属品は、次による。

(ア) バケツ（合成樹脂製）大・小	各 1 個
(イ) スコップ	1 個
(ウ) 水切バケツ	1 個

2.1.1.2 ばっ気型スクリーン

- (1) ばっ気型スクリーンは、固定スクリーン、取付フレーム、散気装置、手元調整弁等を備えたものとし、槽底部に汚物、砂等を貯留できる構造とする。
- (2) 目幅の有効間隔は、30mm から 50mm 程度とし、固定スクリーン及び取付フレームは、ステンレス鋼板（SUS304）又は合成樹脂製とする。

2.1.1.3 細目スクリーン

- (1) 細目スクリーンの構成及び構造は、2.1.1.1「荒目スクリーン」によるものとする。ただし、目幅の有効間隔は、20mm 程度とする。
- (2) 附属品は、次による。

(ア) 水切バケツ（貯留槽にスクリーンかすを落とさない場合）	1 個
--------------------------------	-----

2.1.1.4 20 ミリ目スクリーン

- (1) 20 ミリ目スクリーンは、固定スクリーンとし、取付角度は水平面に対して $45^{\circ} \sim 75^{\circ}$ とする。
- (2) 目幅の有効間隔は、20mm 程度とし、固定スクリーン及び取付フレームは、ステンレス鋼板（SUS304）又は合成樹脂製とする。
- (3) 附属品は、次による。

(ア) 20 ミリ目スクリーンかすかき揚げ用具	一式
(イ) 水切バケツ（貯留槽にスクリーンかすを落とさない場合）	1 個

2.1.1.5 微細目スクリーン

- (1) 微細目スクリーンは、スリット状、ふるい目状（円形）等の微細目を有するドラム形、バースクリーン形等のスクリーンに、取付フレーム、電動機、減速機等からなり、スクリーンかすを除去する装置を備えたものとする。
- (2) 目幅の有効間隔は、1.0mm から 2.5mm 程度とし、固定スクリーン、取付フレーム及び接水部は、ステンレス鋼板（SUS304）とし、かき揚装置のレーキ部等は、合成樹脂製又はステンレス鋼板（SUS304）とする。また、その他の部分は、ステンレス鋼板（SUS304）又は鋼板とする。

なお、鋼板の場合は JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。

- (3) 5ミリ目スクリーンを備えた副水路を設ける。
- (4) 電動機は、2.1.1.1「荒目スクリーン」の当該事項による。

2.1.1.6 5ミリ目スクリーン

- (1) 構成及び構造は 2.1.1.1「荒目スクリーン」による。ただし、目幅の有効間隔は 5mm 以下とする。

2.1.2 破碎装置

- (1) 破碎装置は、減速機付きの立て形電動機と直結したドラム形とし、回転ドラム、支柱に固定されたコーム、ドラム表面に突き出して取付けたコームの間隙を通過する切削歯及びドラム溝の末端に取付けたカッターバー等からなるもので、石及び金属以外のすべての固形物を細かく砕くことのできるものとする。
- (2) ドラムは鋳鉄製、切削歯はタングステンカーバイト等の焼結超硬合金製、コーム及びカッターバーは特殊鋼（SKD）又は同等以上の耐摩耗性を有するものとし、再研磨及び取替えの容易な構造とする。
- (3) 電動機及び減速機の据付けにおいては、浸水による故障防止対策を行う。
- (4) 目幅の有効間隔が 20mm 程度のスクリーンを備えた副水路を設ける。
- (5) 附属品は、次による。

- | | |
|------------------|-------|
| (ア) 予備歯（コーム・切削歯） | 各 1 組 |
| (イ) 工具類 | 一式 |

2.1.3 汚水、汚物ポンプ

- (1) 汚水、汚物ポンプは、2台1組（消泡用は1台）として設けるものとし、形式は、流入側及び汚物移送用に設ける場合は汚物用、流出側及び消泡用に設ける場合は汚水用の水中モーターポンプとし、構造、材質その他は、第5編 1.2.7「汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ」による。ただし、汚物用ポンプにあっては、直径 35mm 以上の球形固形物を容易に排出できる構造のものとする。

2.1.4 エアリフトポンプ

- (1) エアリフトポンプは、送気管、揚泥管及び気液分離装置を備えたものとし、計量又は調整を行う場合は汚泥計量せき及び汚泥戻し管を設けるものとし、適用は特記による。
- (2) 本体は、ステンレス鋼製、硬質塩化ビニル製又は鋼製とする。
 なお、鋼製の場合は JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。
- (3) 揚泥管は、曲りの少ない形状とし、曲り部には掃除口を設ける。

2.1.5 送風機

- (1) ばっ気用送風機は、2台以上（1台は予備）設けるものとし、次による。
なお、間欠ばっ気運転等を行う場合の適用は特記による。
- (ア) 形式は、ベルト駆動又は直結駆動による容積形の回転式とし、ケーシング及びサイドカバーは鋳鉄製、駆動軸は球状黒鉛鋳鉄又は機械構造用炭素鋼鋼材、ロータは鋳鉄製、ギヤはクロムモリブデン鋼又は同等の耐摩耗性を有するものとする。
- (イ) 風量は、ばっ気用の必要空気量に、エアリフトポンプ等のばっ気以外に使用する必要空気量を加えたものとし、バルブ調整、Vプーリ交換、可変速モーター等により調節可能なものとする。
- (ウ) 附属品は、次による。ただし、吸込側吸音器にフィルターを組み込む場合は(f)を除く。

(a) 吸込側吸音器	1組
(b) 吐出側吸音器	1組
(c) 安全弁	1組
(d) 防振継手	1組
(e) 圧力計	1組
(f) フィルター	1組
(g) 風量調節用弁	1組
(h) 空気逆止弁	1個
(i) Vベルト保護カバー（ベルト駆動の場合）	一式
(j) 相フランジ	1組
(k) 防振基礎	一式
(l) 基礎ボルト	一式
- (2) 流量調整槽のかくはん用及び腐敗防止用送風機は、ばっ気用の送風機に準ずる構造のものとする。
- (3) 換気用送風機は、第3編 1.11.1「遠心送風機」、1.11.2「軸流送風機及び斜流送風機」、壁掛式有圧換気扇（フード付）又は天井式有圧換気扇とし、適用は特記による。
- (4) 送風機の据付けは、第3編 2.1.1「一般事項」及び2.1.18「送風機」による。

2.1.6 制御盤

- (1) 制御盤は、電気事業法、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び電気用品安全法に定めるところによるものとし、特記により漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。

なお、汚水・汚物ポンプは、手動及び液面制御装置による交互運転とする。

2.1.7 液面制御装置

- (1) 液面制御装置は、第2編 2.3.10「フロート式レベルスイッチ」による。

2.1.8 かくはん装置

- (1) かくはん装置の形式は、散気式、水中ミキサ式、ジェットポンプ式等とし、流量調整槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。
- (2) かくはん装置は、目詰まりせず、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。

2.1.9 ばっ気装置

- (1) ばっ気装置の形式は、散気式、機械かくはん式、かくはんとばっ気の併用式とし、ばっ気槽内に十分酸素が供給でき、槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。
- (2) ばっ気装置は、目詰まりせず、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。

2.1.10 機械かくはん装置

- (1) 機械かくはん装置は、駆動装置、かくはん羽根等からなり、ばっ気槽内に十分な酸素が供給でき、槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。
- (2) かくはん羽根は、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。
- (3) かくはん装置は、立軸回転式とし、汚水の循環及び水面におけるばっ気を良好に保たせるものとする。
- (4) ケーシング及びドラフトチューブ（立て円筒）を有するものは、ケーシングをドラフトチューブで支持するものとし、ドラフトチューブの底部は汚水を吸引しやすく、かつ、きょう雑物のからみにくい構造とする。

2.1.11 消泡装置

- (1) 消泡装置の形式は、ノズル式又は消泡剤式とし、適用は特記による。
 - (ア) ノズル式
 - (a) ノズル先端の水圧は、0.1～0.15MPaとし、ノズル1個当たりの噴出量は4～10L/minとする。
 - (b) 材質は銅合金又は合成樹脂製とし、均一に散水でき、容易に掃除できる構造とする。
 - (c) ノズルの取付間隔は1.0～1.5mとし、効率良く消泡できる配置とする。
 - (d) 消泡用水に処理水を用いる場合は、ノズルの目詰りを防止するために、ストレーナを設ける。ただし、目詰りを容易に除去できる構造のノズルの場合は、ストレーナは設けなくてもよい。
 - (イ) 消泡剤式は、消泡剤を貯蔵する容器を設置し、定量ポンプ又は弁等により適正量の消泡剤を添加できる構造とする。

2.1.12 計量調整移送装置

- (1) 計量調整移送装置は、ポンプ吐出側の送水量計量せき、戻し水量調整せき、戻し配管、流量調整弁等で構成され、槽は、厚さ4.0mm以上のガラス繊維強化ポリエステル樹脂、厚さ3.2mm以上の鋼板又は厚さ6.0mm以上のJIS K 6745「プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板」によるものとする。
 なお、鋼板製の場合は、JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。

2.1.13 スカム除去装置

- (1) スカム除去装置は、浮上したスカムを捕集し、沈殿槽の水表面から排除できるものとし、材質は鋼製又は合成樹脂製とする。
 なお、鋼製の場合はJIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。

2.1.14 消毒装置

- (1) 消毒装置は、固形塩素剤消毒装置又は次亜塩素酸ソーダ消毒装置とし、適用は特記による。
 - (ア) 固形塩素剤消毒装置
 - (a) 薬剤充填部及び薬剤接液部からなり、薬剤の溶解により処理水を自動的に消毒するもので、接液部の通過流量により薬剤溶解量を調整できる構造とし、本体材質は、プラスチック製とする。
 - (イ) 次亜塩素酸ソーダ消毒装置
 - (a) 薬剤注入装置部と薬剤貯留タンク部からなり、薬剤の注入により処理水を消毒する

ものとし、薬剤注入装置は、ポンプにより薬剤を自動的に注入する構造とする。

- (b) 注入ポンプの接液部の材料は、硬質塩化ビニル製等とし、貯留タンクの材料は、プラスチック製とする。
- (c) 薬剤を注入する配管には、背圧弁又は逆止弁を設ける。

2.1.15 ろ過装置

- (1) ろ過装置の形式は、固定床の場合は重力式、圧力式又は上向流式、移動床の場合は上向流式又は水平流式とし、次による。
 - (ア) 固定床で砂ろ過する場合は、ろ層は単層又は 2 層とし、単層ろ過は砂層 600mm 以上、2 層ろ過は砂層 400mm 以上及びアンスラサイト 300mm 以上とし、支持層はいずれも 300mm 以上とする。
 - (a) ろ過砂の有効径は、0.5～1.2mm、アンスラサイトの有効径は、0.9～2.5mm とし、いずれも均等係数は 1.5 以下とする。
 - (b) ろ過速度は、移流計画汚水量に対し、単層ろ過は 4 m/h 以下、2 層ろ過は 6 m/h 以下とする。
 - (イ) 移動床で連続砂ろ過する場合は、ろ層厚及びろ過砂の粒径は、装置に適したものを選定する。
 - (ウ) 人工ろ材でろ過する場合は、材質をポリエステル又は合成樹脂製とし、形状を長繊維、扁平楕円形繊維又は球状とし、ろ過速度は人工ろ材に適した速度とする。
- (2) ろ過装置は 2 台以上設けるものとする。
- (3) 缶体の材質は、ステンレス鋼、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂又は鋼板とし、鋼製の場合は JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。
- (4) 各部位は、点検、清掃、ろ材の交換及び補充が容易にできる構造とする。また、ろ材洗浄は自動とし、水洗浄、空気洗浄ができる構造とする。ただし、水洗浄のみで十分洗浄効果が得られる場合、空気洗浄は除いてもよい。

2.1.16 凝集かくはん装置

- (1) 凝集かくはん装置は、横形又は立形とし、かくはん軸及びかくはん翼の材質はステンレス鋼板（SUS304）とする。
- (2) かくはん速度は、可変とし、急速かくはん時は 120～150rpm、緩速かくはん時は 40～60rpm とする。

2.1.17 活性炭吸着装置

- (1) 活性炭吸着装置は、下向流の場合は固定床式又は移動床式、上向流の場合は移動床式、膨張床式又は流動床式とする。また、活性炭吸着装置は 2 台以上設けるものとし、次による。

なお、各部位は点検、清掃及び活性炭の交換が容易にできる構造とする。

 - (ア) 活性炭吸着装置に使用する活性炭は、原料をヤシガラ又は石炭等から製造した 4～100 メッシュの粒状活性炭とする。
 - (イ) 活性炭の充填量は、空間速度を 2～4 m/h として決定する。
 - (ウ) 活性炭充填層は、水洗浄、表面洗浄、空気洗浄ができる構造とする。ただし、水洗浄のみで十分洗浄効果が得られる場合、空気洗浄は除いてもよい。

2.1.18 循環装置

- (1) 循環装置は、ポンプ、計量装置等を備えたものとし、硝化の進んだ槽内水を定量的、か

つ、安定的に循環させることができる構造とする。

- (2) ポンプは、生物反応槽の構造に適するものを、エアリフトポンプ、間欠定量ポンプ、水中モーターポンプ等より選定する。
- (3) 循環装置の能力は、日平均の水量の 300%以上とし、また、計量装置は、100%、200%及び 300%程度に設定が可変なものとする。

2.1.19 薬品注入装置

- (1) 薬品注入装置は、薬品貯槽、注入ポンプ等を備えたものとし、貯槽の板材は、貯蔵する薬品に適する鋼材又はプラスチック製とする。
- (2) 注入ポンプは、注入量が適正に調節できる構造とし、2 台以上設ける。

2.1.20 pH 計

- (1) pH 計は、pH センサー、ホルダー、pH 伝送器等を備えた指示調整形とし、水中の水素イオン濃度を測定する。ホルダーは、潜漬形とする。

2.1.21 DO 計

- (1) DO 計は、DO センサー、ホルダー、DO 変換器等を備えた指示調整形とし、水中に溶解している酸素濃度を測定する。ホルダーは、潜漬形とする。

2.1.22 接触材及びろ材

- (1) 接触材及びろ材は、合成樹脂製又は同等以上の耐食性を有するものとし、生物膜が付着しやすく、汚水と生物膜が十分に接触でき、生物膜等による閉塞が生じにくい構造とする。
- (2) 接触材及びろ材は、水圧及び生物膜の荷重により変形せず、接触材が移動、変形等を生じないよう支持材を設ける。
- (3) 支持材は、ステンレス鋼板（SUS304）又は合成樹脂製とする。

2.1.23 回転板接触装置

- (1) 回転板は、合成樹脂製又は同等以上の耐食性を有するものとし、生物膜が付着しやすく、生物膜等による閉塞が生じにくい構造とし、回転時に水圧及び生物膜の荷重により変形しないものとする。
- (2) 軸は、JIS G 3445「機械構造用炭素鋼鋼管」による SKTM 13 程度の強度を有するものとし、自動調心軸受で躯体に水平に取付け、回転板及び生物膜の荷重により変形等が生じないものとする。鋼材を用いる場合には、JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。

2.1.24 整流板、阻流板

- (1) 整流板、阻流板は、ステンレス鋼板（SUS304）、鋼板又は合成樹脂製とし、水流を均等に分布拡散又は阻止できる構造とする。
なお、鋼製の場合は、JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。

2.1.25 越流せき

- (1) 越流せきは、ステンレス鋼板（SUS304）、鋼板又は合成樹脂製とし、V形ノッチ等を連続的に設け、沈殿槽の上澄水を越流せき全長からほぼ均等にせき内に取り入れることのできる構造とする。
なお、鋼板製の場合は、JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。
- (2) 越流せきの据付け高さは、容易に調節できるものとする。

2.1.26 せき板

- (1) 沈砂槽、排砂槽及び副水路に設けるせき板は、JIS K 6745「プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板」による厚さ10mm以上のものとし、取付枠を設け、せき板が容易に着脱でき、汚水が流路より溢流しない構造とする。

なお、取付枠が鋼材製の場合は、JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。

2.1.27 マンホール

- (1) マンホールは、第5編1.8.7「マンホールふた」によるものとし、標準図（マンホールふた）によるマンホールふた（水封形）で、マンホールに施錠する場合は特記による。

なお、合成樹脂製等のマンホールを設ける場合は特記による。

2.1.28 排気管及び排気かさ

- (1) 排気管は、JIS K 6741「硬質ポリ塩化ビニル管」によるVPとし、塩化ビニル製の排気かさを有するものとする。
- (2) 排気管を自立する場合は、地盤上3,500mm以上立ち上げ、鋼材又はコンクリートで補強する。建物に沿って立ち上げる場合は、パラペット等の先端から150mm以上立ち上げ、3,000mm以内に2箇所振れ止めを設ける。

2.1.29 汚水流入管

- (1) 汚水流入管は、JIS K 6741「硬質ポリ塩化ビニル管」によるものとし、沈殿分離槽の汚水流入管は、立て管の上部はスカムの堆積により閉そくしない位置で開放し、下部は沈殿汚泥をかく乱しない位置で開放する。

2.1.30 配管

- (1) 管、継手等は、次によるほか、第2編の当該事項による。
- (ア) 管は表8.2.1、継手及び弁類は表8.2.2によるものとし、管材及び弁類は特記による。
- (イ) 槽内にある管支持金物、ボルト及びナット類は、ステンレス鋼製（SUS304）又は合成樹脂製とする。

表 8.2.1 管

呼 称	規 格			用 途
	番 号	名 称	備 考	
ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼鋼管	SUS304	污水管、揚泥管 消泡管、送気管 散気管、薬液管
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管		
塩ビ管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	污水管、揚泥管 消泡管、散気管
	JIS K 6776	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管		送気管
鋼 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管	送気管（槽外）

注 1. 硬質ポリ塩化ビニル管の使用温度は、 $-10\sim+50^{\circ}\text{C}$ とする。

2. 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管の使用温度は、 $-5\sim+90^{\circ}\text{C}$ とする。

表 8.2.2 継手及び弁類

呼 称	規 格		
	番 号	名 称	備 考
ステンレス鋼管 継手	JIS B 2309 JIS B 2312 JIS B 2313 JIS B 2220 SAS 322	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式 管継手 配管用鋼製突合せ溶接式管継手 配管用鋼板製突合せ溶接式管継手 鋼製管フランジ 一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能 基準	SUS304
塩ビ管継手	JIS K 6739 JIS K 6743 JIS K 6777	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手 水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手	
鋼管継手	JIS B 2301 JIS B 2302	ねじ込み式可鍛鉄製管継手 ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施した もの
仕切弁	JIS B 2011 JIS B 2031 JV 8-1 —	青銅弁（5Kねじ込み仕切弁） ねずみ鋳鉄弁（5Kフランジ形外ねじ仕切 弁） 一般配管用ステンレス鋼弁 合成樹脂製バルブ	
玉形弁	JIS B 2011 JV 8-1 —	青銅弁（5Kねじ込み玉形弁） 一般配管用ステンレス鋼弁 合成樹脂製バルブ	
逆止弁	JIS B 2011 JIS B 2031 JV 8-1 —	青銅弁（10Kねじ込みスイング逆止め弁） ねずみ鋳鉄弁（10Kフランジ形スイング 逆止め弁） 一般配管用ステンレス鋼弁 合成樹脂製バルブ	
バタフライ弁	JIS B 2032 JV 8-1 —	ウェハー形ゴムシートバタフライ弁 一般配管用ステンレス鋼弁 合成樹脂製バルブ	
ボール弁	JV 5 JV 8-1 —	管端防食ねじ込み形弁 一般配管用ステンレス鋼弁 合成樹脂製バルブ	

- 注 1. 合成樹脂製バルブは、製造者の標準仕様とする。
2. 合成樹脂製バルブの使用可能温度は、－10℃から＋50℃とする。

第 2 節 施工

2.2.1 施工

- (1) 機器の据付け、配管工事、電気工事、土工事等は、次によるほか、第 1 編「一般共通事項」から第 5 編「給排水衛生設備工事」までの当該事項による。
 - (ア) 配管工事
 - (a) 機器及び装置と配管との接合部は、フランジ接合とする。また、容積形送風機と配管の接合には、防振継手を設ける。
 - (b) 維持管理のしやすいように、必要箇所にフランジ、ユニオン等を設ける。
 - (c) 配管系の最下部には、ドレン抜き用の弁を設け、空気だまりには、エア抜弁を設ける。
 - (d) 散気管は、水面から所定の深さに水平に取付ける。
 - (イ) 電気工事
 - (a) 電気事業法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定めるところに従い施工する。
 - (b) ボックス類は、防水形とし、槽内に使用する場合はステンレス鋼板製又は合成樹脂製、外部露出の場合は鋼板製（溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐食性を有する鋼板製のもの）又はステンレス鋼板製とする。
 - (c) 槽内の支持金物は、ステンレス鋼板とする。
 - (ウ) 土工事
 - (a) 第 2 編第 4 章第 2 節「土工事」によるほか、土留等を行う場合は特記による。

2.2.2 試験

- (1) 槽の水張り試験
 - (ア) 槽は、設置完了後掃除を行い、満水状態にして 24 時間放置し、水面高の変化等で漏水の有無を検査する。
なお、工事完了後は、ポンプ槽及び汚泥貯留槽を除く、全ての槽を満水状態とする。
- (2) 配管の試験
 - (ア) 試験は、以下のいずれかの施工前に行う。
 - (a) 隠ぺい又は埋戻し
 - (b) 配管完了後の塗装（ねじ部のさび止めペイントは除く。）
 - (c) 被覆施工
 - (イ) 汚水管及び汚泥管は満水試験とし、保持時間は最小 30 分とする。ただし、ポンプ吐出管は水圧試験とし、最小 0.75MPa の圧力で、保持時間は最小 60 分とする。
 - (ウ) 消泡管は、通水試験を行う。
 - (エ) 空気管は空気圧試験とし、最高使用圧力の 1.1 倍の圧力で、保持時間は最小 60 分とする。
- (3) 各機器の動作試験
 - (ア) 各機器を単独手動運転し、また、制御装置も動作させ異常の有無を試験する。
 - (イ) 各機器を自動又は連動運転にし、異常の有無を試験する。
- (4) 通水・総合運転試験
 - (ア) 各槽を満水にし、各機器の能力等を仕様に適合するよう調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を試験する。

第3章 ユニット型浄化槽

第1節 機材

3.1.1 本体構造等

- (1) ユニット型浄化槽は、規定の性能を満足するための適正な形状、寸法及び容量とし、据付け条件における土圧、水圧荷重、地震等に対応する強度を有するものとし、点検及び清掃が容易な構造とする。

第2節 施工

3.2.1 施工

- (1) 基礎は、所定の深さに根切りを行った後、地業工事、コンクリート工事及び左官工事を第2編第4章「関連工事」の当該事項により行う。

なお、基礎等の厚さは、特記による。特記がなければ、表8.3.1による。

表8.3.1 基礎等の厚さ (単位 mm)

種 別		処 理 種 別 及 び 処 理 対 象 人 員	
		小規模合併処理	合併処理
		50人以下	51～500人以下
再生クラッシュラン、切込砂利又は切込碎石		100以上	150以上
捨コンクリート		50以上	50以上
鉄筋コンクリート	コンクリート厚さ	150以上	200以上
	配 筋	D10-200@ (シングル)	D13-200@ (ダブル)

- (2) ユニット本体を、基礎上に水平に設置し、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行う。埋戻しは、槽内に半分程度注水した後、良質土で行うものとし、深さの1/3程度ずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行う。また、地下水位が高い場所は、製造者の標準仕様による浮上防止金具等を用いて槽本体を基礎に固定した後、埋戻しを行う。
- (3) 埋戻しは、ユニット本体に鋭角な碎石等が当たらないよう、特に注意する。

3.2.2 試験

- (1) 試験は、2.2.2「試験」(1)及び(4)による。

第9編 昇降機設備工事

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 本設備は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示並びに地方公共団体の条例等の定めによる。
- (2) 昇降機の技術基準、耐震性能等は、「昇降機技術基準の解説」（（一財）日本建築設備・昇降機センター、（一社）日本エレベーター協会）による。
- (3) 本編は、ロープ式エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターに適用する。
なお、ロープ式エレベーターの種別は、表 9.1.1 による。

表 9.1.1 ロープ式エレベーターの分類

種別	普及型エレベーター		一般エレベーター		非常用エレベーター	
構造	機械室あり	機械室なし	機械室あり	機械室なし	機械室あり	機械室なし

- 注 1. 「機械室あり」とは、昇降路頂部に独立した機械室を設けて、駆動装置等を設置するエレベーターをいう。
2. 「機械室なし」とは、平成12年建設省告示第1413号第1第3号に適合する駆動装置等を昇降路内等に設置するエレベーターをいう。

- (4) エレベーターの運転時に発生する回生電力を蓄電池に充電し、この蓄電池の電力を通常運転、停電時救出運転等に有効に利用するシステム（回生電力備蓄システム）を使用する場合は、製造者の標準仕様とし、適用は特記による。
- (5) エレベーターには、（一社）建築性能基準推進協会のエレベーター安全装置設置済マークを、かご内に表示する。

第2章 普及型エレベーター

第1節 一般事項

2.1.1 一般事項

- (1) 本章は、JIS A 4301「エレベーターのかご及び昇降路の寸法」に規定するエレベーターのうち表9.2.1に示す普及型エレベーターに適用し、第2節「機材及び施工」以外の仕様は製造者の標準仕様とする。

表9.2.1 普及型エレベーター

方式	用途	JIS記号	積載量 (kg)	定員 (人)	速度 (m/min)
ロープ式	一般乗用	P-6-C0	450	6	45、60
		P-9-C0	600	9	45、60、90、105
		P-11-C0	750	11	45、60、90、105
		P-13-C0	900	13	45、60、90、105
		P-15-C0	1,000	15	45、60、90、105
	寝台用	B-750-2S	750	11	45、60、90、105
		B-1000-2S	1,000	15	45、60、90、105

2.1.2 構成

- (1) 構成は、駆動装置、電源盤及び制御盤、かご、乗場、昇降路内機器、地震感知器、安全装置及び附属品とする。

第2節 機材及び施工

2.2.1 駆動装置等

2.2.1.1 巻上機

- (1) 巻上機は歯車なし巻上機とする。

2.2.1.2 電動機

- (1) 電動機は、エレベーター用として製作されたもので、比較的小さい始動電流で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な始動にも十分耐えられる構造とする。制御方式は、可変電圧可変周波数制御方式とする。
- (2) 巻上機を昇降路内底部に設置する場合の電動機の保護方式は、全閉防まつ形（IP44）以上とする。

2.2.1.3 ブレーキ

- (1) 動力が断たれたとき又は電氣的安全装置が作動したときに、確実に作動するものとする。
- (2) ブレーキ装置は、常時作動型二重系ブレーキ又は別のブレーキ装置により構成する待機型二重系ブレーキとし、かごの下降時において減速又は停止させ、その状態を保持する能力を備えるものとする。
- (3) ブレーキの定格積載に対する保持能力は、次による。
- (ア) 常時作動型二重系ブレーキは、両側で125%以上、片側で100%以上とする。
- (イ) 待機型二重系ブレーキは、常時動作側で125%以上、待機側で100%以上とする。

2.2.1.4 電源盤及び制御盤

- (1) 機械室なしの場合の電源盤及び制御盤は、昇降路内又は乗場に設けるものとし、特記による。
- (ア) 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。
- (イ) 高調波対策及び高周波ノイズ対策は、第 2 編 1.2.2「機器附属盤」(5)の当該事項による。
- (ウ) 動力計測用電力量計を設ける場合は、パルス発信機能付きとし、適用は特記による。
- (エ) かごの着床精度は、表 9.2.2 の値に制御できるものとする。ただし、供給電源の電圧変動は 5 %以内、周波数変動は 1 %以内とし、かつ、かご内荷重は定格積載量における着床時の値とする。

表 9.2.2 着床精度 (単位 mm)	
制御方式	可変電圧可変周波数
用 途	
乗用、寝台用	±10 以内

- (オ) 制御装置の機能は、表 9.2.3 によるものとし、適用は特記による。

表 9.2.3 制御装置の機能

名 称		機能の概要
乗合方式	乗合全自動方式(SC)	乗場ボタンは、二点で昇り降りの区別があり、かご内のボタン及び乗場ボタンによる呼びは一樣に多数登録できるもので、かごはその呼びに応じて起動する。1方向に運転中の場合はその方向の呼びに応じて順次停止していき、前方に呼びがなくなれば自動的に運転方向を反転し、順次同方向の呼びに応じて停止していく方式。
	群乗合全自動方式(MSC)	2台のエレベーターを併設する場合に採用される運転操作方式で、併設する2台のエレベーターが合理的に連携して、乗合全自動運転をする方式。上下2方向の呼びの発生に著しい変動がない交通需要に対応する単一の運転内容を備えている。
	全自動群管理方式(GSS)	エレベーターを複数台まとめた群としての運転操作方式で、交通需要の変動に応じて、最適な運転管理を自動的に行う方式。
管制運転等	地震時管制運転	地震発生時にエレベーターを地震感知器の作動により、早期に最寄階に停止させ、乗客の安全確保を図る運転機能。
	火災時管制運転	火災発生時にエレベーター内の乗客を速やかに避難階に帰着させ、エレベーター内の乗客を避難させる運転機能。
	非常用発電時管制運転 (自家発時管制運転)	停電時にエレベーターが、階間に停止した場合に非常用発電設備により、エレベーターをグループ単位に決められた順序で1台ずつ避難階又は最寄階に戻した後、全ての救出が完了後、一部のエレベーターを継続運転させる運転機能。
	停電時救出運転	停電によりエレベーターが、停止した場合にバッテリー電源により、エレベーターを低速で走行させ最寄階へ着床させ、エレベーター内の乗客を避難させる運転機能。
	ピット冠水時管制運転	ピットに冠水センサーを設け、冠水を検出すると直ちに最下階以外の階で運転を休止する運転機能。
	浸水時管制運転	乗場が低い位置にあるエレベーターで、高波、洪水等により浸水するおそれがある場合に、気象情報等を入手し、手動により、エレベーターを速やかに退避階に帰着させる運転機能。
	長尺物振れ管制運転	一定の高さ以上の建物に対して、揺れとともにエレベーターのロープ及びケーブル類の長尺物が引っ掛かっている状態でエレベーターの走行を避ける運転機能。
	閉じ込め時リスタート運転	地震により安全装置等が作動したことで、エレベーターが階間に停止した場合、安全装置が正常に復帰後低速で最寄階に行きドアを開放する機能。
	緊急地震速報連動運転	外部より配信された緊急地震速報により、事前に地震に備える機能。
	自動診断仮復旧運転	地震により、かごが運転休止となった場合に人身被害や損害等の危険性を自動又は遠隔で診断し、二次災害のおそれがないと判断された場合にエレベーターを仮復旧させる機能。

2.2.1.5 そらせ車及びマシンベッド

- (1) そらせ車（構造上、そらせ車を必要とする場合）は、鋳鉄製又は JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」S45C とし、主索に適応した溝形を有するものとする。
- (2) マシンベッドは、鋼材又は形鋼とする。

2.2.1.6 マシンビーム

- (1) 鋼材又は形鋼とする。

2.2.2 かご

2.2.2.1 かご室

- (1) かご室内には、次のものを備える。
 - (ア) かご操作盤
 - (イ) かご内インジケータ
 - (ウ) 乗過ぎ警報装置
 - (エ) 各階案内表示板（適用は特記による。）
 - (オ) 用途、積載量及び最大定員を明示した標識
 - (カ) インターホン
 - (キ) 館内放送用スピーカー（適用は特記による。）
 - (ク) 換気扇
 - (ケ) 照明器具
 - (コ) 停電灯（電源は自動充電式蓄電池とし、停電時自動切替え、復電時自動復旧装置付きで 30 分以上点灯可能なものとする。）
 - (サ) 着脱式壁保護材（適用は特記による。）
- (2) かご室内の付加仕様は、次によるものとし、適用は特記による。
 - (ア) かご内専用操作盤
 - (a) 国際身障者シンボルマークを記載した専用操作盤を 2 面設け、各操作盤のうち少なくとも 1 面には、呼びボタン付きインターホンを取付ける。
 - (b) 操作盤の中央線の高さは、床上 1,000mm 程度とし、押ボタンの位置は、一番高いもので床上 1,500mm 以下とする。
 - (c) 専用行先ボタンでかごを停止させる場合は、戸の開いている時間を 10 秒程度とする。
 - (イ) かご内手すり
 - (a) 左右両面に床上 800mm 程度の位置に取付けるものとする。
 - (ウ) かご内鏡
 - (a) かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとし、鏡の幅は 500mm～700mm 程度の平面鏡で、下端は床面から 400mm 程度、上端は 1,800mm 程度の位置に取付ける。
 - (エ) かご内専用インジケータ
 - (a) カバープレートは、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したもの又はアルミニウム板製とし、専用操作盤上又は背面パネル上に一面設ける。
 - (オ) キックプレート
 - (a) 厚さ 1.5mm 以上のステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとし、かご内の側面及び背面に床上 300mm の高さまで取付ける。
 なお、かご内正面の壁にキックプレートを設ける場合は特記による。

(カ) 視覚障害者用装置

(a) 一般乗客及び車いす兼用装置に加えて、次の装置を設ける。

(b) 点字銘板

- ① かご内操作盤及びかご内専用操作盤の各ボタンに近接した位置に、それぞれ点字銘板を設ける。ただし、押ボタン式でボタンが上下を示す形状のものである場合は、上下方向を示す点字銘板は設けなくてもよい。

(c) 自動放送装置

- ① かご内において到着階床名、運転方向、戸開、戸閉、非常事態等を音声にて報知する装置を設ける。ただし、戸開及び戸閉は、その両方又は片方をお知らせ音としてもよい。

なお、運転方向はかご及び乗場の扉が開いた時に報知するものとする。

2.2.2.2 かごの戸

- (1) 材質は特記による。

なお、特記がない場合は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」による厚さ 1.2mm 以上の鋼板とし、仕様はかご室に準ずる。

- (2) 中央開き戸の戸当り部分には、緩衝物を取付ける。
- (3) 戸には、セーフティシユールを取付け、戸が閉まる際にセーフティシユールに人体等が触れたときは、直ちに反転して開くものとする。
- (4) かご出入口検出装置を設ける場合は、多光軸式により、かごの出入口の乗降者を検出して戸閉を制御するものとする。

2.2.3 乗場

2.2.3.1 三方枠

- (1) 材質は特記による。

なお、特記がない場合は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」による厚さ 1.5mm 以上の鋼板とし、構造上必要な場合、裏面に補強を施し、板自体のひずみ及び溶接その他によるひずみを除去したものとする。

- (2) 板の折り曲げ加工は、正確な角度及び真っ直ぐな稜線を成形し、折りむら等があつてはならない。

2.2.3.2 乗場の敷居

- (1) アルミニウム材又はステンレス鋼材（SUS430 以上の耐食性を有するもの。）とする。

2.2.3.3 乗場の戸

- (1) 材質は特記による。

なお、特記がない場合は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」による厚さ 1.5mm 以上の鋼板とし、構造上必要な場合、裏面に補強を施し、板自体のひずみ及び溶接その他によるひずみを除去したものとする。

2.2.3.4 ドアロック

- (1) 床合せ動作中及び着床直前の早開き動作中を除き、かごがその階に停止していない場合においては、外部からの戸の開放には鍵を用いなければならない構造とし、錠と電気スイッチを組合せたインターロック式の機能を有するものを乗場ごとに設ける。

2.2.3.5 乗場ボタン

- (1) 点灯式とし、カバースプレートの材質は製造者の標準仕様とする。
 - (2) 乗場の付加仕様として、次の専用乗場ボタンを設けるものとし、適用は特記による。
 - (ア) 専用乗場ボタンのカバースプレートは、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとし、国際身障者シンボルマークを付したものとする。
 - (イ) 専用乗場ボタンは各階に設け、その高さは床上 1,000mm 程度とする。
 - (ウ) 専用ボタンが押されたとき、戸の開いている時間は 10 秒程度とする。
 - (エ) 視覚障害者用に乗場ボタン及び専用乗場ボタンに近接し、容易に認識できる位置に、上下方向及び階床数を示す点字銘板を設ける。
- なお、仕様は 2.2.2.1「かご室」(2)(カ)による。

2.2.3.6 インジケータ

- (1) 点灯式によりかごの位置及び進行方向を表示するもので、カバースプレートはステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとし、各階出入口の見やすい位置に取付ける。
- なお、ホールランタンとする場合は、本体は樹脂製等とし、特記による。また、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設ける場合は特記による。

2.2.3.7 非常着床用出入口

- (1) 地震時管制運転において、階間が最大 42m 以内で速度に応じて 30 秒以内に停止できる距離に乗場がない場合は、30 秒以内に停止できる位置に非常着床用出入口を設ける。
- なお、非常着床用出入口は一般の乗場と同構造・同寸法とし、仕様は特記による。ただし、インジケータ及び乗場ボタンは不要とする。

2.2.4 昇降路内機器

2.2.4.1 レール

- (1) エレベーター用に製作された T 形レールで、鋼材による SS400 以上の強度を有するものとする。
- (2) 素材のひずみを取除き、三面を精密に機械仕上げしたもので歯厚の寸法公差は 0.1mm 以内とする。
- (3) レールの継目は、ほぞ継ぎとし、継目板で接続する。
- (4) レールの取付範囲は、緩衝器の行程を全て押し下げた状態において、かご又は釣合おもりがレールから外れない位置まで設けるものとする。

2.2.4.2 レールブラケット

- (1) 鋼材による SS400 以上の強度を有し、昇降路壁又ははりに取付ける。
- (2) 取付間隔は、レールサイズ、昇降時に加わる力及び地震力に対応するものとする。

2.2.4.3 ガイドシュー

- (1) スライディングガイドシュー又はローラーガイドとし、防振式とする。ただし、釣合おもり用のガイドシュー及び荷物用エレベーターのガイドシューは固定式とすることができる。
- なお、スライディングガイドシューを使用し、構造上必要な場合は、潤滑用の給油装置を設ける。

2.2.4.4 主索

- (1) JIS G 3525「ワイヤロープ」若しくは JIS G 3546「異形線ワイヤロープ」に定めるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

2.2.4.5 張力平衡用ばね

- (1) 主索端部の引き止め部には、JIS G 4801「ばね鋼鋼材」又は JIS G 3560「ばね用オイルテンパー線」による張力平衡用ばねを設け、各主索の張力を均一にする。

2.2.4.6 ロープ自重の補償装置

- (1) エレベーターの昇降行程が長く、綱車のけん引力等に悪影響を与える場合は、ロープ自重を補償する釣合くさり又は釣合ロープを設ける。

2.2.4.7 釣合おもり

- (1) 鋳鉄製又は鋼製で自重を容易に加減できる構造とし、鋼製の杵又は通しボルト等により固定するものとする。

2.2.5 安全装置

- (1) 安全装置は、次による。
 - (ア) 戸開走行保護装置、リミットスイッチ、ファイナルリミットスイッチ、過速安全スイッチ、非常止め装置、緩衝器、インターホン、ピット内安全スイッチ、かご上安全手すり等を設ける。
 なお、釣合おもり側にも非常止め装置を設ける場合は特記による。
 - (イ) かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターの場合は、「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1413 号）第 1 第一号ロの規定による。
 - (ウ) 機械室なしの場合は、(ア)及び(イ)によるほか、制御盤扉スイッチ又はピット作業台スイッチ、ピット冠水時管制運転装置を設ける。

2.2.5.1 緩衝器

- (1) 緩衝器は、建築基準法施行令第 129 条の 10 に規定する国土交通大臣の定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

2.2.5.2 インターホン

- (1) インターホンは、JIS C 6020「インターホン通則」による。その形式は、電話・スピーカー形同時通話方式の親子式とし、親機には送受話器、子機にはスピーカーとマイクロホンを用い、相互間で呼出し通話が可能なものとする。

2.2.6 耐震措置

2.2.6.1 耐震クラスの種類

- (1) 耐震クラスの種類は、「昇降機技術基準の解説」による S_{14} 又は A_{14} とし、適用は特記による。
- (2) 時刻歴応答解析による各階の床応答加速度、各階層間変形角及び建築物の一次固有周期を用いる場合は、特記による。

2.2.6.2 地震感知器

- (1) 地震感知器は、表 9.2.4 の性能を有する電気式又は機械式のもので、人為的な振動を与えずに作動を試験することができる点検機能、作動表示を備えるものとし、経年変化が少なく、誤作動のないものとする。

表 9.2.4 地震感知器の性能

種 類	P 波感知器	S 波感知器	
		普 通 級	精 密 級
検出方向	垂直方向	水平全方向	水平全方向
周波数特性	1～5Hz 又は 10Hz	1～5Hz の範囲でフラット特性	0.1～5Hz の範囲でフラット特性
検出精度	±（設定値×10%+1）Gal	±（設定値×10%+7）Gal	±（設定値×5%+5）Gal

注 1. 周波数特性は、5Hz を超える範囲では感度は下降特性とする。

2. S 波精密級感知器は、60m を超え 120m 以下の建物で、長尺物振れによる被害低減を目的に地震時
管制運転を行う場合に使用する。その他の場合は、普通級を使用する。

(2) 地震感知器の設置位置は、次による。

(ア) P 波感知器は、原則として、昇降路底部に取付けるものとする。

(イ) S 波感知器は、機械室ありの場合は機械室に、機械室なしの場合は昇降路底部に取付
けるものとする。

(3) 地震感知器の加速度の設定方式及び設定値は、表 9.2.5 によるものとする。また、急行
ゾーンがない場合の S 波〔低〕感知器、急行ゾーンがある場合の S 波〔高〕感知器のリセ
ットは手動により行えるものとする。

なお、急行ゾーンとは、定格速度 60m/min 以上のエレベーターにおいて、一般階に出入
り口がなく、P 波感知後、最寄階又は非常着床用出入口に着床するまでの時間（戸開時間は
含まない。）が概ね 10 秒を超える部分をいう。

表 9.2.5 地震感知器の設定値 Gal

建築物の高さ	P 波設定値	S 波		
		〔特低〕（注 2） 設定値	〔低〕 設定値	〔高〕 設定値
60m 以下	2.5～10	—	200（機械室設置） 又は 80（底部設置）	300（機械室設置） 又は 120（底部設置）
60m を超え 120m 以下		40（60～90m） 20（90～120m） （機械室設置）	100 又は 120 （機械室設置）	120 又は 150 （機械室設置）
120m 超え		— （長尺物振れ 感知器適用）	40, 60, 80 又は 100 （機械室設置）	60, 80, 100 又は 120 （機械室設置）

注 1. 免震構造及び制振構造の建築物については特記による。

2. 〔特低〕は、長尺物振れ管制運転を設けた場合は省略することができる。

(ア) 建築物の高さが 60m を超える場合の設定値は、当該建築物の動的解析による加速度応
答倍率を用いて評価を行い、表 9.2.5 より近似値を選定する。

(イ) 急行ゾーンの無いエレベーターに設ける地震感知器は、P 波及び S 波〔低〕とし、自
動診断仮復旧運転等のため、S 波〔高〕を設ける場合は、特記による。

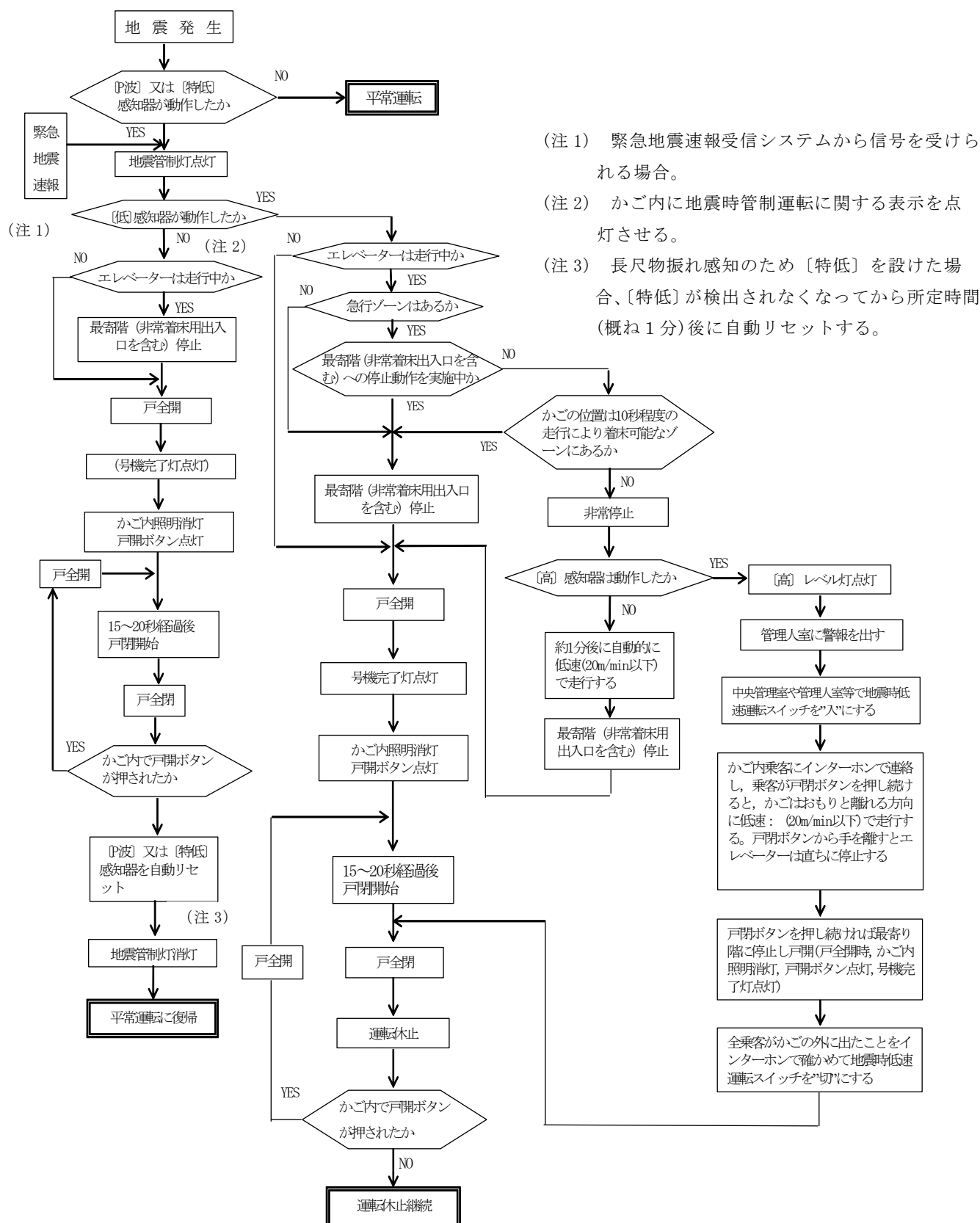
- (ウ) 急行ゾーンのあるエレベーターに設ける地震感知器は、P 波、S 波〔低〕及び S 波〔高〕とする。
- (4) 急行ゾーンを有するエレベーターの場合には、低速運転装置を設け、中央管理室等に地震感知器の作動表示及び低速運転管制スイッチを設ける。
- (5) 長尺物振れ感知器は、建築物の高さが 120m を超え、昇降路頂部高さ及び昇降路全高が 60m を超えるエレベーターに適用する。

2.2.7 管制運転等

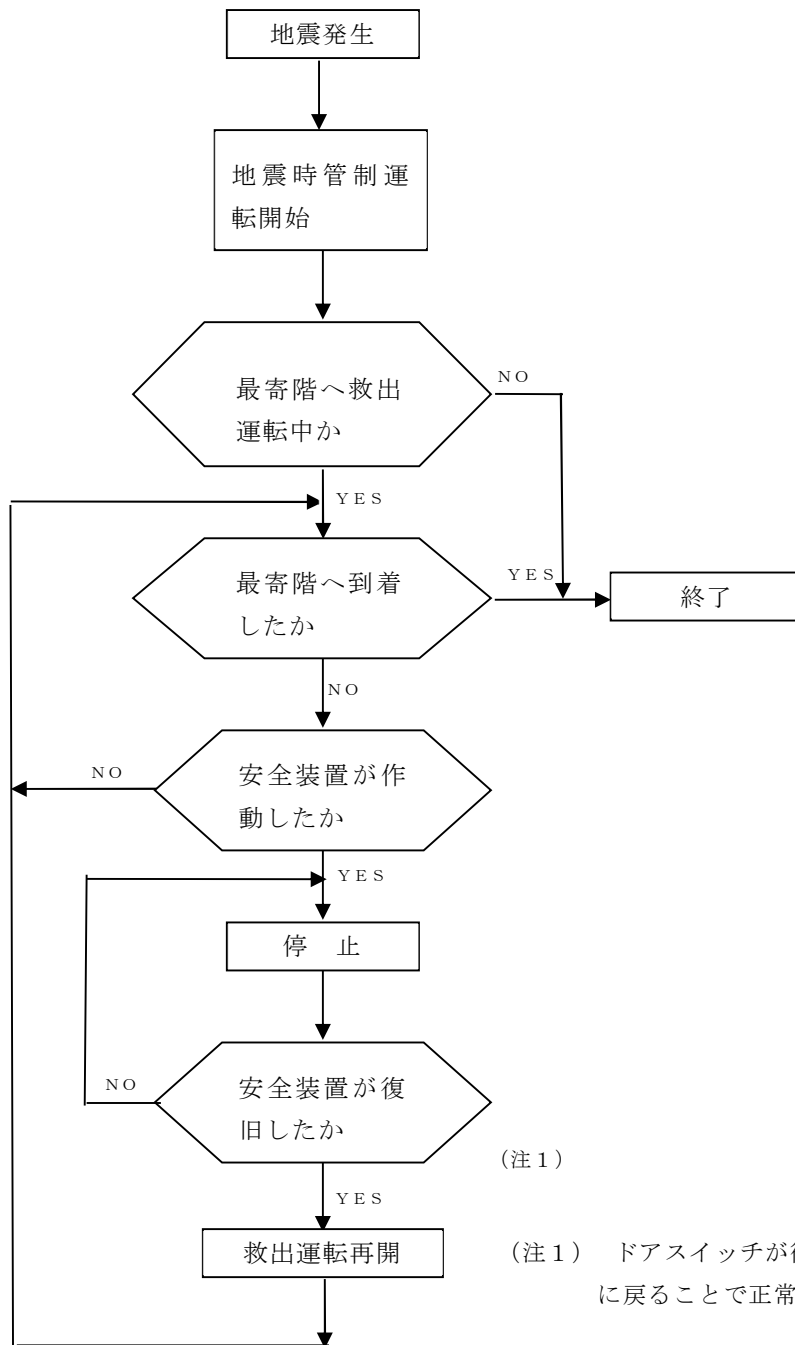
- (1) 管制運転等は次によるものとし、各運転の適用は特記による。
なお、管制運転時には表示灯又は液晶インジケータにより、管制運転に関する表示を設ける。

2.2.7.1 地震時管制運転

- (1) 地震時管制運転は、閉じ込め時リスタート運転機能を備えたものとする。
なお、建築物の高さが 120m を超え、昇降路頂部高さ及び昇降路全高が 60m を超えるエレベーターを設置する場合は、長尺物振れ管制運転を備えるものとし、適用は特記による。
- (ア) 地震時管制運転の動作は、次のフローによる。
- (イ) 最寄階へ走行中に安全装置が作動してエレベーターが停止した場合は、閉じ込め時リスタート運転の動作フローへ移行する。



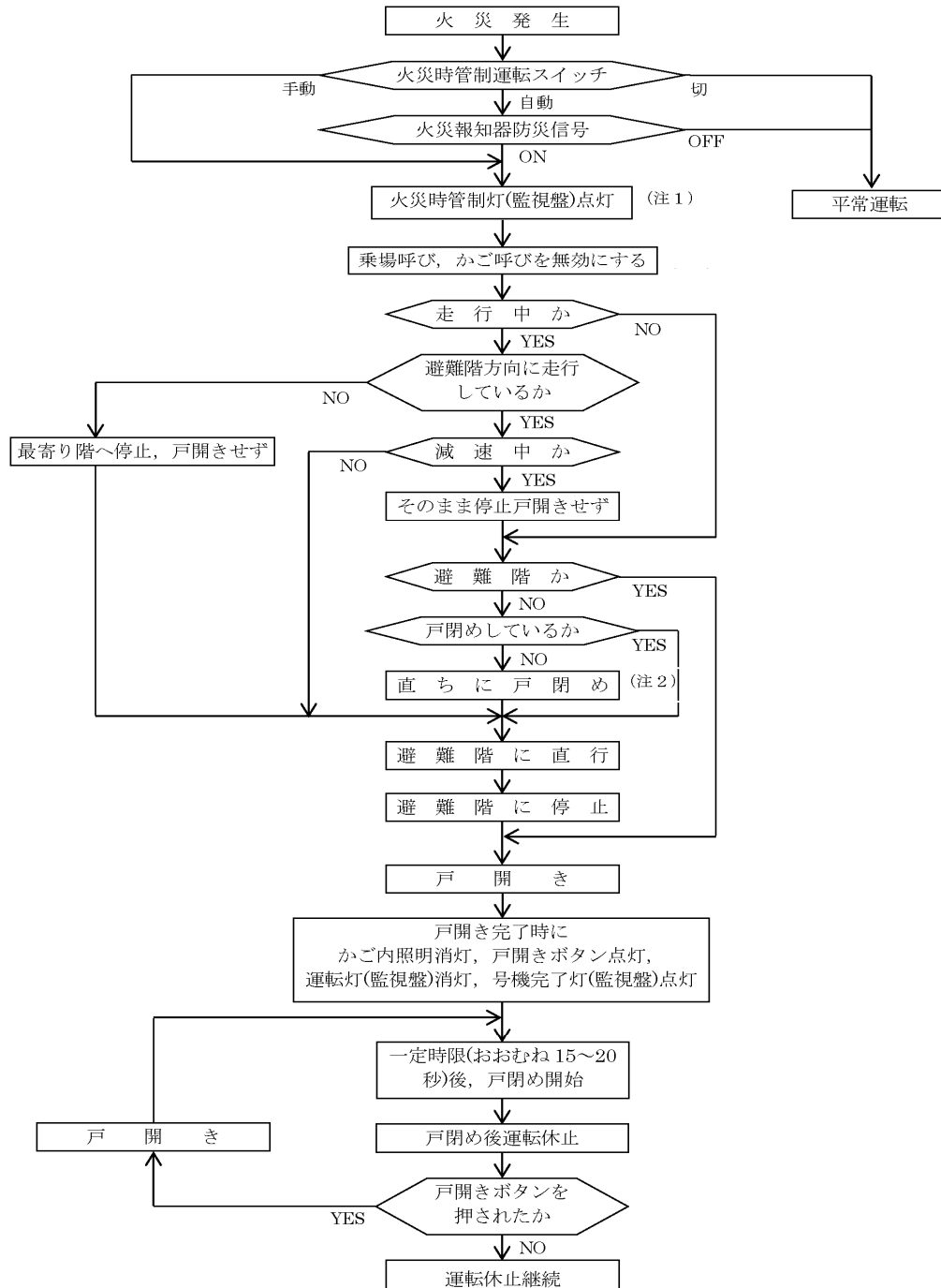
(ウ) 閉じ込め時リスタート運転の概要動作は、次のフローによる。



2.2.7.2 火災時管制運転

(1) 火災時の管制運転動作は、次のフローによる。

なお、火災報知器の防災信号等による自動管制運転又は手動による直接管制運転を選択できる切換スイッチを設ける。

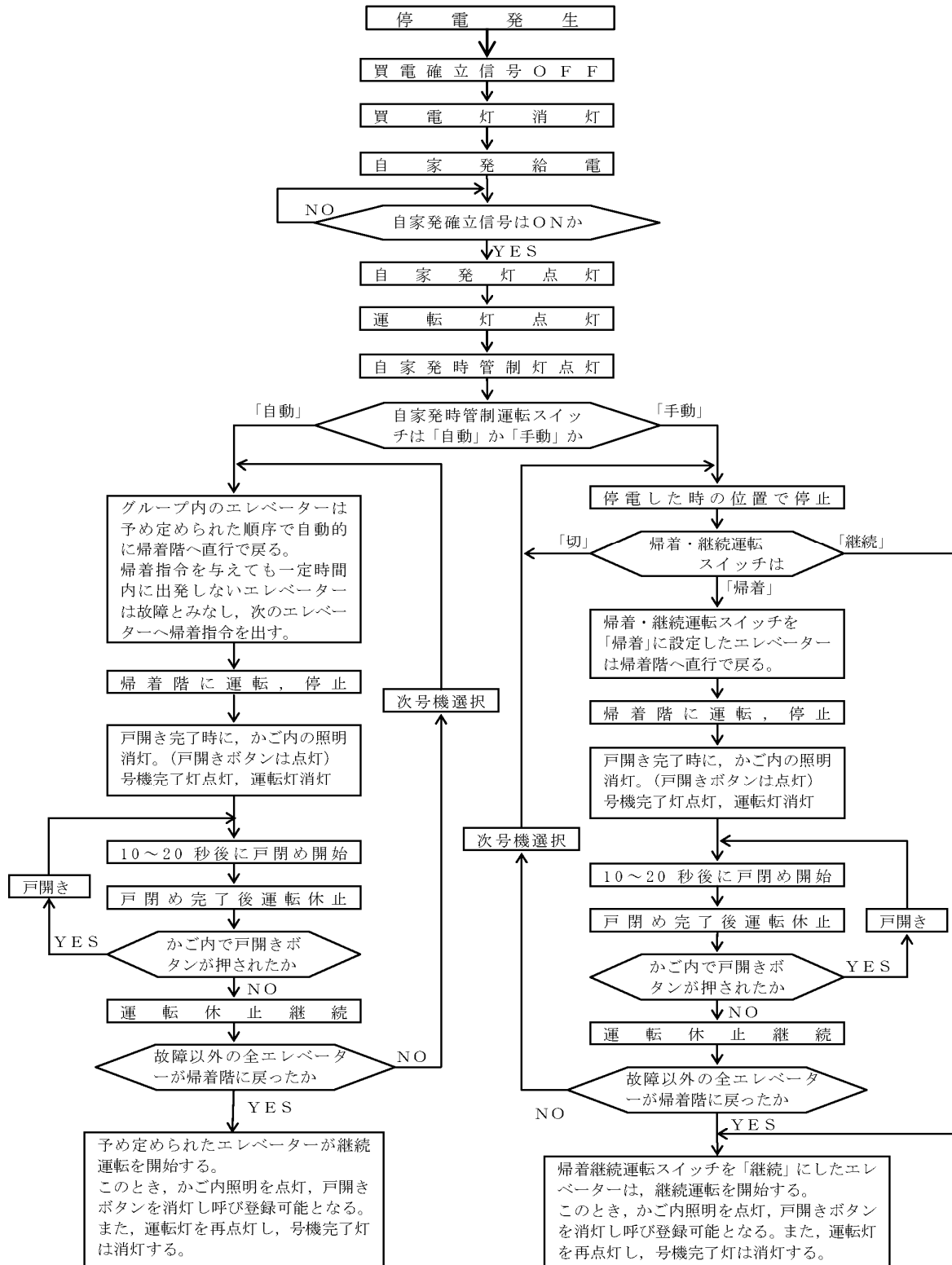


(注1) かご内に火災時管制運転に関する表示灯を点灯する。この表示は分かり易く、かつ、乗客がパニックにならないように表現すること。

(注2) 光電装置等のドアセンサーは無効にする。ただし、セーフティシュー又は過荷重検知装置が作動しているときは戸閉めしない。

2.2.7.3 非常用発電時管制運転（自家発時管制運転）

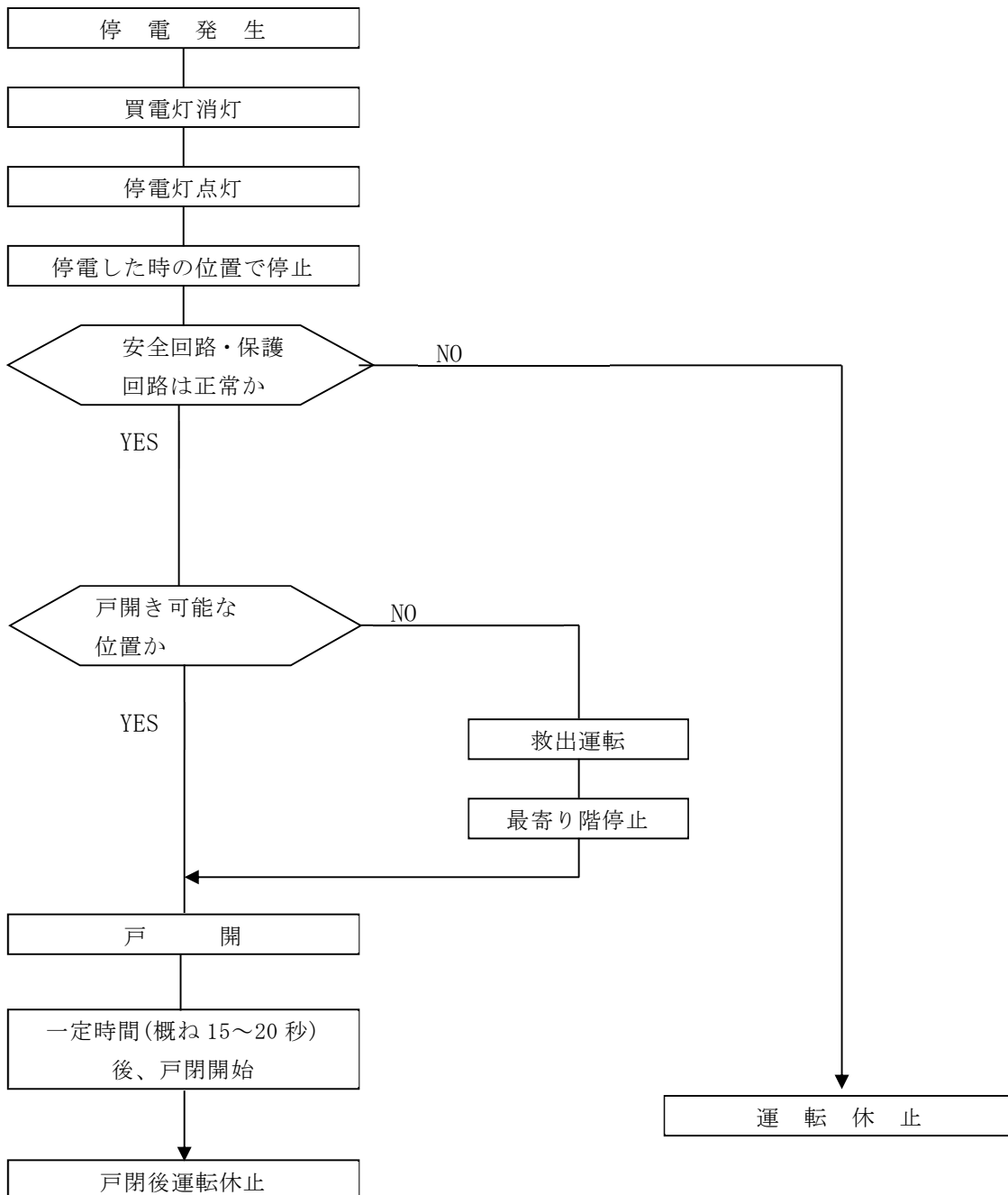
(1) 非常用発電時（自家発時）の管制運転動作は、次のフローによる。



2.2.7.4 停電時救出運転

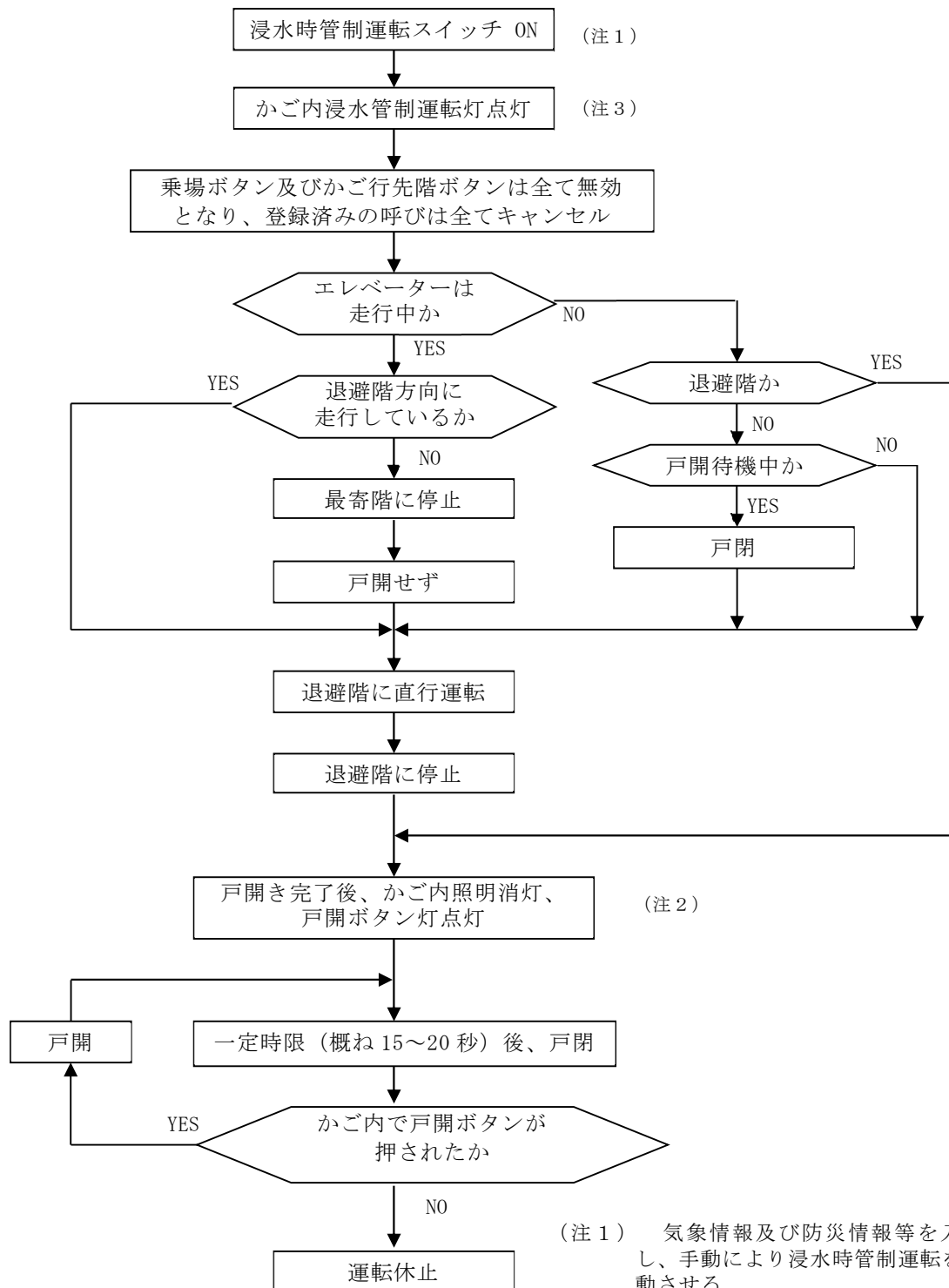
(1) 停電時の救出運転動作は、次のフローによる。

なお、救出運転のための電源装置は自動充電式蓄電池とし、停電時自動切替え、復電時自動復旧装置付きで、かごを 6 m 程度移動可能な容量とする。また、救出運転動作中はかご内に救出運転表示を行うものとする。



2.2.7.5 浸水時管制運転

(1) 浸水時管制運転動作は、次のフローによる。



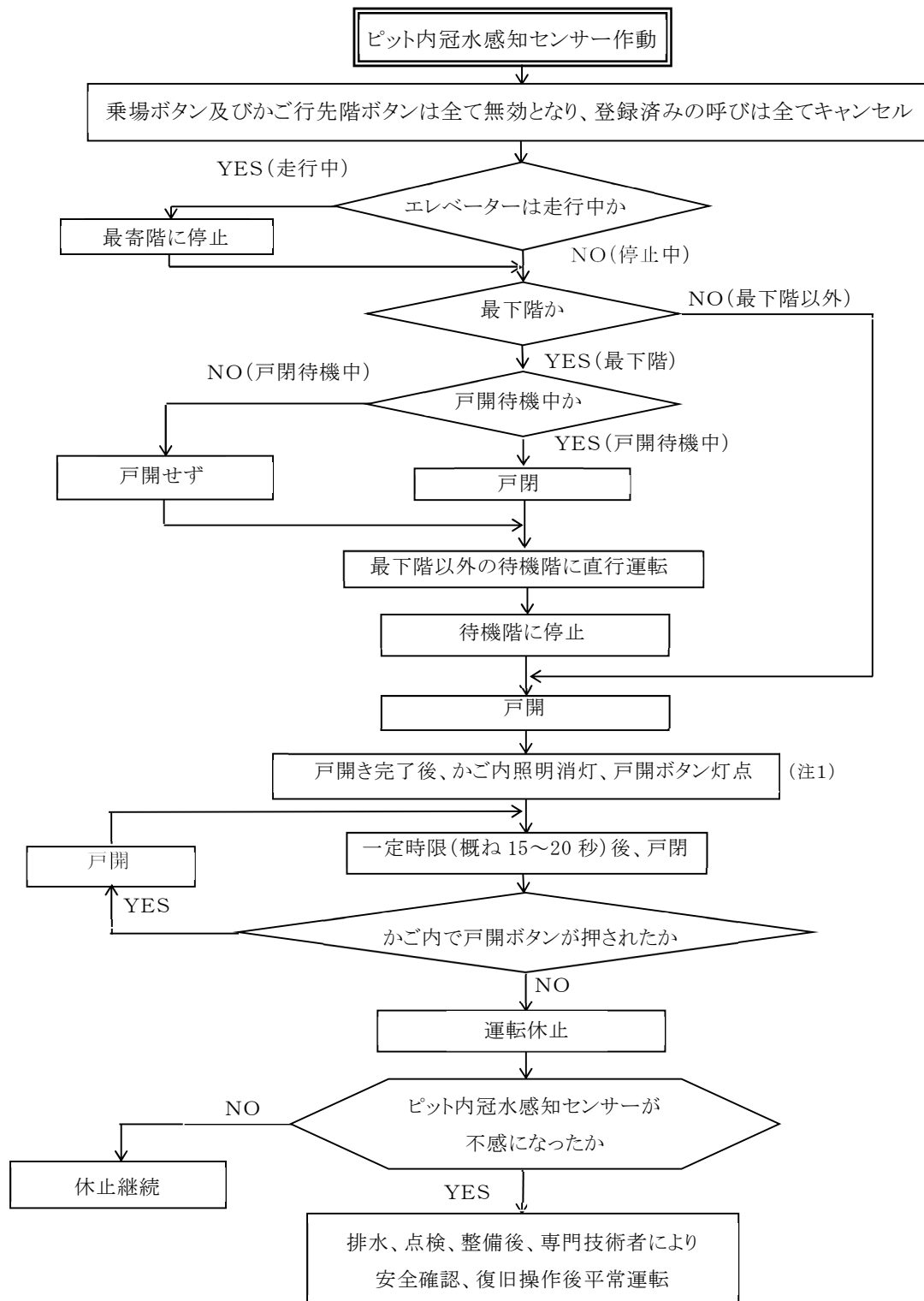
(注 1) 気象情報及び防災情報等入手し、手動により浸水時管制運転を作動させる。

(注 2) 自動放送装置がある場合は、降車誘導アナウンスを行う。

(注 3) かご内に浸水時管制運転に関する表示灯を点灯する。この表示は分かり易く、かつ、乗客がパニックにならないように表現すること。

2.2.7.6 ピット冠水時管制運転

- (1) ピット冠水時管制運転装置の運転動作は、次のフローによる。
 なお、適用は駆動制御装置を昇降路内に設ける場合に限る。



(注1) 自動放送装置がある場合は、降車誘導アナウンスを行う。

2.2.7.7 緊急地震速報連動運転

- (1) 緊急地震速報からの地震信号がエレベーターに入力される場合は、エレベーターの地震管制運転へ移行する。

なお、動作フローは、2.2.7.1「地震時管制運転」の地震管制運転動作フローによる。

2.2.8 エレベーター監視盤

2.2.8.1 一般事項

- (1) エレベーター監視盤は、監視装置（表示部、操作部及びインターホン）、電源装置、操作卓等からなるものとし、監視装置の形式は、自立形、壁掛形又はデスクトップ形（非常用は除く。）とする。

なお、構成及び形式は特記による。

2.2.8.2 監視装置

- (1) エレベーターの運行状態監視、各種管制運転制御の機能、操作キースイッチ、ボタン類、用途別インターホン（一般用、非常用）等を備えたものとし、次による。また、機能は製造者の標準仕様とする。

なお、デスクトップ形の場合の表示監視装置は、同様な機能の操作・監視ができるものとし、操作キースイッチ及び用途別インターホンは別置きとする。

- (ア) 表示部は、LEDによる表示又は液晶ディスプレイとし、適用は特記による。

なお、非常用エレベーターの場合は、LEDによる表示とする。

- (イ) 表示項目は、電源識別表示、運行状態表示（運転、故障、運転方向、かごの位置）及び管制運転表示（運転中表示、完了表示）とする。

- (ウ) 操作キースイッチは、運転及び休止の切換スイッチ、各種管制運転を行う操作スイッチ、基準階切換スイッチ等を備えたものとする。

なお、適用は特記による。

- (エ) ボタン類は、故障警報リセットボタン等を備えたものとする。

2.2.8.3 電源装置

- (1) 電源装置は、停電時救出運転状態を監視できるものとし、エレベーター監視盤への電源供給は、製造者の標準仕様とする。

2.2.8.4 操作卓

- (1) デスクトップ形の場合に設けるものとする。

なお、適用及び寸法は特記による。

2.2.9 エレベーター警報盤

- (1) エレベーターの運行状態表示（運転、故障、各種管制運転等）、操作スイッチ、インターホン等を備えたものとし、機能は製造者の標準仕様とする。

なお、適用は特記による。

2.2.10 附属品

- (1) 附属品は、次による。

なお、(a)は、2.2.5「安全装置」(1)(イ)により必要のある場合とする。

- (ア) 附属品（1機械室標準）

(a) ブレーキ解放装置	1 個
(b) 巻上電動機ターニングハンドル（必要のある場合）	1 個
(c) 点検灯（コード付き）	1 組
(d) 始動用又は切換用キー	2 個

(e) ドアロック解放用キー

2 個

2.2.11 試験

- (1) 試験は、次による。
- (2) JIS A 4302「昇降機の検査標準」に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して、監督職員に提出する。
- (3) 管制運転等の試験は、次により行い、2.2.7「管制運転等」、第 4 章 4.2.1「付加仕様」によるフローの各動作を確認し、試験成績書を監督職員に提出する。
 - (ア) 火災時管制運転の試験は第 1 編 1.5.7「関連工事等との総合試運転調整」により、火災報知器からの模擬的な信号により行う。
 - (イ) 非常用発電時管制運転の試験は第 1 編 1.5.7「関連工事等との総合試運転調整」により、自家発電設備からの給電を受け行う。
 - (ウ) (ア)、(イ)を除く管制運転等の試験は、模擬的に行う。
 - (エ) 管制運転等の作動が、かご内インジケータ、監視盤等に表示されていることを確認する。

第 3 章 一般エレベーター

第 1 節 一般事項

3.1.1 一般事項

- (1) 本章は、乗用、寝台用、人荷共用及び荷物用エレベーターに適用する。
- (2) ロープ式エレベーターの構造は、「機械室あり」又は「機械室なし」とし、特記による。

3.1.2 構成

- (1) 構成は、2.1.2「構成」による。

第 2 節 機材及び施工

3.2.1 駆動装置等

3.2.1.1 巻上機

- (1) 巻上機は、歯車なし巻上機又は歯車付き巻上機とする。
- (2) 歯車付き巻上機は、電動機の回転をウォームギヤ又はヘリカルギヤにより減速して、駆動綱車に伝えるものとする。
- (3) 歯車付き巻上機の場合は、停電時に手動により容易にかごを上又は下に移動できる構造とする。

3.2.1.2 電動機

- (1) 電動機は、第 2 章 2.2.1.2「電動機」による。

3.2.1.3 ブレーキ

- (1) ブレーキは、第 2 章 2.2.1.3「ブレーキ」による。

3.2.1.4 電源盤及び制御盤

- (1) 電源盤及び制御盤は、第 2 章 2.2.1.4「電源盤及び制御盤」による。

なお、第 2 章 2.2.1.4「電源盤及び制御盤」(1)(エ)のかごの着床精度は、表 9.3.1 の値に制御できるものとする。ただし、供給電源の電圧変動は 5 % 以内、周波数変動は 1 % 以内とし、かつ、かご内荷重は定格積載量における着床時の値とする。

表 9.3.1 着床精度 (単位 mm)	
制御方式 用 途	可変電圧可変周波数
乗用、寝台用、人荷共用	±10 以内
荷物用	±15 以内

3.2.1.5 そらせ車及びマシンベッド

- (1) そらせ車及びマシンベッドは、2.2.1.5「そらせ車及びマシンベッド」による。

3.2.1.6 マシンビーム

- (1) マシンビームは、第 2 章 2.2.1.6「マシンビーム」による。

3.2.2 かご

3.2.2.1 かご枠

- (1) 主要構造部は、縦枠、上枠、下枠等から構成され、構造部材は JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3106「溶接構造用圧延鋼材」又は JIS G 3350「一般構造用軽量形鋼」とする。

- (2) かご枠とかご床の間、かご枠とかご室の間を防振構造とする。ただし、荷物用エレベーターは除く。

3.2.2.2 かご床

- (1) 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターのかご床の材質及び敷居の材質は特記による。
 なお、特記がない場合は、かご床は厚さ 3.0mm 以上のゴムタイル製又は厚さ 2.0mm 以上の合成樹脂系タイル張りとする。また、敷居は、アルミニウム材製又はステンレス鋼材（SUS430 以上の耐食性を有するもの。）製とする。
- (2) 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターのかご床の敷物は、特記による。
- (3) 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターのかご床は、次のいずれかとする。
- (ア) 鋼板、形鋼又は軽量形鋼による枠組みに鋼材の根太を渡し、その上に JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」の鋼板を溶接又は弛み防止機能を有するスプリングワッシャ付きボルト等で固定したものとする。
- (イ) 形鋼又は軽量形鋼による枠組みに、鋼材又は乾燥した木材の根太を渡し、普通合板（合板の日本農林規格 F☆☆☆☆）を張り、床の裏面全体による厚さ 0.5mm 以上の鋼板又は亜鉛鉄板を張ることにより防火構造としたものとする。
- (4) 荷物用エレベーターのかご床は、厚さ 3.2mm 以上の縞鋼板又は鋼板張りとし、敷居は鋼材、アルミニウム材又はステンレス鋼材（SUS430 以上の耐食性を有するもの。）とする。
- (5) かご床の前面には、出入口全幅を覆い、国土交通大臣により認定された戸開走行保護装置に適合した鋼板製エプロンを設けるものとする。

3.2.2.3 かご室

- (1) 側板の材質は、特記による。
 なお、特記がない場合は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」によるものとし、裏面を補強したもので、板自体のひずみ及び溶接その他によるひずみを除去したものとする。
- (2) 天井とかごの側壁等の接合は、弛み防止機能を有するスプリングワッシャ付きボルト等で固定する。
- (3) 天井には、一辺の最小幅が 400mm 以上で、かつ、面積が 0.2m²以上の非常救出口を設ける。ただし、非常用エレベーターを除き、非常時に階間で停止したかごを手動で最寄階まで移動させ、かご内の乗客を避難させることができる構造のものは、不要とする。
- (4) かご上には、保守点検用として、コンセント、保守運転用押ボタンスイッチ及び運転停止用安全スイッチを取付ける。
- (5) かご室内には、第 2 章 2.2.2.1「かご室」(1)によるものを設ける。
 なお、乗過ぎ警報装置及び換気扇の適用は、荷物用エレベーターを除くものとする。
- (6) かご室内の付加仕様は、第 2 章 2.2.2.1「かご室」(2)によるほか、次による。
- (ア) 適用は特記による。
- (イ) かご内専用操作盤のカバープレートは、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとする。
- (ウ) かご内手すりの材質は特記による。
 なお、特記がない場合は、手すりの材質は、製造者の標準仕様とする。

3.2.2.4 かごの戸

- (1) かごの戸は、第2章2.2.2.2「かごの戸」による。
 なお、第2章2.2.2.2「かごの戸」(4)のかご出入口検出装置は、荷物用エレベーターの
 上げ戸及び上下戸の場合は光電式とする。

3.2.2.5 戸の開閉装置

- (1) 電動自動開閉装置とし、かごの戸と乗場の戸を静粛、かつ、円滑に開閉できるものとする。
- (2) 戸開閉駆動機構に加わる力又はタイマー等により異常を検出し、戸の開閉を繰り返す装置を設ける。（荷物用の上げ戸及び上下戸は除く。）

3.2.2.6 かご操作盤

- (1) カバープレートは、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとし、次のものを備える。ただし、一般乗客による操作を必要としないスイッチ類は遮閉式としてもよい。
 - (ア) 行先階ボタン（登録済呼び取消し機能付きは特記による。）
 - (イ) 戸開・戸閉ボタン
 - (ウ) 開延長ボタン（荷物用、人荷共用エレベーターの場合）
 - (エ) 停止スイッチ
 - (オ) 照明スイッチ
 - (カ) 換気扇スイッチ（荷物用エレベーターを除く。）
- (2) 運転手付きと自動方式の併用エレベーターにおける運転の切換えは、鍵を用いる構造とする。

3.2.2.7 かご内インジケータ

- (1) 点灯によりかごの位置を表示するもので、カバープレートは、ヘアライン仕上げ等を施したステンレス鋼板又はアルミニウム材によるものとし、かご内の出入口上部、操作盤上部又は操作盤に組込むものとする。

3.2.3 乗場

- (1) 乗場は、第2章2.2.3「乗場」による。ただし、第2章2.2.3.2「乗場の敷居」、第2章2.2.3.5「乗場ボタン」は次による。

3.2.3.1 乗場の敷居

- (1) 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターはアルミニウム材又はステンレス鋼材（SUS430以上の耐食性を有するもの。）とする。
- (2) 荷物用エレベーターは鋼材又はアルミニウム材とする。

3.2.3.2 乗場ボタン

- (1) 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターは点灯式とし、カバープレートはステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとする。
- (2) 乗場の付加仕様として、次の専用乗場ボタンを設けるものとし、適用は特記による。
 - (ア) 専用乗場ボタンのカバープレートは、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとし、国際身障者シンボルマークを付したものとする。
 - (イ) 専用乗場ボタンは各階に設け、その高さは床上1,000mm程度とする。
 - (ウ) 専用ボタンが押されたとき、戸の開いている時間は10秒程度とする。
 - (エ) 視覚障害者用に乗場ボタン及び専用乗場ボタンに近接し、容易に認識できる位置に、上下方向及び階床数を示す点字銘板を設ける。
 なお、仕様は2.2.2.1「かご室」(2)(カ)による。

3.2.4 昇降路内機器

- (1) 昇降路内機器は、第 2 章 2.2.4「昇降路内機器」による。ただし、第 2 章 2.2.4.2「レールブラケット」及び第 2 章 2.2.4.3「ガイドシュー」は、次による。

3.2.4.1 レールブラケット

- (1) 鋼材による SS400 以上の強度を有し、昇降路壁又ははりに取付ける。
- (2) 取付間隔は、レールサイズ、昇降時に加わる力、地震力に対応するものとする。また、荷物用エレベーターにおいては荷の積みおろし方法による力の加わり方においても対応するものとする。

3.2.4.2 ガイドシュー

- (1) スライディングガイドシュー又はローラーガイドとし、防振式とする。ただし、釣合おもり用のガイドシュー及び荷物用エレベーターのガイドシューは固定式とすることができる。

なお、スライディングガイドシューを使用し、構造上必要な場合は、潤滑用の給油装置を設ける。

3.2.5 安全装置

- (1) 安全装置は、第 2 章 2.2.5「安全装置」による。

3.2.6 耐震措置

- (1) 耐震措置は、第 2 章 2.2.6「耐震措置」による。

3.2.7 管制運転等

- (1) 管制運転等は、第 2 章 2.2.7「管制運転等」による。

3.2.8 エレベーター監視盤

- (1) エレベーター監視盤は、第 2 章 2.2.8「エレベーター監視盤」による。

3.2.9 エレベーター警報盤

- (1) エレベーター警報盤は、第 2 章 2.2.9「エレベーター警報盤」による。

3.2.10 塗装

3.2.10.1 一般事項

- (1) かご室内、三方枠、戸の見え掛り部及びこれらに類するものは、表 9.3.2 の塗膜性能を有した塗装を施す。
- (2) 昇降路内機器部品及びその他の部材の塗装又は防錆処理は、製造者の標準仕様とする。

3.2.10.2 塗料

- (1) 塗料は、それぞれの部材に対する塗装工法に応じた適切なものとし、表 9.3.2 の塗膜性能が得られる塗料を使用する。
- (2) 使用する塗料のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

3.2.10.3 塗装標準

(1) 塗膜性能は、表 9.3.2 による。

表 9.3.2 塗膜性能

評価項目	試験方法	判定方法	性能
塗膜硬度 (引っ掻き硬度)	JIS K 5600-5-4	JIS K 5600-5-4	H 以上
密着性(付着性)	JIS K 5600-5-6	基盤目 JIS K 5600-5-6 表 1	分類 1 以下
耐塩水噴霧性 (耐中性塩水噴霧性)	JIS K 5600-7-1 180hr 連続噴霧	膨れ JIS K 5600-8-2	膨れ 密度 2 以下 大きさ 2 以下
		錆 JIS K 5600-8-3	錆 Ri 1 以下
耐湿性	JIS K 5600-7-2 200hr 連続噴霧	膨れ JIS K 5600-8-2	膨れ 密度 2 以下 大きさ 2 以下
		錆 JIS K 5600-8-3	錆 Ri 1 以下
促進耐候性	JIS K 5600-7-8 200hr 連続照射	基盤目 JIS K 5600-5-6 表 1	基盤目 分類 1 以下
		鏡面光沢度 JIS K 5600-4-7	鏡面光沢度 保持率 80% 以上

(2) 表面仕上げの塗装程度及び表面平面度は、表 9.3.3 によるものとし、種別は特記による。

表 9.3.3 塗装仕上げ標準

種 別	塗 装 程 度	表面平面度	適 用
1 種	塗装面の凹凸はほとんどない程度で、つやのある面に仕上げる。	0.30mm	乗用エレベーター
2 種	金属はだの凹凸が多少は見える程度の面に仕上げる。	0.40mm	乗用エレベーター 人荷共用エレベーター 寝台用エレベーター
3 種	金属はだの凹凸が多少は見える程度で塗装面は仕上げない。	0.50mm	荷物用エレベーター

注 表面平面度は、長さ 600mm のストレートエッジを表面に当て、表の数値以上の凹凸があってはならない。

(3) 塗装色は、(一社)日本エレベーター協会のエレベーター用色見本帳、(一社)日本塗料工業会の色見本帳によるものとし、それによらない場合は塗り見本を提出し、監督職員の承諾を受ける。

3.2.11 電気配線

3.2.11.1 一般事項

- (1) エレベーターの電気配線工事は、電気事業法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定めるところに従い施工する。ただし、インターホン配線は、JIS C 6020「インターホン通則」による。
- (2) 昇降路内、機械室内、かご及び各種盤に敷設する配線は、次に該当する場合を除き、金属管配線、合成樹脂管配線、金属線ぴ配線、金属ダクト配線、フロアーダクト配線、バスダクト配線又はケーブル配線とする。
 - (ア) 配線終端箱から各機械器具に至る短い部分を可とう電線管により行う場合
 - (イ) 配線終端箱から機械器具に至る配線をケーブル又はキャブタイヤケーブルを用いて行う場合
 - (ウ) 金属管配線、金属線ぴ配線、配線終端箱等から直接に機械器具に至る露出部分の長さが0.6m以下で、この間を600Vビニル絶縁電線等で配線する場合
- (3) 昇降路内の接続箱又は制御盤の端子からかごの接続箱に至る配線には、エレベーター用ケーブルを用いる。
- (4) 保守遠隔監視用（電話回線）配管・配線を設ける場合は特記による。

3.2.11.2 材料

- (1) 電線類は、JIS C 3612「600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE/F）」、JIS C 3307「600Vビニル絶縁電線（IV）」、JIS C 3317「600V二種ビニル絶縁電線（HIV）」、JCS 4512「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」、JIS C 3312「600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル」、JCS 4511「600V耐燃性エチレングムキャブタイヤケーブル」、JIS C 3327「600Vゴムキャブタイヤケーブル」、JIS C 3401「制御用ケーブル」、JIS C 3408「エレベーター用ケーブル」又は同等品とする。
- (2) 電線保護物類は、JIS C 8305「鋼製電線管」による薄鋼電線管、JIS C 8309「金属製可とう電線管」又はねじなし電線管とする。
- (3) 昇降路及びかごに敷設する電線類の太さは、表 9.3.4 による。ただし、「電気設備の技術基準の解釈」第 181 条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。

表9.3.4 電線及びケーブルの太さ

電線の種類又は導体の構造		導体の太さ
絶縁電線	単 線	1.2mm以上
	より線	1.4mm ² 以上（注1）
ケーブル	単 線	0.8mm以上（注1）
	より線	0.75mm ² 以上（注2）
エレベーター用ケーブル		0.75mm ² 以上

注 1. 配線終端箱から機械器具に至る短い部分は、0.75mm²以上とすることができる。

2. 過電流が生じた場合に、制御用又は信号用回路で、自動的にこれを電路から遮断する装置等を設けた場合には使用することができる。

3.2.11.3 施工

- (1) 昇降路内の電線管は、機械的損傷を受けないよう構造体に堅固に取付け、めっきの損傷部は補修を行う。
- (2) 配線相互の接続は、端子盤又は適当な接続器を用いて行い、エレベーター用ケーブルの移動部分には、接続点を設けてはならない。
- (3) エレベーター用ケーブルは、自重により局部的に損傷しないよう絶縁性のある支持物で堅固に固定する。
- (4) 制御用、電灯用、信号用及びインターホン回路に使用する電線を同一の配管又はダクトで敷設する場合は、使用目的及び電気方式が異なる弱電流電線であっても、他の電線と同等以上の絶縁効力のある電線を使用し、識別できるようにする。

3.2.11.4 絶縁抵抗

- (1) 導電部と大地間の絶縁抵抗値は、表 9.3.5 による。

表9.3.5 絶縁抵抗値		(単位 MΩ)
回路の用途	回路の使用電圧 (一次側)	絶縁抵抗
電動機主回路	300V 以下のもの	0.2以上
	300V を超えるもの	0.4以上
制御回路	150V 以下のもの	0.1以上
信号回路	150V を超え、300V 以下のもの	0.2以上
照明回路		

3.2.12 附属品

- (1) 附属品は、第2章 2.2.10「附属品」による。

3.2.13 試験

- (1) 試験は、第2章 2.2.11「試験」による。

第 4 章 非常用エレベーター

第 1 節 一般事項

4.1.1 一般事項

- (1) 本章は、第 1 章「一般事項」及び第 3 章「一般エレベーター」によるほか、第 2 節「非常用エレベーター付加仕様」の仕様を付加する。

第 2 節 非常用エレベーター付加仕様

4.2.1 付加仕様

- (1) 非常用エレベーターの使用機器の付加仕様は、表 9.4.1 による。

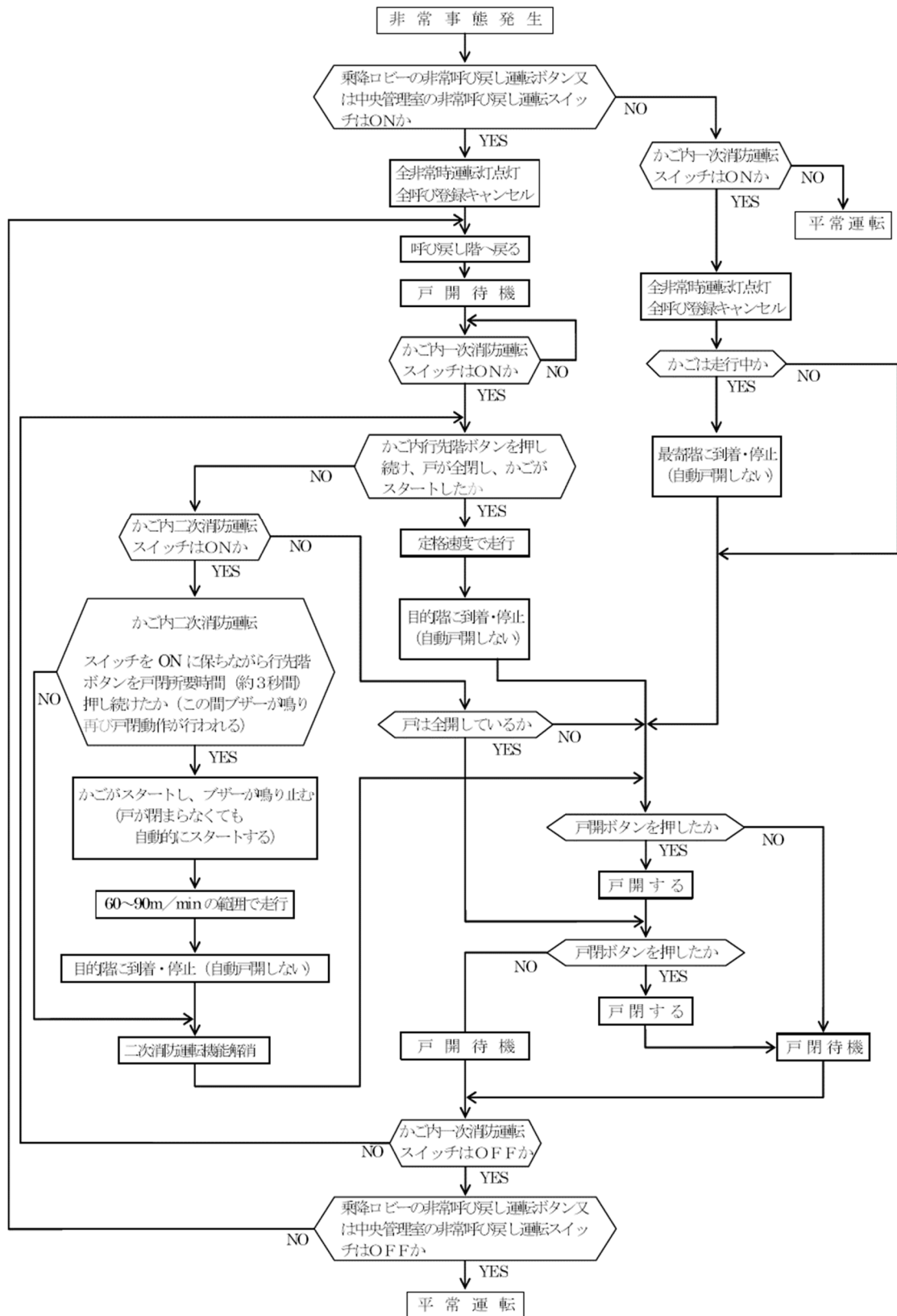
表9.4.1 付加仕様

設置場所	機 器 名	付 加 仕 様
機械室又は 昇降路	巻上機及び電動機	——
	制御装置	——
	電動発電機	——
	調速機	——
乗 場	インジケータ	「非常」表示灯を組み込む。
	乗場ボタン	非常運転時は回路を切り離す。
	呼び戻しボタン	非復帰式とする。
昇降路	ファイナルリミットスイッチ	最下階のものは防滴措置を施す。 取付位置は最下階床面より高い位置とする。
	釣合ロープスイッチ	非常運転時は回路を切り離す。
	ドアスイッチ部	防滴措置を施す。二次消防運転時は回路を切り離す。
	中間ジャンクションボックス （テールコード用）	最上階床面より下に設置する場合は、防滴措置を施す。
かご関係	照明器具	安定器は水没しない位置に取付ける。
	操作盤	裏面には、防滴措置を施す。
	警報装置	防滴カバー付きとする。
	換気扇	防滴カバー付きとする。 非常運転時は回路を切り離す。
	かご内インジケータ	裏面には、防滴措置を施す。
	非常救出口スイッチ	非常運転時は回路を切り離す。
	ゲートスイッチ	防滴措置を施す。二次消防運転時は回路を切り離す。
	床合せ装置	防滴措置を施す。
	セーフティシュースイッチ	消防運転時は不感とする。
	かご上点検スイッチ	防滴措置を施す。
	戸開閉電動機及び制御部	防滴措置を施す。
	スローダウンスイッチ	防滴措置を施す。
	かご室	——
	ジャンクションボックス	防滴措置を施す。 かご上に取付ける。
	テールコード	耐水性を有するものとする。
	はかりスイッチ	消防運転時は回路を切り離す。
	光電装置等	非常運転時は不感とする。
その他	地震感知器	表9.2.5のP波、S波〔低〕及びS波〔高〕の3段設定のものとし、建築物が60mを超える場合は、〔特低〕を設ける。 本器は他の用途のエレベーターと共用してはならない。

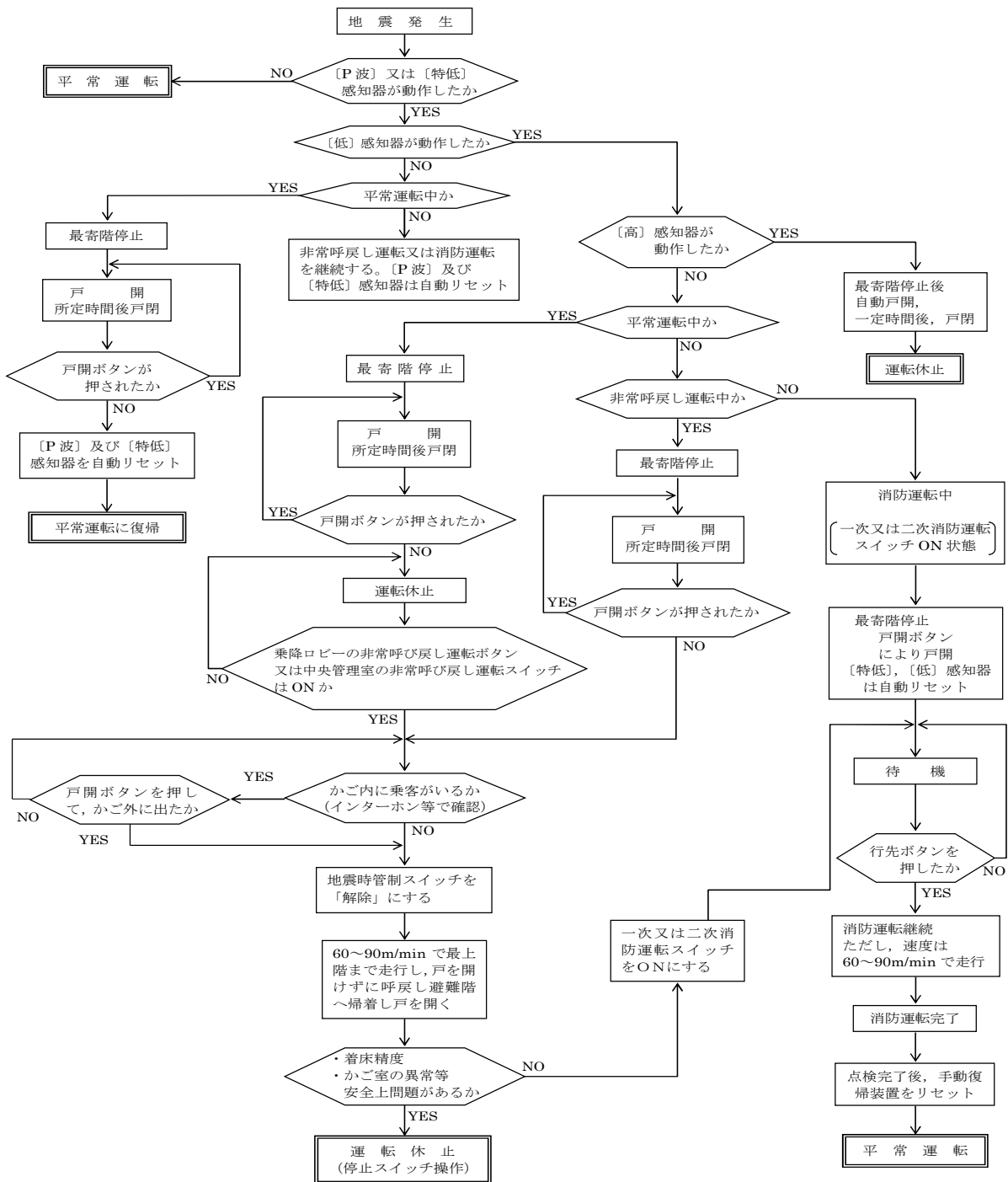
注 地震感知器のリセットは、P波及びS波〔低〕を遠隔、S波〔高〕を手動とする。

- (2) 標識及び表示灯は、次による。
 - (ア) 各階の乗降ロビーの見やすい位置に、積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨の標識を設ける。
 なお、材質は、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げ等を施したものとし、その大きさは 90mm×160mm 以上とする。
 - (イ) 各階のインジケータ又はホールランタン内に「非常」の表示灯（非常運転灯）を設け、点灯時のみ赤色表示とする。
 - (ウ) かご操作盤上部及び中央管理室監視盤に「非常運転」の表示灯を設け、点灯時のみ赤色表示する。
- (3) 非常スイッチ等は、次による。
 - (ア) 非常呼戻しボタン及びスイッチを、それぞれ呼戻し階の乗降ロビー及び中央管理室に設ける。乗降ロビーに設ける呼戻しボタンは、(一社)日本エレベーター協会標準によるものとし、床面上 1,850mm 以下の位置に取付ける。また、中央管理室に設ける呼戻しスイッチは、キースイッチとする。
 - (イ) かご内操作盤面又はその上部に、一次消防及び二次消防運転キースイッチを、床面 1,850mm 以下の位置に設ける。
 なお、これに使用するキースイッチは、(一社)日本エレベーター協会標準によるものとし、二次消防運転キースイッチにあつてはスプリングバック式キースイッチとする。
 - (ウ) 自動（地震感知器の信号により地震管制運転を行う動作）、手動（強制的に地震管制運転を行う動作）及び解除（地震感知器からの低設定信号を切り離し、(エ)の低速運転装置で作動）機構を有する地震管制スイッチ及び地震感知器作動表示を中央管理室に設ける。
 - (エ) 地震管制運転時及び二次消防運転用のための低速（60m/min 以上 90m/min 以下）運転装置を設ける。
 - (オ) かご内の見やすい位置に、消防運転方法を示す表示板を設ける。
 - (カ) 手動復帰装置（低速運転を平常運転に復帰する。）を機械室に設ける。

(4) 非常時の運転操作は、次のフローによる。



(5) 地震時の運転動作は、次のフローによる



第5章 小荷物専用昇降機

第1節 一般事項

5.1.1 一般事項

- (1) 本章は、テーブルタイプ（荷物の出し入れ口を500mm以上とした形式）及びフロアタイプ（荷物の出し入れ口を床面と同一とした形式）の荷物専用の小荷物専用昇降機に適用する。

第2節 機材及び施工

5.2.1 駆動装置等

5.2.1.1 巻上機

- (1) 駆動綱車は、鋳鉄製とし、主索に適応した溝形を有するものとする。
- (2) 主軸受は、密閉形でころがり軸受又は潤滑装置を備える軸受合金製プレーンベアリングとする。

5.2.1.2 電動機

- (1) 比較的小さい始動電流で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な始動にも十分耐えられるものとする。

5.2.1.3 ブレーキ

- (1) 動力が断たれたとき又は電氣的安全装置が作動したときに、確実に作動するもので、積載量の110%以内でかごを減速又は停止させ、その状態を保持する能力を有するものとする。

5.2.1.4 電源盤及び制御盤

- (1) 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。
- (2) かごの着床精度は、表9.5.1の値に制御できるものとする。ただし、供給電源の電圧変動は5%以内、周波数変動は1%以内とし、かつ、積載量における値とする。

表9.5.1 着床精度 (単位 mm)

定格速度 (m/min)	着 床 精 度
15以下	±30以内
15を超え、45以下	±40以内

5.2.1.5 マシンビーム及び床材

- (1) マシンビーム及び床材は、鋼材又は形鋼とする。

5.2.2 かご及び出し入れ口

5.2.2.1 かご

- (1) かご室及びかご床は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（SUS430以上の耐食性を有するもの。）による厚さ1.2mm以上のものとし、鋼板組立一体形又は枠組構造とする。
- (2) 柵を設ける場合は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（SUS430以上の耐食性を有するもの。）製とし、着脱可能なものとする。

5.2.2.2 三方枠

- (1) 三方枠は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（SUS430以上の耐食性を有するもの。）にヘアライン仕上げ等を施したもので、厚さ1.5mm以上とし、板自体のひず

み及び溶接その他によるひずみを除去したものとする。

- (2) 板の折り曲げ加工は、正確な角度、まっすぐな稜線を成形し、折りむら等があつてはならない。

5.2.2.3 敷居又は膳板

- (1) 敷居を設ける場合は、アルミニウム材製又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（SUS430 以上の耐食性を有するもの。）製とする。
- (2) 膳板を設ける場合は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（SUS430 以上の耐食性を有するもの。）による厚さ 1.5mm 以上のものとし、床面より指定の高さに取付ける。

5.2.2.4 出し入れ口の戸

- (1) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（SUS430 以上の耐食性を有するもの。）にヘアライン仕上げ等を施したもので、厚さ 1.5mm 以上のものとし、その仕様は、5.2.2.2「三方枠」による。

5.2.2.5 操作盤

- (1) カバープレートは、製造者の標準仕様とし、次のものを備える。
 - (ア) 行先階押ボタン
 - (イ) 非常停止押ボタン
 - (ウ) 運転表示灯
 - (エ) 到着灯、到着ブザー又はインジケータ

5.2.2.6 インターホン

- (1) インターホンは、JIS C 6020「インターホン通則」による相互通話方式とし、操作盤の近くに設けるか又は操作盤に組込むものとする。

5.2.2.7 ドアスイッチ

- (1) ドアスイッチは、戸の全閉の 30mm 手前より全閉位置までの間で作動するもので、全ての戸が閉じなければ運転できない構造とし、出し入れ口ごとに設ける。

5.2.2.8 ドアロック

- (1) ドアロックは、出し入れ口ごとに設け、構造は次による。ただし、テーブルタイプは不要とする。
 - (ア) 戸の全閉 50mm 以内で、かつ、ドアスイッチが閉路するより先に施錠できる状態となるもの。
 - (イ) かご床面が、出し入れ口の敷居面又は膳板面より上下 100mm 以上離れないうちに、確実に施錠するもの。

5.2.2.9 警報装置

- (1) 警報装置は、手動開閉式の出し入れ口の戸が 3 分以上開放状態にある場合に、警報音を発する装置とし、出し入れ口の近くに設ける。

5.2.3 昇降路内機器

5.2.3.1 そらせ車

- (1) 構造上、そらせ車を必要とする場合は、鋳鉄製とし、ワイヤーロープに適応した溝形を有するものとする。

5.2.3.2 レール

- (1) 平鋼、形鋼（軽量形鋼を含む。）、成形鋼板又は金属成形材とし、素材のひずみを取り除く。

- (2) レールの取付範囲は、かご又は釣合いおもりが昇降路部に接した状態において、レールから外れない位置まで設けること。
- (3) レールの継目は、鋼板又は形鋼による継目板で接続する。
- (4) レールブラケットは、平鋼（SS400 以上）、形鋼（SS400 以上）又は成形鋼板（SS400 以上）とする。

5.2.3.3 主索

- (1) 主索は、JIS G 3525「ワイヤロープ」又は JIS B 1801「伝動用ローラチェーン及びブッシュチェーン」によるものとし、ロープの場合使用本数は 2 本以上とし、その直径は 6 mm 以上とする。

5.2.3.4 釣合おもり

- (1) 釣合おもりは、自重を容易に加減のできる構造とし、鋼材の杵又は通しボルト等により固定するものとする。

5.2.3.5 ガイドシュー

- (1) かごのガイドシューは、固定式摺動形又はローラー形のものとする。

5.2.4 安全装置

5.2.4.1 リミットスイッチ

- (1) リミットスイッチは、かごが最上階及び最下階を行き過ぎないように、自動的に停止させるものとする。

5.2.5 電気配線及び附属品

5.2.5.1 電気配線

- (1) 電気配線は 第 3 章 3.2.11「電気配線」による。

5.2.5.2 附属品

- (1) 附属品は、次による。

(ア) 附属品（1 機械室標準）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (a) 巻上電動機ターニングハンドル（必要のある場合） | 1 個 |
| (b) 点検灯（コード付き） | 1 組 |
| (c) ドアロック解放用キー（必要のある場合） | 2 個 |

5.2.6 試験

- (1) JIS A 4302「昇降機の検査標準」に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して、監督職員に提出する。

第6章 エスカレーター

第1節 一般事項

6.1.1 一般事項

- (1) 本章は、踏段の幅が1.1m以下で「定格速度45m/min以下、かつ、勾配30度以下」及び「定格速度30m/min以下、かつ、勾配35度以下で揚程6m以下」のエスカレーターに適用し、第2節「機材及び施工」以外は製造者の標準仕様とする。

第2節 機材及び施工

6.2.1 構造体

6.2.1.1 トラス

- (1) トラスは、鋼材とし、上下両端及び必要に応じて中間部を建築構造物の梁等に架け、駆動装置、踏段、欄干及び乗客等の荷重をトラス自体で支える構造のものとする。

6.2.1.2 踏段レール

- (1) 踏段レールは、鋳鉄製、鋼材製又はアルミニウム合金製とし、踏段ローラーの転動する面は騒音等を発しないように滑らかに仕上げたものとする。

6.2.2 駆動装置

- (1) 駆動装置は、電動機、駆動減速機、送り装置、駆動チェーン及び踏段チェーン（踏段リンク）を備えるものとする。

6.2.2.1 電動機

- (1) 電動機は、製造者の標準仕様とする。
なお、電動機の始動電流実効値は、1000%以下とする。

6.2.2.2 駆動減速機

- (1) 駆動減速機は、ヘリカルギヤ又はウオームギヤ等により、電動機の回転を減速するものとする。

6.2.2.3 送り装置

- (1) 送り装置は、電動機の回転を踏段及びハンドレールの運動に転換するもので、駆動機側スプロケット及び従動側スプロケット又は従動側スプロケットを有しない同等の機能を有する装置からなり、駆動機側スプロケット軸は構造体に固定されたものとする。また、構造上必要な場合、従動側スプロケットの軸をスライドすることにより、踏段チェーンの張力又は踏段リンクのかみ合いを調整できるものとする。

6.2.2.4 動力伝達機構

- (1) 動力伝達機構は、電動機の回転を駆動スプロケットに伝達するもので、JIS B 1801「伝動ローラチェーン及びブシュチェーン」に定めるもの又は歯車により伝達するものとする。

6.2.2.5 踏段チェーン（踏段リンク）

- (1) 踏段チェーンは、各踏段を一定間隔ごとに連結するもので鋼製とし、耐摩耗性及び防錆性を確保する処理を施したものとする。

6.2.3 踏段

- (1) 踏段は、踏板、ライザー及び踏段ローラーを備えたものとし、踏段チェーンにより搬送され、踏段レールに沿って昇降する構造とする。

6.2.3.1 踏板及びライザー

- (1) 踏板及びライザーは、アルミニウム合金製又はステンレス鋼板とし、移動方向に平行な溝を設け、段差状態において、先行踏板のライザー溝をすきとる構造とする。

(2) 踏板の縁の三方又は四方は、黄色系の注意標色を施すものとする。

6.2.3.2 踏段ローラー

(1) 踏段ローラーの転動面は、硬質ゴム又はポリウレタン製とする。

6.2.4 欄干

(1) 欄干は、内側板、欄干柱、デッキボード、スカートガード及びハンドレールを備えるものとし、踏段の両側に設けるものとする。ただし、構造上、欄干柱を必要としない場合は設けなくてよい。

6.2.4.1 内側板

(1) 内側板は、ステンレス鋼板又は透明強化ガラスとし、ステンレス鋼板の場合は表面をヘアライン仕上げし、内側板の表面に取付ボルト及びビス類が突出しない構造とする。

なお、内側板の材質は特記による。

6.2.4.2 欄干柱

(1) 欄干柱の材質は、内側板の種類によるものとし、次のものを構造上必要な間隔でトラスに取付ける。

(ア) 内側板がステンレス鋼板で欄干柱を設ける場合は、形鋼製又は鋼板成形品とする。

(イ) 内側板が強化ガラスで欄干柱を設ける場合は、アルミニウム合金製又はステンレス鋼板製とし、表面仕上げしたものとする。

6.2.4.3 デッキボード

(1) デッキボードは、ステンレス鋼板にヘアライン仕上げしたもの又はアルミニウム合金をアルマイト仕上げしたものとする。

6.2.4.4 スカートガード

(1) スカートガードは、ステンレス鋼板、鋼板又はアルミニウム板とし、高分子系潤滑剤を表面に塗布したもの又は低摩擦仕上げとする。

6.2.4.5 ハンドレール

(1) ハンドレールは、十分な引張強度を有する繊維による帆布地若しくは鋼線又は鋼テープを芯材としたものに、合成ゴム又はポリウレタンを面材として仕上げたものとする。

(2) ハンドレールは、緊張装置により常時適切な張力を保つものとする。ただし、構造上必要としない場合は緊張装置を設けなくてもよい。

6.2.5 乗降口

(1) 乗降口は、くし、くし板及び床板を備えるものとし、乗客の安全な乗降に支障のない構造とする。

6.2.5.1 くし

(1) 合成樹脂製又はアルミニウム材とし、くしにより踏段の溝をすきとるもので、取付ビスの頭等が表面に突出しない構造とする。

6.2.5.2 床板及びくし板

(1) 乗降口に取付ける床板とくし板の表面は、アルミニウム合金製又はステンレス鋼板とし、床板の表面はエッチング仕上げ、プレス成形等により、すべりにくい形状にしたものとする。

6.2.6 運転操作スイッチ

- (1) 運転操作スイッチは、次のスイッチ類を上下各乗降口に設けるものとし、取付け箇所数は特記による。特記がなければ、次による。

なお、各キースイッチは兼用してもよい。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (ア) 起動キースイッチ | 上下 各 1 個 |
| (イ) 停止キースイッチ | 上下 各 1 個 |
| (ウ) 警報キースイッチ | 上下 各 1 個 |
| (エ) 昇降キースイッチ | 上下 各 1 個 |
| (オ) 非常停止ボタン（不用意に押されることを防ぐような構造） | 上下 各 1 個 |
| (カ) 警報装置 | 上下 各 1 個 |
| (キ) 自動発停切替キースイッチ（自動運転機能がある場合に限る。） | 上下いずれかに 1 個 |
- (2) 起動停止の際に、操作員以外の人に注意を促すためのブザー等の装置を設けるものとする。

6.2.7 制御盤及び運転操作方式

- (1) 制御盤は、製造者の標準仕様とし、トラス内又はエスカレーターの直近に取付ける。
- (2) 自動運転機能を設ける場合は特記による。

6.2.8 安全装置

- (1) エスカレーターには、次の安全装置を設ける。

- (ア) 踏段チェーン安全スイッチ
- (a) 踏段チェーンが、過度に伸びた場合又は切断した場合、運転を停止させるものとする。
- (イ) 駆動チェーン切断時停止装置
- (a) 駆動チェーンが、過度に伸びた場合又は切断した場合、運転を停止させるものとする。
- (ウ) スカートガードスイッチ
- (a) 上下乗降口付近で、踏段とスカートガードとの間に物が挟まった場合、運転を停止させるものとする。
- (エ) インレットスイッチ
- (a) インレット（ハンドレール入込口）に物が挟まった場合、運転を停止させるものとする。
- (オ) 踏段浮上がり検出装置
- (a) 踏段間に物が挟まってライザー側が持ち上がり、異常走行した時に作動し、運転を停止させるものとする。
- (カ) ハンドレール停止検出装置
- (a) ハンドレール（移動手すり）のスピードが遅くなったり、停止した時に作動し、運転を停止させるものとする。
- (キ) ブレーキ
- (a) 動力電源が断たれた場合又は安全装置が作動した場合、電動機軸又は駆動減速機軸を直接制動し、運転を停止させるものとする。
- (2) 交差部に設ける保護板は、「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1417 号）による。

6.2.9 耐震施工

- (1) 地震その他の振動の耐震措置は、「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第1046号）による。

6.2.10 塗装

- (1) 摺動部を除いた機械部分及び鋼構造部分は、さび止めペイント塗り又は同等以上の耐食性を有する防錆処理を施す。

6.2.11 電気配線**6.2.11.1 一般事項**

- (1) エスカレーターの電気配線工事は、電気事業法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定めるところに従い施工する。

6.2.11.2 材料

- (1) 材料は第3章3.2.11.2「材料」による。

6.2.11.3 施工

- (1) トラス内に電線管を使用する場合は、機械的損傷を受けないよう構造体に堅固に取付け、めっきの損傷部は補修を行う。
- (2) 配線相互の接続は、端子盤又は適当な接続器を用いて行う。
- (3) 制御用、電灯用、信号用及びインターホン回路に使用する電線を同一の配管又はダクトで敷設する場合は、使用目的及び電気方式が異なる弱電流電線であっても、他の電線と同等以上の絶縁効力のある電線を使用し、識別できるようにする。

6.2.11.4 絶縁抵抗

- (1) 導電部と大地間の絶縁抵抗値は、表9.6.1による。

表9.6.1 絶縁抵抗値		(単位 MΩ)
回路の用途	回路の使用電圧（一次側）	絶縁抵抗
電動機主回路	300V以下のもの	0.2以上
	300Vを超えるもの	0.4以上
制御・信号・照明回路	150V以下のもの	0.1以上
	150Vを超え、300V以下のもの	0.2以上

6.2.12 附属品

- (1) 附属品は、次による。

- (ア) 運転キー（1台標準） 2個

6.2.13 試験

- (1) 試験は、JIS A 4302「昇降機の検査標準」に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して監督職員に提出する。

第 10 編 機械式駐車設備工事

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 機械式駐車設備は、自動車を駐車又は搬送するための機器（機械式駐車装置）をもち、利用者が自ら自動車等を入出庫するものとし、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、同法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）及び同令に基づく告示の定めによる。

第 2 章 二段方式機械式駐車装置

第 1 節 一般事項

2.1.1 一般事項

- (1) 本章は、自動車駐車場に設置する機械式駐車装置のうち、地上二段式及びピット二段昇降式とし、「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」（（公社）立体駐車場工業会）（以下「認証基準」という。）に適合するものとする。

第 2 節 機材及び施工

2.2.1 駆動装置

- (1) 駆動装置は、電動機、ブレーキ装置及び伝動部又は油圧装置を備えるものとし、最大荷重を積載した搬器を、円滑に昇降できるものとする。

2.2.1.1 電動機

- (1) 電動機は、製造者の標準仕様とする。

2.2.1.2 ブレーキ装置

- (1) 制動力は、負荷の最大トルクの 1.5 倍以上の保持トルクを有するものとし、降下している場合であっても搬器を停止させ、その状態を保持できる能力を有するものとする。また、停電等で電源が遮断した場合であっても、自動的に搬器を停止させ、その状態を保てるものとする。

2.2.1.3 伝動部

- (1) ワイヤロープの破断力及びローラチェーンの引張強さは最大荷重によって発生する引張力の 7 倍以上とし、JIS G 3525「ワイヤロープ」又は JIS B 1801「伝動用ローラチェーン及びブシュチェーン」に定めるものとする。また、ワイヤロープ及びローラチェーンの端末金具の引張強度は、ワイヤロープの破断力及びローラチェーンの引張強さの 80% 以上とする。

2.2.1.4 油圧装置

- (1) 油圧装置は、油タンク、油圧ポンプ、停止装置（逆止弁）、圧力安全弁、自然降下保護装置、プランジャの離脱制限装置等を備えるものとする。
- (2) 油タンクは、厚さ 1.6mm 以上の鋼板製とし、油圧シリンダからの戻り油により油中に気泡が生じない構造とし、その容積は、戻り油全量が油タンク内に戻った時点の油量の 110% 以上とする。
- (3) 油圧ポンプは、騒音の少ないものとする。
- (4) 停止装置（逆止弁）は、電源遮断時において、油圧シリンダ内の油の逆流による搬器の降下に対し、自動的に作動を停止するものとする。
- (5) 圧力安全弁は、常用圧力（定格荷重を定格速度で作動するための油圧力）の 1.5 倍を超

える圧力上昇が生じる前に作動するものとする。

- (6) 駆動部のプランジャ及び油圧シリンダの安全係数は、4 以上とする。
- (7) 油圧配管は、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」又は JIS G 3455「高圧配管用炭素鋼鋼管」で、定格圧力の 4 倍以上の安全率又は同等のもの（（油圧ホース等）の定格圧力の 7 倍以上の安全率）とし、継手は、第 2 編 2.1.2.2「蒸気、高温水及び油用」による。
- (8) 油圧シリンダからプランジャが抜け出さないように、プランジャの離脱制限装置を設ける。

2.2.2 構造体

- (1) 支柱、梁等からなり、主要構造部は、JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」、JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」による鋼管又は JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の SS400 以上とする。

2.2.3 搬器

- (1) 立梁、横梁、床材等からなり、床材は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」、JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」、JIS G 3323「溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」とする。厚さは 1.5mm 以上程度とし、裏面に補強する等十分な強度を有したものである。また、板自体のひずみ及び溶接その他によるひずみが少ないものとする。

2.2.4 運転操作盤

- (1) 運転操作盤は、次のスイッチ類を備える盤を、人及び自動車の出入りが目視にて確認できる位置に設置する。

なお、運転操作盤は特記がなければ、号機ごとにつき一面設けるものとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (ア) 運転キースイッチ又はボタン | 1 個 |
| (イ) 非常停止ボタン又は非常停止装置操作スイッチ | 1 個 |
| (ウ) 電源表示灯 | 1 個 |
| (エ) 号機選択スイッチ（特記のある場合） | 1 個 |
| (オ) 安全確認ボタン | 1 個 |

2.2.5 電源盤及び制御盤

- (1) 電源盤及び制御盤は、過負荷及び欠相保護装置を設けるほかは、製造者の標準仕様とする。

2.2.6 安全装置

- (1) 機械式駐車装置には、次の安全装置を設ける。

- (ア) インターロック
 - (a) 搬器が指定された出入口の定位置に停止しない場合は、扉等が開かない構造とする。
 - (b) 自動車の乗降位置において自動車が搬器内の正しい位置に停止していない場合は、装置の運転ができない構造とする。
 - (c) 乗降領域を区画する扉の全てが全閉になっていない場合は、装置の運転ができない構造とする。
 - (d) 隣接する装置が作動している場合は、同時に運転できない構造とする。
- (イ) 自動車の停止位置規制装置
 - (a) 入庫時の進入方向奥側に、自動車のはみ出しを規制するため、乗越えを抑制する高さのタイヤ止めを設ける。

(ウ) 非常停止装置

- (a) 緊急時には、直ちに装置の運転を停止するため、運転操作盤に非常停止装置を設ける。

なお、運転操作盤以外に非常停止装置を設ける場合は、特記による。

(エ) 行過ぎ制限装置

- (a) 搬器が定位置を超えて昇降した場合は、自動車等が搬器、天井、ピット底部等に衝突又は落下が生じないように停止する装置を設ける。また、行過ぎ制限装置等が作動した場合は、通常操作ができない構造とする。

(オ) 搬器降下制限装置

- (a) 自動車の乗降位置において搬器が 500mm 以上降下するおそれのある場合又は搬器が上部定位置にある場合は、チェーン又はロープが切断したときに搬器及び自動車の降下を防止する装置を設ける。

なお、降下を受け止める距離は、最大定格荷重時で、50mm 以下とする。

(カ) 自然降下保護装置

- (a) 搬器が停止時において、自然降下により下段に駐車中の自動車の損傷を防止する装置を設ける。プランジャ、弁等の油圧機器からの油漏れで停止している搬器が降下しないように搬器降下制限装置等により自然降下保護を行う。

(キ) 停電時の制動装置

- (a) 停電によって電源が遮断された場合、自動的に作動して搬器を制動する装置を設ける。

2.2.7 耐震措置

- (1) 次に示す震度に基づく地震力により、各部の機器及び部材が移動、転倒しないよう固定する。

なお、設計用水平震度は、設計用標準水平震度の特記した地域係数を乗じて求めたものとする。

(ア) 固定に用いる設計用標準水平震度は、次による。

- (a) 地下階及び 1 階に設置する場合は、0.4 とする。
(b) 屋外に設置する場合は、0.3 とする。

(イ) 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の 1/2 の値とする。

2.2.8 塗装及び防錆

2.2.8.1 一般事項

- (1) 構造体及び搬器は、塗装又は第 2 編 3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したものとし、適用は特記による。

2.2.8.2 塗装

- (1) 塗装は、アミノアルキド樹脂塗料、ポリウレタン樹脂塗料等の合成樹脂塗料による塗装を行うものとし、塗料は次による。

- (ア) アミノアルキド樹脂塗料は、JIS K 5651「アミノアルキド樹脂塗料」とする。
(イ) フタル酸樹脂塗料は、JIS K 5572「フタル酸樹脂エナメル」とする。
(ウ) ポリウレタン樹脂塗料は、JIS K 5659「鋼構造物用耐候性塗料」とする。

2.2.8.3 塗装標準

- (1) 塗装を施す素地ごしらは、第 2 編 3.2.1.2「素地ごしらは」による。
(2) 塗装工程は、次による（粉体塗装の場合、下塗りは除く。）。

- (ア) 下塗り 1回
- (イ) 上塗り 1回
- (3) 塗装色は、塗装見本を監督職員に提出し、承諾を受ける。

2.2.9 電気配線

2.2.9.1 一般事項

- (1) 電気配線工事は、電気事業法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定めるところに従い施工する。

2.2.9.2 材料

- (1) 電線類は、JIS C 3307「600Vビニル絶縁電線（IV）」、JIS C 3316「電気機器用ビニル絶縁電線」、JIS C 3317「600V二種ビニル絶縁電線（HIV）」、JIS C 3342「600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）」、JIS C 3401「制御用ケーブル」、JIS C 3327「600Vゴムキャブタイヤケーブル」、JIS C 3605「600Vポリエチレンケーブル」、JIS C 3312「600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル」等とする。
- (2) 電線保護物類は、JIS C 8305「鋼製電線管」による薄鋼電線管、JIS C 8309「金属製可とう電線管」又はねじなし電線管とする。

2.2.9.3 施工

- (1) 電線管及び配線は、機械的損傷を受けないよう取付け、めっき又は塗装の損傷部は補修を行う。
- (2) 配線相互の接続は、端子盤又は適当な接続器を用いて行う。
- (3) 電灯用及び制御用回路に使用する電線を同一の配管等にて敷設する場合は、他の電線と同等以上の絶縁効力のある電線又はケーブルを使用し、識別できるようにする。

2.2.9.4 絶縁抵抗

- (1) 導電部と大地間の絶縁抵抗値は、表 10.2.1 による。

表10.2.1 絶縁抵抗値		(単位 MΩ)
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗
電動機主回路	300V以下のもの	0.2以上
	300Vを超えるもの	0.4以上
電灯・制御回路	150V以下のもの	0.1以上
	150Vを超え、300V以下のもの	0.2以上

2.2.10 附属品

- (1) 駐車装置には、附属品として、次のものを備える。
 - (ア) 運転キー 2個
 - (イ) 注意事項等の表示板 一式

2.2.11 性能試験

- (1) 性能試験は、表 10.2.2 による作動確認試験を行い、試験完了後、試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

表 10.2.2 安全装置の作動確認試験

試 験 名 称	試 験 項 目
作動確認試験	自動車の停止位置規制装置、各種インターロック、非常停止装置、行過ぎ制限装置、搬器降下制限装置、自然降下保護装置、停電時の制動装置

注 搬器降下制限装置及び自然降下保護装置は、「認証基準」に適合している場合は、試験に代えることができる。

第11編 医療ガス設備工事

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 一般事項

- (1) 本編は、医療用酸素、医療用亜酸化窒素（笑気）、治療用空気、手術機器駆動用窒素、手術機器駆動用空気、医療用二酸化炭素（炭酸ガス）、混合ガス、吸引、非治療用空気及び麻酔ガス排除（AGS）を供給する設備（以下「医療ガス設備」という。）の工事に適用する。
- (2) 医療ガス設備は、高圧ガス保安法、消防法、電気事業法、労働安全衛生法及び地方公共団体の条例等の定めによる。
- (3) 医療ガス設備は、医療ガスを配管により供給する設備であり、安全、かつ、確実に機能するように施工する。また、他の設備への影響及び周囲環境からの影響に考慮する。
- (4) 既に使用している医療ガス設備に対して変更及び増設する場合は、既設部分への供給異常や汚染の防止に、特に注意する。
- (5) 工事の施工は、着手に先立ち計画書を作成し、当該施設の責任者及び監督職員の承諾を受けた後に行う。
- (6) 本編に記載されていない事項は JIS T 7101「医療ガス設備」による。
- (7) JIS 規格で示した材質等は JIS 規格の同等品としてもよい。
- (8) 実際に使用するガスや液化ガスの設置については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）（昭和35年法律第145号）上、卸売販売業者が取り扱う医薬品のため、本仕様書の対象外とする。

1.1.2 資格

- (1) 医療ガス設備工事を施工管理する主任技術者は、医療ガス設備工事の施工管理について、3年以上の経験を有する者で（公財）医療機器センターが行う医療ガス安全管理者講習会（3日コース）又はその継続講習を修了して5年以内の者とする。また、高圧ガス保安法に基づく工事の施工を伴う場合は、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者（第一種）又は特定高圧ガス取扱主任者（液化酸素）のいずれかの資格を有する者とする。
- (2) ガス溶接作業を行う者は、労働安全衛生法によるガス溶接技能講習修了者又はガス溶接作業主任者の資格を有するものとする。

1.1.3 諸元表

(1) 医療ガス設備諸元表は表 11.1.1 による。

表 11.1.1 医療ガス設備諸元表 単位 MPa 吸引及び麻酔ガス排除は-kPa (NL/min は 1 気圧 0℃でのガス量)

	標準送気圧力	配管端末器 最低流量*2 (NL/min)	最大変動 圧力*5	送気配管警報	
				上限	下限
酸素 治療用空気	0.40±0.04*1	60	-0.04	0.48±0.02	0.32±0.02
亜酸化窒素 二酸化炭素	0.40±0.04*1	40	-0.04	0.48±0.02	0.32±0.02
吸引（水封式）	40～70	40	+40	—	34±3
吸引（オイル式）	50～80	40	+40	—	44±3
駆動用圧縮ガス*3	0.90±0.18*4	350	-0.18	1.08±0.03 *4	0.72±0.03
非治療用空気（圧力制御方式）	0.30±0.03	—	—	0.35±0.02	—
非治療用空気（流量制御方式）	0.40±0.04	—	—	—	—
麻酔ガス排除（エジェクタ方式）	—	30	—	—	—
麻酔ガス排除（吸引方式）	4～5	30	+1	—	—

- 注 1. *1 は、静止圧状態において、酸素は亜酸化窒素及び二酸化炭素よりも 0.03MPa 程度高くしなければならない。さらに、治療用空気は、酸素と亜酸化窒素及び二酸化炭素との中間の送気圧力とする。
2. *2 は、当該配管端末器だけを使用した場合に、標準圧力範囲内の任意の配管圧力で得なければならない流量。
3. *3 は、二段式減圧方式を除き、手術機器駆動用配管端末器（アウトレット）は、圧力調整器を内蔵し、0.60MPa～0.90MPa の範囲で調整できる機構でなければならない。
4. *4 は、1MPa 以上になる場合は、高圧ガス保安法を遵守しなければならない。
5. *5 は、配管端末器最低流量を放出したときに許される圧力変動の最大値。

第2章 医療ガス設備工事

第1節 機材

2.1.1 医療ガス供給装置

2.1.1.1 定置式超低温液化ガス供給装置

- (1) 定置式超低温液化ガス供給装置は、液化ガスを所定の圧力にて貯蔵し、気化して送り出す設備とする。

なお、供給源異常による供給途絶を防ぐため、緊急時専用の、2.1.1.3「マニフォールド」の当該事項に準じた予備の供給装置を備えるものとし、定置式超低温液化ガス供給装置を2つ以上設ける場合は特記による。

- (2) 定置式超低温液化ガス供給装置の構成は、定置式超低温液化ガス貯槽、送気用蒸発器、送気圧力調整器、警報装置及び導管とする。
- (3) 定置式超低温液化ガス貯槽は、貯槽、操作用附属機器及び加圧蒸発器で構成する。
- (ア) 貯槽は、液化ガスを低温加圧状態で貯蔵する内槽、外部からの熱侵入を遮断するための断熱層及びこれらを包蔵する外槽からなるものとし、内槽は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」により、断熱層は、パーライト等を充填、真空引きによる断熱とし、外槽は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」による。
- (イ) 操作用附属機器は、液化ガスの充填、加圧ガス供給弁、加圧自動弁、液面計、圧力計、安全装置等とし、貯槽に附属するものとする。
- (ウ) 加圧蒸発器は、貯槽内圧力を所定の圧力に保つよう、液化ガスを気化させる機能を有し、貯槽に附属するものとする。
- (4) 送気用蒸発器は、低温の液化ガスを気化蒸発させて、常温のガスを発生させる装置で、フィン付き導管とする。
- (ア) 導管は、JIS H 4080「アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管」による。
- (イ) フィンは、JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」による。
- (5) 送気圧力調整器は、蒸発器の出口に連結し、気化されたガスの圧力を表 11.1.1 の標準送気圧力に減圧調整するものとする。

なお、安全弁、圧力計及び主遮断弁を備えるものとする。

(ア) 本体及びキャップ

- (a) 本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による。
- (イ) ダイヤフラムは、JIS H 3130「ばね用のベリリウム銅、チタン銅、りん青銅、ニッケルーすず銅及び洋白の板並びに条」、JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は合成ゴム成型品とする。
- (ウ) 弁体は、JIS K 7137-1「プラスチック—ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材—第1部：要求及び分類」による四ふっ化エチレン樹脂丸棒（PTFE）、三ふっ化塩化エチレン樹脂丸棒（PCTFE）又は合成ゴム成型品とする。
- (エ) 弁軸は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、JIS H 3270「ベリリウム銅、りん青銅及び洋白の棒並びに線」又は JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による。
- (オ) 調圧ばねは、JIS G 3522「ピアノ線」、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」、JIS G 4314「ばね用ステンレス鋼線」又は JIS G 4801「ばね鋼鋼材」による。

- (カ) 調圧軸は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、JIS H 3270「ベリリウム銅、りん青銅及び洋白の棒並びに線」、JIS G 3560「ばね用オイルテンパー線」又はJIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による。
- (6) 警報装置は、残液量が減少した際に警報を発するもので、接点付き液面計とする。
なお、その他の方式のものを設ける場合は特記による。
- (7) 導管は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」とする。継手の材料は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」によるものとし、有害な油脂、ごみ等の付着のないものとする。

2.1.1.2 可搬式超低温液化ガス供給装置

- (1) 可搬式超低温液化ガス供給装置は、医療用可搬式超低温液化ガス容器（以下「LGC」という。）を左右2つのバンクに分けて設置するもので、中央部に自動切換装置を取付け、常に表 11.1.1 の標準送気圧力の酸素をアウトレットに供給するとともに、片方のバンクが使用果たされたとき、警報を発した後、自動的に待機側のバンクより供給される構造とする。
- (2) 可搬式超低温液化ガス供給装置の構成は蒸発器、容器連結チューブ（フレキシブルチューブ）、マニフォールドヘッダー及び自動切換装置とする。
- (3) 蒸発器は、2.1.1.1「定置式超低温液化ガス供給装置」(4)による。
- (4) 容器連結チューブ（フレキシブルチューブ）
 - (ア) チューブは、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による。
 - (イ) ブレードは、JIS G 4309「ステンレス鋼線」による。
 - (ウ) 継手は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。
- (5) マニフォールドヘッダー
 - (ア) 本体（ストップバルブ）は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。
 - (イ) 連結管は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」による。
- (6) 自動切換装置
 - (ア) 自動切換方式は、圧力による方式、液面による方式、液重量による方式又は2つ以上を組合せた方式とする。
 - (a) 圧力による方式は、左右2つのバンクの圧力検出器の信号により切換わる方式で、第1供給側のバンクが0.50～0.70MPaになると、切換器は自動的に第2供給側から供給又は切換わる構造とする。
 - (b) 液面による方式は、LGC 個々に取付けられた液面変位検出器の信号により切換わる方式で、第1供給側の残液量が充填可能容量の5～15%になると、自動的に第2供給側に切換わる構造とする。
 - (c) 液重量による方式は、左右2つのバンクをロードセルによる液重量検出器の信号により検出し、第1供給側の充填可能容量の5～15%になると、自動的に第2供給側に切換わる構造とする。
 - (イ) 送気圧力調整器は、LGC の圧力を表 11.1.1 の標準送気圧力に減圧調整するものとする。
なお、構成部品及び材質は、2.1.1.1「定置式超低温液化ガス供給装置」(5)による。
 - (ウ) 圧力検出器は、圧力スイッチ又は圧力センサとする。
なお、圧力スイッチの構成部品はベローズ及び接点、圧力センサの構成部品は本体及びダイヤフラムとし、構成部品及び材質は、次による。
 - (a) 圧力スイッチは、設定圧力になると、警報装置を作動させるものとし、構成部品及び材質は次による。

- ① ベローズは、JIS H 3110「りん青銅及び洋白の板並びに条」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による。
- ② 接点は、JIS C 4526-1「機器用スイッチ第 1 部：通則」又は水銀スイッチとする。
- (b) 圧力センサは、連続的に圧力を検出し、圧力計及び警報装置を作動させるものとする。
 なお、構成部品及び材質は次による。
 - ① 本体は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」又は JIS H 3270「ベリリウム銅、りん青銅及び洋白の棒並びに線」による。
 - ② ダイヤフラムは、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS H 3270「ベリリウム銅、りん青銅及び洋白の棒並びに線」による。
- (e) 圧力計は、アナログ表示又はデジタル表示とする。
 - (a) 高圧圧力計は、アナログ表示の場合は JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計—第 1 部：ブルドン管圧力計」によるものとし、文字盤の外径は 60mm 以上、目盛は 0～2.5MPa とする。また、デジタル表示の場合は文字の高さ 14mm 以上で、単位は MPa とし、最小表示桁は小数点第 1 位以下とする。
 - (b) 送気圧力計は、アナログ表示の場合は JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計—第 1 部：ブルドン管圧力計」によるものとし、文字盤の外径は 60mm 以上、目盛は 0～1 MPa（室素用は 0～2.5MPa）とする。また、デジタル表示の場合は文字の高さ 14mm 以上で、単位は MPa とし、最小表示桁は小数点第 2 位以下とする。
- (f) 安全弁の作動圧力は、一次側で 0.85～0.99MPa、二次側で 0.60MPa 以下で作動するものとする。
 なお、構成部品は、本体、ばね及び弁体とし材質は次による。
 - (a) 本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」又は JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」による。
 - (b) ばねは、JIS G 4801「ばね鋼鋼材」、JIS G 3522「ピアノ線」又は JIS G 4314「ばね用ステンレス鋼線」による。
 - (c) 弁体は、JIS K 7137-1「プラスチック—ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材—第 1 部：要求及び分類」による四ふっ化エチレン樹脂丸棒（PTFE）、三ふっ化塩化エチレン樹脂丸棒（PCTFE）又は合成ゴム成型品とする。
- (g) 切換器は、ガスの供給側を明示できるもので、消費した LGC を交換後、待機側と供給側を手動で切換える手動式又は LGC 内のガスを消費した時点で自動的に切換わる自動切換え式とし、方式は特記による。
 なお、構成部品及び材質は次による。
 - (a) 手動切換えの場合は、切換ハンドル又はレバー方式とする。また、本体は、JIS H 5202「アルミニウム合金鋳物」、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」又は合成樹脂とし、表面処理は、メタリック、JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」又は合成着色とする。
 - (b) 自動切換えの場合は、自動切換弁内蔵方式とする。また、本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、ダイヤフラムは、JIS H 3130「ばね用のベリリウム銅、チタン銅、

りん青銅、ニッケルーすず銅及び洋白の板並びに条」又は合成ゴム成型品による。

(キ) 開閉弁

- (a) 本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。
- (b) 弁体は、JIS K 7137-1「プラスチック—ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材—第1部：要求及び分類」による四ふっ化エチレン樹脂丸棒（PTFE）、三ふっ化塩化エチレン樹脂丸棒（PCTFE）又は合成ゴム成型品とする。
- (c) 弁軸は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。

(ク) 逆止弁

- (a) 本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。
- (b) 弁体は、JIS K 7137-1「プラスチック—ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材—第1部：要求及び分類」による四ふっ化エチレン樹脂丸棒（PTFE）、三ふっ化塩化エチレン樹脂丸棒（PCTFE）又は合成ゴム成型品とする。
- (c) ボールは、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」による。
- (d) ばねは、JIS G 4314「ばね用ステンレス鋼線」による。

(ケ) 連結導管は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」による。

(コ) 警報ランプは、LGC の圧力が標準設定値以下に下がると、圧力検出器の作動により点灯又は点滅し、充填された LGC と交換されない限り、消灯しないものとする。

なお、取付位置はカバーの面とし、ランプは LED とする。

(サ) カバーは、外部からの塵、損傷及び誤作動を防ぎ内部点検ができる構造とし、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」又はステンレス製とし、表面処理は、メタリック又はメラミン焼付けとする。十分な強度を有する合成樹脂製としてもよい。

2.1.1.3 マニフォールド

- (1) 酸素用マニフォールドは、医療用酸素ボンベ（内容積 40 L、14.7MPa、35℃6,000 L 又は内容積 47 L、14.7MPa、35℃7,000 L 充填）を左右 2 つのバンクに分けて設置するもので、中央部に自動切換装置を取付け、2 段階の減圧弁により、常に表 11.1.1 に示す標準送気圧力の酸素をアウトレットに供給するとともに、片方のバンクの医療用酸素ボンベが使い果たされたときは、警報（以下「空瓶警報」という。）を発した後、自動的にもう一方のバンクの医療用酸素ボンベより供給される構造とする。
- (2) 亜酸化窒素（笑気）用マニフォールドは、笑気ボンベ（内容積 40 L、30 kg 充填）を左右 2 つのバンクに分けて設置するもので、構造は(1)に準ずる。
- (3) 治療用空気用マニフォールドは、治療用空気ボンベ（内容積 40 L、14.7MPa、35℃6,000 L 又は内容積 47 L、14.7MPa、35℃7,000 L 充填）を左右 2 つのバンクに分けて設置するもので、構造は(1)に準ずる。
- (4) 二酸化炭素（炭酸ガス）用マニフォールドは、医療用炭酸ガスボンベ（内容積 40 L、26.8 kg 充填）を左右 2 つのバンクに分けて設置するもので、構造は(1)に準ずる。
- (5) 駆動窒素用マニフォールドは、医療用窒素ボンベ（内容積 40 L、14.7MPa、35℃6,000 L 又は内容積 47 L、14.7MPa、35℃7,000 L 充填）を左右 2 つのバンクに分けて設置するもので、構造は(1)に準ずる。配管供給圧力は、表 11.1.1 に示す標準送気圧力とする。1 段階減圧方式としてもよい。
- (6) マニフォールドの構成は、自動切換装置、高圧導管及び支持具とし、次による。
- (7) 自動切換装置は、圧力調整器、圧力スイッチ、圧力計、安全弁、切換器（手動又は自

動）、逆止弁等を備え、標準送気圧力の範囲内で配管端末器最大流量を末端まで供給するように送気管内圧力を維持制御するものとする。

なお、構成部品及び材質は、次によるほか、各項目に記載のない場合は 2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)の該当事項による。

- (a) 一次圧力調整器
 - ① 一次圧力調整器は、ポンベの圧力を製造者の標準調整圧力に減圧し、供給する。
 なお、構成部品及び材質は、2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)(イ)による。
- (b) 送気圧力調整器
 - ① 送気圧力調整器は、一次圧力調整器により減圧された気体を表 11.1.1 に示す標準送気圧力に減圧調整するものとする。
- (c) 圧力検出器
- (d) 圧力計
 - ① 高圧側の圧力計の目盛は 0～25MPa とする。
- (e) 安全弁
 - ① 安全弁の作動圧力は、一次圧力調整器の二次側で調整圧力の 1.5 倍以下、送気圧力調整器の二次側で 0.60MPa（駆動用圧縮ガスは 1.35MPa）以下のものとする。
- (f) 切換器
- (g) 開閉弁
- (h) 逆止弁
- (i) 連結導管
- (j) 警報ランプ
- (k) カバー
- (イ) 高圧導管は、常用圧力の 1.5 倍以上の水圧試験又は 1.25 倍以上の空気、窒素等の気体を用いた耐圧試験に合格し、有害な油脂、ごみ等の付着していないものとする。
 - (a) 主管は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」又は JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。
 - (b) 継手は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。
 - (c) ポンベ連結導管は、常用圧力の 1.5 倍以上の水圧試験又は 1.25 倍以上の空気、窒素等の気体を用いた耐圧試験に合格し、有害な油脂、ごみ等の付着していないものとする。
 - ① 導管は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」による。
 - ② 接続金具は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」により、ガス逆流防止用逆止弁を設けたものとする。
 - ③ 逆止弁は、2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)(ク)による。
- (ウ) 支持具
 - (a) 支持具は、切換装置を固定し、ポンベの転倒防止の支持を行うものとする。
 - (b) 構成部品は、主管支持金物、主管固定金物（脚及び腕）及びポンベ転倒防止用鎖とし、材質は次による。
 - ① 主管支持金物は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」又は JIS G 3350「一般構造用軽量形鋼」による。
 - ② 主管固定金物は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS G 3101「一般構造用圧

延鋼材」、JIS G 3350「一般構造用軽量形鋼」、JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」又はJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」による。

- ③ ボンベ転倒防止用鎖は、ボンベ1本に対し、個別に上下2箇所を支持するものとし、材質はJIS G 3505「軟鋼線材」又はJIS G 3101「一般構造用圧延材料」によるものとし、表面処理はJIS H 8610「電気亜鉛めっき」1級（クロム酸処理を施したもの）仕上げとする。その他の方式とする場合は特記による。

2.1.1.4 混合空気供給装置

- (1) 混合空気供給装置は、供給装置（ガス源）から供給を受け、ガス混合装置で所定の濃度に混合し、治療用空気として送り出す装置とする。

なお、供給源異常による供給途絶を防ぐため、緊急時専用の、2.1.1.3「マニフォールド」の当該事項に準じた予備の供給装置を備えるものとする。

- (2) 装置の構成は、供給装置（ガス源）、ガス混合装置及び予備供給装置とする。
- (3) 供給装置は、2.1.1.1「定置式超低温液化ガス供給装置」の規定に合致したものとする。
- (4) ガス混合装置は、ガス混合器、自動ガス分析器、記録装置及び送気配管の自動分離切換装置等からなり、酸素 約 $22 \pm 1 \text{ vol\%}$ 及び窒素 約 $78 \pm 1 \text{ vol\%}$ の混合ガス成分を正しく維持するために次の機能をもつものとする。
- (ア) 主成分の品質を自動的に維持すること。
- (イ) 自動ガス分析器は、連続して成分の混合比を測定し、所定の混合比が崩れたときには、警報を発した後、自動的に当該混合ガスの送気を予備供給装置と切換える機能をもつこと。

なお、自動ガス分析器は、2基設置することとし、正常に復帰するときは、手動操作によるものとする。

- (ウ) 測定結果を自動的に記録できること。
- (5) 予備供給装置には、2.1.1.3「マニフォールド」の定める方式にて使用されるボンベ等で構成される予備供給源を恒久的に接続し、自動切換機能によって連続供給できるものとする。

2.1.1.5 圧縮空気供給装置

- (1) 圧縮空気供給装置は、空気圧縮機を用いる方式とし、空気を圧縮、除湿及びろ過し、所定の圧力にて送り出す装置とする。
- (2) 主要構成部品は、空気圧縮機、フレキシブルチューブ、逆止弁、アフタークーラ、リザーバタンク、エアドライヤ、フィルタ類、送気圧力調整器、一酸化炭素警報検出器、圧力検出器、圧力計、安全弁、開閉弁及び制御盤とする。
- (3) 空気圧縮機は、レシプロ式又はスクロール式によるオイルフリーのものとし、圧力検出器の作動により、空気圧縮機の製造者が指定する範囲内で自動運転するものとする。

なお、レシプロタイプは防振装置を設ける。

- (4) フレキシブルチューブの構成部品及び材質は、2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(4)による。

なお、継手はJIS G 3101「一般構造用圧力延鋼材」、JIS G 5705「可鍛鉄品」又はJIS G 4303「ステンレス鋼棒」でもよい。

- (5) 逆止弁は、JIS B 2011「青銅弁」の10Kねじ込みリフト逆止弁若しくは10Kねじ込みスイング逆止弁又はJIS B 2071「鋼製弁」の10Kフランジ形逆止弁とする。
- (6) アフタークーラは、圧縮空気を冷却し、水分を分離する装置で、水冷式又は空冷式とし、

ドレンバルブを備えるものとする。

なお、構成部品は、本体及び内管とし、材質は次による。

- (ア) 本体は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」、JIS H 5202「アルミニウム合金鋳物」又はJIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」による。
 - (イ) 内管は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」による。
 - (7) リザーバタンクは、圧縮空気の脈動を防止するための装置で、労働安全衛生法の第二種圧力容器検定合格品とし、材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」による。附属品として、安全弁、圧力計、ドレン弁、圧力検出器、バイパス管等を備える。
 - (8) エアドライヤは、アフタークーラから供給された圧縮空気中の水分をさらに除去し、配管内が結露するのを防止するための除湿装置で、圧力計、露点計、オートドレン装置等の附属品を備えるものとする。除湿方式は特記によるほか、性能は「配管圧力（0.40MPa）下における露点が5℃未満（大気圧下で-17℃未満）」とする。
 - (9) フィルタは、圧縮空気中の微粒子を分離し、JIS B 8392-1「圧縮空気-第1部：汚染物質及び清浄等級」による等級2を満足する装置とする。各フィルタは、金属容器にエレメントを内蔵したものとし、ドレンバルブ等の附属品を備えるものとする。内容積40L以上で、かつ、定格圧力0.20MPa以上のものは、労働安全衛生法の第二種圧力容器検定合格品とする。
 - (10) 送気圧力調整器は、空気圧縮機で圧縮された空気の圧力を表11.1.1の標準送気圧力に減圧調整するものとする。
- なお、構成部品及び材質は、2.1.1.1「定置式超低温液化ガス供給装置」(5)による。本体及びキャップはJIS H 5301「亜鉛合金ダイカスト」又はJIS H 5302「アルミニウム合金ダイカスト」でもよい。
- (11) 一酸化炭素警報検出器は、フィルタ類及び送気圧力調整器の全ての調整装置の下流側に備えるものとする。判定値は、2.4.3.9「圧縮空気供給装置の清浄度試験」(3)(ア)(b)による。
 - (12) 圧力検出器は、2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)(ウ)による。
 - (13) 圧力計は、2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)(エ)による。
 - (14) 安全弁は、0.60MPa以下で作動するものとする。

なお、構成部品及び材質は2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)(オ)による。

- (15) 開閉弁は、JIS B 2011「青銅弁」による10K玉形弁若しくは10K仕切弁又は2.1.2.2「区域別遮断弁」(2)(イ)によるボール弁とする。
- (16) 制御盤は、電動機の駆動、圧力検出器、給水電磁弁等の制御用機器を作動させるための電源供給、手動運転（試験）及び自動運転（圧力検出器による自動交互追従運転）の操作ができる構造とする。

なお、その他の方式を設ける場合は特記による。箱の材質は、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」により、電源ランプ（LED）、電磁開閉器、切換スイッチ、電流計、運転時間計等を内蔵する。

2.1.1.6 吸引供給装置

- (1) 吸引供給装置は、吸引ポンプを用いる方式とし、所定の圧力にて吸引する装置とする。その他の方式とする場合は特記による。
- (2) 主要構成部品は、吸引ポンプ、サイレンサ、セパレータ、フレキシブルチューブ、逆止弁、レシーバタンク、圧力検出器、除菌装置及び制御盤とする。

- (3) 吸引ポンプは、水封ロータリー式又は油回転式とする。
- (イ) 水封ロータリーポンプは、ポンプ及び電動機は共通架台で固定された構造とし、JIS B 8323「水封式真空ポンプ」による。また、製造者が指定する範囲内で自動運転するものとする。セパレータ及びサイレンサが一体になっていない機種については別置きで取付ける。
- (イ) 油回転式は、自動給油式吸引ポンプとし、高い真空度を要求される場合又は水の使用が困難な場合等に使用するもので、製造者が指定する範囲内で自動運転するものとする。
- (4) サイレンサは、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」又は JIS G 3455「高圧配管用炭素鋼鋼管」による。
- (5) セパレータは、JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」による。
- (6) フレキシブルチューブの構成部品及び材質は、2.1.1.5「圧縮空気供給装置」(4)による。
- (7) 逆止弁は、2.1.1.5「圧縮空気供給装置」(5)による。
- (8) レシーバタンクは、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」によるもので、溶接加工とし、0.2MPa の耐圧試験に合格したもので、附属品に開閉弁及び真空計を備える。感染症棟等の専用の吸引供給装置の場合は JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」とし、清掃、洗浄するための窓を持つ構造とする。
- (イ) 開閉弁は、2.1.1.5「圧縮空気供給装置」(15)による。呼び径 65 以上は JIS B 2071「鋼製弁」又は JIS B 2031「ねずみ鋳鉄弁」の 10K フランジ形玉形弁若しくは 10K フランジ形仕切弁でもよい。
- (イ) 真空計は、JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計ー第 1 部：ブルドン管圧力計」によるものとし、文字盤の外径は 60mm 以上、目盛は 0 ～ -0.1MPa とする。
- (9) 圧力検出器は、2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6) (ウ)による。
- (10) 除菌装置は、レシーバタンクの上流側に設けるもので、JIS B 9927-1「粒子除去用高性能フィルタ（EPA、HEPA 及び ULPA）及びフィルタろ材ー第 1 部：分類、性能、試験及び表示」による ISO 35 H 以上のフィルタを使用する。
- (11) 制御盤は、2.1.1.5「圧縮空気供給装置」(16)による。

2.1.1.7 麻酔ガス排除供給装置

- (1) 麻酔ガス排除供給装置は、エジェクタ方式又は吸引方式とする。また、余剰麻酔ガス処理装置を付加する場合は特記による。
- (2) エジェクタ方式の主要構成部品は、次による。
 - (イ) ノズルから噴射される圧縮空気ジェットにより陰圧を発生させるエジェクタをアウトレットに内蔵し、麻酔ガスを吸引排出できるものとする。圧縮空気供給装置が独立している場合、その仕様は 2.1.1.5「圧縮空気供給装置」による。
 なお、治療用空気から分岐して使用する場合も含めて、以降の配管は非治療用空気配管という。
 - (イ) 治療用空気配管から分岐する場合は、治療用空気配管への影響をなくするため、遮断弁、逆止弁、過剰流量の防止装置を設ける。防止装置は圧力制御方式又は流量制御方式とする。
 なお、圧力制御方式には圧力警報を設け、設定圧力等は表 11.1.1 による。
 - (ウ) エジェクタ本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、JIS H 4000「アルミニウム及

びアルミニウム合金の板及び条」又は JIS H 4040「アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線」による。

(3) 吸引方式の主要構成部品は、次による。

(ア) 陰圧により、麻酔ガスを吸引排出するものとし、ブロワ又は吸引ポンプを設置した麻酔ガス排除専用の設備とする。また、遠隔制御装置による手動運転とし、その操作部はアウトレット設置区域に設ける。

(イ) ブロワは、JIS B 8331「多翼送風機」による。

(ウ) 吸引ポンプは、JIS B 8323「水封式真空ポンプ」、ダイヤフラム式又はロータリー式による。

2.1.2 アウトレット、区域別遮断弁、遠隔警報器

2.1.2.1 アウトレット

(1) アウトレットは、医療ガスに用いる配管端末器で、使用するガスに機能と安全面で十分適合するものとし、異なる種類の医療ガスの間で、誤接続できないようにアウトレットバルブ（以下「ソケットアセンブリ」という。）にガス別特定の構造をもつものとする。

なお、ガス別特定方式は、表 11.2.1 による。

表 11.2.1 ガス別特定方式

	ガスの種類							
	酸素	亜酸化窒素	治療用空気	吸引	二酸化炭素	駆動用窒素	駆動用空気	麻酔ガス排除
ピン方式	○	○	○	○	○			
シュレーダ方式	○	○	○	○	○			
DISS 方式					○	○		
NIST 方式							○	
カプラ K 方式								○
カプラ C 方式								○

注 ○印を使用する。

(2) アウトレットの形式

(ア) 差し込むと同時に通じ、引き抜くと自動的に閉じるワンタッチ脱着式（自動閉止差込形）で、ガスごとにそれぞれ定められた流体以外のアダプタプラグを差し込もうとしても入らない構造（ガス別特定迅速継手式）とする。

(イ) ピン方式配管端末器は、2本又は3本のピンの位置配列をもつアダプタプラグに対応するピン穴位置及び方向によるガス別特定迅速継手式とし、形状寸法は JIS T 7101「医療ガス設備」による。

(ウ) シュレーダ方式配管端末器は、特定の同心円状つばの寸法をもつアダプタプラグに対応する同心円溝の寸法によるガス別特定迅速継手式とし、形状寸法は JIS T 7101「医療ガス設備」による。

(エ) DISS 方式又は NIST 方式は、JIS T 7111「医療ガスホースアセンブリ」による。

(オ) カプラ方式は、カプラ K 方式又はカプラ C 方式とし、形状寸法は JIS T 7101「医療ガス設備」による。

(3) ソケットアセンブリの配列

- (ア) 1 枚のパネル上に数種のソケットアセンブリを配列する場合は、酸素、亜酸化窒素（笑気）、治療用空気、吸引及び二酸化炭素（炭酸ガス）の順に、横方向は向かって左から、縦方向は上から配列する。それぞれ単独のパネルに配置する場合は、前記配列に関わらず単独設置とする。

(4) アウトレットの構成

- (ア) アウトレットは、保守点検用バルブ、ベースブロック、ホース（ホース取付けの場合のみ）、ソケットアセンブリ、ボックス、パネル及び防じんキャップからなり、主要部品の構成は、JIS T 7101「医療ガス設備」による。

(5) 壁取付式アウトレット（圧力調整器内蔵式を除く。）

- (ア) 保守点検用バルブは、ソケットアセンブリ等の点検のためにアウトレットごとにガスを止めるもので、手動で開閉するか又はベースブロックからソケットアセンブリを外すと自動的に閉止し、取付けると開く構造のものとする。取付位置は、ベースブロック内に取り込むか、その上流で操作しやすい位置に設けるものとする。

なお、構成部品及び材質は 2.1.1.2「可搬式超低温液化ガス供給装置」(6)(キ)開閉弁に準ずる。

- (イ) ベースブロックは、ソケットアセンブリを取付ける台座で、その接合部はガス別特定とし、材質は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。

- (ウ) ソケットアセンブリは、ガス別特定のアダプタプラグのみ装着可能な構造で、配管端末器チェックバルブを内蔵し、装着すると弁が開く構造とする。

なお、装着したアダプタプラグが 500N の軸方向の引張力で 1 分間以内に離脱しない構造で、離脱機構を操作した場合にのみアダプタプラグが完全に外れるものとする。構成部品は本体、弁体、弁軸及びピンガイド又はリングガイドとし、材質は、次による。

- (a) 本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、JIS H 5202「アルミニウム合金鋳物」、JIS H 5302「アルミニウム合金ダイカスト」又は JIS H 5301「亜鉛合金ダイカスト」による。
- (b) 弁体は、JIS K 7137-1「プラスチック—ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材—第 1 部：要求及び分類」による四ふっ化エチレン樹脂丸棒（PTFE）、三ふっ化塩化エチレン樹脂丸棒（PCTFE）又は合成ゴム成型品とする。
- (c) 弁軸は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」又は JIS G 4303「ステンレス鋼棒」による。
- (d) ピンガイド又はリングガイドは、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」、JIS H 5202「アルミニウム合金鋳物」、JIS H 4040「アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線」又は JIS H 5301「亜鉛合金ダイカスト」による。
- (エ) ボックスは、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」又は JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」による。
- (オ) パネルは、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」にヘアライン仕上げしたもの、JIS H 3100「銅及び銅合金の板並びに条」にホワイトブロンズめっき仕上げを施したもの、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に JIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜」を施したもの、JIS H 5301「亜

鉛合金ダイカスト」に焼付塗装を施したもの又は十分な強度を有する合成樹脂とする。

なお、吸引用は吸引瓶取付金具を附属したものとする。

(カ) 防じんキャップ

(a) 本体は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」によるめっき仕上げを施したもの又は合成樹脂製とする。

(b) ふたは、合成ゴム製又は合成樹脂製とする。

(c) 鎖は、JIS H 3100「銅及び銅合金の板並びに条」に JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」によるめっき仕上げを施したものとする。ただし、スライド式等のフラット形のふたの場合は鎖を省略することができる。

(6) 壁取付式アウトレット（圧力調整器内蔵式）は、窒素の使用圧を調節するために、圧力調整器を内蔵したものとし、(5)の当該事項によるほか、次による。

(ア) 圧力調整器は、配管供給圧を表 11.1.1 に示す範囲で減圧調節できるもので、構成部品及び材質は、2.1.1.5「圧縮空気供給装置」(10)の当該事項による。

(イ) 圧力計は、JIS B 7505-1「アネロイド型圧力計—第 1 部：ブルドン管圧力計」によるものとし、文字盤の外径は 60mm 以上、目盛は 0～2.5MPa とする。

(7) 天井吊下式は、天井面に取付けたベースブロックからホースを介し、ソケットアセンブリを吊下げたアウトレットで、ゴムひもや紐巻取器を備え、手動で 500mm 以上引きおろすことができ、手を離すと元の位置に復旧する機能をもつものとする。

なお、アウトレットは、(5)の当該事項によるものとし、ホースは、JIS T 7111「医療ガスホースアセンブリ」による。

(8) 天井リール式（手動式）は、天井内に取付けた巻上げドラムからホースを介し、ソケットアセンブリを吊下げたアウトレットで、手動で 1700mm 以上引きおろすことができ、任意の高さに停止でき、ロックを外すと元の位置に復旧する機能をもつものとする。

なお、アウトレットは、(5)の当該事項によるものとし、ホースは、JIS T 7111「医療ガスホースアセンブリ」による。

(9) シーリングコラム式は、数個のソケットアセンブリ及びコンセントを、角筒の側面又は下面に総合的に組合せたもので、天井面に取付け、内筒が電動又は真空駆動で任意の所で停止できるものとする。

なお、角筒は JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 ヘアライン仕上げ、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」、JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」、合成樹脂製又は JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」による。

(ア) アウトレットは、(5)の当該事項による。

(イ) シーリングコラム内のホースは、JIS T 7111「医療ガスホースアセンブリ」又は合成樹脂製ホースとし、接続具は、ガス別特定でなくてもよい。

(10) その他の機器は特記による。

2.1.2.2 区域別遮断弁

(1) 区域別遮断弁は、壁に取付ける場合、バルブをボックスに内蔵し、ふた又は扉付きとし、表面にガス名及び識別色を表示したものとする。ふた又は扉は、非常時にバルブの操作が迅速にできるように容易に破れる又は外せるカバー付きとする。また、カバーを取付けた状態で容易にバルブの開閉が見分けられる構造とする。制御区域を示す模式図又は室名や部門別を示す文字等は、ふた又は扉の表面又は直近に表示する。ボックスには、1 種類又

はそれ以上のガス用の区域別遮断弁を収容してもよい。複数の区域別遮断弁を同じ場所又はボックスに設置する場合、区域別遮断弁を水平方向に配列する場合は向かって左から、上下方向に配列する場合は上から酸素、亜酸化窒素（笑気）、治療用空気、二酸化炭素（炭酸ガス）、窒素、非治療用空気の順とする。

なお、模式図と文字の両方を取付ける場合、模式図はボックス内に収納し、外部から見なくてもよい。区域別遮断弁を壁以外の場所を取付ける場合は特記による。

(2) 緊急導入口付とする場合は、特記による。

(ア) ボックスは、本体は2.1.2.1「アウトレット」(5)(エ)の当該事項、ふたは2.1.2.1「アウトレット」(5)(オ)の当該事項によるものとし、外部からバルブの開閉の状態が確認できるものとする。

なお、識別は表11.2.2によるとし、流れ方向を示す矢印を表示する。

(イ) バルブは、ガス種別ごとの2次側安全弁の作動圧力と同等の耐圧強度をもつボール弁とし、主要部品は次による。

(a) 本体は、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」又はJIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。

(b) ボールは、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」又はJIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。

(c) 弁体は、JIS K 7137-1「プラスチック—ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材—第1部：要求及び分類」による四ふっ化エチレン樹脂丸棒（PTFE）、三ふっ化塩化エチレン樹脂丸棒（PCTFE）又は合成ゴム成型品による。

(d) 弁軸は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。

2.1.2.3 遠隔警報器

(1) 遠隔警報器は、ブザー、スイッチ（ノンロック式）、リレー等を内蔵し、マニフォールドの圧力検出器、定置式超低温液化ガス供給装置の液面計、混合空気供給装置の自動分析器又は吸引供給装置若しくは圧縮空気供給装置のサーマルリレーの作動、製造業者指定の過熱限界値、警報配線の断線等による警報信号を受けると、ブザーが鳴ってランプが点滅又は点灯し、停止スイッチを押せば可聴の範囲で音量が小さくなるものとする。また、警報ランプは、信号発信の原因が修復されない限り消灯しない構造とする。

なお、送気配管の圧力警報を設ける場合の設定値は表11.1.1による。

(2) ボックスは、JIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」、JIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」又はJIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」による。

(3) 警報ランプは、LEDとする。

2.1.2.4 識別

- (1) 配管、各アウトレットの本体又は化粧板、遮断弁のふた及び遠隔警報器は、ガス名又は記号及び識別色により、ガスの種類を明確に識別できるものとする。

なお、ガス名、記号及び識別色は表 11.2.2 による。

表 11.2.2 配管・器具等の識別

ガスの種類	ガス名	記号	識別色	参考（修正マンセル値）
酸素	酸素	O2	緑	10GY4/7
亜酸化窒素	笑気	N2O	青	2.5PB3.5/10
治療用空気	空気	AIR	黄	7.5Y9/12
吸引	吸引	VAC	黒	N1.5
二酸化炭素	炭酸ガス	CO2	橙	5YR7/14
駆動用窒素	窒素	N2	灰	N7.5
駆動用空気	駆動空気	STA	褐色	2YR3.5/4
非治療用空気	非治療用空気	LA	うす黄	5Y9/3
麻酔ガス排除	排ガス	AGS	マゼンタ	5RP5/14

注 マンセル値は色調を示し、JIS Z 8102「物体色の色名」及び JIS Z 8721「色の表示方法—三属性による表示」による。

2.1.3 配管材料及び配管附属品

2.1.3.1 配管材料

- (1) 配管は、誤接続を防止するために、表 11.2.2 に基づくガス名又は記号の標示及び識別色による区別を行うものとする。

- (2) 酸素、笑気、空気、炭酸ガス、窒素、駆動空気、非治療用空気及び排ガスの配管

- (ア) 配管材料は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」に、ガスの種別に応じた着色熱収縮性合成樹脂（ポリエチレン又はポリ塩化ビニル）を被覆したもの（以下「カラーパイプ」という。）とし、有害な油脂、ごみ等の付着のないものとする。

なお、空気圧縮機による供給装置のフィルタより上流は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」による白管としてもよい。

- (イ) 継手及び接続具は、JIS H 3401「銅及び銅合金の管継手」、JCDA 0001「銅及び銅合金の管継手」又は JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」による。

- (3) 吸引及び麻酔ガス排除の配管

- (ア) 配管材料

- (a) 吸引の吐出管及び麻酔ガス排除の排気管に限り、塩ビ管を使用してもよい。

- (b) カラーパイプは、(2)(ア)による。

- (c) 鋼管は、JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」による白管とする。

- (d) 塩ビ管は、JIS K 6741「硬質塩化ビニル管」の VP 管とする。

- (イ) 継手及び接続具

- (a) カラーパイプ用は、(2)(イ)による。

- (b) 鋼管用は、JIS B 2301「ねじ込み式可鍛鉄製管継手」又は JIS B 2311「一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手」による。

- (c) 塩ビ管用は、JIS K 6739「排水用硬質塩化ビニル管継手」による。

2.1.3.2 配管附属品等

- (1) 配管附属品
 - (ア) 主遮断弁、配管途中及び末端の遮断弁は、次による。
 - (a) 主遮断弁は、2.1.2.2「区域別遮断弁」(2)(イ)による。
 - (b) 銅管用開閉弁は、2.1.1.5「圧縮空気供給装置」(15)による。
 - (c) 銅管用開閉弁は、2.1.1.6「吸引供給装置」(8)(ア)による。
- (2) 雑材料
 - (ア) 配管の保護材は、JIS K 6741「硬質塩化ビニル管」のVP管、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」、JIS C 8430「硬質塩化ビニル電線管」のVE管又はJIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」のPF管（一種管）とする。
 - (イ) 銅管用溶接棒は、JIS Z 3261「銀ろう」、JIS Z 3264「りん銅ろう」又はJIS Z 3262「銅及び銅合金ろう」とする。
 - (ウ) 座金、管スリーブ、支持部材は、第2編第2章「配管工事」の当該事項による。
- (3) 警報配線及び配管材は、標準仕様書（電気設備工事編）の第2編第1章「機材」の当該事項による。

2.1.4 機材の検査に伴う試験

- (1) 試験は、次の機材について行う。
 - (ア) 機材の各項目で指定された機材
 - (イ) 表 11.2.3 に該当する機材
 - (ウ) 特記により指定された機材
 - (エ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- (2) 試験の方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S（(公社)空気調和・衛生工学会規格）等の法規又は規格に定めのある場合は、それらによる。
- (3) 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督職員に提出する。
- (4) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。

表 11.2.3 機材の試験

機 材	試 験 項 目
マニフォールド	調整圧力、流量、気密及び作動
アウトレット	流量、気密及び作動
遮 断 弁	気密及び作動
吸引ポンプ、ブロワポンプ	空気量、真空度、回転数及び電流値
空 気 圧 縮 機	空気量、圧縮度、回転数及び電流値
リザーバタンク	水压及び気密
遠隔警報器、制御盤	耐電圧及び作動

第2節 施工

2.2.1 機器の据付け及び取付け

2.2.1.1 吸引ポンプ、空気圧縮機、タンク

- (1) タンク類、ポンプ類、圧縮機等の据付けは、第3編「空気調和設備工事」及び第5編「給排水衛生設備工事」の当該事項による。

2.2.1.2 マニフォールド

- (1) マニフォールドは、支持具により、床又は壁に堅固に固定する。

2.2.1.3 アウトレット

- (1) 壁取付式アウトレット

- (ア) ベースブロックを組合せたボックスを壁に水平に固定し、配管気密試験を完了した後、ソケットアセンブリ、パネル及び附属品を取付ける。
- (イ) ボックスの取付けに際して、コンクリート及びブロック壁の場合は、構造その他に支障のないようモルタルで完全に穴埋めを行う。また、壁面が軽量鉄骨、ラスモルタル等の場合は、あらかじめ補強材をもって堅固に取付ける。
- (ウ) アウトレットの取付高さは特記による。

- (2) 天井吊下式アウトレット

- (ア) ホース継手を組合せた取付金具を天井に垂直堅固に固定し、配管気密試験を完了した後、パネル、ホース及びソケットアセンブリを取付ける。
- (イ) 取付金具を取付けるときは、アウトレットの操作に十分耐えうるよう、あらかじめ補強材を取付ける。
- (ウ) ソケットアセンブリの吊下げ位置は特記による。

- (3) 天井リール式アウトレット

- (ア) 天井リール式アウトレットの支持に必要な強度を有する支持金物をアンカーボルトでスラブ等に堅固に取付け、横振れしないように固定し、その支持金物にアウトレット本体を固定する。保守点検バルブまでの配管気密試験を完了した後、パネル、ストッパー及びソケットアセンブリを取付ける。
- (イ) ソケットアセンブリの吊下げ位置は特記による。

- (4) シーリングコラム等

- (ア) シーリングコラム等の支持に必要な強度を有する支持金物をアンカーボルトでスラブ等に堅固に取付け、支持金物及びアウトレットはボルトにて横振れしないように堅固に固定する。

2.2.1.4 区域別遮断弁

- (1) 区域別遮断弁の設置場所は、施設関係者以外の者が容易に操作しにくい場所とする。
- (2) ボックスの取付けは、2.2.1.3「アウトレット」(1)(イ)による。
- (3) 複数の区域別遮断弁を同じ場所に設置する場合、ボックスの配列順は、2.1.2.2「区域別遮断弁」の複数の区域別遮断弁の配列順に準ずる。

2.2.1.5 主遮断弁、遮断弁

- (1) 主遮断弁、遮断弁は、設置した部屋が施錠できる場合を除き、施設関係者以外の者が操作できない手段を講ずる。また、天井内においては、保守点検のしやすいように、近傍に点検口を設ける。

2.2.1.6 遠隔警報器

- (1) 遠隔警報器は、壁面に支持金物等で水平に固定する。

2.2.2 配管の施工

2.2.2.1 一般事項

- (1) 配管の施工に先立ち、他の設備配管、機器等の関連事項を詳細に検討し、配管の位置を正確に決定する。建築物内に施工する場合には、工事の進捗に伴う吊り金物、支持金物等の取付け及び管スリーブの埋込みを遅滞なく行う。
- (2) 配管は、横走りを天井内、器具への立ち下がりやを壁内配管（機器周り配管を除く。）を原則とし、その他の設備、配管等に接触してはならない。軽量鉄骨壁内の立ち下がり配管は、軽量鉄骨下地等金属接触部を防食テープ又は P F 管で保護する。ブロック及びコンクリート壁内の立ち下がり配管は、その全長を P F 管で防食保護する。
 なお、壁内配管等、容易に点検できない箇所では配管の分岐をしてはならない。
- (3) 天井、床、壁等を貫通する箇所は、配管との隙間を補修する。室内露出配管の場合は、補修して化粧プレートを取付ける。貫通部の保護は(2)による。
- (4) 可燃性ガス配管、蒸気配管等と同じ配管スペース、ピット、トレンチ又は共同溝内に配管する場合は、これらの配管と 50mm 以上の離隔をとる。
- (5) 配管の施工を中断する場合は、その管内に異物が入らないように養生する。
- (6) 配管は、油脂類が接触するピット、可燃物倉庫、電気室、調理室、洗濯室、高温又は高湿となる場所に設置しない。
- (7) 管の配列順は、供給装置からアウトレットの方向に向かって左から、酸素、笑気、空気、吸引、炭酸ガス、窒素、駆動空気、非治療用空気及び排ガスの順とする。
- (8) 建物の導入部及びエキスパンションジョイント部の配管は、地震、地盤沈下、温度変化等による伸縮及びたわみに対して、フレキシブルジョイント、スリークッション等により、変位が吸収できる措置を講ずる。
- (9) 配管は、結氷（霜）や荷重等による物理的損傷を防止するための措置を講ずる。
- (10) 空気及び吸引配管は、5℃以下になる区域に設置してはならない。やむを得ない場合は保温材等で保護する。

なお、保護する方法は特記による。

- (11) 建築基準法施行令第 112 条第 20 項に規定する耐火構造等の防火区画又は同法第 114 条第 5 項に規定する防火上主要な間仕切りを貫通する管は、防食テープ保護を施し、その隙間をモルタル又はロックウール等の不燃材で確実に埋める。軽量間仕切壁の場合は、国土交通大臣認定による不燃材料認定を受けた耐火パテとしてもよい。
- (12) 異種金属管の接続は、絶縁ユニオン又は絶縁フランジにより接続する。

2.2.2.2 銅管

- (1) 銅管は、全てその断面が変形しないように管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げる。
- (2) 銅管は、接合する前にその内面を点検し、異物のないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合する。
- (3) 配管及び継手類は、その内外とも油、グリス、その他酸化物に触れることは厳重に禁止する。また、道具類も汚染を防ぐ。
 なお、汚染された管は、使用してはならない。
- (4) 配管の接合は、差込接合によるろう付け溶接又はロック機能付き機械的継手を標準とする。ただし、取外しの必要な弁や機器との接続部は、ロック機能がない機械的継手（フレヤー継手、フランジ継手、ユニオン形接合継手又はくい込み式継手）としてもよい。これ

らの継手以外を使用する場合は特記による。

- (5) 差込接合によるろう付け溶接は、接合部の管の外面及び継手の内面を清掃してから、管を継手に正しく差し込み、銀ろう、銅ろう又はりん銅ろう溶接（融点 450℃）によって完全に接合する。
- (6) 銅管の溶接作業は、酸化防止措置として、配管内に不活性ガス（窒素ガス等）を 2～3 L/min 程度通しながら行う。
なお、内径 60mm 以上の銅管は不活性ガスを充満させた後、一時的に止めて溶接してもよい。
- (7) カラーパイプを溶接接合するために被覆を削り取る部分の長さは、500mm 以内とする。

2.2.2.3 鋼管

- (1) 鋼管は、第2編第2章「配管工事」の当該事項による。

2.2.2.4 吊り及び支持間隔

- (1) 銅管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、合成樹脂を被覆した吊り及び支持固定金具を用いるか又はゴムシート、合成樹脂の絶縁テープ等を介して取付ける。配管の支持間隔は表 11.2.4 による。ただし、曲部及び分岐箇所は、0.5m 以内とするほか、第2編第2章「配管工事」の当該事項による。

表 11.2.4 配管の吊り及び支持間隔

管の呼び径 (A)	最大支持間隔*1 (m)	最大振れ止め支持間隔*2 (m)
< 20	1.5	-
20～50	2.0	-
> 50	3.0	6.0

注 1. *1 は、共用架台で支持及び固定する場合の部材は、管の呼び径が 50 A 以下の場合は形鋼 L-30×30×3 t 又は鋼板折り曲げによる 40×40×3.2 t、50 A を超える場合は形鋼 L-65×65×6 t とする。

2. *2 は、吊棒長さが 300mm 未満の場合は、配管の振れ止め支持は不要とする。

2.2.2.5 管内清掃

- (1) 銅配管の管内清掃は、配管気密試験完了後、器具取付前に、清浄空気又は窒素ガスを放出して管内の清掃を行い、異物、ごみ、塵あい等を十分に除去する。

2.2.2.6 配管の識別

- (1) 系統の確認を容易にして、誤接続を防止するため、配管に表 11.2.2 による配管の識別のために標示を行う。ただし、カラーパイプのように、あらかじめ標示されているものは、除く。
- (2) ガス名又は記号、識別色及びガスの流れ方向を示す矢印の表示を次の箇所に行う。
 - (ア) 配管の接合部、分岐部及び曲部の直近並びに遮断弁の前後
 - (イ) 壁、間仕切り、天井等の貫通部の前後
 - (ウ) 見通しのよい直線部分においては、5.0m 以内に 1 箇所以上
 - (エ) 500mm を超えてカラーパイプの被覆を取除いた部分及び鋼管の露出部分（機械室内等を含む。）は、全周、全長を全て塗装する。
なお、隠蔽部分は識別テープでもよい。
- (3) 標示する文字の幅と高さは、6 mm 以上とする。

なお、管の長軸方向に配列して記入し、ガスの流れの方向を示す矢印を付ける。

- (4) 配管塗装の識別色は、表 11.2.2 による。

2.2.2.7 接地工事及び電気設備に対する安全対策

- (1) 屋外及び別の建物から配管を導入する場合は、建屋内部への導入部に近い場所で、配管に対してD種接地工事を行う。
- (2) 配管は、電気設備（弱電を除く。）から 50mm 以上離す。合成樹脂管、バスダクト等の絶縁保護された配線の場合は接触していなければよい。これにより難しい場合は、絶縁保護を行う。
- (3) 天井から吊下げる機器内は、電気配線に直接接触しないよう配管を行う。
- (4) 配管は、電気器具の接地に利用しない。
- (5) 同一の器具の中に医療ガスアウトレットと電気設備（弱電を除く。）が設置される場合は、保護管、ケーブル等で絶縁保護し、固定する。隔壁パネルを設け、絶縁保護としてもよい。

第3節 既存配管設備の変更

2.3.1 一般事項

- (1) 既存配管との接続部下流の新設配管には、既存の遮断弁を利用できる場合を除き、新設部と分離するための遮断弁を設ける。既存の撤去を行う場合の切り離し部はプラグ止めとする。その他の措置による場合は特記による。
- (2) 既存の遮断弁を利用する場合は、遮断弁を閉止後、ハンドルを固定する等の措置を行い、その出口側の配管を切り離し、「工事中につき開放厳禁」の表示をする。また、この下流に既存のアウトレットがある場合は、全てに使用できない旨の表示を行う。切り離した以降の既存設備は新設部と接続後、新設部と同様の試験を同時に行う。
- (3) 新設部に供給装置があり、新設部から既存部へ供給することになる場合は、新設部の全ての試験が完了後に既存部へ接続する。既存部に供給装置があり、既存部から新設部へ供給することになる場合は、接続部の気密試験を除き、2.4.2「検査・試験の順序」(1)(ア)から(カ)までの試験が完了後に新設部へ接続する。(キ)以降の試験は既存部からの供給を受けて行う。

なお、(ア)から(カ)の試験を簡略化する場合は特記による。

- (4) 取付けられた全てのアウトレットには、完工検査完了まで「使用禁止」の表示をする。
- (5) 既存の供給を停止する作業に伴い、停止部の仮設供給が必要な場合は、事前に使用量を調査し、工事中に供給が途切れることのないよう十分なガス量を確保する。仮設供給の方法は特記による。
- (6) 仮設供給中は、ガスの消費速度を監視できる体制を整えておく。
- (7) 仮設供給を行う際に既存配管に仮設供給源を接続する工事は、当該施設の責任者立会いの下で行う。
- (8) 既存配管の切断は、可能な限りアウトレット等の器具からガス抜きをした後に最初に小さな切り込みを入れて、圧力が完全に抜けていて誤切断のないことを確認した後に行う。これにより難しい場合は小さな切り込みを入れ、圧力が完全に抜けるまで待ってから切断する。
- (9) 既存配管との接合は、1系統ごとに行い、施工後、ガス別の系統確認及び気密試験を完了するまで別の系統を施工してはならない。

- (10) 既存配管へ接続後の試験は、異ガスの混入や圧力の変動を防止するために、既存設備から供給される実際に使用しているガス（以下「実ガス」という。）を使用するが、実ガスであっても試験用ガスを接続してはならない。
- (11) 既存部と新設部を分離する遮断弁を開ける場合は、既存設備の圧力が標準圧力を保つように小流量を流し、既存部に圧力を監視するものを配置して行うこと。圧力が同圧になった時点でバルブを全開する。
- (12) 新設部との最終接続部の気密試験は、標準送気圧力での検知液による発泡漏れ試験とし、吸引及び麻醉ガス排除配管は吸込みがないことを触手で確認するか、又は漏煙試験とする。
- (13) 既存配管及び器具の撤去は、圧力が大気圧であることを検査用の圧力計で確認した後に行う。

第 4 節 検査・試験

2.4.1 一般事項

- (1) 検査・試験の実施に当たっては、施工管理者が直接実施するか又は立会いの上、実施するものとする。
- (2) 施工管理者及び現場代理人は、検査・試験完了後に氏名を記載した検査・試験合格証明書及び検査・試験成績書を作成し、監督職員に提出する。

2.4.2 検査・試験の順序

- (1) 検査・試験の項目と順序は、特記がない限り、以下のとおりとする。
 なお、検査・試験は、区域ごとに行ってもよいが各検査・試験を合格せず、次の検査・試験を行ってはならない。また、検査不合格の場合は、手直し後は、必要な検査・試験まで戻って実施する。
 - (ア) 配管外観検査
 - (イ) 配管系統検査
 - (ウ) 配管気密試験
 - (エ) 配管内清浄度検査
 - (オ) 器具外観検査
 - (カ) 総合気密試験
 - (キ) 区域別遮断弁作動確認
 - (ク) 作動及び性能検査
 - (ケ) 圧縮空気供給装置の清浄度試験
 - (コ) 完工検査

2.4.3 検査・試験の時期と内容

2.4.3.1 配管外観検査

- (1) 配管外観検査は、配管、アウトレットボックス及び区域別遮断弁ボックス取付完了後、配管の支持間隔、固定、色別表示、防火区画等、貫通部の埋戻し、ボックスの取付位置等について、設計図書に基づき施工されているか、検査する。
- (2) 検査の方法
 - (ア) 目視による。
- (3) 判定基準
 - (ア) 配管
 - (a) 配管の支持間隔が、規定寸法内であること。

- (b) 配管支持金具、吊り用ボルト等に、さび止め塗装が施されていること。
- (c) 銅管の必要な箇所、ゴム巻き等電食防止の処置が施されていること。
- (d) 吊り用ボルトの間隔が一定であること。
- (e) Uボルトのナットの緩みがなく、吊り用ボルトが上下よりナットで固定されていること。
- (f) 防火区画等の貫通部において、埋め戻しが完全に行われていること。
- (g) 銅管の壁・はり貫通部が、所定の保護管で保護されていること。
- (h) 配管が平行であり、不要な曲がりがないこと。
- (i) 銅管の曲がり箇所において、曲げ角度が統一され又は直角に曲げられていて、割れ及び変形がないこと。
- (j) 鋼管の接合部に、さび止め塗装が施されていること。
- (k) 配管に、使用ガスの種類による色別表示がされていること。
- (l) 各ガスの排気管は、全長にわたって未接続箇所がないこと。
- (イ) アウトレットボックス、区域別遮断弁ボックス
 - (a) 正しい位置に取付けてあること。
 - (b) 壁仕上げ面以上に各ボックスが出ていなくて、前後左右の傾きがないこと。
 - (c) 壁内の配管が、所定の方法で防食保護されていること。
 - (d) 各ボックスが、堅固に固定されていること。

2.4.3.2 配管系統検査

- (1) 配管系統検査は、配管外観検査完了後、各配管系統の誤接続を検査するもので、配管の完工区域についてガス種別ごとに実施する。
 なお、2 系統以上を同時に検査してはならない。2.4.3.4「配管内清浄度検査」と同時に行う場合は省略してよい。
- (2) 検査の方法
 - (ア) 検査区域内にある全ての区域別遮断弁を開放状態にする。
 - (イ) 検査対象となる系統のみを加圧し、他の系統は最低 1 個のベースブロックを開放したままにして大気圧状態にする。
 なお、検査用ガスは、アウトレットで消費されるため、連続供給状態とする。
 - (ウ) 検査対象となる系統のアウトレットのベースブロックを 1 個ずつ開放し、ガスを放出させる。1 系統全てのベースブロックで行う。

- (エ) 1系統の検査が完了後、他の1系統で(イ)から(ウ)までを繰り返す。検査圧力及び検査用ガスは、表 11.2.5 による。

表 11.2.5 系統検査時の圧力及び検査用ガス

配管名	検査圧力	検査用ガス
酸素	0.40MPa 以上	窒素又は 清浄な脱脂空気
笑気	0.40MPa 以上	
空気	0.40MPa 以上	
吸引	0.20MPa 以上	
炭酸ガス	0.40MPa 以上	
窒素	0.90MPa 以上	
駆動空気	0.90MPa 以上	
非治療用空気	0.40MPa 以上	

(3) 判定基準

- (ア) 検査対象となる配管系統から検査用ガスが正常に放出し、それ以外の系統から放出しないこと。

2.4.3.3 配管気密試験

- (1) 配管気密試験は、配管系統検査完了後、各配管系統の漏えいの有無を検査するもので、配管の完工区域についてガス種別ごとに実施する。
なお、2系統以上同時に試験を行ってもよいが連結してはならない。
- (2) 試験の方法
- (ア) 全てのアウトレットの保守点検用バルブを閉止するか又はプラグをした後、ガス種別ごとに記録式圧力計により試験を行い、ガスを封入し、圧力低下がないことを確認する。
なお、試験圧力、保持時間及び試験用ガスは表 11.2.6 による。

表 11.2.6 気密試験時の試験圧力、保持時間及び試験用ガス

配管名	試験圧力	保持時間	試験用ガス
酸素	1 MPa 以上	24 時間以上	窒素又は 清浄な脱脂空気
笑気	1 MPa 以上	24 時間以上	
空気	1 MPa 以上	24 時間以上	
吸引	0.50MPa 以上※	2 時間以上	
炭酸ガス	1 MPa 以上	24 時間以上	
窒素	1.50MPa 以上	24 時間以上	
駆動空気	1.50MPa 以上	24 時間以上	
麻酔ガス排除	0.20MPa 以上	2 時間以上	
非治療用空気	1 MPa 以上	24 時間以上	

注 末端が開放状態となる排気管は 2.4.3.1「配管外観検査」による接続確認とする。

※ 機械室を除く一部又は全部を鋼管で施工した場合の試験圧力は全て 0.20MPa でよい。

(3) 判定基準

(ア) 気温の変化によるものでない圧力降下が、初期圧力の 0.025%/h 以内であること。

(4) 気温による圧力変動があった場合

(ア) 気密試験開始時と終了時において、試験圧力に温度変化による圧力変動があった場合は、次の式により補正を行う。

$$\Delta P = P \times (t_2 - t_1) / (273 + t_1)$$

P : 気密試験圧力 (MPa: ゲージ圧に 0.1MPa を加えた値)

t₁ : 試験開始時の気温 (°C)

t₂ : 試験終了時の気温 (°C)

ΔP : 気温変化による気密試験前後の圧力変動 (MPa)

2.4.3.4 配管内清浄度検査

- (1) 配管内清浄度検査は、配管気密試験完了後、配管及びアウトレット内の微小物質の有無について、吸引及び麻酔ガス排除配管を除く全てのアウトレットについて検査する。器具（ソケットアセンブリ、アウトレットパネル及び区域別遮断弁パネル）取付前に実施する。
- 2.4.3.2「配管系統検査」と同時に行う場合は、2系統以上を同時に検査してはならない。また、手直しがあった場合は配管気密試験から再実施する。

(2) 検査の方法

(ア) 保守点検用バルブを全開にして、検査用ガスを白布に吹き付けて閉じる。その間を 3 秒間以上とする。

なお、検査圧力及び検査用ガスは表 11.2.7 による。

(3) 判定基準

(ア) 目視により確認できる微粒子がないこと。

表 11.2.7 管内清浄度検査

配 管 名	検査圧力	検査用ガス
酸 素	0.40MPa 以上	窒素又は 清浄な脱脂空気
笑 気	0.40MPa 以上	
空 気	0.40MPa 以上	
炭 酸 ガ ス	0.40MPa 以上	
窒 素	0.90MPa 以上	
駆 動 空 気	0.90MPa 以上	
非 治 療 用 空 気	0.40MPa 以上	

2.4.3.5 器具外観検査

- (1) 器具外観検査は、配管内清浄度検査後で器具（アウトレット、アウトレットパネル及び区域別遮断弁パネル）取付完了後、設計図書に基づき、確実に施工されているか検査する。
- (2) 検査の方法
- (ア) 目視による。
- (3) 判定基準

(7) アウトレット

- (a) 正しい位置に取付けてあること。
- (b) パネルは、傾きがなく、水平に取付けてあること。
- (c) 天井吊下式及びリール式のパネルが、天井目地に対して傾きのないように水平に取付けてあること。
- (d) 前後左右に傾いていないこと。
- (e) ソケットアセンブリ及びパネルは、堅固に固定されていること。
- (f) パネルとソケットアセンブリの隙間は、同一ボックスにおいては統一されていること。
- (g) ガス名とソケットアセンブリに相違がなく、配列が正しいこと。

(4) 区域別遮断弁、遠隔警報器

- (a) 正しい位置に取付けてあること。
- (b) ふたに傾きがなく、水平に取付けてあること。
- (c) 配管系統と表示ガス名に相違がないこと。
- (d) 区域別遮断弁の設置位置と配管区域との関係の表示について、表示位置及び表示方法が正しいこと。

2.4.3.6 総合気密試験

- (1) 総合気密試験は、全ての器具を取付けた後で器具外観検査完了後、末端が開放状態となる排気を除き、ガス種別ごとに、器具及び配管を含む設備全体の漏えいの有無を確認する。
なお、同時に2系統以上の試験を行ってもよいが、異なる系統を連結してはならない。

(2) 試験の方法

- (7) 遮断弁は全て開放し、アウトレットには試験器具以外の器具を接続しない。ガス種別ごとに、試験用ガスを封入し、記録式圧力計により試験を行い、圧力低下がないことを確認する。

なお、試験圧力、保持時間及び試験用ガスは表 11.2.8 による。

表 11.2.8 総合気密試験

配 管 名	試験圧力	保持時間	試験用ガス
酸 素	0.40MPa	24 時間	窒素、 清浄な脱脂空気 又は 吸引圧
笑 気	0.40MPa	24 時間	
空 気	0.40MPa	24 時間	
吸 引	-50kPa 又は 0.10MPa	2 時間	
炭 酸 ガ ス	0.40MPa	24 時間	
窒 素	0.90MPa	24 時間	
駆 動 空 気	0.90MPa	24 時間	
麻 酔 ガ ス 排 除 (吸引方式)	0.10MPa	1 時間	

(3) 判定基準

- (7) 温度変化によるものでない圧力降下が、初期圧力の 0.025%/h 以内であること。吸引は、温度変化によるものでない圧力上昇が 0.0025MPa/h 以下であること。

2.4.3.7 区域別遮断弁作動確認

- (1) 区域別遮断弁作動確認は、すべての器具を取付けた後で、総合気密試験完了後、圧縮（陽圧）系統ガスに設置された区域別遮断弁の制御範囲の確認を行う。検査用ガスの送気は同時に行ってよいが、検査は区域別遮断弁 1 個ごとに行う。

- (2) 検査の方法

- (ア) 区域別遮断弁は全て開けておき、アウトレットのソケットアセンブリ以降は、試験器具も含め、全て外しておく。検査用ガスを送気した状態で、標準送気圧力を保持したまま、1 個の区域別遮断弁を閉じ、その区域別遮断弁が制御する任意のソケットアセンブリに圧力検査器を差し込み、その区域内の別の場所にある同じ種類のガスのソケットアセンブリを開いて配管内を大気圧まで下げる。さらに、その区域別遮断弁が制御する別の場所にある同じ種類の全てのソケットアセンブリに圧力検査器を差し込み、圧力が大気圧であることを確認し、その区域別遮断弁のガス名及び制御区域の表示が正しいことを確認する。次に、圧力検査器を外し、15 分保持後、再び圧力検査器を差し込み、圧力上昇を確認し、その区域別遮断弁を開き、圧力が回復したことを確認する。1 個の区域別遮断弁の検査終了後、引き続き、他の区域別遮断弁の試験を行う。

なお、検査圧力及び検査用ガスは表 11.2.7 による。

- (3) 判定基準

- (ア) 検査系統の圧力が大気圧であり、その区域別遮断弁の表示が正しいこと。区域別遮断弁を閉止して 15 分保持後、その圧力上昇が 0.005MPa 以下であること。また、その区域別遮断弁を開くと圧力が、初期の圧力に復旧すること。

2.4.3.8 作動及び性能検査

- (1) 作動及び性能検査は、区域別遮断弁作動確認完了後、全ての供給装置が運転可能状態で、区域別遮断弁、アウトレット、供給装置及び遠隔警報器について正常に作動し、性能を発揮することを検査する。

なお、現地にて試験が困難な項目については、2.1.4「機材の検査に伴う試験」による。

- (2) 検査前の準備

- (ア) 本検査に先立ち、全系統の配管内のガスを実際に使用されるものと同等のガス（以下「試験用実ガス」という。）に置換する。

なお、このとき、区域別遮断弁は全て開放しておき、配管内のガスが試験用実ガスに完全に置き換えられるまで十分に置換を行う。

- (3) 定置式超低温液化ガス供給装置

- (ア) 試験用実ガスが充填されたボンベを予備供給装置に接続しておく。定置式超低温液化ガス供給装置の部分は液化ガス（別途）を充填後に検査を行う。

- (イ) 検査の方法

- (a) 外観検査のほか、所轄官庁の検査に合格後、製造者が提出した取扱説明書に従って作動させ、高圧ガス保安法による申請書類により確認する。予備供給装置は(4)による。

- (ウ) 判定基準

- (a) 所轄官庁に受理された申請書類の性能を有すること。
- (b) 送気圧の設定及び送気圧力が表 11.1.1 に合致し、正しく表示されていること。
- (c) 製造者の示す取扱説明書に記載された事項が正常に作動すること。

- (4) 可搬式超低温液化ガス供給装置及びマニフールド

- (ア) 試験用実ガスが充填されたボンベを供給装置に接続しておく。ボンベは少なくとも両

バンクに各 1 本以上とする。

(イ) 検査の方法

- (a) 製造者が提出した取扱説明書に従って作動させ、自動切換装置、警報装置、圧力調整器、安全弁等が設計図書及び取扱説明書による性能を有し、正常に作動することを確認する。

(ウ) 判定基準

- (a) 左右バンクの圧力が正しく表示されていること。
 (b) 送気圧の設定及び送気圧力が表 11.1.1 に合致し、正しく表示されていること。
 (c) 左右バンクの切換わりが正しく行われること。
 (d) 警報が正しく発信されること。送気圧力警報は表 11.1.1 に合致すること。
 (e) 装置内にガス漏れがないこと。
 (f) 逆止弁が正しく作動すること。
 (g) 安全弁の作動圧力がガス種別ごとの作動圧力に合致すること。
 (h) その他製造者の示す取扱説明書に記載された事項が正常に作動すること。

(5) 吸引、圧縮空気供給装置及び麻酔ガス排除供給装置（ブロワ）

- (ア) 吸引供給装置等で、電源、給水及び排水を必要とするものはあらかじめ供給を確認し、通常運転ができる状態にしておく。

(イ) 検査の方法

- (a) 製造者が提出した取扱説明書に従って運転を行い、回転方向、全負荷時の運転電流、圧力調整器、安全弁、警報装置、各機器、バルブ類等が設計図書及び取扱説明書による性能を有し、正常に作動することを確認する。

(ウ) 判定基準

- (a) 元圧が正しく表示されていること。
 (b) 送気圧の設定及び送気圧力が表 11.1.1 に合致し、正しく表示されていること。
 (c) モーターの回転方向、全負荷時の運転電流が正しいこと。
 (d) 運転時に異常な音や振動のないこと。
 (e) 自動交互追従運転が製造者の指定する作動圧力に合致し、正しく行われること。
 (f) 警報が正しく発信されること。送気圧力警報は表 11.1.1 に合致すること。
 (g) 装置にガス漏れがないこと。
 (h) 逆止弁が正しく作動すること。
 (i) 安全弁の作動圧力がガス種別ごとの作動圧力に合致すること。
 (j) 給排水の作動、流量等に支障のないこと。
 (k) その他製造者の示す取扱説明書に記載された事項が正常に作動すること。

(6) アウトレット

- (ア) 全てのガスの供給を送気状態とし、全アウトレットを使用可能にする。

(イ) 機械的円滑性及びガス別特定方式

(a) 検査の方法

- ① ソケットアセンブリに、テスト用アダプタプラグを指し込む。

(b) 判定基準

- ① 円滑に作動し、ガス別特定方式が表 11.2.1 に適合し、ガス名表示が適合すること。

(ウ) 清浄度

- (a) 吸引及び麻酔ガス排除を除くガスで実施する。

なお、各区域別遮断弁の区域ごとに最も配管径路が長いアウトレット1箇所を測定する。

(b) 検査の方法

- ① テスト用アダプタプラグにより、60～150 L/min で 15 秒間、直径 50mm±5mm、細孔 10 μm のフィルターにガスを吹き付ける。

(c) 判定基準

- ① フィルターに目視で確認できる微粒子のないこと。

(エ) 送気圧力

(a) 検査の方法

- ① 圧力計により送気圧力を測定する。

(b) 判定基準

- ① 送気圧力が表 11.1.1 の標準送気圧力の範囲内であること。

(オ) ガス別同定

(a) 検査の方法

- ① 酸素濃度計により酸素濃度を測定する。

なお、送気圧力、酸素濃度とも同じガスで判別不可能な場合は他の方法によるか、一時的に送気圧力を変えるか、その系統のみ、単独で試験を行う。その方法は特記による。

(b) 判定基準

- ① 表示されたガス名及び識別色と測定された酸素濃度の範囲が表 11.2.9 に適合していること。

表 11.2.9 ガス別同定試験の判定基準

ガ	ス	名	酸素濃度			
酸		素	95％以上			
笑		気	5％以下			
空		気	21±2％			
吸		引	－			
炭	酸	ガ	ス	5％以下		
窒		素	5％以下			
駆	動	空	気	21±2％		
麻	酔	ガ	ス	排	除	－

(カ) 流量性能

(a) 検査の方法

- ① 流量計と圧力計により表 11.1.1 の配管端末器の送気圧力及び配管端末器最低流量を放出したときの圧力を測定する。

(b) 判定基準

- ① 規定流量のガスを放出したときの圧力変動が、表 11.1.1 の最大変動圧力の範囲内であること。

(キ) 麻酔ガス排除アウトレット

(a) 検査の方法

- ① アダプタプラグを差し込む、エジェクタへの圧縮空気供給バルブを開にする等で吸引状態にし、流量調整操作を行う。

(b) 判定基準

- ① 吸引を行うこと。最大流量が 30 L/min 以上で 0～30 L/min の間で調整可能であること。

(7) 監視・警報装置

- (ア) 運転又は擬似信号により、警報信号を発信させ、監視・警報設備の作動を確認する。警報器の圧力スイッチ、送気圧力等の作動圧力は、表 11.1.1 による。

(イ) マニフォールド

(a) 検査の方法

- ① マニフォールドの両側に試験用実ガスボンベを取付け、使用側のボンベバルブを閉める。アウトレットよりガスを放出し、空瓶状態にする。

(b) 判定基準

- ① 空瓶警報がブザー及びランプにより発報し、マニフォールドと発報した警報の表示ガス名が同じであること。

(ウ) 吸引供給装置、圧縮空気供給装置及び麻酔ガス排除供給装置（ブロワ）

(a) 検査の方法

- ① サーマルリレーを手動で作動させる。

(b) 判定基準

- ① (イ) (b) による。

(エ) 送気圧力

(a) 検査の方法

- ① アウトレットよりガスを放出し、圧力を下げる。

(b) 判定基準

- ① (イ) (b) による。

2.4.3.9 圧縮空気供給装置の清浄度試験

- (1) 治療用圧縮空気供給装置の清浄度試験は、次の項目を確認する。ただし、供給装置を新設又は増設していない場合は必要ない。

(2) 検査の方法

- (ア) 任意のアウトレット 2～3 箇所ではガスを放出、採取し、分析検査を行う。

(3) 判定基準

(ア) 治療用空気

- (a) 最大総油量 0.5 mg/m³ 以下（大気圧力下での測定）
 (b) 最大一酸化炭素 10mL/m³ (ppm) 以下
 (c) 最大二酸化炭素 1000mL/m³ (ppm) 以下
 (d) 露点 5℃未満（配管圧力下において）ただし、露点は、寒冷地等で特記がある場合は、それによる。

(イ) 手術機器駆動用空気

- (a) 最大総油量 0.5 mg/m³（環境圧力下での測定）
 (b) 最大水分量 60 mg/m³（環境圧力下での測定）

2.4.3.10 完工検査

- (1) 完工検査は、試験用実ガスを全て抜いた後に、実際に使用する医療用ガスに置き換えられ、全ての系統の配管設備が、使用が可能な状態となったときで、かつ、使用開始前に行う。
- (2) 検査に当たっては、当該施設の医療ガス安全管理委員会の実施責任者等が立ち会い、臨床使用時の安全性を確認する。実施方法は、2.4.3.8「作動及び性能検査」(6)のアウトレットによる。
なお、検査の実施に当たって、酸素、笑気及び炭酸ガスの放出に関して、特に安全を考慮する。
- (3) 検査に合格した場合は、当該施設の医療ガス安全管理委員会の実施責任者等が施工管理者及び現場代理人とともに、完工検査書に氏名を記載するものとする。